銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）

目次

第一章　定義（第一条）
第二章　国際統一基準（連結自己資本比率）（第二条―第十三条）
第三章　国際統一基準（単体自己資本比率）（第十四条―第二十四条）
第四章　国内基準（連結自己資本比率）（第二十五条―第三十六条）
第五章　国内基準（単体自己資本比率）（第三十七条―第四十七条）
第六章　信用リスクの標準的手法
第一節　総則（第四十八条―第五十四条）
第二節　リスク・ウェイト（第五十五条―第七十七条）
第三節　オフ・バランス取引（第七十八条）
第四節　派生商品取引及び長期決済期間取引（第七十九条―第七十九条の四の六）
第四節の二　未決済取引（第七十九条の五）
第五節　信用リスク削減手法
第一款　総則（第八十条―第八十三条）
第二款　適格金融資産担保付取引に共通する事項（第八十四条―第九十条）
第三款　包括的手法
第一目　総則（第九十一条―第九十三条）
第二目　標準的ボラティリティ調整率（第九十四条）
第三目　自行推計ボラティリティ調整率（第九十五条―第九十九条）
第四目　ボラティリティ調整率の調整（第百条）
第五目　ボラティリティ調整率の適用除外（第百一条・第百二条）
第六目　法的に有効な相対ネッティング契約下にあるレポ形式の取引に対するボラティリティ調整率の使用（第百三条・第百四条）
第七目　法的に有効な相対ネッティング契約下にあるレポ形式の取引に対するエクスポージャー変動額推計モデルの使用（第百五条―第百十二条）
第八目　包括的手法における担保付派生商品取引（第百十三条）
第四款　簡便手法（第百十四条―第百十六条）
第五款　貸出金と自行預金の相殺（第百十七条）
第六款　保証及びクレジット・デリバティブ
第一目　適格要件（第百十八条―第百二十三条）

第二目　計算方法等（第百二十四条―第百二十九条）
第七款　信用リスク削減手法の残存期間がエクスポージャーの残存期間を下回る場合の取扱い（第百三十条―第百三十二条）
第八款　信用リスク削減手法に関するその他の事項
第一目　複数の信用リスク削減手法の取扱い（第百三十三条・第百三十四条）
第二目　ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ（第百三十五条・第百三十六条）
第三目　セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ等（第百三十七条―第百三十九条）
第六節　間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出方法の特例（第百三十九条の二）
第七章　信用リスクの内部格付手法
第一節　総則
第一款　承認手続等（第百四十条―第百四十五条）
第二款　段階的適用等（第百四十六条―第百四十九条）
第二節　期待損失の取扱い（第百五十条・第百五十一条）
第三節　信用リスク・アセットの額の算出
第一款　内部格付手法採用行における信用リスク・アセットの額の合計額（第百五十二条）
第二款　事業法人等向けエクスポージャー（第百五十三条―第百五十八条）
第三款　リテール向けエクスポージャー（第百五十九条―第百六十五条）
第四款　株式等エクスポージャー（第百六十六条）
第五款　信用リスク・アセットのみなし計算（第百六十七条）
第六款　購入債権（第百六十八条―第百七十三条）
第七款　リース取引（第百七十四条―第百七十七条）
第七款の二　未決済取引（第百七十七条の二）
第八款　その他資産等（第百七十八条―第百七十八条の五）
第四節　最低要件
第一款　内部格付制度の設計
第一目　内部格付制度（第百七十九条―第百八十一条）
第二目　格付の構造（第百八十二条・第百八十三条）
第三目　格付の基準（第百八十四条―第百八十七条）
第四目　債務者格付等の格付付与時の評価対象期間（第百八十八条）

第五目　モデルの利用（第百八十九条）
第六目　内部格付制度に関する書類（第百九十条・第百九十一条）
第二款　内部格付制度の運用
第一目　格付の対象（第百九十二条・第百九十三条）
第二目　格付付与手続の健全性の維持（第百九十四条・第百九十五条）
第三目　格付の書換え（第百九十六条）
第四目　データの維持管理（第百九十七条・第百九十八条）
第五目　ストレス・テスト（第百九十九条・第二百条）
第三款　内部統制（第二百一条―第二百三条）
第四款　格付の利用（第二百四条）
第五款　リスクの定量化
第一目　デフォルト（第二百五条―第二百七条）
第二目　推計の対象と共通要件等（第二百八条―第二百十二条）
第三目　PD の推計（第二百十三条・第二百十四条）
第四目　LGD の推計（第二百十五条―第二百十八条）
第五目　保証及びクレジット・デリバティブに関する最低要件（第二百十九条―第二百二十三条）
第六目　EAD の推計（第二百二十四条―第二百二十七条）
第七目　購入債権の PD、LGD 及び $EL_{dilution}$ の推計（第二百二十八条―第二百三十二条）
第六款　内部格付制度及び推計値の検証（第二百三十三条―第二百三十六条）
第七款　開示（第二百三十七条）
第八款　内部格付手法採用のための自己資本比率（第二百三十八条）
第九款　株式等エクスポージャーに対する内部モデル手法の最低要件（第二百三十九条―第二百四十五条）
第八章　証券化エクスポージャーの取扱い
第一節　総則（第二百四十六条―第二百四十八条）
第二節　証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額
第一款　標準的手法の取扱い（第二百四十九条―第二百五十二条）
第二款　内部格付手法の取扱い（第二百五十三条―第二百七十条）
第八章の二　ＣＶＡリスク
第一節　算出方式（第二百七十条の二）
第二節　標準的リスク測定方式（第二百七十条の三）

第三節　先進的リスク測定方式（第二百七十条の四・第二百七十条の五）
第四節　簡便的リスク測定方式（第二百七十条の五の二）
第八章の三　中央清算機関関連エクスポージャーの取扱い（第二百七十条の六―第二百七十条の九）
第九章　マーケット・リスク
第一節　算出方式の選択（第二百七十一条）
第二節　内部モデル方式（第二百七十二条―第二百七十九条）
第三節　標準的方式
第一款　標準的方式によるマーケット・リスク相当額（第二百八十条）
第二款　金利リスク・カテゴリー（第二百八十一条―第二百八十七条）
第三款　株式リスク・カテゴリー（第二百八十八条―第二百九十条）
第四款　外国為替リスク・カテゴリー（第二百九十一条・第二百九十二条）
第五款　コモディティ・リスク・カテゴリー（第二百九十三条）
第六款　オプション取引（第二百九十四条―第三百二条）
第四節　証券化エクスポージャーに係る特例（第三百二条の二―第三百二条の五）
第五節　特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る特例（第三百二条の六・第三百二条の七）
第六節　コリレーション・トレーディングに係る特例（第三百二条の八―第三百二条の十三）
第七節　特定項目のうち調整項目に算入されない部分等に係る特例（第三百二条の十四）
第十章　オペレーショナル・リスク（第三百三条―第三百二十条）
第十一章　雑則（第三百二十一条・第三百二十二条）
附則

第一章　定義

（定義）

第一条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　子会社　銀行法（以下「法」という。）第二条第八項に規定する子会社をいう。

二　証券化取引　原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の関係にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引をいう。ただし、特定貸付債権に該当するものを除く。

二の二　再証券化取引　証券化取引のうち、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである取引をいう。ただし、次のイ又はロのいずれかに該当するものを除く。

イ　原資産の全部が単一の証券化取引に係るエクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）である証券化取引であって、当該証券化取引の前後で証券化取引に係るリスク特性が実

質的に変更されていないもの

ロ　日本国政府、我が国の地方公共団体又は第六十一条第一項に規定する我が国の政府関係機関（(1)から(3)までにおいて「国等」という。）により、中小企業に対する金融の円滑化を主たる目的として行われる証券化取引であって、次に掲げる要件の全てに該当するもの

(1)　国等がオリジネーターとして当該証券化取引に係る最劣後部分を保有するものであること。

(2)　国等が法令に基づいて当該証券化取引の勘定を区分して経理することとされていること。

(3)　国等が当該証券化取引の原資産に係るデフォルト情報を定期的に公表していること。

三　内部格付手法採用行　先進的内部格付手法採用行と基礎的内部格付手法採用行を総称していう。

四　事業法人等向けエクスポージャー　事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーを総称していう。

五　リテール向けエクスポージャー　居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーを総称していう。

六　適格引当金　内部格付手法を適用するエクスポージャー（証券化エクスポージャー及び株式等エクスポージャーに係るものを除く。）に対して計上されている個別貸倒引当金、部分直接償却額及び特定海外債権引当勘定に相当する額並びに第百五十一条の規定により内部格付手法により算出される信用リスク・アセットの額に対応するものとして区分された一般貸倒引当金をいう。

七　金融機関　次に掲げる者をいう。

イ　預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項に規定する金融機関

ロ　預金保険法第二条第五項に規定する銀行持株会社等

ハ　農林中央金庫

ニ　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会

ホ　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合及び同法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会並びに同法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合及び同法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会

七の二　中央清算機関　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十八項に規定する金融商品債務引受業を営む者及び商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第十七項に規定する商品取引債務引受業を営む者並びに外国の法令に準拠して設立された法人で外国において金融商品債務引受業又は商品取引債務引受業と同種類の業務を行う者をいう。

七の三　適格中央清算機関　銀行が第二百七十条の八第二項に定める手法により信用リスク・アセ

ットの額を算出するに当たって必要な情報を銀行に提供している者であって、次に掲げる者をいう。

イ　金融商品取引法第二条第二十九項に規定する金融商品取引清算機関

ロ　商品先物取引法第二条第十八項に規定する商品取引清算機関

ハ　外国の中央清算機関のうち当該中央清算機関が設立された国において適切な規制及び監督の枠組みが構築されており、かつ、当該規制及び監督を受けている者

八　標準的手法　第四十八条から第百三十九条まで及び第二百四十六条から第二百五十二条までに定める方法により、信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。

九　株式等エクスポージャー　次に掲げるものをいう。

イ　株式又は次に掲げる全ての性質を有するもの

(1)　償還されないこと。

(2)　発行体の債務を構成するものではないこと。

(3)　発行体に対する残余財産分配請求権又は剰余金配当請求権を付与するものであること。

ロ　金融機関のＴｉｅｒ１資本の額（次条第二号又は第十四条第二号の算式におけるＴｉｅｒ１資本の額をいう。）又はコア資本に係る基礎項目の額（第二十五条又は第三十七条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額をいう。）に算入される資本調達手段と同様の仕組みの金融商品

ハ　発行体の債務を構成する金融商品であって、次に掲げるいずれかの性質を有するもの

(1)　発行体が当該債務の支払を無期限に繰り延べることができること。

(2)　発行体による一定数のイ又はロに掲げる金融商品の発行により、債務を支払うことが条件とされていること又は発行体が一定数のイ及びロに掲げる金融商品の発行により債務の支払に充当することができること。

(3)　発行体による不特定数のイ又はロに掲げる金融商品の発行により債務を支払うことが条件とされており、かつ、他の条件が同じ場合は債務額の変動が一定数のイ及びロに掲げる金融商品の額に連動するものであること又は発行体の裁量で当該支払方法を選択できること。

(4)　当該金融商品の保有者がイ又はロに掲げる金融商品による弁済を要求する選択権を有すること。ただし、当該金融商品が債務と同様の性質を有するものとして取引されている場合又は債務として扱うことが適当であると認められる場合を除く。

ニ　返済額が株式からの収益に連動する債務、株式の保有と同様の経済的効果をもたらす意図の下に組成された債務、有価証券、派生商品取引その他の金融商品

十　標準的手法採用行　信用リスク・アセットの額の計算において標準的手法を使用する銀行をいう。

十の二　国際統一基準行　第二条に規定する国際統一基準により自己資本比率を算出する銀行をい

う。

十の三　国内基準行　第二十五条に規定する国内基準により自己資本比率を算出する銀行をいう。

十一　レポ形式の取引　担保付きで行う証券の貸借取引及び証券の買戻又は売戻条件付売買をいう。

十二　内部格付手法　第百四十条から第二百四十八条まで及び第二百五十三条から第二百七十条までに定める方法により、信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。

十二の二　内部モデル方式採用行　マーケット・リスク相当額の算出において第二百七十二条の承認を受けて内部モデル方式を使用する銀行をいう。

十三　先進的計測手法採用行　オペレーショナル・リスク相当額の計算において先進的計測手法を使用する銀行をいう。

十四　適格格付機関　金融庁長官が別に定める格付機関をいう。

十五　信用リスク区分　適格格付機関の格付に対応するものとして金融庁長官が別に定める区分又は経済協力開発機構若しくは輸出信用機関のカントリー・リスク・スコア（経済協力開発機構の公的輸出信用ガイドライン取極めに基づいて付与されるカントリー・リスク・スコアをいい、輸出信用機関が当該取極めに基づいて付与するカントリー・リスクの評価の区分がこれと異なる場合には、当該輸出信用機関の区分をカントリー・リスク・スコアに紐付けたうえで用いるものとする。以下同じ。）に対応するものとして第六章において定める区分をいう。

十六　証券化エクスポージャー　証券化取引に係るエクスポージャーをいう。

十六の二　再証券化エクスポージャー　再証券化取引に係るエクスポージャーをいう。

十七　クレジット・デリバティブ　次に掲げるものをいう。

イ　金融商品取引法第二条第二十一項第五号に掲げる取引のうち同号イに掲げる事由に係る取引

ロ　金融商品取引法第二条第二十二項第六号に掲げる取引のうち同号イに掲げる事由に係る取引

ハ　金融商品取引法第二条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引のうちイに掲げる取引に類似する取引

十八　プロテクション提供者　クレジット・デリバティブにより、信用リスク削減効果（第六章第五節に規定する信用リスク削減手法が、エクスポージャーの信用リスクを削減する効果をいう。以下同じ。）を提供する者をいう。

十九　ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ　クレジット・デリバティブのうち、あらかじめ複数の法人又は資産を指定し、あらかじめ定められた信用事由がそれらについて最初に発生したときに信用リスク削減効果を提供し、契約が終了するものをいう。

二十　セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ　クレジット・デリバティブのうち、あらかじめ複数の法人又は資産を指定し、あらかじめ定められた信用事由がそれらについて二番目に発生したときに信用リスク削減効果を提供し、契約が終了するものをいう。

二十一　適格金融資産担保　簡便手法（第六章第五節第四款に定める計算手法をいう。以下同じ。）を用いる場合にあっては第八十九条に掲げるものを、包括的手法（第六章第五節第三款に定める計算手法をいう。以下同じ。）を用いる場合にあっては第九十条に掲げるものをいう。

二十二　原資産　次に掲げるいずれかに該当する資産をいう。

イ　資産譲渡型証券化取引においてオリジネーターが証券化目的導管体に譲渡する資産

ロ　合成型証券化取引においてクレジット・デリバティブの原債権、被保証債権又は被担保債権等

二十三　上場株式　取引所金融商品市場（金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下同じ。）、店頭売買有価証券市場（同法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下同じ。）又は外国金融商品市場（同法第二条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。以下同じ。）において売買されている株式をいう。

二十四　ポートフォリオ　一又は二以上の取引及び資産の集合をいう。

二十五　ヒストリカル・データ　過去に実際に発生した価格変動を表す数値をいう。

二十六　ネット・ポジション　対当する（あるポジションと他のポジションが、相互に他方のポジションから生じうる損失を減少させる状態にあることをいう。以下同じ。）ポジション同士を相殺した結果として残るポジションをいう。

二十七　ポジション　取引及び資産の持ち高をいう。

二十八　バリュー・アット・リスク　特定のポジションを一定期間保有すると仮定した場合において、将来の価格変動により一定の確率の範囲内で予想される最大の損失額をいう。

二十九　原債権　クレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果の対象となるエクスポージャーをいう。

三十　決済のための参照債務　第百二十条第一号に掲げる事由の発生に基づく支払額の算定に用いられる債務及び原債権の債務者の債務で決済を行う場合に決済のために引き渡すことが認められる債務を総称していう。

三十一　信用事由判断のための参照債務　クレジット・デリバティブについて第百二十条第一号に掲げる事由の発生の有無を判断するために用いることができる債務をいう。

三十二　特定順位参照型クレジット・デリバティブ　クレジット・デリバティブのうち、複数の法人又は資産を指定し、それらについてあらかじめ特定された順位で発生した信用事由のみに基づいて信用リスク削減効果を提供し、契約が終了するものをいう。

三十三　基礎的内部格付手法採用行　事業法人等向けエクスポージャーについてLGD及びEADの自行推計値を用いないことを条件として、内部格付手法を使用することについて金融庁長官の承認を受けた銀行をいう。

三十四　先進的内部格付手法採用行　事業法人等向けエクスポージャーについてLGD及びEADの自行推計値を用いて内部格付手法を使用することについて金融庁長官の承認を受けた銀行をいう。

三十五　事業法人向けエクスポージャー　法人、信託、事業者たる個人その他これらに準ずるもの（以下「事業法人」という。）に対するエクスポージャー（ソブリン向けエクスポージャー又は金融機関等向けエクスポージャーに該当するものを除く。）をいう。

三十六　ソブリン向けエクスポージャー　次に掲げるエクスポージャーをいう。

イ　中央政府及び中央銀行向けエクスポージャー

ロ　地方公共団体向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）

ハ　地方公共団体金融機構向けエクスポージャー

ニ　第六十一条第一項に規定する我が国の政府関係機関に対するエクスポージャー

ホ　土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けエクスポージャー

ヘ　外国の中央政府以外の公共部門（中央政府以外の公共部門とは、各国が定めたそれぞれの公共部門の定義に従う。以下同じ。）向けエクスポージャーであって、当該公共部門が設立された国内の自己資本比率規制においてソブリン向けエクスポージャーとして扱われているもの

ト　国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ及び欧州評議会開発銀行向けエクスポージャー

チ　国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向けエクスポージャー

リ　信用保証協会等（信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会をいう。以下同じ。）向けエクスポージャー

三十七　金融機関等向けエクスポージャー　次に掲げるエクスポージャーをいう。

イ　金融機関（第七号ロに掲げる者を除く。次号イ(1)において同じ。）に対するエクスポージャー

ロ　外国の中央政府以外の公共部門向けエクスポージャーであって、当該公共部門が設立された国内における取扱いにおいて金融機関向けエクスポージャーとして扱われているもの

ハ　国際開発銀行に対するエクスポージャー（前号トに掲げるものを除く。）

ニ　法第十条第二項第八号に規定する外国銀行（以下「外国銀行」という。）に対するエクスポージャー

ホ　銀行持株会社（法第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。以下同じ。）及びこれに準

ずる外国の会社に対するエクスポージャー

ヘ　第六十四条において金融機関向けエクスポージャーの取扱いを認められた第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及びこれに準ずる外国の者をいう。以下同じ。）及び経営管理会社（国内に本店その他の主たる営業所又は事務所を有する法人（銀行又は銀行持株会社を除く。）であって、当該法人及び当該法人の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条第三項に規定する子会社をいう。）のうちに第一種金融商品取引業者を含み、かつ、当該法人が作成する連結財務諸表に基づき合算自己資本及び所要自己資本の計算を行っている者及びこれに準ずる外国の者をいう。以下同じ。）に対するエクスポージャー

三十七の二　大規模規制金融機関等向けエクスポージャー　事業法人等向けエクスポージャーのうち、次に掲げる者に対するエクスポージャーをいう。

イ　大規模規制金融機関（次に掲げる者をいう。ロ(2)において同じ。）

(1)　規制金融機関（金融機関、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下同じ。）若しくは少額短期保険業者（同条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。）若しくは第一種金融商品取引業者若しくはこれらに準ずる外国の者又は銀行持株会社、同条第十六項に規定する保険持株会社若しくは金融商品取引法第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社若しくはこれらに準ずる外国の者をいう。以下この号、第八条第六項第一号及び第二十条第三項第一号において同じ。）であってその連結貸借対照表の資産の部に計上した額が千億合衆国ドルに相当する額以上である者

(2)　(1)に掲げる者の子法人等（銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号。以下「令」という。）第四条の二第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）

ロ　非規制金融機関（金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含む。）であって、次に掲げる者以外のもの（金融機関その他の金融システムに影響を及ぼすと認められる者と高い相関関係を有しないと認められる者を除く。）をいう。）

(1)　規制金融機関

(2)　大規模規制金融機関（規制金融機関を除く。）

三十七の三　トレード・エクスポージャー　派生商品取引及びレポ形式の取引並びにこれらに関する担保の差入れにより生ずるエクスポージャーをいう。

三十七の四　直接清算参加者　トレード・エクスポージャーに係る債務を、引受け、更改その他の方法により負担させる契約を中央清算機関との間で直接締結する者をいう。

三十七の五　間接清算参加者　直接清算参加者を通じて中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーを有する者をいう。

三十七の六　清算基金　自ら及び他の直接清算参加者が中央清算機関に対し債務不履行又は支払不能により損失を与えた場合における当該損失を補塡するために、直接清算参加者が中央清算機関に預託する金銭その他の財産をいう。

三十八　居住用不動産向けエクスポージャー　不動産を所有し、当該不動産に居住する個人向けの貸付けであって、かつ、同様のリスク特性を有するエクスポージャーで構成されるプールに属し、当該プール単位で管理されているものをいう。

三十九　適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー　同様のリスク特性を有するエクスポージャーで構成されるプールに属するエクスポージャーであって、当該プール単位で管理されており、かつ、次に掲げるすべての性質を有するものをいう。

イ　契約上定められた上限の範囲内で、債務の残高が債務者の任意の判断で変動しうるエクスポージャー（以下「リボルビング型エクスポージャー」という。）であって、無担保で、かつ、信用供与枠の維持について契約が締結されておらず、銀行が無条件に取り消しうるものであること。

ロ　個人向けのエクスポージャーであること。

ハ　一個人に対する残高の上限が一千万円以下であること。

ニ　当該エクスポージャーの属するポートフォリオにおける PD の低いエクスポージャーの損失率（経済的損失に基づいて計算したものをいう。以下同じ。）のボラティリティが低いこと。

ホ　当該エクスポージャーの損失率のデータが損失のボラティリティを検証することが可能な形式で保存されていること。

四十　その他リテール向けエクスポージャー　次のイ又はロに掲げるエクスポージャーのうち居住用不動産向けエクスポージャー及び適格リボルビング型リテール向けエクスポージャーに該当しないものであって、同様のリスク特性を有するエクスポージャーで構成されるプールに属し、かつ、当該プール単位で管理されているものをいう。

イ　個人向けのエクスポージャー（事業性のものを除く。）

ロ　イに該当しないエクスポージャーであって、一の債務者に対するエクスポージャーの合計額から信用保証協会等により保証されたエクスポージャーの額を控除した額が一億円未満のもの（当該控除した額が一時的に一億円以上となる場合を含む。）

四十一　LGD　EAD に対するデフォルトしたエクスポージャーに生じる損失額の割合をいう。

四十二　EAD　デフォルト時におけるエクスポージャーの額をいう。

四十三　プロジェクト・ファイナンス　事業法人向けエクスポージャーのうち、発電プラント、化

学プラント、鉱山事業、交通インフラ、環境インフラ、通信インフラその他の特定の事業に対する信用供与のうち、利払い及び返済の原資を主として当該事業からの収益に限定し、当該事業の有形資産を担保の目的とするものであって、かつ、信用供与の条件を通じて信用供与を行った者が当該有形資産及び当該有形資産からの収益について相当程度の支配権を有しているものをいう。

四十四　オブジェクト・ファイナンス　事業法人向けエクスポージャーのうち、船舶、航空機、衛星、鉄道、車両その他の有形資産の取得のための信用供与のうち、利払い及び返済の原資を当該有形資産からの収益に限定し、当該有形資産を担保の目的とするものであって、かつ、信用供与の条件を通じて信用供与を行った者が当該有形資産及び当該有形資産からの収益について相当程度の支配権を有しているものをいう。

四十五　コモディティ・ファイナンス　事業法人向けエクスポージャーのうち、原油、金属、穀物その他の商品取引所の上場商品の支払準備金、在庫又は売掛債権の資金調達のための短期の信用供与のうち、利払い及び返済の原資を当該商品の売却代金に限定し、かつ、信用供与の条件を通じて信用供与を行った者が当該商品及び当該商品からの収益について相当程度の支配権を有しているものをいう。

四十六　事業用不動産向け貸付け　事業法人向けエクスポージャーのうち、賃貸用オフィスビル、商業ビル、居住用不動産、ホテル、工場、倉庫その他の不動産の取得のための信用供与のうち、利払い及び返済の原資を当該不動産からの収益に限定し、当該不動産を担保の目的とするものであって、かつ、信用供与の条件を通じて信用供与者が当該不動産及び当該不動産からの収益について相当程度の支配権を有しているものをいう。

四十七　特定貸付債権　プロジェクト・ファイナンス、オブジェクト・ファイナンス、コモディティ・ファイナンス及び事業用不動産向け貸付けを総称していう。

四十八　PD　一年間に債務者がデフォルトする確率をいう。

四十九　ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け　事業用不動産向け貸付けのうち、次のいずれかに該当するものをいう。

イ　他の特定貸付債権に比べ損失のボラティリティが高い事業用不動産の取得に対する信用供与

ロ　土地の取得、開発及び建物の建築のための信用供与であって、信用供与の実行日において当該信用供与の返済原資が当該不動産の不確実な売却又は相当程度不確実なキャッシュ・フローに基づいているもの（当該不動産の所在地における当該不動産と同様の不動産の使用率に満たない場合を含む。）。ただし、債務者が信用供与者以外の第三者から相当程度の株式等エクスポージャーを通じた資金の提供を受けている場合を除く。

ハ　外国の銀行監督においてボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けとして扱われている当該外国に所在する事業用不動産向けの信用供与

五十　購入債権　購入リテール向けエクスポージャー及び購入事業法人等向けエクスポージャーを総称していう。

五十一　中堅中小企業向けエクスポージャー　事業法人向けエクスポージャーのうち、当該事業法人の売上高（当該事業法人が連結財務諸表を作成している場合及び内部格付手法採用行が同一のグループに属するものとして管理している場合は連結の売上高をいう。以下この号、第百五十三条第二項及び第百七十五条において同じ。）が五十億円未満の事業法人に対するエクスポージャーをいう。ただし、当該事業法人が卸売業を営む場合その他の当該事業法人の事業規模を判断するに当たって当該事業法人の売上高を用いることが適切ではない場合は、事業法人向けエクスポージャーのうち、当該事業法人の総資産が五十億円未満の事業法人に対するエクスポージャーをこれに含めることができる。

五十二　希薄化リスク　購入債権に係る契約の取消し又は解除、購入債権の債務者の譲渡人に対する債権を自働債権、当該購入債権の譲受人が保有する購入債権を受働債権とする相殺その他の事由により、購入債権が減少するリスクをいう。

五十三　適格債権担保　次の要件の全てを満たす債権であって、内部格付手法採用行に担保として供されたものをいう。

イ　当初の満期が一年以内であり、被担保債権の債務者が第三者と行った商取引に基づき支払を受ける債権であること。

ロ　証券化、ローン・パーティシペーション又はクレジット・デリバティブに関連する債権ではないこと。

ハ　債務者の子法人等又は関連法人等（令第四条の二第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）その他債務者とデフォルトの相関関係の高いものに対する債権ではないこと。

五十四　適格不動産担保　事業用不動産又は居住用不動産に設定された担保であって、次に掲げる性質をすべて有するものをいう。

イ　被担保債権の債務者のリスクが、当該不動産又は当該不動産に係るプロジェクト以外を原資とする債務者の返済能力に依存するものであること。

ロ　担保の目的である不動産の価値が、債務者の業績に大きく依存するものではないこと。

ハ　被担保債権が事業用不動産向け貸付けに該当しないこと。

五十五　適格その他資産担保　一定の要件を満たす適格船舶担保、適格航空機担保、適格ゴルフ会員権担保及び適格動産担保を総称していう。

五十六　ショート・ポジション　売持ちのポジションをいう。

五十七　ロング・ポジション　買持ちのポジションをいう。

五十八　購入事業法人等向けエクスポージャー　内部格付手法採用行又は当該内部格付手法採用行

の連結子法人等（銀行の子法人等であって、連結自己資本比率（次条又は第二十五条に規定する連結自己資本比率をいう。）の算出に当たり連結の範囲に含まれるものをいう。以下同じ。）が第三者から譲り受けた事業法人等向けエクスポージャーをいう。

五十九　適格購入事業法人等向けエクスポージャー　適格購入事業法人等向けエクスポージャープールに属する購入事業法人等向けエクスポージャーをいう。

六十　適格購入事業法人等向けエクスポージャープール　次に掲げる性質をすべて有する購入事業法人等向けエクスポージャーによって構成された分散度の高いプールをいう。

イ　購入債権の譲渡人が独立した第三者であり、かつ、購入債権を譲り受けた内部格付手法採用行が直接又は間接に信用供与を行ったものでないこと。

ロ　購入債権の譲渡人と購入債権の債務者の間における購入債権に関する取引が、独立した当事者間における取引であること。

ハ　購入事業法人等向けエクスポージャーの譲受人が購入事業法人等向けエクスポージャーのプールからの元利払いの全額又は一部について権利を有すること。ただし、一部の場合は当該購入事業法人等向けエクスポージャーに係る他の権利者とエクスポージャーの額の割合に応じて比例配分する場合に限る。

六十一　$EL_{dilution}$　購入債権のプールに含まれるエクスポージャーの総額に対する希薄化リスク部分に相当する一年間の期待損失率をいう。

六十二　トップ・ダウン・アプローチ　第百七十条第二項から第九項までに従って、購入債権のPD又はLGDを推計する方法をいう。

六十三　購入リテール向けエクスポージャー　内部格付手法採用行又は当該内部格付手法採用行の連結子法人等が第三者から譲り受けたリテール向けエクスポージャーをいう。

六十四　購入債権のディスカウント部分　第三者から購入債権を購入した場合の当該債権の名目価額と取得価額との差額をいう。

六十五　裏付資産　証券化エクスポージャーに係る元利金の支払の原資となる資産を総称していう。

六十六　信用補完機能を持つI/Oストリップス　資産譲渡型証券化取引において証券化目的導管体に譲渡した原資産から将来において生じることが見込まれた金利収入等の全部又は一部を受ける権利であって、当該証券化取引に係る他の証券化エクスポージャーに対する信用補完として利用されるように仕組まれたものをいう。

六十七　資産譲渡型証券化取引　証券化取引であって、原資産の全部又は一部が証券化目的導管体に譲渡されており、当該取引における投資家に対する支払の原資が当該原資産からのキャッシュ・フローであるものをいう。

六十八　オリジネーター　次に掲げる事項のいずれかに該当するものをいう。

イ　直接又は間接に証券化取引の原資産の組成にかかわっている場合

ロ　第三者からエクスポージャーを取得する ABCP の導管体又はこれに類するプログラムのスポンサーである場合

六十九　クリーンアップ・コール　証券化エクスポージャーの投資家がその全額について支払を受ける前に、証券化目的導管体が残存する証券化エクスポージャーの買戻し又は償還を行うことができる権利をいう。

七十　証券化目的導管体　証券化取引を行う目的で組織された法人、信託その他の導管体であり、次に掲げる性質を満たすものをいう。

イ　定款又は契約において、当該導管体の活動が当該目的の遂行のために必要なものに限定されること。

ロ　オリジネーター及び原資産の譲渡人の信用リスクから隔離されていること。

七十一　契約外の信用補完等　証券化取引において、銀行が当該取引に係る契約上の義務でないにもかかわらず、当該取引に係る信用リスクを引き受けることにより証券化取引に関与する他の契約当事者に信用補完を行うことをいう。

七十二　合成型証券化取引　証券化取引であって、原資産の信用リスクの全部又は一部が原資産を参照債務とするクレジット・デリバティブ、原資産に対する保証又は原資産を被担保債権とする質権の設定その他これらに類する方法により移転されており、投資家が原資産の信用リスクを負担しているものをいう。

七十三　適格流動性補完　証券化目的導管体が裏付資産に係るキャッシュ・フローを受け取るタイミングと証券化エクスポージャーの元利払いのタイミングのミスマッチその他これに類する事由により裏付資産に係るキャッシュ・フローが証券化エクスポージャーの元利払いに不足する事態に対応するための信用供与（コミットメント（スタンドバイ契約、クレジットライン等をいう。以下同じ。）及び債権買取契約を含む。）であって、かつ、次に掲げる性質を全て満たすものをいう。

イ　信用供与の条件が契約により明確に定められていること。

ロ　信用供与の極度額が裏付資産の処分及び信用補完により全額の回収が見込まれる額に限定されていること。

ハ　信用供与を実行する以前に生じた損失の補塡に利用されるものではなく、かつ、実際の資金需要と無関係に定期的又は継続的に無条件に実行されるように仕組まれたものでないこと。

ニ　デフォルトした裏付資産に対する信用補完を行うことを目的として実行されることを防止するために、裏付資産の信用力の審査を行っていること。

ホ　流動性補完の対象となる証券化エクスポージャーに適格格付機関が格付を付与している場合

は、信用供与の実行時において当該証券化エクスポージャーに付与された当該格付が投資適格以上であるときに限り信用供与が実行されるものであること。

ヘ　流動性補完の提供者が利益を受けうる信用補完がすべて利用された場合は、それ以降の信用供与が停止されること。

ト　証券化取引における他の投資家の権利に劣後するものではなく、かつ、債務の繰延べ又は放棄の対象とならないこと。

七十四　適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス　投資家に対する支払を滞りなく行うことを目的として、約定された額の範囲内でサービサー（委託又は再委託に基づき、原債権の管理、原債権の債務者に対する原債権の請求及び回収金の受領事務を受託したものをいう。以下この号及び第七十七号において同じ。）が行う信用供与であって、次に掲げる性質を有するものをいう。

イ　実行した信用供与の全額について裏付資産から生じるキャッシュ・フローから最優先で返済を受ける権利を有するものであること。

ロ　サービサーが任意に事前の通知なくして取り消すことができること。

七十五　コントロール型の早期償還条項　次に掲げる性質をすべて満たす早期償還条項をいう。

イ　早期償還が行われる場合に十分な償還原資及び流動性を確保するための適切な計画が存在すること。

ロ　すべての取引期間（早期償還が開始されてから債務の返済が完了するまでの期間を含む。）にわたって、毎月の一定時点における銀行及び投資家の未収債権の残高の割合に応じて利息、元本、費用、損失額及び回収額が配分されること。

ハ　早期償還の開始から終了までの期間は、当該開始時点における証券化目的導管体の債務総額の九十パーセント以上が償還又はデフォルトしたものとして認識されるのに十分な程度の長期に設定されること。

ニ　ハに定める期間内のいずれの時点においても、未償還残高は、当該期間において均等額の償還を行った場合の未償還残高を下回ってはならない。

七十六　非コントロール型の早期償還条項　早期償還条項のうちコントロール型の早期償還条項を除いたものをいう。

七十七　エクセス・スプレッド　証券化目的導管体が受け取る収益その他の収入の合計額から、投資家への元利払いの額、サービサーへの支払手数料、貸倒償却その他証券化エクスポージャーに対する元利払いに優先する証券化目的導管体の費用を控除した額のことをいう。

七十七の二　ＣＶＡリスク　クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動によりＣＶＡ（派生商品取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合における公正価値評価額と取引相手方の信用リスクを勘案する場合における公正価値評価額との差額をいう。以

下同じ。）が変動するリスクをいう。

七十八　個別リスク　特定の債券、株式等の価格が、市場全体の価格変動と異なって変動することにより発生しうる危険をいう。

七十九　一般市場リスク　市場全体の価格変動により発生しうる危険をいう。

八十　追加的リスク　デフォルト・リスク及び格付遷移リスク（格付が変動した場合に資産の価格の変動を引き起こすリスクをいう。第八十二号、第百五十八条第八項及び第九章において同じ。）をいう。

八十一　コリレーション・トレーディング　裏付資産又は参照資産等（第三十二号において指定している複数の法人又は資産をいう。以下同じ。）について売買双方の流動性のある市場を有する証券化取引（再証券化取引を除く。）又は特定順位参照型クレジット・デリバティブ（証券化エクスポージャーを参照するデリバティブを除く。）であって、全ての裏付資産又は参照資産等が単一の債務者に係る債権であるポジション（単一の債務者に係るクレジット・デリバティブを含む。）及び当該ポジションに対してヘッジ効果を発揮するポジションをいう。

八十二　包括的リスク　デフォルト・リスク、格付遷移リスクその他コリレーション・トレーディングに係る資産の価格の変動を引き起こすリスクをいう。

第二章　国際統一基準　（連結自己資本比率）

（連結自己資本比率の計算方法）

第二条　海外営業拠点（外国に所在する支店又は法第十六条の二第一項第七号に掲げる会社（銀行が総株主、総社員又は総出資者の議決権（以下「総株主等の議決権」という。）の百分の五十を超える議決権を保有しているものに限る。）であって、その所在地において常勤の役員又は従業員を持つものをいう。以下同じ。）を有する銀行の自己資本比率基準（以下「国際統一基準」という。）のうち法第十四条の二第二号に定める基準（以下この章において「連結自己資本比率」という。）であって、銀行及びその子会社等（同号に規定する子会社等をいう。次条において同じ。）の適当な自己資本の充実の状況の最低基準は、次の各号に掲げる比率（以下「最低所要連結自己資本比率」と総称する。）の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一　連結普通株式等Ｔｉｅｒ１比率　次の算式により得られる比率について、四・五パーセント以上とする。

普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額（普通株式等Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額－普通株式等Ｔｉｅｒ１資本に係る調整項目の額）

信用リスク・アセットの額の合計額＋マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額＋オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

二　連結Ｔｉｅｒ１比率　次の算式により得られる比率について、六パーセント以上とする。

Ｔｉｅｒ１資本の額（普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額＋その他Ｔｉｅｒ１資本の額（その他Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額－その他Ｔｉｅｒ１資本に係る調整項目の額））

信用リスク・アセットの額の合計額＋マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額＋オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

三　連結総自己資本比率　次の算式により得られる比率について、八パーセント以上とする。

総自己資本の額（Ｔｉｅｒ１資本の額＋Ｔｉｅｒ２資本の額（Ｔｉｅｒ２資本に係る基礎項目の額－Ｔｉｅｒ２資本に係る調整項目の額））

信用リスク・アセットの額の合計額＋マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額＋オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

第二条の二　国際統一基準のうち連結自己資本比率（銀行の連結子法人等である銀行若しくは銀行持株会社の連結子法人等（銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号）第一条第五十八号に規定する連結子法人等をいう。）である銀行（銀行の連結子法人等である銀行を除く。）又は外国に所在する親法人等（令第四条の二第二項に規定する親法人等をいう。以下同じ。）に対して当該外国において連結自己資本比率に準ずる基準が適用されている場合における当該親法人等の当該基準の適用に当たり連結の範囲に含まれる銀行（第十四条の二第一項において「規制外国法人の連結子法人等」という。）の連結自己資本比率を除く。）であって、銀行及びその子会社等の適当な自己資本の充実の状況の前条各号

に定める基準以外の基準は、連結資本バッファー比率（次の算式により得られる比率をいう。）について、最低連結資本バッファー比率以上とする。

$$\frac{\text{資本バッファーに係る普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額}}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額＋マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額＋オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額}}$$

２　前項の「最低連結資本バッファー比率」とは、資本保全バッファー比率及びカウンター・シクリカル・バッファー比率を合計したものをいう。

３　前項の「資本保全バッファー比率」とは、金融市場の動向又は経済情勢の変化によって生じるおそれのある損失の吸収のため資本を増強する基準となるものをいい、二・五パーセントとする。

４　第二項の「カウンター・シクリカル・バッファー比率」とは、金融市場における信用の供与が過剰な場合に、将来の景気の変動によって生じるおそれのある損失の吸収のため資本を増強する基準となるものをいい、次に掲げる比率を合計して得た比率（小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

一　零パーセント（金融庁長官が別に指定した場合は、別に指定した比率）に、信用リスク・アセットの額の合計額のうち本邦に係るものを当該額で除して得た値を乗じて得た比率

二　本邦以外の国又は地域の金融当局が定める比率（二・五パーセントを超える場合には、二・五パーセント）に、信用リスク・アセットの額の合計額のうち当該国又は地域に係るものを当該額で除して得た値を乗じて得た比率を合計して得た比率

５　第一項の「最低連結資本バッファー比率」とは、第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、同項に規定するものに、当該各号に定める比率（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合にあっては、当該各号に定める比率のうちいずれか高い比率）を加えたものとする。

一　銀行及びその子会社等が金融安定理事会による合意を勘案した国際的な金融システムにおけるその重要性に鑑み、金融庁長官が別に指定する銀行及びその子会社等である場合　金融庁長官が別に定める比率

二　銀行及びその子会社等が我が国の金融システムにおけるその業務の状況等を勘案した重要性に鑑み、金融庁長官が別に指定する銀行及びその子会社等である場合　金融庁長官が別に定める比率

（連結の範囲）

第三条　連結自己資本比率は、連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省

令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づき作成することとする。ただし、銀行が法第十六条の二第一項第一号から第十一号まで、第十三号又は第十四号に掲げる会社を子会社としている場合における当該子会社（以下「金融子会社」という。）については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする。

２　特例企業会計基準等適用法人等（銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号。次条第一号及び第十条第二項第二号において「規則」という。）第十四条の七第三項に規定する特例企業会計基準等適用法人等をいう。第二十六条第二項において同じ。）については、前項の規定にかかわらず、採用する企業会計の基準による連結財務諸表に基づき連結自己資本比率を算出するものとする。ただし、金融子会社については、全て連結の範囲に含めるものとする。

３　前二項の規定にかかわらず、銀行が法第十六条の二第一項第五号、第五号の二又は第九号に掲げる会社（以下「保険会社等」という。）を子法人等としている場合における当該子法人等（第五条第二項第一号イ(1)、第二十六条第三項及び第二十八条第二項第一号イ(1)において「保険子法人等」という。）については、連結の範囲に含めないものとする。

（マーケット・リスク相当額不算入の特例）

第四条　次の各号に掲げる銀行の区分に応じ、当該各号に定める場合には、第二条各号及び第二条の二第一項の算式にマーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額（以下「マーケット・リスク相当額に係る額」という。）を算入しないことができる。

一　規則第十三条の六の三第一項の規定に基づき特定取引勘定を設けた銀行（以下「特定取引勘定設置銀行」という。）　次に掲げる条件の全てを満たす場合

イ　直近の期末（中間期末を含む。以下同じ。）から自己資本比率の算出を行う日（以下「算出基準日」という。）までの間における特定取引勘定の資産（証券化取引を目的として保有している資産及び第二百七十条の三第一項又は第二百七十条の四第一項に規定するＣＶＡリスク相当額の算出に反映された取引を除く。以下同じ。）及び負債の合計額のうち最も大きい額が、千億円未満であり、かつ、直近の期末の総資産の十パーセントに相当する額未満であること。

ロ　算出基準日が期末である場合には、当該算出基準日における特定取引勘定の資産及び負債の合計額が、千億円未満であり、かつ、当該算出基準日における総資産の十パーセントに相当する額未満であること。

ハ　直近の算出基準日において第二条各号及び第二条の二第一項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入していないこと。

二　特定取引勘定設置銀行以外の銀行　次に掲げる条件の全てを満たす場合

イ　直近の期末から算出基準日までの間における商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の合計額のうち最も大きい額が、千億円未満であり、かつ、直近の期末の総資産の十パーセントに

相当する額未満であること。

ロ　算出基準日が期末である場合には、当該算出基準日における商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の合計額が、千億円未満であり、かつ、当該算出基準日における総資産の十パーセントに相当する額未満であること。

ハ　直近の算出基準日において第二条各号及び第二条の二第一項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入していないこと。

（普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額）

第五条　第二条第一号の算式において、普通株式等Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　普通株式に係る株主資本の額（社外流出予定額（剰余金の配当の予定額をいう。以下同じ。）を除く。）

二　その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額

三　普通株式に係る新株予約権の額

四　普通株式等Ｔｉｅｒ１資本に係る調整後非支配株主持分の額

２　第二条第一号の算式において、普通株式等Ｔｉｅｒ１資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　次に掲げる額の合計額

イ　次に掲げる無形固定資産の額の合計額

(1)　無形固定資産（のれんに係るものに限り、のれん相当差額（他の金融機関等（第八条第六項第一号に規定する他の金融機関等をいう。）であって、連結子会社（連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結子会社をいう。以下この(1)及び第二十八条第二項第一号イ(1)において同じ。）である保険子法人等又は持分法（連結財務諸表規則第二条第八号に規定する持分法をいう。以下この(1)、第九条第一項、第二十八条第二項第一号イ(1)及び第三十二条第一項において同じ。）が適用される者に係る差額（連結子会社である保険子法人等にあっては連結財務諸表規則第二十八条第五項の規定によりのれんに含めて表示される差額をいい、持分法が適用される者にあってはこれに相当するものをいう。第二十八条第二項第一号イ(1)において同じ。）をいう。第十条第二項第一号へにおいて同じ。）を含む。）の額

(2)　無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額

ロ　繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額

ハ　繰延ヘッジ損益（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、ヘッジ対象に係る時価評価差額が前項第二号のその他の包括利益累計額の項目として計上されている場合におけるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額を除く。）の額

ニ　内部格付手法採用行において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額（第百五十条に規定する期待損失額をいう。以下この章から第五章までにおいて同じ。）の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額

ホ　証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額

ヘ　負債の時価評価（銀行又は連結子法人等の信用リスクの変動に基づくものに限る。）により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額

ト　退職給付に係る資産の額

二　自己保有普通株式の額

三　意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額

四　少数出資金融機関等の普通株式の額

五　特定項目に係る十パーセント基準超過額

六　特定項目に係る十五パーセント基準超過額

七　その他Ｔｉｅｒ１資本不足額

3　第一項の「普通株式」とは、次に掲げる要件の全てを満たす株式をいう。

一　残余財産の分配について、最も劣後するものであること。

二　残余財産の分配について、一定額又は上限額が定められておらず、他の優先的内容を有する資本調達手段に対する分配が行われた後に、株主の保有する株式の数に応じて公平に割当てを受けるものであること。

三　償還期限が定められておらず、かつ、法令に基づく場合を除き、償還されるものでないこと。

四　発行者が発行時に将来にわたり買戻しを行う期待を生ぜしめておらず、かつ、当該期待を生ぜしめる内容が定められていないこと。

五　剰余金の配当が法令の規定に基づき算定された分配可能額を超えない範囲内で行われ、その額が株式の払込金額を基礎として算定されるものでなく、かつ、分配可能額に関する法令の規定により制限される場合を除き、剰余金の配当について上限額が定められていないこと。

六　剰余金の配当について、発行者の完全な裁量により決定することができ、これを行わないことが発行者の債務不履行となるものでないこと。

七　剰余金の配当について、他の資本調達手段に対して優先的内容を有するものでないこと。

八　他の資本調達手段に先立ち、発行者が業務を継続しながら、当該発行者に生じる損失を公平に負担するものであること。

九　発行者の倒産手続（破産手続、再生手続、更生手続又は特別清算手続をいう。以下同じ。）に関し当該発行者が債務超過（債務者が、その債務につき、その財産をもって完済することができな

い状態をいう。以下同じ。）にあるかどうかを判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるものでないこと。

十　払込金額が適用される企業会計の基準において株主資本として計上されるものであること。

十一　発行者により現に発行され、払込済みであり、かつ、取得に必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。

十二　担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の資本調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。

十三　株主総会、取締役会その他の法令に基づく権限を有する機関の決議又は決定に基づき発行されたものであること。

十四　発行者の事業年度に係る説明書類において他の資本調達手段と明確に区別して記載されるものであること。

4　第二項第一号イ又はトに掲げる額を算出する場合において、これらの規定に掲げる額に関連する繰延税金負債の額があるときは、これらの規定に掲げる額と当該関連する繰延税金負債の額を相殺することができる。

（その他Ｔｉｅｒ１資本の額）

第六条　第二条第二号の算式において、その他Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　その他Ｔｉｅｒ１資本調達手段に係る株主資本の額（社外流出予定額を除く。）

二　その他Ｔｉｅｒ１資本調達手段に係る負債の額

三　その他Ｔｉｅｒ１資本調達手段に係る新株予約権の額

四　特別目的会社等の発行するその他Ｔｉｅｒ１資本調達手段の額

五　その他Ｔｉｅｒ１資本に係る調整後非支配株主持分等の額

2　第二条第二号の算式において、その他Ｔｉｅｒ１資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　自己保有その他Ｔｉｅｒ１資本調達手段の額

二　意図的に保有している他の金融機関等のその他Ｔｉｅｒ１資本調達手段の額

三　少数出資金融機関等のその他Ｔｉｅｒ１資本調達手段の額

四　その他金融機関等のその他Ｔｉｅｒ１資本調達手段の額

五　Ｔｉｅｒ２資本不足額

3　第一項第四号に掲げる特別目的会社等の発行するその他Ｔｉｅｒ１資本調達手段の額は、特別目的会社等（専ら銀行の資本調達を行うことを目的として設立された連結子法人等をいう。以下同

じ。）の資本調達手段のうち、次に掲げる要件の全てを満たすものの額とする。

一　当該特別目的会社等の発行する資本調達手段がその他Ｔｉｅｒ１資本調達手段に該当するものであること。

二　当該特別目的会社等の発行する資本調達手段の発行代り金の全額を当該特別目的会社等の親法人等である銀行が即時かつ無制限に利用可能であること。

三　前号の発行代り金を利用するために発行される資本調達手段がその他Ｔｉｅｒ１資本調達手段に該当するものであること。

四　当該特別目的会社等の親法人等である銀行がその総株主等の議決権の全てを保有すること。

4　第一項及び前項の「その他Ｔｉｅｒ１資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段（普通株式（前条第三項に規定する普通株式をいう。以下この章において同じ。）に該当するものを除く。）をいう。

一　発行者により現に発行され、かつ、払込済みのものであること。

二　残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について、発行者の他の債務に対して劣後的内容を有するものであること。

三　担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の同順位の資本調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。

四　償還期限が定められておらず、あらかじめ定めた期間が経過した後に上乗せされる一定の金利又は配当率（以下「ステップ・アップ金利等」という。）に係る特約その他の償還を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。

五　償還を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあっては、発行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ　償還又は買戻しに際し、自己資本の充実について、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとなっていること。

ロ　償還又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。

ハ　その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1)　償還又は買戻しが行われる場合には、発行者の収益性に照らして適切と認められる条件により、当該償還又は買戻しのための資本調達（当該償還又は買戻しが行われるものと同等以上の質が確保されるものに限る。）が当該償還又は買戻しの時以前に行われること。

(2)　償還又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の最低所要連結自己資本比率を維持

することが見込まれること。

六　発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認についての期待を生ぜしめる行為が行われていないこと。

七　剰余金の配当又は利息の支払の停止について、次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ　剰余金の配当又は利息の支払の停止を発行者の完全な裁量により常に決定することができること。

ロ　剰余金の配当又は利息の支払の停止を決定することが発行者の債務不履行とならないこと。

ハ　剰余金の配当又は利息の支払の停止により流出しなかった資金を発行者が完全に利用可能であること。

ニ　剰余金の配当又は利息の支払の停止を行った場合における発行者に対する一切の制約（同等以上の質の資本調達手段に係る剰余金の配当及び利息の支払に関するものを除く。）がないこと。

八　剰余金の配当又は利息の支払が、法令の規定に基づき算定された分配可能額を超えない範囲内で行われるものであること。

九　剰余金の配当額又は利息の支払額が、発行後の発行者の信用状態を基礎として算定されるものでないこと。

十　発行者の倒産手続に関し当該発行者が債務超過にあるかどうかを判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるものでないこと。

十一　負債性資本調達手段である場合には、第二条第一号の算式における連結普通株式等Ｔｉｅｒ１比率が一定の水準を下回ったときに連結普通株式等Ｔｉｅｒ１比率が当該水準を上回るために必要な額又はその全額の元本の削減又は普通株式への転換（以下「元本の削減等」という。）が行われる特約その他これに類する特約が定められていること。

十二　発行者又は当該発行者の子法人等若しくは関連法人等により取得されておらず、かつ、取得に必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。

十三　ある特定の期間において他の資本調達手段が発行価格に関して有利な条件で発行された場合には補償が行われる特約その他の発行者の資本の増強を妨げる特約が定められていないこと。

十四　特別目的会社等が発行する資本調達手段である場合には、発行代り金を利用するために発行される資本調達手段が前各号及び次号に掲げる要件の全てを満たし、かつ、当該資本調達手段の発行者が発行代り金の全額を即時かつ無制限に利用可能であること。

十五　元本の削減等又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられなければ発行者が存続できないと認められる場合において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められるときは、元本の削減等が行われる旨の特約が定められていること。ただし、法令の規定に基

づいて、元本の削減等を行う措置が講ぜられる場合又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられる前に当該発行者に生じる損失を完全に負担することとなる場合は、この限りでない。

5　第二条第二号の算式において、その他Ｔｉｅｒ１資本に係る調整項目の額がその他Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額を上回る場合には、その他Ｔｉｅｒ１資本の額は、零とする。

（Ｔｉｅｒ２資本の額）

第七条　第二条第三号の算式において、Ｔｉｅｒ２資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、Ｔｉｅｒ２資本調達手段のうち償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になったものについては、連結貸借対照表計上額に、算出基準日から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。

一　Ｔｉｅｒ２資本調達手段に係る株主資本の額（社外流出予定額を除く。）

二　Ｔｉｅｒ２資本調達手段に係る負債の額

三　Ｔｉｅｒ２資本調達手段に係る新株予約権の額

四　特別目的会社等の発行するＴｉｅｒ２資本調達手段の額

五　Ｔｉｅｒ２資本に係る調整後非支配株主持分等の額

六　次に掲げる額の合計額

イ　一般貸倒引当金（内部格付手法採用行においては第百五十一条の規定により標準的手法により算出される信用リスク・アセットの額に対応するものとして区分された一般貸倒引当金に限る。第十九条第一項第五号イ、第二十八条第一項第五号イ及び第四十条第一項第三号イにおいて同じ。）の額（当該額が第二条各号の算式における信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用行にあっては、第百五十二条第一号ロに掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額とする。）

ロ　内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額（当該額が第百五十二条第一号イに掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額とする。）

2　第二条第三号の算式において、Ｔｉｅｒ２資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　自己保有Ｔｉｅｒ２資本調達手段の額

二　意図的に保有している他の金融機関等のＴｉｅｒ２資本調達手段の額

三　少数出資金融機関等のＴｉｅｒ２資本調達手段の額

四　その他金融機関等のＴｉｅｒ２資本調達手段の額

3　第一項第四号に掲げる特別目的会社等の発行するＴｉｅｒ２資本調達手段の額は、特別目的会社等の資本調達手段のうち、次に掲げる要件の全てを満たすもの（前条第三項各号に掲げる要件の全てを満たすものを除く。）の額とする。

一　当該特別目的会社等の発行する資本調達手段がその他Ｔｉｅｒ１資本調達手段（前条第四項に規定するその他Ｔｉｅｒ１資本調達手段をいう。以下この章において同じ。）又はＴｉｅｒ２資本調達手段に該当するものであること。

二　当該特別目的会社等の発行する資本調達手段の発行代り金の全額を当該特別目的会社等の親法人等である銀行が即時かつ無制限に利用可能であること。

三　前号の発行代り金を利用するために発行される資本調達手段がその他Ｔｉｅｒ１資本調達手段又はＴｉｅｒ２資本調達手段に該当するものであること。

四　当該特別目的会社等の親法人等である銀行がその総株主等の議決権の全てを保有すること。

4　第一項及び前項の「Ｔｉｅｒ２資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段（普通株式又はその他Ｔｉｅｒ１資本調達手段に該当するものを除く。）をいう。

一　発行者により現に発行され、かつ、払込済みのものであること。

二　残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について、発行者の他の債務（劣後債務を除く。）に対して劣後的内容を有するものであること。

三　担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の同順位の資本調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。

四　償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が五年以上であり、かつ、ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等（償還期限が定められていないものの償還又は償還期限が定められているものの期限前償還をいう。次号並びに第十九条第四項第四号及び第五号において同じ。）を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。

五　償還等を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還等を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあっては、発行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還等を行うことが可能であり、かつ、償還等又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ　償還等又は買戻しに際し、自己資本の充実について、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとなっていること。

ロ　償還等又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。

ハ　その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1)　償還等又は買戻しが行われる場合には、発行者の収益性に照らして適切と認められる条件により、当該償還等又は買戻しのための資本調達（当該償還等又は買戻しが行われるものと同等以上の質が確保されるものに限る。）が当該償還等又は買戻しの時以前に行われること。

(2)　償還等又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の最低所要連結自己資本比率を維持することが見込まれること。

六　発行者が債務の履行を怠った場合における期限の利益の喪失についての特約が定められていないこと。

七　剰余金の配当額又は利息の支払額が、発行後の発行者の信用状態を基礎として算定されるものでないこと。

八　発行者又は当該発行者の子法人等若しくは関連法人等により取得されておらず、かつ、取得に必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。

九　特別目的会社等が発行する資本調達手段である場合には、発行代り金を利用するために発行される資本調達手段が前各号及び次号に掲げる要件の全て又は前条第四項各号に掲げる要件の全てを満たし、かつ、当該資本調達手段の発行者が発行代り金の全額を即時かつ無制限に利用可能であること。

十　元本の削減等又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられなければ発行者が存続できないと認められる場合において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められるときは、元本の削減等が行われる旨の特約が定められていること。ただし、法令の規定に基づいて、元本の削減等を行う措置が講ぜられる場合又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられる前に当該発行者に生じる損失を完全に負担することとなる場合は、この限りでない。

5　第二条第三号の算式において、Ｔｉｅｒ２資本に係る調整項目の額がＴｉｅｒ２資本に係る基礎項目の額を上回る場合には、Ｔｉｅｒ２資本の額は、零とする。

（資本バッファーに係る普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額）

第七条の二　第二条の二第一項の算式において、資本バッファーに係る普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額は、第一号に掲げる額から第二号及び第三号に掲げる額を控除した額とする。

一　普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額（第二条第一号の算式における普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額をいう。）から次に掲げる額（第四条の規定によりマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合は、ロに掲げる額を除く。）の合計額（以下この条において「リスク・アセットの額」という。）に四・五パーセントを乗じて得た額を控除した額

イ　信用リスク・アセットの額の合計額

ロ　マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

ハ　オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

ニ　第十三条第一項から第三項までの規定により加算される額（これらの規定の適用がある場合に限る。）

二　リスク・アセットの額に一・五パーセントを乗じて得た額からその他Ｔｉｅｒ１資本の額（第二条第二号の算式におけるその他Ｔｉｅｒ１資本の額をいう。次号ロにおいて同じ。）を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）

三　リスク・アセットの額に二パーセントを乗じて得た額から次に掲げる額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）

イ　Ｔｉｅｒ２資本の額（第二条第三号の算式におけるＴｉｅｒ２資本の額をいう。）

ロ　その他Ｔｉｅｒ１資本の額からリスク・アセットの額に一・五パーセントを乗じて得た額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）

（調整後非支配株主持分等の額及び調整項目の額の算出方法）

第八条　第五条第一項第四号、第六条第一項第五号及び第七条第一項第五号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一　第五条第一項第四号に掲げる普通株式等Ｔｉｅｒ１資本に係る調整後非支配株主持分の額は、特定連結子法人等（連結子法人等（特別目的会社等を除く。以下この条において同じ。）のうち金融機関又はバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準（金融商品取引法第四十六条の六に定める自己資本規制比率を含む。第二十九条第一項、第六十四条及び第百五十四条の二第二項第三号イにおいて同じ。）の適用を受ける者をいう。以下この号において同じ。）の非支配株主持分相当普通株式等Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額（特定連結子法人等の単体普通株式等Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額（第十四条第一号の算式における普通株式等Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額をいい、当該特定連結子法人等が銀行以外の場合にあっては、これに相当する額とする。以下この号において同じ。）のうち当該特定連結子法人等の親法人等である銀行の連結貸借対照表の純資産の部に新株予約権又は非支配株主持分として計上される部分の額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。以下この号において同じ。）のうち次に掲げる額のいずれか少ない額に普通株式等Ｔｉｅｒ１資本に係る第三者持分割合（特定連結子法人等の非支配株主持分相当普通株式等Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額を単体普通株式等Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額以下の額とする。

イ　当該特定連結子法人等の第二条各号の算式の分母の額（当該特定連結子法人等が銀行以外の場合にあっては、これに相当する額とする。ロにおいて同じ。）に七パーセントを乗じて得た額

ロ　第二条各号の算式の分母の額のうち当該特定連結子法人等に関連するものの額（当該特定連結子法人等の同条各号の算式の分母の額に関連するものの額をいう。）に七パーセントを乗じて得た額

二　第六条第一項第五号に掲げるその他Ｔｉｅｒ１資本に係る調整後非支配株主持分等の額は、連結子法人等の非支配株主持分等相当Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額（連結子法人等の単体Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額（第十四条第一号の算式における普通株式等Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額及び同条第二号の算式におけるその他Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額（第十八条第一項第四号に掲げる額を除く。）の合計額をいい、当該連結子法人等が銀行以外の場合にあっては、これに相当する額とする。以下この項において同じ。）のうち当該連結子法人等の親法人等である銀行の連結貸借対照表の純資産の部又は負債の部に新株予約権若しくは非支配株主持分又は負債として計上される部分の額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。以下この号において同じ。）のうち次に掲げる額のいずれか少ない額にＴｉｅｒ１資本に係る第三者持分割合（連結子法人等の非支配株主持分等相当Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額を単体Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額以下の額から、第五条第一項第四号に掲げる額を控除した額とする。

イ　当該連結子法人等の第二条各号の算式の分母の額（当該連結子法人等が銀行以外の場合にあっては、これに相当する額とする。ロにおいて同じ。）に八・五パーセントを乗じて得た額

ロ　第二条各号の算式の分母の額のうち当該連結子法人等に関連するものの額（当該連結子法人等の同条各号の算式の分母の額に関連するものの額をいう。）に八・五パーセントを乗じて得た額

三　第七条第一項第五号に掲げるＴｉｅｒ２資本に係る調整後非支配株主持分等の額は、連結子法人等の非支配株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額（連結子法人等の単体総自己資本に係る基礎項目の額（連結子法人等の単体Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額及び第十四条第三号の算式におけるＴｉｅｒ２資本に係る基礎項目の額（第十九条第一項第四号に掲げる額を除く。）の合計額をいい、当該連結子法人等が銀行以外の場合にあっては、これに相当する額とする。以下この号において同じ。）のうち当該連結子法人等の親法人等である銀行の連結貸借対照表の純資産の部又は負債の部に新株予約権若しくは非支配株主持分又は負債として計上される部分の額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。以下この号において同じ。）のうち次に掲げる額のいずれか少ない額に総自己資本に係る第三者持分割合（連結子法人等の非支配株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額を単体総自己資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額以下の額から、第五条第一項第四号及び第六条第一項第五号に掲げる額の合計額を控除した額とする。

イ　当該連結子法人等の第二条各号の算式の分母の額（当該連結子法人等が銀行以外の場合にあっては、これに相当する額とする。ロにおいて同じ。）に十・五パーセントを乗じて得た額

ロ　第二条各号の算式の分母の額のうち当該連結子法人等に関連するものの額（当該連結子法人等の同条各号の算式の分母の額に関連するものの額をいう。）に十・五パーセントを乗じて得た額

2　前項第二号に定める額を算出する場合において、連結子法人等に当該連結子法人等の子法人等である特別目的会社等があるときは、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、当該特別目的会社等の発行する資本調達手段の額を、同号のその他Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

一　当該特別目的会社等の発行する資本調達手段がその他Ｔｉｅｒ１資本調達手段に該当するものであること。

二　当該特別目的会社等の発行する資本調達手段の発行代り金の全額を当該連結子法人等が即時かつ無制限に利用可能であること。

三　前号の発行代り金を利用するために発行される資本調達手段がその他Ｔｉｅｒ１資本調達手段に該当するものであること。

四　当該連結子法人等が当該特別目的会社等の総株主等の議決権の全てを保有すること。

3　第一項第三号に定める額を算出する場合において、連結子法人等に当該連結子法人等の子法人等である特別目的会社等があるときは、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、当該特別目的会社等の発行する資本調達手段（前項各号に掲げる要件の全てを満たすものを除く。）の額を、第一項第三号のＴｉｅｒ２資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

一　当該特別目的会社等の発行する資本調達手段がその他Ｔｉｅｒ１資本調達手段又はＴｉｅｒ２資本調達手段に該当するものであること。

二　当該特別目的会社等の発行する資本調達手段の発行代り金の全額を当該連結子法人等が即時かつ無制限に利用可能であること。

三　前号の発行代り金を利用するために発行される資本調達手段がその他Ｔｉｅｒ１資本調達手段又はＴｉｅｒ２資本調達手段に該当するものであること。

四　当該連結子法人等が当該特別目的会社等の総株主等の議決権の全てを保有すること。

4　第五条第二項第二号、第六条第二項第一号及び第七条第二項第一号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一　第五条第二項第二号に掲げる自己保有普通株式の額は、銀行又は連結子法人等が当該銀行又は連結子法人等の資本調達手段（自己株式（連結財務諸表規則第二条第十九号に規定する自己株式をいう。第二十九条第二項において同じ。）に該当するものを除く。）を保有している場合（法人

等（令第四条第一項第一号ロに規定する法人等をいう。以下同じ。）であって、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれない者（以下この条において「連結範囲外の法人等」という。）に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）における当該資本調達手段（次号及び第三号、次項並びに第十条第二項第一号へにおいて「自己保有資本調達手段」という。）のうち普通株式に該当するものの額とする。

二　第六条第二項第一号に掲げる自己保有その他Ｔｉｅｒ１資本調達手段の額は、自己保有資本調達手段のうちその他Ｔｉｅｒ１資本調達手段に該当するものの額とする。

三　第七条第二項第一号に掲げる自己保有Ｔｉｅｒ２資本調達手段の額は、自己保有資本調達手段のうちＴｉｅｒ２資本調達手段に該当するものの額とする。

５　前項各号に定める額を算出する場合において、銀行又は連結子法人等が自己保有資本調達手段に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、当該自己保有資本調達手段と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

６　第五条第二項第三号、第六条第二項第二号及び第七条第二項第二号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一　第五条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額は、銀行又は連結子法人等が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。）であって連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの（以下この章において「他の金融機関等」という。）との間で相互に自己資本比率を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段（資本調達手段のうち、普通株式に相当するもの（みなし普通株式（普通株式、その他Ｔｉｅｒ１資本調達手段又はＴｉｅｒ２資本調達手段のいずれにも相当しない資本調達手段をいう。第二十九条第五項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）、その他Ｔｉｅｒ１資本調達手段に相当するもの又はＴｉｅｒ２資本調達手段に相当するものをいい、規制金融機関の資本調達手段にあっては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において連結自己資本比率（第二十五条に規定する連結自己資本比率を含む。）の算式の分子の額を構成するものに相当するものに限る。以下この条、第十条第二項第一号へ、第二十九条第四項及び第三十三条第二項第一号へにおいて同じ。）を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に当該銀行又は連結子法人等の普通株式、その他Ｔｉｅｒ１資本調達手段又はＴｉｅｒ２資本調達手段を保有していると認められる場合（銀行若しくは連結子法人等又は他の金融機関等が連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に

保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）における当該他の金融機関等の対象資本調達手段（次号及び第三号において「意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段」という。）のうち普通株式に相当するものの額とする。

二　第六条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のその他Ｔｉｅｒ１資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちその他Ｔｉｅｒ１資本調達手段に相当するものの額とする。

三　第七条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のＴｉｅｒ２資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちＴｉｅｒ２資本調達手段に相当するものの額とする。

7　第五条第二項第四号、第六条第二項第三号及び第七条第二項第三号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一　第五条第二項第四号に掲げる少数出資金融機関等の普通株式の額は、少数出資調整対象額（少数出資金融機関等（銀行及び連結子法人等がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等（次項第一号ホ及びへに掲げる者を除く。）をいう。以下この項及び第十一項において同じ。）の対象資本調達手段を銀行又は連結子法人等が保有している場合（連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該銀行又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、前項各号の場合を除く。）における当該対象資本調達手段の額の合計額（以下この項において「少数出資に係る対象資本調達手段合計額」という。）から少数出資に係る十パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に少数出資に係る普通株式保有割合（少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうち普通株式に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

二　第六条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のその他Ｔｉｅｒ１資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るその他Ｔｉｅｒ１資本保有割合（少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちその他Ｔｉｅｒ１資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

三　第七条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のＴｉｅｒ２資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るＴｉｅｒ２資本保有割合（少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちＴｉｅｒ２資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

８　第六条第二項第四号及び第七条第二項第四号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一　第六条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のその他Ｔｉｅｒ１資本調達手段の額は、その他金融機関等（次に掲げる者をいう。）の対象資本調達手段を銀行又は連結子法人等が保有している場合（連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該銀行又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第六項各号の場合を除く。）における当該対象資本調達手段（以下この条において「その他金融機関等に係る対象資本調達手段」という。）のうちその他Ｔｉｅｒ１資本調達手段に相当するものの額とする。

イ　当該銀行及び連結子法人等がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等

ロ　連結財務諸表規則第五条第一項各号に該当するため、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれない金融子会社（イに掲げる者を除く。）

ハ　当該銀行が法第十六条の二第一項第一号から第十一号まで、第十三号又は第十四号に掲げる会社（同項第十一号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営むものを除く。以下この号及び第二十九条第六項第一号ハにおいて「金融業務を営む会社」という。）を子法人等としている場合における当該子法人等であって、連結財務諸表規則第五条第一項各号又は第二項に該当するため、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの（イ及びロに掲げる者を除く。）

ニ　当該銀行が金融業務を営む会社を関連法人等としている場合における当該関連法人等（次条、第二十九条第六項第一号ニ及び第三十二条において「金融業務を営む関連法人等」という。）（イに掲げる者を除く。）

ホ　他の金融機関等であって、当該銀行を子法人等とする親法人等である者（イに掲げる者を除く。）

ヘ　他の金融機関等であって、当該銀行を子法人等とする親法人等の子法人等（当該銀行を除く。）又は関連法人等である者（イからホまでに掲げる者を除く。）

二　第七条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のＴｉｅｒ２資本調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうちＴｉｅｒ２資本調達手段に相当するものの額とする。

９　第五条第二項第五号に掲げる特定項目に係る十パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に相当するものの額から特定項目に係る十パーセント基準額（第五条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四

号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。次号及び第三号において同じ。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

二　モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産の額から特定項目に係る十パーセント基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

三　繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額から特定項目に係る十パーセント基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

１０　第五条第二項第六号に掲げる特定項目に係る十五パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　特定項目に係る調整対象額（特定項目に係る十パーセント基準対象額（特定項目（その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に相当するもの、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産及び繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。第三号において同じ。）をいう。以下この号において同じ。）の額から第五条第二項第五号に掲げる額を控除した額をいう。以下この項において同じ。）から特定項目に係る十五パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に相当するものの額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

二　特定項目に係る調整対象額に、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産の額から前項第二号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

三　特定項目に係る調整対象額に、繰延税金資産の額から前項第三号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

１１　第七項各号及び第八項各号に定める額並びに第九項第一号及び前項第一号に掲げる額を算出する場合において、銀行又は連結子法人等が少数出資金融機関等の対象資本調達手段又はその他金融機関等に係る対象資本調達手段に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、これらの対象資本調達手段と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

１２　第七項各号及び第八項各号に定める額並びに第九項第一号及び第十項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げる資本調達手段に該当する対象資本調達手段があるときは、当該対象資本調達手段を算出の対象から除外することができる。ただし、第一号に掲げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して金融庁長官が承認した場

合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとする。

一　その存続が極めて困難であると認められる者の救済又は処理のための資金の援助を行うことを目的として保有することとなった資本調達手段

二　引受け（金融商品取引法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。第二十条第九項第二号、第二十九条第九項第二号及び第四十一条第八項第二号において同じ。）により取得し、かつ、保有期間が五営業日以内の資本調達手段

１３　第九項第三号及び第十項各号並びに第五条第二項第一号ロに掲げる額を算出する場合において、繰延税金資産の額及びこれに関連する繰延税金負債の額（同条第四項の規定により相殺された額を除く。以下この項において同じ。）があるときは、次の各号に掲げる繰延税金資産の額の区分に応じ、当該額と当該各号に定める額を相殺することができる。

一　繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額　繰延税金負債の額のうち当該額に繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額を繰延税金資産の額で除して得た割合を乗じて得た額

二　繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額　繰延税金負債の額のうち前号に定める額を控除した額

１４　第五条第二項第七号及び第六条第二項第五号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一　第五条第二項第七号に掲げるその他Ｔｉｅｒ１資本不足額は、第二条第二号の算式におけるその他Ｔｉｅｒ１資本に係る調整項目の額からその他Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）とする。

二　第六条第二項第五号に掲げるＴｉｅｒ２資本不足額は、第二条第三号の算式におけるＴｉｅｒ２資本に係る調整項目の額からＴｉｅｒ２資本に係る基礎項目の額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）とする。

（比例連結）

第九条　金融業務を営む関連法人等（保険会社等を除く。以下この条において同じ。）について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす場合には、第五条第二項、前条第六項から第十二項まで及び次条第二項の規定にかかわらず、第二条各号及び第二条の二第一項の算式において当該金融業務を営む関連法人等を比例連結の方法（会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している銀行及び連結子法人等に帰属する部分を連結の範囲に含める方法をいう。次項及び第三十二条において同じ。）により連結の範囲に含めて連結自己資本比率を算出することができる。この場合においては、当該金融業務を営む関連法人等に対する投資については、連結財務諸表規則第十条第一項本文の規定にかかわらず、持分法を適用しないものとし、当該金融業務を営む関連法人等は連結子法人等とみなす。

一　当該金融業務を営む関連法人等が、当該金融業務を営む関連法人等を関連法人等とする銀行を子会社とする銀行持株会社の子会社であって、当該銀行持株会社又はその子会社（当該金融業務を営む関連法人等を除く。）が合算して当該金融業務を営む関連法人等の総株主等の議決権を保有している場合　当該銀行が当該銀行の当該金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合（法人等の保有する他の法人等の議決権の数が当該他の法人等の総株主等の議決権に占める割合をいう。以下同じ。）を超えてその事業に関して責任を負うべきことを約する契約その他これに類するもの（以下「契約等」という。）がないこと。

二　前号に掲げる場合以外の場合　次に掲げる全ての要件

イ　当該金融業務を営む関連法人等に投資を行う二以上の法人等（以下この号において「共同支配会社」という。）が共同でその事業の支配を行うために投資及び事業に関する契約を締結していること。

ロ　共同支配会社がイに規定する投資及び事業に関する契約に基づき、当該共同支配会社の当該金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合に応じて共同でその事業の支配及び運営を行っていること。

ハ　共同支配会社の当該金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合がいずれも百分の二十以上であること。

ニ　当該金融業務を営む関連法人等を関連法人等とする銀行が当該銀行の当該金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合を超えてその事業に関して責任を負うべきことを約する契約等がないこと。

2　前項の規定により金融業務を営む関連法人等を比例連結の方法により連結の範囲に含めて連結自己資本比率を算出したときは、その算出方法の使用を中断する旨をあらかじめ金融庁長官に届け出た場合を除き、これを継続して用いなければならない。

（信用リスク・アセットの額の合計額）

第十条　第二条各号及び第二条の二第一項の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、標準的手法採用行にあっては第四十八条第一項に定めるものを、内部格付手法採用行にあっては第百五十二条第一号に定めるものをいう。

2　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一　第二条各号及び第二条の二第一項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合　次に定めるもの

イ　個別貸倒引当金（内部格付手法採用行にあっては、その他資産（第百七十八条第二項に規定する資産をいう。以下同じ。）に対して計上されているものに限る。）

ロ　特定海外債権引当勘定

ハ　支払承諾見返勘定

ニ　派生商品取引に係る資産

ホ　有価証券、コモディティ又は外国通貨（以下「有価証券等」という。）及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金

ヘ　自己保有資本調達手段、対象資本調達手段、無形固定資産（のれん相当差額を含む。）、繰延税金資産及び退職給付に係る資産のうち、第五条第二項、第六条第二項及び第七条第二項の規定により普通株式等Ｔｉｅｒ１資本に係る調整項目の額、その他Ｔｉｅｒ１資本に係る調整項目の額又はＴｉｅｒ２資本に係る調整項目の額とされたものの額に相当する部分

ト　第五条第四項の規定により繰延税金負債の額と相殺された額に相当する部分

二　特定取引勘定設置銀行において第二条各号及び第二条の二第一項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合　前号に定めるもの並びに特定取引勘定の資産及び連結子法人等における特定取引等（規則第十三条の六の三第二項に規定する特定取引その他これに類似する取引をいう。以下同じ。）に係る資産（証券化取引を目的として保有している資産及び第二百七十条の三第一項又は第二百七十条の四第一項に規定するＣＶＡリスク相当額の算出に反映された取引を除く。以下同じ。）

三　特定取引勘定設置銀行以外の銀行において第二条各号及び第二条の二第一項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合　第一号に定めるもの並びに当該銀行及び連結子法人等における特定取引等に係る資産

3　第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一　中央清算機関に対するエクスポージャー又は間接清算参加者の直接清算参加者に対するエクスポージャーのうち、信用取引その他これに類する海外の取引及び現物・直物取引により生ずるもの

二　直接清算参加者の適格中央清算機関への担保の差入れ又は間接清算参加者の直接清算参加者を通じた適格中央清算機関への担保の差入れにより生ずるエクスポージャーのうち、適格中央清算機関以外の第三者において分別管理されており、かつ、適格中央清算機関に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられているもの

三　資金清算機関等（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第六項に規定する資金清算機関その他これに類する者をいう。以下同じ。）に対するエクスポージャーのうち、資金清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるもの

（マーケット・リスク相当額の合計額）

第十一条　第二条各号及び第二条の二第一項の算式においてマーケット・リスク相当額の合計額は、次の各号に掲げる銀行の区分に応じ当該各号に定めるものを対象とし、第九章に定めるところにより算出するものの合計額とする。ただし、現金預け金、預金及びコール資金（本支店間の取引を含む。）並びにレポ形式の取引のうち、特定取引等を行う部署においてリスク管理上特定取引等と一体のものとして管理及び評価をしているものについては対象に含めることができる。この場合において、レポ形式の取引の取引相手方に対する信用リスクについては、別途信用リスク・アセットの額の算出対象とすることを要する。

一　特定取引勘定設置銀行　特定取引勘定の資産及び負債並びに特定取引勘定以外の勘定の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産並びに連結子法人等における特定取引等に係る資産及び負債並びに特定取引等に係る資産及び負債以外の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産（第五条第二項第二号から第六号まで、第六条第二項第一号から第四号まで又は第七条第二項各号に掲げる額に該当する部分を除く。）

二　特定取引勘定設置銀行以外の銀行　当該銀行及び連結子法人等における特定取引等に係る資産及び負債並びに特定取引等に係る資産及び負債以外の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産（第五条第二項第二号から第六号まで、第六条第二項第一号から第四号まで又は第七条第二項各号に掲げる額に該当する部分を除く。）

（オペレーショナル・リスク相当額の合計額）

第十二条　第二条各号及び第二条の二第一項の算式においてオペレーショナル・リスク相当額の合計額は、第十章に定めるところにより算出するものの合計額とする。

（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限）

第十三条　内部格付手法採用行は、次の各号に掲げる期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額（第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。）を第二条各号及び第二条の二第一項の算式の分母に加えなければならない。

一　内部格付手法（先進的内部格付手法採用行にあっては、先進的内部格付手法。次号及び第四項、第二十四条第一項各号及び第四項、第三十六条第一項各号及び第四項並びに第四十七条第一項各号及び第四項において同じ。）の使用を開始した日以後一年間　九十パーセント

二　内部格付手法の使用を開始した日から一年を経過した日以後一年間　八十パーセント

２　先進的計測手法採用行は、次の各号に掲げる期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、

当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額（次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。）を第二条各号及び第二条の二第一項の算式の分母に加えなければならない。

一　先進的計測手法の使用を開始した日以後一年間　九十パーセント

二　先進的計測手法の使用を開始した日から一年を経過した日以後一年間　八十パーセント

3　前二項の規定にかかわらず、銀行が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第二条各号及び第二条の二第一項の算式の分母に加えなければならない。

4　第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条各号及び第二条の二第一項の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第五条第二項各号、第六条第二項各号及び第七条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法（基礎的内部格付手法採用行にあっては標準的手法をいい、先進的内部格付手法採用行にあっては標準的手法を含む。第二十四条第四項、第三十六条第四項及び第四十七条第四項において同じ。）とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第七条第一項第六号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

5　第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条各号及び第二条の二第一項の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第五条第二項各号、第六条第二項各号及び第七条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法（第三百四条に規定する基礎的手法を含む。第二十四条第五項、第三十六条第五項及び第四十七条第五項において同じ。）とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第七条第一項第六号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

6　第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第二条各号及び第二条の二第一項の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第五条第二項各号、第六条第二項各号及び第七条第二項各号に掲げる額の合計額から同条第一項第六号に掲げる額を控除した額をいう。

第三章　国際統一基準　（単体自己資本比率）

（単体自己資本比率の計算方法）

第十四条　国際統一基準のうち法第十四条の二第一号に定める基準（以下この章において「単体自己資本比率」という。）であって、銀行の適当な自己資本の充実の状況の最低基準は、次の各号に掲げる比率（以下「最低所要単体自己資本比率」と総称する。）の区分に応じ、当該各号に定めると

ころによる。

一　単体普通株式等Ｔｉｅｒ１比率　次の算式により得られる比率について、四・五パーセント以上とする。

$$\frac{\text{普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額（普通株式等Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額－普通株式等Ｔｉｅｒ１資本に係る調整項目の額）}}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額＋マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額＋オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額}}$$

二　単体Ｔｉｅｒ１比率　次の算式により得られる比率について、六パーセント以上とする。

$$\frac{\text{Ｔｉｅｒ１資本の額（普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額＋その他Ｔｉｅｒ１資本の額（その他Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額－その他Ｔｉｅｒ１資本に係る調整項目の額））}}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額＋マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額＋オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額}}$$

三　単体総自己資本比率　次の算式により得られる比率について、八パーセント以上とする。

$$\frac{\text{総自己資本の額（Ｔｉｅｒ１資本の額＋Ｔｉｅｒ２資本の額（Ｔｉｅｒ２資本に係る基礎項目の額－Ｔｉｅｒ２資本に係る調整項目の額））}}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額＋マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額＋オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額}}$$

第十四条の二　国際統一基準のうち単体自己資本比率（第二条の規定に基づき連結自己資本比率を算出している銀行、銀行の連結子法人等である銀行若しくは銀行持株会社の連結子法人等である銀行（銀行の連結子法人等である銀行を除く。）又は規制外国法人の連結子法人等の単体自己資本比率を除く。）であって、銀行の適当な自己資本の充実の状況の前条各号に定める基準以外の基準は、単体資本バッファー比率（次の算式により得られる比率をいう。）について、最低単体資本バッファー比率以上とする。

$$\frac{\text{資本バッファーに係る普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額}}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額＋マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額＋オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額}}$$

２　前項の「最低単体資本バッファー比率」とは、資本保全バッファー比率及びカウンター・シクリカル・バッファー比率を合計したものをいう。

３　前項の「資本保全バッファー比率」とは、金融市場の動向又は経済情勢の変化によって生じるおそれのある損失の吸収のため資本を増強する基準となるものをいい、二・五パーセントとする。

４　第二項の「カウンター・シクリカル・バッファー比率」とは、金融市場における信用の供与が過剰な場合に、将来の景気の変動によって生じるおそれのある損失の吸収のため資本を増強する基準となるものをいい、次に掲げる比率を合計して得た比率（小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

一　零パーセント（金融庁長官が別に指定した場合は、別に指定した比率）に、信用リスク・アセットの額の合計額のうち本邦に係るものを当該額で除して得た値を乗じて得た比率

二　本邦以外の国又は地域の金融当局が定める比率（二・五パーセントを超える場合には、二・五パーセント）に、信用リスク・アセットの額の合計額のうち当該国又は地域に係るものを当該額で除して得た値を乗じて得た比率を合計して得た比率

５　第一項の「最低単体資本バッファー比率」とは、第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、同項に規定するものに、当該各号に定める比率（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合にあっては、当該各号に定める比率のうちいずれか高い比率）を加えたものとする。

一　銀行が金融安定理事会による合意を勘案した国際的な金融システムにおけるその重要性に鑑み、金融庁長官が別に指定する銀行である場合　金融庁長官が別に定める比率

二　銀行が我が国の金融システムにおけるその業務の状況等を勘案した重要性に鑑み、金融庁長官が別に指定する銀行である場合　金融庁長官が別に定める比率

（算出の方法等）

第十五条　単体自己資本比率は、銀行の財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、財務諸表については、財務諸表等規則に基づき作成することとする。ただし、特別目的会社等（銀行がその総株主等の議決権の全てを保有するものに限る。以下この章において同じ。）を有する銀行においては、当該特別目的会社等を含む連結財務諸表に基づき算出することとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表規則に基づき作成することとする。

（マーケット・リスク相当額不算入の特例）

第十六条　次の各号に掲げる銀行の区分に応じ、当該各号に定める場合には、第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しないことができる。

一　特定取引勘定設置銀行　次に掲げる条件の全てを満たす場合

イ　直近の期末から自己資本比率の算出基準日までの間における特定取引勘定の資産及び負債の合計額のうち最も大きい額が、千億円未満であり、かつ、直近の期末の総資産の十パーセントに相当する額未満であること。

ロ　算出基準日が期末である場合には、当該算出基準日における特定取引勘定の資産及び負債の合計額が、千億円未満であり、かつ、当該算出基準日における総資産の十パーセントに相当する額未満であること。

ハ　直近の算出基準日において第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入していないこと。

二　特定取引勘定設置銀行以外の銀行　次に掲げる条件の全てを満たす場合

イ　直近の期末から算出基準日までの間における商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の合計額のうち最も大きい額が、千億円未満であり、かつ、直近の期末の総資産の十パーセントに相当する額未満であること。

ロ　算出基準日が期末である場合には、当該算出基準日における商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の合計額が、千億円未満であり、かつ、当該算出基準日における総資産の十パーセントに相当する額未満であること。

ハ　直近の算出基準日において第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入していないこと。

（普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額）

第十七条　第十四条第一号の算式において、普通株式等Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　普通株式に係る株主資本の額（社外流出予定額を除く。）

二　評価・換算差額等及びその他公表準備金の額

三　普通株式に係る新株予約権の額

2　第十四条第一号の算式において、普通株式等Ｔｉｅｒ１資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　次に掲げる額の合計額

イ　次に掲げる無形固定資産の額の合計額

(1)　無形固定資産（のれんに係るものに限る。）の額

(2)　無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額

ロ　繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額

ハ　繰延ヘッジ損益（財務諸表等規則第六十七条第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、ヘッジ対象に係る時価評価差額が前項第二号の評価・換算差額等の項目として計上されている場合におけるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額を除く。）の額

ニ　内部格付手法採用行において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額

ホ　証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額

ヘ　負債の時価評価（銀行の信用リスクの変動に基づくものに限る。）により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額

ト　前払年金費用の額

二　自己保有普通株式の額

三　意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額

四　少数出資金融機関等の普通株式の額

五　特定項目に係る十パーセント基準超過額

六　特定項目に係る十五パーセント基準超過額

七　その他Ｔｉｅｒ１資本不足額

3　第一項の「普通株式」とは、次に掲げる要件の全てを満たす株式をいう。

一　残余財産の分配について、最も劣後するものであること。

二　残余財産の分配について、一定額又は上限額が定められておらず、他の優先的内容を有する資本調達手段に対する分配が行われた後に、株主の保有する株式の数に応じて公平に割当てを受けるものであること。

三　償還期限が定められておらず、かつ、法令に基づく場合を除き、償還されるものでないこと。

四　発行者が発行時に将来にわたり買戻しを行う期待を生ぜしめておらず、かつ、当該期待を生ぜしめる内容が定められていないこと。

五　剰余金の配当が法令の規定に基づき算定された分配可能額を超えない範囲内で行われ、その額が株式の払込金額を基礎として算定されるものでなく、かつ、分配可能額に関する法令の規定により制限される場合を除き、剰余金の配当について上限額が定められていないこと。

六　剰余金の配当について、発行者の完全な裁量により決定することができ、これを行わないことが発行者の債務不履行となるものでないこと。

七　剰余金の配当について、他の資本調達手段に対して優先的内容を有するものでないこと。

八　他の資本調達手段に先立ち、発行者が業務を継続しながら、当該発行者に生じる損失を公平に負担するものであること。

九　発行者の倒産手続に関し当該発行者が債務超過にあるかどうかを判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるものでないこと。

十　払込金額が適用される企業会計の基準において株主資本として計上されるものであること。

十一　発行者により現に発行され、払込済みであり、かつ、取得に必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。

十二　担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の資本調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。

十三　株主総会、取締役会その他の法令に基づく権限を有する機関の決議又は決定に基づき発行されたものであること。

十四　発行者の事業年度に係る説明書類において他の資本調達手段と明確に区別して記載されるものであること。

4　第二項第一号イ又はトに掲げる額を算出する場合において、これらの規定に掲げる額に関連する繰延税金負債の額があるときは、これらの規定に掲げる額と当該関連する繰延税金負債の額を相殺することができる。

（その他Ｔｉｅｒ１資本の額）

第十八条　第十四条第二号の算式において、その他Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　その他Ｔｉｅｒ１資本調達手段に係る株主資本の額（社外流出予定額を除く。）

二　その他Ｔｉｅｒ１資本調達手段に係る負債の額

三　その他Ｔｉｅｒ１資本調達手段に係る新株予約権の額

四　特別目的会社等の発行するその他Ｔｉｅｒ１資本調達手段の額

2　第十四条第二号の算式において、その他Ｔｉｅｒ１資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　自己保有その他Ｔｉｅｒ１資本調達手段の額

二　意図的に保有している他の金融機関等のその他Ｔｉｅｒ１資本調達手段の額

三　少数出資金融機関等のその他Ｔｉｅｒ１資本調達手段の額

四　その他金融機関等のその他Ｔｉｅｒ１資本調達手段の額

五　Ｔｉｅｒ２資本不足額

3　第一項第四号に掲げる特別目的会社等の発行するその他Ｔｉｅｒ１資本調達手段の額は、特別目的会社等の資本調達手段のうち、次に掲げる要件の全てを満たすものの額とする。

一　当該特別目的会社等の発行する資本調達手段がその他Ｔｉｅｒ１資本調達手段に該当するものであること。

二　当該特別目的会社等の発行する資本調達手段の発行代り金の全額を当該特別目的会社等の親法人等である銀行が即時かつ無制限に利用可能であること。

三　前号の発行代り金を利用するために発行される資本調達手段がその他Ｔｉｅｒ１資本調達手段に該当するものであること。

四　当該特別目的会社等の親法人等である銀行がその総株主等の議決権の全てを保有すること。

4　第一項及び前項の「その他Ｔｉｅｒ１資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段（普通株式（前条第三項に規定する普通株式をいう。以下この章において同じ。）に該当するものを除く。）をいう。

一　発行者により現に発行され、かつ、払込済みのものであること。

二　残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について、発行者の他の債務に対して劣後的内容を有するものであること。

三　担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の同順位の資本調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。

四　償還期限が定められておらず、ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。

五　償還を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあっては、発行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ　償還又は買戻しに際し、自己資本の充実について、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるも

のとなっていること。

ロ　償還又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。

ハ　その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1)　償還又は買戻しが行われる場合には、発行者の収益性に照らして適切と認められる条件により、当該償還又は買戻しのための資本調達（当該償還又は買戻しが行われるものと同等以上の質が確保されるものに限る。）が当該償還又は買戻しの時以前に行われること。

(2)　償還又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の最低所要単体自己資本比率を維持することが見込まれること。

六　発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認についての期待を生ぜしめる行為が行われていないこと。

七　剰余金の配当又は利息の支払の停止について、次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ　剰余金の配当又は利息の支払の停止を発行者の完全な裁量により常に決定することができること。

ロ　剰余金の配当又は利息の支払の停止を決定することが発行者の債務不履行とならないこと。

ハ　剰余金の配当又は利息の支払の停止により流出しなかった資金を発行者が完全に利用可能であること。

ニ　剰余金の配当又は利息の支払の停止を行った場合における発行者に対する一切の制約（同等以上の質の資本調達手段に係る剰余金の配当及び利息の支払に関するものを除く。）がないこと。

八　剰余金の配当又は利息の支払が、法令の規定に基づき算定された分配可能額を超えない範囲内で行われるものであること。

九　剰余金の配当額又は利息の支払額が、発行後の発行者の信用状態を基礎として算定されるものでないこと。

十　発行者の倒産手続に関し当該発行者が債務超過にあるかどうかを判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるものでないこと。

十一　負債性資本調達手段である場合には、第十四条第一号の算式における単体普通株式等Ｔｉｅｒ１比率が一定の水準を下回ったときに単体普通株式等Ｔｉｅｒ１比率が当該水準を上回るために必要な額又はその全額の元本の削減等が行われる特約その他これに類する特約が定められていること。

十二　発行者又は当該発行者の子法人等若しくは関連法人等により取得されておらず、かつ、取得に必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。

十三　ある特定の期間において他の資本調達手段が発行価格に関して有利な条件で発行された場合

には補償が行われる特約その他の発行者の資本の増強を妨げる特約が定められていないこと。

十四　特別目的会社等が発行する資本調達手段である場合には、発行代り金を利用するために発行される資本調達手段が前各号及び次号に掲げる要件の全てを満たし、かつ、当該資本調達手段の発行者が発行代り金の全額を即時かつ無制限に利用可能であること。

十五　元本の削減等又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられなければ発行者が存続できないと認められる場合において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められるときは、元本の削減等が行われる旨の特約が定められていること。ただし、法令の規定に基づいて、元本の削減等を行う措置が講ぜられる場合又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられる前に当該発行者に生じる損失を完全に負担することとなる場合は、この限りでない。

５　第十四条第二号の算式において、その他Ｔｉｅｒ１資本に係る調整項目の額がその他Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額を上回る場合には、その他Ｔｉｅｒ１資本の額は、零とする。

（Ｔｉｅｒ２資本の額）

第十九条　第十四条第三号の算式において、Ｔｉｅｒ２資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、Ｔｉｅｒ２資本調達手段のうち償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になったものについては、貸借対照表計上額に、算出基準日から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。

一　Ｔｉｅｒ２資本調達手段に係る株主資本の額（社外流出予定額を除く。）

二　Ｔｉｅｒ２資本調達手段に係る負債の額

三　Ｔｉｅｒ２資本調達手段に係る新株予約権の額

四　特別目的会社等の発行するＴｉｅｒ２資本調達手段の額

五　次に掲げる額の合計額

イ　一般貸倒引当金の額（当該額が第十四条各号の算式における信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用行にあっては、第百五十二条第一号ロに掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額とする。）

ロ　内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額（当該額が第百五十二条第一号イに掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額とする。）

２　第十四条第三号の算式において、Ｔｉｅｒ２資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　自己保有Ｔｉｅｒ２資本調達手段の額

二　意図的に保有している他の金融機関等のＴｉｅｒ２資本調達手段の額

三　少数出資金融機関等のＴｉｅｒ２資本調達手段の額

四　その他金融機関等のＴｉｅｒ２資本調達手段の額

３　第一項第四号に掲げる特別目的会社等の発行するＴｉｅｒ２資本調達手段の額は、特別目的会社等の資本調達手段のうち、次に掲げる要件の全てを満たすもの（前条第三項各号に掲げる要件の全てを満たすものを除く。）の額とする。

一　当該特別目的会社等の発行する資本調達手段がその他Ｔｉｅｒ１資本調達手段（前条第四項に規定するその他Ｔｉｅｒ１資本調達手段をいう。以下この章において同じ。）又はＴｉｅｒ２資本調達手段に該当するものであること。

二　当該特別目的会社等の発行する資本調達手段の発行代り金の全額を当該特別目的会社等の親法人等である銀行が即時かつ無制限に利用可能であること。

三　前号の発行代り金を利用するために発行される資本調達手段がその他Ｔｉｅｒ１資本調達手段又はＴｉｅｒ２資本調達手段に該当するものであること。

四　当該特別目的会社等の親法人等である銀行がその総株主等の議決権の全てを保有すること。

４　第一項及び前項の「Ｔｉｅｒ２資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段（普通株式又はその他Ｔｉｅｒ１資本調達手段に該当するものを除く。）をいう。

一　発行者により現に発行され、かつ、払込済みのものであること。

二　残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について、発行者の他の債務（劣後債務を除く。）に対して劣後的内容を有するものであること。

三　担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の同順位の資本調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。

四　償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が五年以上であり、かつ、ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。

五　償還等を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還等を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあっては、発行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還等を行うことが可能であり、かつ、償還等又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ　償還等又は買戻しに際し、自己資本の充実について、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとなっていること。

ロ　償還等又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。

ハ　その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1)　償還等又は買戻しが行われる場合には、発行者の収益性に照らして適切と認められる条件により、当該償還等又は買戻しのための資本調達（当該償還等又は買戻しが行われるものと同等以上の質が確保されるものに限る。）が当該償還等又は買戻しの時以前に行われること。

(2)　償還等又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の最低所要単体自己資本比率を維持することが見込まれること。

六　発行者が債務の履行を怠った場合における期限の利益の喪失についての特約が定められていないこと。

七　剰余金の配当額又は利息の支払額が、発行後の発行者の信用状態を基礎として算定されるものでないこと。

八　発行者又は当該発行者の子法人等若しくは関連法人等により取得されておらず、かつ、取得に必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。

九　特別目的会社等が発行する資本調達手段である場合には、発行代り金を利用するために発行される資本調達手段が前各号及び次号に掲げる要件の全て又は前条第四項各号に掲げる要件の全てを満たし、かつ、当該資本調達手段の発行者が発行代り金の全額を即時かつ無制限に利用可能であること。

十　元本の削減等又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられなければ発行者が存続できないと認められる場合において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められるときは、元本の削減等が行われる旨の特約が定められていること。ただし、法令の規定に基づいて、元本の削減等を行う措置が講ぜられる場合又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられる前に当該発行者に生じる損失を完全に負担することとなる場合は、この限りでない。

5　第十四条第三号の算式において、Ｔｉｅｒ２資本に係る調整項目の額がＴｉｅｒ２資本に係る基礎項目の額を上回る場合には、Ｔｉｅｒ２資本の額は、零とする。

（資本バッファーに係る普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額）

第十九条の二　第十四条の二第一項の算式において、資本バッファーに係る普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額は、第一号に掲げる額から第二号及び第三号に掲げる額を控除した額とする。

一　普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額（第十四条第一号の算式における普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額をいう。）から次に掲げる額（第十六条の規定によりマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合は、ロに掲げる額を除く。）の合計額（以下この条において「リスク・アセットの額」

という。）に四・五パーセントを乗じて得た額を控除した額

イ　信用リスク・アセットの額の合計額

ロ　マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

ハ　オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

ニ　第二十四条第一項から第三項までの規定により加算される額（これらの規定の適用がある場合に限る。）

二　リスク・アセットの額に一・五パーセントを乗じて得た額からその他Ｔｉｅｒ１資本の額（第十四条第二号の算式におけるその他Ｔｉｅｒ１資本の額をいう。次号ロにおいて同じ。）を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）

三　リスク・アセットの額に二パーセントを乗じて得た額から次に掲げる額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）

イ　Ｔｉｅｒ２資本の額（第十四条第三号の算式におけるＴｉｅｒ２資本の額をいう。）

ロ　その他Ｔｉｅｒ１資本の額からリスク・アセットの額に一・五パーセントを乗じて得た額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）

（調整項目の額の算出方法）

第二十条　第十七条第二項第二号、第十八条第二項第一号及び第十九条第二項第一号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一　第十七条第二項第二号に掲げる自己保有普通株式の額は、銀行が当該銀行の資本調達手段（自己株式（財務諸表等規則第八条第二十三項に規定する自己株式をいう。第四十一条第一項において同じ。）に該当するものを除く。）を保有している場合（他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）における当該資本調達手段（次号及び第三号、次項並びに次条第二項第一号ヘにおいて「自己保有資本調達手段」という。）のうち普通株式に該当するものの額とする。

二　第十八条第二項第一号に掲げる自己保有その他Ｔｉｅｒ１資本調達手段の額は、自己保有資本調達手段のうちその他Ｔｉｅｒ１資本調達手段に該当するものの額とする。

三　第十九条第二項第一号に掲げる自己保有Ｔｉｅｒ２資本調達手段の額は、自己保有資本調達手段のうちＴｉｅｒ２資本調達手段に該当するものの額とする。

２　前項各号に定める額を算出する場合において、銀行が自己保有資本調達手段に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、当該自己保有資本調達手段と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

３　第十七条第二項第三号、第十八条第二項第二号及び第十九条第二項第二号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一　第十七条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額は、銀行が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。）（以下この章において「他の金融機関等」といい、連結自己資本比率（第二条に規定する連結自己資本比率をいう。）を算出する銀行にあっては、連結の範囲に含まれる者を除く。以下この章において同じ。）との間で相互に自己資本比率を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段（資本調達手段のうち、普通株式に相当するもの（みなし普通株式（普通株式、その他Ｔｉｅｒ１資本調達手段又はＴｉｅｒ２資本調達手段のいずれにも相当しない資本調達手段をいう。第四十一条第四項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）、その他Ｔｉｅｒ１資本調達手段に相当するもの又はＴｉｅｒ２資本調達手段に相当するものをいい、規制金融機関の資本調達手段にあっては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において単体自己資本比率（第三十七条に規定する単体自己資本比率を含む。）の算式の分子の額を構成するものに相当するものに限る。以下この条、次条第二項第一号ヘ、第四十一条第三項及び第四十四条第二項第一号ヘにおいて同じ。）を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に当該銀行の普通株式、その他Ｔｉｅｒ１資本調達手段又はＴｉｅｒ２資本調達手段を保有していると認められる場合（銀行又は他の金融機関等が他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）における当該他の金融機関等の対象資本調達手段（次号及び第三号において「意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段」という。）のうち普通株式に相当するものの額とする。

二　第十八条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のその他Ｔｉｅｒ１資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちその他Ｔｉｅｒ１資本調達手段に相当するものの額とする。

三　第十九条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のＴｉｅｒ２資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちＴｉｅｒ２資本調達手段に相当するものの額とする。

4　第十七条第二項第四号、第十八条第二項第三号及び第十九条第二項第三号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一　第十七条第二項第四号に掲げる少数出資金融機関等の普通株式の額は、少数出資調整対象額（少数出資金融機関等（銀行がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等（次項第一号ロ又はハに掲げる者を除く。）をいう。以下この項及び第八項におい

て同じ。）の対象資本調達手段を銀行が保有している場合（他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該銀行が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、前項各号の場合を除く。）における当該対象資本調達手段の額の合計額（以下この項において「少数出資に係る対象資本調達手段合計額」という。）から少数出資に係る十パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に少数出資に係る普通株式保有割合（少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうち普通株式に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

二　第十八条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のその他Ｔｉｅｒ１資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るその他Ｔｉｅｒ１資本保有割合（少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちその他Ｔｉｅｒ１資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

三　第十九条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のＴｉｅｒ２資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るＴｉｅｒ２資本保有割合（少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちＴｉｅｒ２資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

５　第十八条第二項第四号及び第十九条第二項第四号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一　第十八条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のその他Ｔｉｅｒ１資本調達手段の額は、その他金融機関等（次に掲げる者をいう。）の対象資本調達手段を銀行が保有している場合（他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該銀行が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第三項各号の場合を除く。）における当該対象資本調達手段（以下この条において「その他金融機関等に係る対象資本調達手段」という。）のうちその他Ｔｉｅｒ１資本調達手段に相当するものの額とする。

イ　当該銀行がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等

ロ　他の金融機関等であって、当該銀行を子法人等とする親法人等である者（イに掲げる者を除く。）

ハ　他の金融機関等であって、当該銀行を子法人等とする親法人等の子法人等（当該銀行を除く。）又は関連法人等である者（イ及びロに掲げる者を除く。）

二　第十九条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のＴｉｅｒ２資本調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうちＴｉｅｒ２資本調達手段に相当するものの額とする。

6　第十七条第二項第五号に掲げる特定項目に係る十パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に相当するものの額から特定項目に係る十パーセント基準額（第十七条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。次号及び第三号において同じ。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

二　モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産の額から特定項目に係る十パーセント基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

三　繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額から特定項目に係る十パーセント基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

7　第十七条第二項第六号に掲げる特定項目に係る十五パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　特定項目に係る調整対象額（特定項目に係る十パーセント基準対象額（特定項目（その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に相当するもの、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産及び繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。第三号において同じ。）をいう。以下この号において同じ。）の額から第十七条第二項第五号に掲げる額を控除した額をいう。以下この項において同じ。）から特定項目に係る十五パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に相当するものの額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

二　特定項目に係る調整対象額に、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産の額から前項第二号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

三　特定項目に係る調整対象額に、繰延税金資産の額から前項第三号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

8　第四項各号及び第五項各号に定める額並びに第六項第一号及び前項第一号に掲げる額を算出する場合において、銀行が少数出資金融機関等の対象資本調達手段又はその他金融機関等に係る対象資

本調達手段に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、これらの対象資本調達手段と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

９　第四項各号及び第五項各号に定める額並びに第六項第一号及び第七項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げる資本調達手段に該当する対象資本調達手段があるときは、当該対象資本調達手段を算出の対象から除外することができる。ただし、第一号に掲げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとする。

一　その存続が極めて困難であると認められる者の救済又は処理のための資金の援助を行うことを目的として保有することとなった資本調達手段

二　引受けにより取得し、かつ、保有期間が五営業日以内の資本調達手段

１０　第六項第三号及び第七項各号並びに第十七条第二項第一号ロに掲げる額を算出する場合において、繰延税金資産の額及びこれに関連する繰延税金負債の額（同条第四項の規定により相殺された額を除く。以下この項において同じ。）があるときは、次の各号に掲げる繰延税金資産の額の区分に応じ、当該額と当該各号に定める額を相殺することができる。

一　繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額　繰延税金負債の額のうち当該額に繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額を繰延税金資産の額で除して得た割合を乗じて得た額

二　繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額　繰延税金負債の額のうち前号に定める額を控除した額

１１　第十七条第二項第七号及び第十八条第二項第五号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一　第十七条第二項第七号に掲げるその他Ｔｉｅｒ１資本不足額は、第十四条第二号の算式におけるその他Ｔｉｅｒ１資本に係る調整項目の額からその他Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）とする。

二　第十八条第二項第五号に掲げるＴｉｅｒ２資本不足額は、第十四条第三号の算式におけるＴｉｅｒ２資本に係る調整項目の額からＴｉｅｒ２資本に係る基礎項目の額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）とする。

（信用リスク・アセットの額の合計額）

第二十一条　第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、標準的手法採用行にあっては第四十八条第一項に定めるものを、内部格付手法採用行にあっては第百五十二条第一号に定めるものをいう。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一　第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合　次に定めるもの

イ　個別貸倒引当金（内部格付手法採用行にあっては、その他資産に対して計上されているものに限る。）

ロ　特定海外債権引当勘定

ハ　支払承諾見返勘定

ニ　派生商品取引に係る資産

ホ　有価証券等及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金

ヘ　自己保有資本調達手段、対象資本調達手段、無形固定資産、繰延税金資産及び前払年金費用のうち、第十七条第二項、第十八条第二項及び第十九条第二項の規定により普通株式等Ｔｉｅｒ１資本に係る調整項目の額、その他Ｔｉｅｒ１資本に係る調整項目の額又はＴｉｅｒ２資本に係る調整項目の額とされたものの額に相当する部分

ト　第十七条第四項の規定により繰延税金負債の額と相殺された額に相当する部分

二　特定取引勘定設置銀行において第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合　前号に定めるもの及び特定取引勘定の資産

三　特定取引勘定設置銀行以外の銀行において第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合　第一号に定めるもの及び当該銀行における特定取引等に係る資産

四　劣後債務の取り入れについて取り入れ先の資金調達に際して銀行が劣後保証を行っている場合　当該劣後保証相当額

3　第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一　中央清算機関に対するエクスポージャー又は間接清算参加者の直接清算参加者に対するエクスポージャーのうち、信用取引その他これに類する海外の取引及び現物・直物取引により生ずるもの

二　直接清算参加者の適格中央清算機関への担保の差入れ又は間接清算参加者の直接清算参加者を通じた適格中央清算機関への担保の差入れにより生ずるエクスポージャーのうち、適格中央清算機関以外の第三者において分別管理されており、かつ、適格中央清算機関に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられているもの

三　資金清算機関等に対するエクスポージャーのうち、資金清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるもの

（マーケット・リスク相当額の合計額）

第二十二条　第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式においてマーケット・リスク相当額の合計額は、次の各号に掲げる銀行の区分に応じ当該各号に定めるものを対象とし、第九章に定めるところにより算出するものの合計額とする。ただし、現金預け金、預金及びコール資金（本支店間の取引を含む。）並びにレポ形式の取引のうち、特定取引等を行う部署においてリスク管理上特定取引等と一体のものとして管理及び評価をしているものについては対象に含めることができる。この場合において、レポ形式の取引の取引相手方に対する信用リスクについては、別途信用リスク・アセットの額の算出対象とすることを要する。

一　特定取引勘定設置銀行　特定取引勘定の資産及び負債並びに特定取引勘定以外の勘定の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産並びに特定取引等に係る資産及び負債以外の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産（第十七条第二項第二号から第六号まで、第十八条第二項第一号から第四号まで又は第十九条第二項各号に掲げる額に該当する部分を除く。）

二　特定取引勘定設置銀行以外の銀行　当該銀行における特定取引等に係る資産及び負債並びに特定取引等に係る資産及び負債以外の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産（第十七条第二項第二号から第六号まで、第十八条第二項第一号から第四号まで又は第十九条第二項各号に掲げる額に該当する部分を除く。）

（オペレーショナル・リスク相当額の合計額）

第二十三条　第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式においてオペレーショナル・リスク相当額は、第十章に定めるところにより算出するものとする。

（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限）

第二十四条　内部格付手法採用行は、次の各号に掲げる期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額（第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。）を第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式の分母に加えなければならない。

一　内部格付手法の使用を開始した日以後一年間　九十パーセント

二　内部格付手法の使用を開始した日から一年を経過した日以後一年間　八十パーセント

２　先進的計測手法採用行は、次の各号に掲げる期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額（次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。）を第十四条各号及び第十四条の二第一項の

算式の分母に加えなければならない。

一　先進的計測手法の使用を開始した日以後一年間　九十パーセント

二　先進的計測手法の使用を開始した日から一年を経過した日以後一年間　八十パーセント

3　前二項の規定にかかわらず、銀行が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式の分母に加えなければならない。

4　第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第十七条第二項各号、第十八条第二項各号及び第十九条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から同条第一項第五号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

5　第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第十七条第二項各号、第十八条第二項各号及び第十九条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から同条第一項第五号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

6　第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第十七条第二項各号、第十八条第二項各号及び第十九条第二項各号に掲げる額の合計額から同条第一項第五号に掲げる額を控除した額をいう。

第四章　国内基準　（連結自己資本比率）

（連結自己資本比率の計算方法）

第二十五条　海外営業拠点を有しない銀行の自己資本比率基準（以下「国内基準」という。）のうち法第十四条の二第二号に定める基準（以下この章において「連結自己資本比率」という。）は、次の算式により得られる比率について、四パーセント以上とする。

自己資本の額（コア資本に係る基礎項目の額－コア資本に係る調整項目の額）

信用リスク・アセットの額の合計額＋マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額＋オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

（連結の範囲）

第二十六条　連結自己資本比率は、連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表規則に基づき作成することとする。ただし、金融子会社については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする。

２　特例企業会計基準等適用法人等については、前項の規定にかかわらず、採用する企業会計の基準による連結財務諸表に基づき連結自己資本比率を算出するものとする。ただし、金融子会社については、全て連結の範囲に含めるものとする。

３　前二項の規定にかかわらず、保険子法人等については、連結の範囲に含めないものとする。

（マーケット・リスク相当額不算入の特例）

第二十七条　次の各号に掲げる銀行の区分に応じ、当該各号に定める場合には、第二十五条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しないことができる。

一　特定取引勘定設置銀行　次に掲げる条件の全てを満たす場合

イ　直近の期末から算出基準日までの間における特定取引勘定の資産及び負債の合計額のうち最も大きい額が、千億円未満であり、かつ、直近の期末の総資産の十パーセントに相当する額未満であること。

ロ　算出基準日が期末である場合には、当該算出基準日における特定取引勘定の資産及び負債の合計額が、千億円未満であり、かつ、当該算出基準日における総資産の十パーセントに相当する額未満であること。

ハ　直近の算出基準日において第二十五条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入していないこと。

二　特定取引勘定設置銀行以外の銀行　次に掲げる条件の全てを満たす場合

イ　直近の期末から算出基準日までの間における商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の合計額のうち最も大きい額が、千億円未満であり、かつ、直近の期末の総資産の十パーセントに相当する額未満であること。

ロ　算出基準日が期末である場合には、当該算出基準日における商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の合計額が、千億円未満であり、かつ、当該算出基準日における総資産の十パーセントに相当する額未満であること。

ハ　直近の算出基準日において第二十五条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入し

ていないこと。

（自己資本の額）

第二十八条　第二十五条の算式において、コア資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額（社外流出予定額を除く。）

二　その他の包括利益累計額（その他有価証券評価差額金（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金をいう。次条第十一項において同じ。）、繰延ヘッジ損益（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいう。次条第十一項において同じ。）及び土地再評価差額金（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第三号に規定する土地再評価差額金をいう。次条第十一項において同じ。）を除く。）

三　普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額

四　コア資本に係る調整後非支配株主持分の額

五　次に掲げる額の合計額

イ　一般貸倒引当金の額（当該額が第二十五条の算式における信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用行にあっては、第百五十二条第二号ロに掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額とする。）

ロ　内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額（当該額が第百五十二条第二号イに掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額とする。）

２　第二十五条の算式において、コア資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　次に掲げる額の合計額

イ　次に掲げる無形固定資産の額の合計額

(1)　無形固定資産（のれんに係るものに限り、のれん相当差額（他の金融機関等（次条第四項に規定する他の金融機関等をいう。）であって、連結子会社である保険子法人等又は持分法が適用される者に係る差額をいう。第三十三条第二項第一号ヘにおいて同じ。）を含む。）の額

(2)　無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額

ロ　繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額

ハ　内部格付手法採用行において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額

ニ　証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額

ホ　負債の時価評価（銀行又は連結子法人等の信用リスクの変動に基づくものに限る。）により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額

ヘ　退職給付に係る資産の額

二　自己保有普通株式等の額

三　意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額

四　少数出資金融機関等の対象普通株式等の額

五　特定項目に係る十パーセント基準超過額

六　特定項目に係る十五パーセント基準超過額

3　第一項の「普通株式」とは、次に掲げる要件の全てを満たす株式をいう。

一　残余財産の分配について、最も劣後するものであること。

二　残余財産の分配について、一定額又は上限額が定められておらず、他の優先的内容を有する資本調達手段に対する分配が行われた後に、株主の保有する株式の数に応じて公平に割当てを受けるものであること。

三　償還期限が定められておらず、かつ、法令に基づく場合を除き、償還されるものでないこと。

四　発行者が発行時に将来にわたり買戻しを行う期待を生ぜしめておらず、かつ、当該期待を生ぜしめる内容が定められていないこと。

五　剰余金の配当が法令の規定に基づき算定された分配可能額を超えない範囲内で行われ、その額が株式の払込金額を基礎として算定されるものでなく、かつ、分配可能額に関する法令の規定により制限される場合を除き、剰余金の配当について上限額が定められていないこと。

六　剰余金の配当について、発行者の完全な裁量により決定することができ、これを行わないことが発行者の債務不履行となるものでないこと。

七　剰余金の配当について、他の資本調達手段に対して優先的内容を有するものでないこと。

八　他の資本調達手段に先立ち、発行者が業務を継続しながら、当該発行者に生じる損失を公平に負担するものであること。

九　発行者の倒産手続に関し当該発行者が債務超過にあるかどうかを判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるものでないこと。

十　払込金額が適用される企業会計の基準において株主資本として計上されるものであること。

十一　発行者により現に発行され、払込済みであり、かつ、取得に必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。

十二　担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の資本調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。

十三　株主総会、取締役会その他の法令に基づく権限を有する機関の決議又は決定に基づき発行されたものであること。

十四　発行者の事業年度に係る説明書類において他の資本調達手段と明確に区別して記載されるものであること。

4　第一項の「強制転換条項付優先株式」とは、次に掲げる要件の全てを満たす株式をいう。

一　発行者により現に発行され、かつ、払込済みのものであること。

二　残余財産の分配について、発行者の他の債務に対して劣後的内容を有するものであること。

三　担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の同順位の資本調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。

四　償還期限が定められておらず、ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。

五　償還を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあっては、発行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ　償還又は買戻しに際し、自己資本の充実について、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとなっていること。

ロ　償還又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。

ハ　その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1)　償還又は買戻しが行われる場合には、発行者の収益性に照らして適切と認められる条件により、当該償還又は買戻しのための資本調達（当該償還又は買戻しが行われるものと同等以上の質が確保されるものに限る。）が当該償還又は買戻しの時以前に行われること。

(2)　償還又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の連結自己資本比率を維持することが見込まれること。

六　発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認についての期待を生ぜしめる行為が行われていないこと。

七　剰余金の配当の停止について、次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ　剰余金の配当の停止を発行者の完全な裁量により常に決定することができること。

ロ　剰余金の配当の停止を決定することが発行者の債務不履行とならないこと。

ハ　剰余金の配当の停止により流出しなかった資金を発行者が完全に利用可能であること。

ニ　剰余金の配当の停止を行った場合における発行者に対する一切の制約（同等以上の質の資本

調達手段に係る剰余金の配当に関するものを除く。）がないこと。

八　剰余金の配当が、法令の規定に基づき算定された分配可能額を超えない範囲内で行われるものであること。

九　剰余金の配当額が、発行後の発行者の信用状態を基礎として算定されるものでないこと。

十　発行者の倒産手続に関し当該発行者が債務超過にあるかどうかを判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるものでないこと。

十一　発行者又は当該発行者の子法人等若しくは関連法人等により取得されておらず、かつ、取得に必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。

十二　ある特定の期間において他の資本調達手段が発行価格に関して有利な条件で発行された場合には補償が行われる特約その他の発行者の資本の増強を妨げる特約が定められていないこと。

十三　一定の時期の到来を条件として普通株式（前項に規定する普通株式をいう。次条において同じ。）へ転換されるものであること。

5　第二項第一号イ又はヘに掲げる額を算出する場合において、これらの規定に掲げる額に関連する繰延税金負債の額があるときは、これらの規定に掲げる額と当該関連する繰延税金負債の額を相殺することができる。

（調整後非支配株主持分の額及び調整項目の額の算出方法）

第二十九条　前条第一項第四号に掲げるコア資本に係る調整後非支配株主持分の額は、特定連結子法人等（連結子法人等のうち金融機関又はバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の非支配株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額（特定連結子法人等の単体コア資本に係る基礎項目の額（第三十七条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額をいい、当該特定連結子法人等が銀行以外の場合にあっては、これに相当する額とする。以下この項において同じ。）のうち当該特定連結子法人等の親法人等である銀行の連結貸借対照表の純資産の部に新株予約権又は非支配株主持分として計上される部分の額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。以下この項において同じ。）のうち次に掲げる額のいずれか少ない額にコア資本に係る第三者持分割合（特定連結子法人等の非支配株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額を単体コア資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額以下の額とする。

一　当該特定連結子法人等の第二十五条の算式の分母の額（当該特定連結子法人等が銀行以外の場合にあっては、これに相当する額とする。次号において同じ。）に四パーセントを乗じて得た額

二　第二十五条の算式の分母の額のうち当該特定連結子法人等に関連するものの額（当該特定連結子法人等の同条の算式の分母の額に関連するものの額をいう。）に四パーセントを乗じて得た額

三　銀行が協定（預金保険機構との間で締結された、預金保険法附則第七条第一項に規定する協定

若しくは同法附則第十五条の二第一項に規定する承継機能協定、金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第百二十八号）第三十五条第一項に規定する協定又は金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百四十三号）第十条第一項に規定する協定をいう。第四十一条第八項第三号において同じ。）の定めにより保有することとなった資本調達手段

2　前条第二項第二号に掲げる自己保有普通株式等の額は、銀行又は連結子法人等が当該銀行又は連結子法人等の普通株式等（普通株式又は強制転換条項付優先株式（同条第四項に規定する強制転換条項付優先株式をいう。第四項及び第五項において同じ。）をいい、自己株式に該当するものを除く。）を保有している場合（法人等であって、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれない者（以下この条において「連結範囲外の法人等」という。）に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）における当該普通株式等（次項及び第三十三条第二項第一号ヘにおいて「自己保有普通株式等」という。）の額とする。

3　前項に定める額を算出する場合において、銀行又は連結子法人等が自己保有普通株式等に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、当該自己保有普通株式等と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

4　前条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額は、銀行又は連結子法人等が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。）であって連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの（以下この章において「他の金融機関等」という。）との間で相互に自己資本比率を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に当該銀行又は連結子法人等の普通株式又は強制転換条項付優先株式を保有していると認められる場合（銀行若しくは連結子法人等又は他の金融機関等が連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）における当該他の金融機関等の対象資本調達手段の額とする。

5　前条第二項第四号に掲げる少数出資金融機関等の対象普通株式等の額は、少数出資金融機関等（銀行及び連結子法人等がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等（次項第一号ホ及びヘに掲げる者を除く。）をいう。第八項において同じ。）の対象普通株式等（対象資本調達手段のうち、普通株式又は強制転換条項付優先株式に相当するもの（みなし普通株式を含む。）をいう。以下この条及び第三十三条第二項第一号ヘにおいて同じ。）を銀行又は連

結子法人等が保有している場合（連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該銀行又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、前項の場合を除く。）における当該対象普通株式等の額の合計額から少数出資に係る十パーセント基準額（前条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

6　前条第二項第五号に掲げる特定項目に係る十パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　その他金融機関等（次に掲げる者をいう。以下この条において同じ。）の対象普通株式等を銀行又は連結子法人等が保有している場合（連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該銀行又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第四項の場合を除く。）における当該対象普通株式等の額から特定項目に係る十パーセント基準額（前条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。次号及び第三号において同じ。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

イ　当該銀行及び連結子法人等がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等

ロ　連結財務諸表規則第五条第一項各号に該当するため、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれない金融子会社（イに掲げる者を除く。）

ハ　当該銀行が金融業務を営む会社を子法人等としている場合における当該子法人等であって、連結財務諸表規則第五条第一項各号又は第二項に該当するため、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの（イ及びロに掲げる者を除く。）

ニ　当該銀行が関連法人等としている金融業務を営む関連法人等（イに掲げる者を除く。）

ホ　他の金融機関等であって、当該銀行を子法人等とする親法人等である者（イに掲げる者を除く。）

ヘ　他の金融機関等であって、当該銀行を子法人等とする親法人等の子法人等（当該銀行を除く。）又は関連法人等である者（イからホまでに掲げる者を除く。）

二　モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産の額から特定項目に係る十パーセント基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

三　繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額から特定項目に係る十パーセント基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

7　前条第二項第六号に掲げる特定項目に係る十五パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額

とする。

一　特定項目に係る調整対象額（特定項目に係る十パーセント基準対象額（特定項目（その他金融機関等の対象普通株式等、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産及び繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。第三号において同じ。）をいう。以下この号において同じ。）の額から前条第二項第五号に掲げる額を控除した額をいう。以下この項において同じ。）から特定項目に係る十五パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に、その他金融機関等の対象普通株式等の額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

二　特定項目に係る調整対象額に、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産の額から前項第二号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

三　特定項目に係る調整対象額に、繰延税金資産の額から前項第三号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

８　第五項に定める額並びに第六項第一号及び前項第一号に掲げる額を算出する場合において、銀行又は連結子法人等が少数出資金融機関等又はその他金融機関等の対象普通株式等に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、これらの対象普通株式等と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

９　第五項に定める額並びに第六項第一号及び第七項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げる資本調達手段に該当する対象普通株式等があるときは、当該対象普通株式等を算出の対象から除外することができる。ただし、第一号に掲げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとする。

一　その存続が極めて困難であると認められる者の救済又は処理のための資金の援助を行うことを目的として保有することとなった資本調達手段

二　引受けにより取得し、かつ、保有期間が五営業日以内の資本調達手段

１０　第六項第三号及び第七項各号並びに前条第二項第一号ロに掲げる額を算出する場合において、繰延税金資産の額及びこれに関連する繰延税金負債の額（同条第五項の規定により相殺された額を除く。以下この項において同じ。）があるときは、次の各号に掲げる繰延税金資産の額の区分に応じ、当該額と当該各号に定める額を相殺することができる。

一　繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額　繰延税金負債の額のうち当該額に繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額を繰延税金資産の額で除して得た割合を乗じて得た額

二　繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額　繰延税金負債の額のうち前号に定める額を控除した額

１１　第六項第三号及び第七項各号に掲げる額を算出する場合並びに前項の規定により繰延税金資産の額と繰延税金負債の額を相殺する場合には、繰延税金資産の額及び同項の規定により繰延税金資産の額と相殺される繰延税金負債の額は、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益及び土地再評価差額金に係るものが含まれないものとした場合の額とする。

１２　第四項及び第五項に定める額並びに第六項第一号及び第七項第一号に掲げる額を算出する場合において、その時価評価差額がその他の包括利益累計額の項目として計上される他の金融機関等又はその他金融機関等の対象普通株式等又は対象資本調達手段については、時価による評価替えを行わない場合の額をもって当該他の金融機関等又はその他金融機関等の対象普通株式等又は対象資本調達手段の額とする。

第三十条及び第三十一条　削除

（比例連結）

第三十二条　金融業務を営む関連法人等（保険会社等を除く。以下この条において同じ。）について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす場合には、第二十八条第二項、第二十九条第四項から第九項まで及び次条第二項の規定にかかわらず、第二十五条の算式において当該金融業務を営む関連法人等を比例連結の方法により連結の範囲に含めて連結自己資本比率を算出することができる。この場合においては、当該金融業務を営む関連法人等に対する投資については、連結財務諸表規則第十条第一項本文の規定にかかわらず、持分法を適用しないものとし、当該金融業務を営む関連法人等は連結子法人等とみなす。

一　当該金融業務を営む関連法人等が、当該金融業務を営む関連法人等を関連法人等とする銀行を子会社とする銀行持株会社の子会社であって、当該銀行持株会社又はその子会社（当該金融業務を営む関連法人等を除く。）が合算して当該金融業務を営む関連法人等の総株主等の議決権を保有している場合　当該銀行が当該銀行の当該金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合を超えてその事業に関して責任を負うべきことを約する契約等がないこと。

二　前号に掲げる場合以外の場合　次に掲げる全ての要件

イ　当該金融業務を営む関連法人等に投資を行う二以上の法人等（以下この号において「共同支配会社」という。）が共同でその事業の支配を行うために投資及び事業に関する契約を締結していること。

ロ　共同支配会社がイに規定する投資及び事業に関する契約に基づき、当該共同支配会社の当該

金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合に応じて共同でその事業の支配及び運営を行っていること。

ハ　共同支配会社の当該金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合がいずれも百分の二十以上であること。

ニ　当該金融業務を営む関連法人等を関連法人等とする銀行が当該銀行の当該金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合を超えてその事業に関して責任を負うべきことを約する契約等がないこと。

2　前項の規定により金融業務を営む関連法人等を比例連結の方法により連結の範囲に含めて連結自己資本比率を算出したときは、その算出方法の使用を中断する旨をあらかじめ金融庁長官に届け出た場合を除き、これを継続して用いなければならない。

（信用リスク・アセットの額の合計額）

第三十三条　第二十五条の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、標準的手法採用行にあっては第四十八条第一項に定めるものを、内部格付手法採用行にあっては第百五十二条第二号に定めるものをいう。

2　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一　第二十五条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合　次に定めるもの

イ　個別貸倒引当金（内部格付手法採用行にあっては、その他資産に対して計上されているものに限る。）

ロ　特定海外債権引当勘定

ハ　支払承諾見返勘定

ニ　派生商品取引に係る資産

ホ　有価証券等及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金

ヘ　自己保有普通株式等、対象資本調達手段、対象普通株式等、無形固定資産（のれん相当差額を含む。）、繰延税金資産及び退職給付に係る資産のうち、第二十八条第二項の規定によりコア資本に係る調整項目の額とされたものの額に相当する部分

ト　第二十八条第五項の規定により繰延税金負債の額と相殺された額に相当する部分

チ　繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）のうち第二十九条第十一項の規定により同条第六項第三号又は第七項第三号に掲げる額の算出の対象に含まれなかった部分

二　特定取引勘定設置銀行において第二十五条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合　前号に定めるもの並びに特定取引勘定の資産及び連結子法人等における特定取引等に係る資産

三　特定取引勘定設置銀行以外の銀行において第二十五条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合　第一号に定めるもの並びに当該銀行及び連結子法人等における特定取引等に係る資産

3　第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一　中央清算機関に対するエクスポージャー又は間接清算参加者の直接清算参加者に対するエクスポージャーのうち、信用取引その他これに類する海外の取引及び現物・直物取引により生ずるもの

二　直接清算参加者の適格中央清算機関への担保の差入れ又は間接清算参加者の直接清算参加者を通じた適格中央清算機関への担保の差入れにより生ずるエクスポージャーのうち、適格中央清算機関以外の第三者において分別管理されており、かつ、適格中央清算機関に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられているもの

三　資金清算機関等に対するエクスポージャーのうち、資金清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるもの

（マーケット・リスク相当額の合計額）

第三十四条　第二十五条の算式においてマーケット・リスク相当額の合計額は、次の各号に掲げる銀行の区分に応じ当該各号に定めるものを対象とし、第九章に定めるところにより算出するものの合計額とする。ただし、現金預け金、預金及びコール資金（本支店間の取引を含む。）並びにレポ形式の取引のうち、特定取引等を行う部署においてリスク管理上特定取引等と一体のものとして管理及び評価をしているものについては対象に含めることができる。この場合において、レポ形式の取引の取引相手方に対する信用リスクについては、別途信用リスク・アセットの額の算出対象とすることを要する。

一　特定取引勘定設置銀行　特定取引勘定の資産及び負債並びに特定取引勘定以外の勘定の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産並びに連結子法人等における特定取引等に係る資産及び負債並びに特定取引等に係る資産及び負債以外の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産（第二十八条第二項第二号から第六号までに掲げる額に該当する部分を除く。）

二　特定取引勘定設置銀行以外の銀行　当該銀行及び連結子法人等における特定取引等に係る資産及び負債並びに特定取引等に係る資産及び負債以外の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産（第二十八条第二項第二号から第六号までに掲げる額に該当する部分を除く。）

（オペレーショナル・リスク相当額の合計額）

第三十五条　第二十五条の算式においてオペレーショナル・リスク相当額の合計額は、第十章に定めるところにより算出するものとする。

（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限）

第三十六条　内部格付手法採用行は、次の各号に掲げる期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額（第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。）を第二十五条の算式の分母に加えなければならない。

一　内部格付手法の使用を開始した日以後一年間　九十パーセント

二　内部格付手法の使用を開始した日から一年を経過した日以後一年間　八十パーセント

2　先進的計測手法採用行は、次の各号に掲げる期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額（次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。）を第二十五条の算式の分母に加えなければならない。

一　先進的計測手法の使用を開始した日以後一年間　九十パーセント

二　先進的計測手法の使用を開始した日から一年を経過した日以後一年間　八十パーセント

3　前二項の規定にかかわらず、銀行が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第二十五条の算式の分母に加えなければならない。

4　第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二十五条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び第二十八条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から同条第一項第五号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

5　第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二十五条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び第二十八条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から同条第一項第五号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

6　第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第二十五条の算式の分母の額に八パーセント

を乗じて得た額及び第二十八条第二項各号に掲げる額の合計額から同条第一項第五号に掲げる額を控除した額をいう。

第五章　国内基準　（単体自己資本比率）

（単体自己資本比率の計算方法）

第三十七条　国内基準のうち法第十四条の二第一号に定める基準（以下この章において「単体自己資本比率」という。）は、次の算式により得られる比率について、四パーセント以上とする。

$$\frac{\text{自己資本の額（コア資本に係る基礎項目の額－コア資本に係る調整項目の額）}}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額＋マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額＋オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額}}$$

（算出の方法等）

第三十八条　単体自己資本比率は、銀行の財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、財務諸表については、財務諸表等規則に基づき作成することとする。

（マーケット・リスク相当額不算入の特例）

第三十九条　次の各号に掲げる銀行の区分に応じ、当該各号に定める場合には、第三十七条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しないことができる。

一　特定取引勘定設置銀行　次に掲げる条件の全てを満たす場合

イ　直近の期末から自己資本比率の算出基準日までの間における特定取引勘定の資産及び負債の合計額のうち最も大きい額が、千億円未満であり、かつ、直近の期末の総資産の十パーセントに相当する額未満であること。

ロ　算出基準日が期末である場合には、当該算出基準日における特定取引勘定の資産及び負債の合計額が、千億円未満であり、かつ、当該算出基準日における総資産の十パーセントに相当する額未満であること。

ハ　直近の算出基準日において第三十七条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入していないこと。

二　特定取引勘定設置銀行以外の銀行　次に掲げる条件の全てを満たす場合

イ　直近の期末から算出基準日までの間における商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の合計額のうち最も大きい額が、千億円未満であり、かつ、直近の期末の総資産の十パーセントに相当する額未満であること。

ロ　算出基準日が期末である場合には、当該算出基準日における商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の合計額が、千億円未満であり、かつ、当該算出基準日における総資産の十パーセントに相当する額未満であること。

ハ　直近の算出基準日において第三十七条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入していないこと。

（自己資本の額）

第四十条　第三十七条の算式において、コア資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額（社外流出予定額を除く。）

二　普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額

三　次に掲げる額の合計額

イ　一般貸倒引当金の額（当該額が第三十七条の算式における信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用行にあっては、第百五十二条第二号ロに掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額とする。）

ロ　内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額（当該額が第百五十二条第二号イに掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額とする。）

２　第三十七条の算式において、コア資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　次に掲げる額の合計額

イ　次に掲げる無形固定資産の額の合計額

(1)　無形固定資産（のれんに係るものに限る。）の額

(2)　無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額

ロ　繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額

ハ　内部格付手法採用行において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額

ニ　証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額

ホ　負債の時価評価（銀行の信用リスクの変動に基づくものに限る。）により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額

ヘ　前払年金費用の額

二　自己保有普通株式等の額

三　意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額

四　少数出資金融機関等の対象普通株式等の額

五　特定項目に係る十パーセント基準超過額

六　特定項目に係る十五パーセント基準超過額

3　第一項の「普通株式」とは、次に掲げる要件の全てを満たす株式をいう。

一　残余財産の分配について、最も劣後するものであること。

二　残余財産の分配について、一定額又は上限額が定められておらず、他の優先的内容を有する資本調達手段に対する分配が行われた後に、株主の保有する株式の数に応じて公平に割当てを受けるものであること。

三　償還期限が定められておらず、かつ、法令に基づく場合を除き、償還されるものでないこと。

四　発行者が発行時に将来にわたり買戻しを行う期待を生ぜしめておらず、かつ、当該期待を生ぜしめる内容が定められていないこと。

五　剰余金の配当が法令の規定に基づき算定された分配可能額を超えない範囲内で行われ、その額が株式の払込金額を基礎として算定されるものでなく、かつ、分配可能額に関する法令の規定により制限される場合を除き、剰余金の配当について上限額が定められていないこと。

六　剰余金の配当について、発行者の完全な裁量により決定することができ、これを行わないことが発行者の債務不履行となるものでないこと。

七　剰余金の配当について、他の資本調達手段に対して優先的内容を有するものでないこと。

八　他の資本調達手段に先立ち、発行者が業務を継続しながら、当該発行者に生じる損失を公平に負担するものであること。

九　発行者の倒産手続に関し当該発行者が債務超過にあるかどうかを判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるものでないこと。

十　払込金額が適用される企業会計の基準において株主資本として計上されるものであること。

十一　発行者により現に発行され、払込済みであり、かつ、取得に必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。

十二　担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の資本調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。

十三　株主総会、取締役会その他の法令に基づく権限を有する機関の決議又は決定に基づき発行されたものであること。

十四　発行者の事業年度に係る説明書類において他の資本調達手段と明確に区別して記載されるものであること。

4　第一項の「強制転換条項付優先株式」とは、次に掲げる要件の全てを満たす株式をいう。

一　発行者により現に発行され、かつ、払込済みのものであること。

二　残余財産の分配について、発行者の他の債務に対して劣後的内容を有するものであること。

三　担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の同順位の資本調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。

四　償還期限が定められておらず、ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。

五　償還を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあっては、発行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ　償還又は買戻しに際し、自己資本の充実について、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとなっていること。

ロ　償還又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。

ハ　その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1)　償還又は買戻しが行われる場合には、発行者の収益性に照らして適切と認められる条件により、当該償還又は買戻しのための資本調達（当該償還又は買戻しが行われるものと同等以上の質が確保されるものに限る。）が当該償還又は買戻しの時以前に行われること。

(2)　償還又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の単体自己資本比率を維持することが見込まれること。

六　発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認についての期待を生ぜしめる行為が行われていないこと。

七　剰余金の配当の停止について、次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ　剰余金の配当の停止を発行者の完全な裁量により常に決定することができること。

ロ　剰余金の配当の停止を決定することが発行者の債務不履行とならないこと。

ハ　剰余金の配当の停止により流出しなかった資金を発行者が完全に利用可能であること。

ニ　剰余金の配当の停止を行った場合における発行者に対する一切の制約（同等以上の質の資本調達手段に係る剰余金の配当に関するものを除く。）がないこと。

八　剰余金の配当が、法令の規定に基づき算定された分配可能額を超えない範囲内で行われるものであること。

九　剰余金の配当額が、発行後の発行者の信用状態を基礎として算定されるものでないこと。

十　発行者の倒産手続に関し当該発行者が債務超過にあるかどうかを判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるものでないこと。

十一　発行者又は当該発行者の子法人等若しくは関連法人等により取得されておらず、かつ、取得

に必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。

十二　ある特定の期間において他の資本調達手段が発行価格に関して有利な条件で発行された場合には補償が行われる特約その他の発行者の資本の増強を妨げる特約が定められていないこと。

十三　一定の時期の到来を条件として普通株式（前項に規定する普通株式をいう。次条において同じ。）へ転換されるものであること。

5　第二項第一号イ又はヘに掲げる額を算出する場合において、これらの規定に掲げる額に関連する繰延税金負債の額があるときは、これらの規定に掲げる額と当該関連する繰延税金負債の額を相殺することができる。

（調整項目の額の算出方法）

第四十一条　前条第二項第二号に掲げる自己保有普通株式等の額は、銀行が当該銀行の普通株式等（普通株式又は強制転換条項付優先株式（前条第四項に規定する強制転換条項付優先株式をいう。第三項及び第四項において同じ。）をいい、自己株式に該当するものを除く。）を保有している場合（他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）における当該普通株式等（次項及び第四十四条第二項第一号ヘにおいて「自己保有普通株式等」という。）の額とする。

2　前項に定める額を算出する場合において、銀行が自己保有普通株式等に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、当該自己保有普通株式等と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

3　前条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額は、銀行が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。）（以下この章において「他の金融機関等」といい、連結自己資本比率（第二十五条に規定する連結自己資本比率をいう。）を算出する銀行にあっては、連結の範囲に含まれる者を除く。以下この章において同じ。）との間で相互に自己資本比率を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に当該銀行の普通株式又は強制転換条項付優先株式を保有していると認められる場合（銀行又は他の金融機関等が他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）における当該他の金融機関等の対象資本調達手段の額とする。

4　前条第二項第四号に掲げる少数出資金融機関等の対象普通株式等の額は、少数出資金融機関等（銀行がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等（次項第一号ロ又はハに掲げる者を除く。）をいう。第七項において同じ。）の対象普通株式等（対象資本調達

手段のうち、普通株式又は強制転換条項付優先株式に相当するもの（みなし普通株式を含む。）をいう。以下この条及び第四十四条第二項第一号ヘにおいて同じ。）を銀行が保有している場合（他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該銀行が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、前項の場合を除く。）における当該対象普通株式等の額の合計額から少数出資に係る十パーセント基準額（前条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

5　前条第二項第五号に掲げる特定項目に係る十パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　その他金融機関等（次に掲げる者をいう。以下この条において同じ。）の対象普通株式等を銀行が保有している場合（他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該銀行が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第三項の場合を除く。）における当該対象普通株式等の額から特定項目に係る十パーセント基準額（前条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。次号及び第三号において同じ。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

イ　当該銀行がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等

ロ　他の金融機関等であって、当該銀行を子法人等とする親法人等である者（イに掲げる者を除く。）

ハ　他の金融機関等であって、当該銀行を子法人等とする親法人等の子法人等（当該銀行を除く。）又は関連法人等である者（イ及びロに掲げる者を除く。）

二　モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産の額から特定項目に係る十パーセント基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

三　繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額から特定項目に係る十パーセント基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

6　前条第二項第六号に掲げる特定項目に係る十五パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　特定項目に係る調整対象額（特定項目に係る十パーセント基準対象額（特定項目（その他金融機関等の対象普通株式等、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産及び繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。第三号において同じ。）をいう。以下この号において同じ。）の額から前条第二項第五号に掲げる額を控除した額をいう。以下この項において同じ。）から特定項目に係る十五パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号か

ら第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に、その他金融機関等の対象普通株式等の額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

二　特定項目に係る調整対象額に、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産の額から前項第二号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

三　特定項目に係る調整対象額に、繰延税金資産の額から前項第三号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

7　第四項に定める額並びに第五項第一号及び前項第一号に掲げる額を算出する場合において、銀行が少数出資金融機関等又はその他金融機関等の対象普通株式等に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、これらの対象普通株式等と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

8　第四項に定める額並びに第五項第一号及び第六項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げる資本調達手段に該当する対象普通株式等があるときは、当該対象普通株式等を算出の対象から除外することができる。ただし、第一号に掲げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとする。

一　その存続が極めて困難であると認められる者の救済又は処理のための資金の援助を行うことを目的として保有することとなった資本調達手段

二　引受けにより取得し、かつ、保有期間が五営業日以内の資本調達手段

三　協定の定めにより保有することとなった資本調達手段

9　第五項第三号及び第六項各号並びに前条第二項第一号ロに掲げる額を算出する場合において、繰延税金資産の額及びこれに関連する繰延税金負債の額（同条第五項の規定により相殺された額を除く。以下この項において同じ。）があるときは、次の各号に掲げる繰延税金資産の額の区分に応じ、当該額と当該各号に定める額を相殺することができる。

一　繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額　繰延税金負債の額のうち当該額に繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額を繰延税金資産の額で除して得た割合を乗じて得た額

二　繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額　繰延税金負債の額のうち前号に定める額を控除した額

１０　第五項第三号及び第六項各号に掲げる額を算出する場合並びに前項の規定により繰延税金資産

の額と繰延税金負債の額を相殺する場合には、繰延税金資産の額及び同項の規定により繰延税金資産の額と相殺される繰延税金負債の額は、評価・換算差額等に計上される項目に係るものが含まれないものとした場合の額とする。

１１　第三項及び第四項に定める額並びに第五項第一号及び第六項第一号に掲げる額を算出する場合において、その時価評価差額が評価・換算差額等の項目として計上される他の金融機関等の対象普通株式等又は対象資本調達手段については、時価による評価替えを行わない場合の額をもって当該他の金融機関等の対象普通株式等又は対象資本調達手段の額とする。

第四十二条及び第四十三条　削除

（信用リスク・アセットの額の合計額）

第四十四条　第三十七条の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、標準的手法採用行にあっては第四十八条第一項に定めるものを、内部格付手法採用行にあっては第百五十二条第二号に定めるものをいう。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一　第三十七条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合　次に定めるもの

イ　個別貸倒引当金（内部格付手法採用行にあっては、その他資産に対して計上されているものに限る。）

ロ　特定海外債権引当勘定

ハ　支払承諾見返勘定

ニ　派生商品取引に係る資産

ホ　有価証券等及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金

ヘ　自己保有普通株式等、対象資本調達手段、対象普通株式等、無形固定資産、繰延税金資産及び前払年金費用のうち、第四十条第二項の規定によりコア資本に係る調整項目の額とされたものの額に相当する部分

ト　第四十条第五項の規定により繰延税金負債の額と相殺された額に相当する部分

チ　繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）のうち第四十一条第十項の規定により同条第五項第三号又は第六項第三号に掲げる額の算出の対象に含まれなかった部分

二　特定取引勘定設置銀行において第三十七条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合　前号に定めるもの及び特定取引勘定の資産

三　特定取引勘定設置銀行以外の銀行において第三十七条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合　第一号に定めるもの及び特定取引等に係る資産

四　期限付劣後債務の取り入れについて取り入れ先の資金調達に際して銀行が劣後保証を行ってい

る場合　当該劣後保証相当額

3　第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一　中央清算機関に対するエクスポージャー又は間接清算参加者の直接清算参加者に対するエクスポージャーのうち、信用取引その他これに類する海外の取引及び現物・直物取引により生ずるもの

二　直接清算参加者の適格中央清算機関への担保の差入れ又は間接清算参加者の直接清算参加者を通じた適格中央清算機関への担保の差入れにより生ずるエクスポージャーのうち、適格中央清算機関以外の第三者において分別管理されており、かつ、適格中央清算機関に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられているもの

三　資金清算機関等に対するエクスポージャーのうち、資金清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるもの

（マーケット・リスク相当額の合計額）

第四十五条　第三十七条の算式においてマーケット・リスク相当額の合計額は、次の各号に掲げる銀行の区分に応じ当該各号に定めるものを対象とし、第九章に定めるところにより算出するものの合計額とする。ただし、現金預け金、預金及びコール資金（本支店間の取引を含む。）並びにレポ形式の取引のうち、特定取引等を行う部署においてリスク管理上特定取引等と一体のものとして管理及び評価をしているものについては対象に含めることができる。この場合において、レポ形式の取引の取引相手方に対する信用リスクについては、別途信用リスク・アセットの額の算出対象とすることを要する。

一　特定取引勘定設置銀行　特定取引勘定の資産及び負債並びに特定取引勘定以外の勘定の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産並びに特定取引等に係る資産及び負債以外の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産（第四十条第二項第二号から第六号までに掲げる額に該当する部分を除く。）

二　特定取引勘定設置銀行以外の銀行　当該銀行における特定取引等に係る資産及び負債並びに特定取引等に係る資産及び負債以外の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産（第四十条第二項第二号から第六号までに掲げる額に該当する部分を除く。）

（オペレーショナル・リスク相当額の合計額）

第四十六条　第三十七条の算式においてオペレーショナル・リスク相当額の合計額は、第十章に定めるところにより算出するものとする。

（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限）

第四十七条　内部格付手法採用行は、次の各号に掲げる期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額（第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。）を第三十七条の算式の分母に加えなければならない。

一　内部格付手法の使用を開始した日以後一年間　九十パーセント

二　内部格付手法の使用を開始した日から一年を経過した日以後一年間　八十パーセント

2　先進的計測手法採用行は、次の各号に掲げる期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額（次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。）を第三十七条の算式の分母に加えなければならない。

一　先進的計測手法の使用を開始した日以後一年間　九十パーセント

二　先進的計測手法の使用を開始した日から一年を経過した日以後一年間　八十パーセント

3　前二項の規定にかかわらず、銀行が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第三十七条の算式の分母に加えなければならない。

4　第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第三十七条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び第四十条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から同条第一項第三号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

5　第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第三十七条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び第四十条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から同条第一項第三号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

6　第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第三十七条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び第四十条第二項各号に掲げる額の合計額から同条第一項第三号に掲げる額を控除した額をいう。

第六章　信用リスクの標準的手法

第一節　総則

（標準的手法採用行における信用リスク・アセットの額の合計額）

第四十八条　標準的手法採用行の信用リスク・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。ただし、第五節においてリスク・ウェイト又は与信相当額の算出方法が定められている場合には、同節の規定により算出した額とする。

一　次節に定めるリスク・ウェイトを資産の額（国内基準行にあっては、その損益又は評価差額がその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の項目として計上される資産については、時価による評価替え又は再評価を行わない場合の額とする。）又は第三節に定めるオフ・バランス取引若しくは第四節に定める派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額に乗じて得た額並びに第七十九条の五及び第二百四十六条から第二百五十二条までの規定により算出された信用リスク・アセットの額の合計額

二　第八章の二に定めるところにより算出したＣＶＡリスク相当額を八パーセントで除して得た額

三　第八章の三に定めるところにより算出した第二百七十条の六各号に掲げるエクスポージャー（以下「中央清算機関関連エクスポージャー」という。）に係る信用リスク・アセットの額

２　標準的手法採用行が直接清算参加者として、間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る金融商品取引法第二条第二十七項に規定する有価証券等清算取次ぎ、間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る商品先物取引法第二条第二十項に規定する商品清算取引その他間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る取次ぎ又はこれらに類する海外の取引（以下「清算取次ぎ等」という。）を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額について、第百三十九条の二の規定により算出する場合には、前項第一号の合計額の算出に当たって、当該トレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額として、同条の規定により算出された信用リスク・アセットの額を用いるものとする。

（非依頼格付の使用禁止）

第四十九条　標準的手法採用行は、リスク・ウェイトの判定に当たり、非依頼格付を使用してはならない。ただし、中央政府に付与されたものである場合には、この限りでない。

（格付等の使用基準の設定）

第五十条　標準的手法採用行は、リスク・ウェイトの判定に当たり、あらかじめ、適格格付機関の格付又は経済協力開発機構若しくは輸出信用機関のカントリー・リスク・スコアの使用の基準を設けるものとする。

２　標準的手法採用行は、前項に規定する基準を設けるに当たっては、信用リスク・アセットの額を

意図的に小さくすることを目的としてはならない。

3　標準的手法採用行は、適格格付機関の格付又は経済協力開発機構若しくは輸出信用機関のカントリー・リスク・スコアを内部管理において用いている場合、第一項に規定する基準を当該内部管理における使用方法と整合的なものにしなければならない。

4　以下この章及び第八章第二節第一款において格付、個別格付（特定の債務に付与された格付をいう。以下同じ。）、債務者信用力格付（債務者の一般的な債務返済能力に関する格付をいう。以下同じ。）、短期格付又はカントリー・リスク・スコアとあるのは、それぞれ標準的手法採用行が設ける第一項に規定する基準において当該標準的手法採用行が用いることが可能な格付又はカントリー・リスク・スコアをいい、当該基準において用いることができる格付又はカントリー・リスク・スコアがない場合には、無格付とする。

（個別格付が付与されていないエクスポージャーの取扱い）

第五十一条　標準的手法採用行の保有するエクスポージャーに対して個別格付が付与されていない場合であって、次の各号に掲げるときは、当該エクスポージャーは、当該各号に掲げる格付が付与されているものとみなすことができる。

一　当該エクスポージャーの債務者が負っている他の債務が無担保かつ個別格付が付与されている場合であって、当該個別格付（短期格付を除く。以下この条において同じ。）に対応するリスク・ウェイトが、当該エクスポージャーを無格付とした際のリスク・ウェイトよりも小さく、かつ、当該エクスポージャーが当該無担保の債務に劣後しないとき。　当該個別格付

二　当該エクスポージャーの債務者に債務者信用力格付がある場合であって、当該エクスポージャーが当該債務者の他の債務に劣後しないとき。　当該債務者信用力格付

2　前項に規定する場合において、債務者信用力格付又は標準的手法採用行の保有するエクスポージャーに劣後しない債務の個別格付が、当該エクスポージャーを無格付とした場合のリスク・ウェイトよりも大きいリスク・ウェイトに対応するものであるときは、当該債務者信用力格付又は個別格付が付与されているものとみなす。

（現地通貨建て格付及び非現地通貨建て格付）

第五十二条　前条の規定において、標準的手法採用行は、個別格付又は債務者信用力格付が当該標準的手法採用行の保有するエクスポージャーと同一通貨建てのエクスポージャーに係るものでない場合には、当該個別格付又は債務者信用力格付を用いてはならない。ただし、銀行の保有する現地通貨建てのエクスポージャーが国際開発銀行（第六十条第二項の規定において零パーセントのリスク・ウェイトを適用することが認められているものに限る。）との協調融資に係るものである場合は、この限りでない。

（複数の格付がある場合のリスク・ウェイト）

第五十三条　標準的手法採用行は、その保有するエクスポージャーについて、適格格付機関の格付又は経済協力開発機構若しくは輸出信用機関のカントリー・リスク・スコアが二以上ある場合であって、それらに対応するリスク・ウェイトが異なるときは、最も小さいリスク・ウェイトから数えて二番目に小さいリスク・ウェイトを用いなければならない。ただし、最も小さいリスク・ウェイトが複数の格付又はカントリー・リスク・スコアに対応するものであるときは、当該最も小さいリスク・ウェイトを用いるものとする。

（信用リスクの評価の対象が異なる格付の取扱い）

第五十四条　標準的手法採用行は、次の各号に掲げる場合その他の格付における評価の対象が標準的手法採用行の保有するエクスポージャーと異なることにより、当該格付を用いるとリスク・アセットの額が過小に評価されるおそれがある場合には、当該格付を用いてはならない。

一　格付における評価の対象が元本又は利息のみである場合であって、当該標準的手法採用行のエクスポージャーが元本及び利息に及ぶとき。

二　個別格付が担保又は保証その他の信用リスクを削減する措置（第五節に規定する信用リスク削減手法として適格でないものを含む。以下この条において同じ。）を反映している場合であって、当該標準的手法採用行の保有するエクスポージャーに対して取られている信用リスクを削減する措置がこれと異なるとき又はそうした措置が取られていないとき。

第二節　リスク・ウェイト

（現金）

第五十五条　現金（外国通貨及び金を含む。）のリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

（中央政府及び中央銀行向けエクスポージャー）

第五十六条　中央政府及び中央銀行向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、格付又はカントリー・リスク・スコアに対応する信用リスク区分に応じ、それぞれ次の各号の表の左欄に定めるものとする。ただし、無格付の場合には、百パーセントとする。

一　適格格付機関の付与する格付の場合

信用リスク区分	1―1	1―2	1―3	1―4	1―5	1―6
リスク・ウェイト（パーセント）	零	二十	五十	百	百	百五十

二　カントリー・リスク・スコアの場合

信用リスク区分（カントリー・リスク・スコア）	0	1	2	3	4	5	6	7
リスク・ウェイト（パーセント）	零	零	二十	五十	百	百	百	百五十

２　前項の規定にかかわらず、日本国政府及び日本銀行向けの円建てのエクスポージャーのうち円建てで調達されたもののリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

（国際決済銀行等向けエクスポージャー）

第五十七条　国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

（我が国の地方公共団体向けエクスポージャー）

第五十八条　我が国の地方公共団体向けの円建てのエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）のうち円建てで調達されたもののリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

２　前項の場合を除き、我が国の地方公共団体向けのエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）のリスク・ウェイトは、日本国政府に付与された格付又はカントリー・リスク・スコアに対応する信用リスク区分に応じ、第五十六条第一項各号の表の左欄に定めるものとする。

（外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー）

第五十九条　外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）のリスク・ウェイトは、当該公共部門の所在する国の中央政府に付与された格付又はカントリー・リスク・スコアに対応する信用リスク区分に応じ、第六十三条第一項各号の表の左欄に定めるものとする。

（国際開発銀行向けエクスポージャー）

第六十条　国際開発銀行向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、格付に対応する信用リスク区分に応じ、次の表の左欄に定めるものとする。ただし、無格付の場合には、五十パーセントとする。

信用リスク区分	2―1	2―2	2―3	2―4	2―5
リスク・ウェイト（パーセント）	二十	五十	百	百	百五十

２　前項の規定にかかわらず、国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ及び欧州評議会開発銀行向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

（地方公共団体金融機構向けエクスポージャー）

第六十条の二　地方公共団体金融機構向けの円建てのエクスポージャーのうち円建てで調達されたもののリスク・ウェイトは、十パーセントとする。

２　前項の場合を除き、地方公共団体金融機構向けのエクスポージャーのリスク・ウェイトは、日本国政府に付与された格付又はカントリー・リスク・スコアに対応する信用リスク区分に応じ、第六十三条第一項各号の表の左欄に定めるものとする。

（我が国の政府関係機関向けエクスポージャー）

第六十一条　我が国の政府関係機関（特別の法律に基づき設立された法人（業として預金又は貯金の受入れを行う法人を除く。）であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。以下同じ。）向けの円建てのエクスポージャーのうち円建てで調達されたもののリスク・ウェイトは、十パーセントとする。

一　政府が過半を出資している法人（株式会社を除く。）

二　政府が出資している法人（株式会社を除く。）で、かつ、法律の定めるところにより、当該法人の予算及び決算について、国会の議決（承認を含む。次号において同じ。）を得、又は主務大臣（内閣総理大臣を含む。以下この項において同じ。）の認可（承認を含む。以下この項において同じ。）を受けなければならない法人

三　政府が過半を出資している法人（株式会社に限る。次号において同じ。）で、かつ、法律の定めるところにより、当該法人の予算について、国会の議決を得、又は主務大臣の認可を受け、及び当該法人の決算報告書を国会に提出しなければならない法人

四　政府が過半を出資している法人で、かつ、法律の定めるところにより、当該法人の債券及び借入金の償還計画について、主務大臣の認可を受けなければならない法人

２　前項の場合を除き、我が国の政府関係機関向けのエクスポージャーのリスク・ウェイトは、日本国政府に付与された格付又はカントリー・リスク・スコアに対応する信用リスク区分に応じ、第六十三条第一項各号の表の左欄に定めるものとする。

（地方三公社向けエクスポージャー）

第六十二条　土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けの円建てエクスポージャーのうち円建てで調達されたもののリスク・ウェイトは、二十パーセントとする。

２　前項の場合を除き、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクスポージャーのリスク・ウェイトは、日本国政府に付与された格付又はカントリー・リスク・スコアに対応する信用リスク区分に応じ、次条第一項各号の表の左欄に定めるものとする。

（金融機関向けエクスポージャー）

第六十三条　金融機関（第一条第七号ロに掲げる者を除く。次項において同じ。）、外国銀行、銀行持株会社及び銀行持株会社に準ずる外国の会社向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、当該金融機関が設立された国の中央政府に付与された格付又はカントリー・リスク・スコアに対応する信用リスク区分に応じ、それぞれ次の各号の表の左欄に定めるものとする。ただし、無格付の場合に

は、百パーセントとする。

一　適格格付機関の付与する格付の場合

信用リスク区分	3―1	3―2	3―3	3―4
リスク・ウェイト（パーセント）	二十	五十	百	百五十

二　カントリー・リスク・スコアの場合

信用リスク区分	0	1	2	3	4	5	6	7
リスク・ウェイト（パーセント）	二十	二十	五十	百	百	百	百	百五十

2　前項の規定にかかわらず、金融機関及び銀行持株会社に対する円建てのエクスポージャーが円建てで調達されたものであって、かつ、当該主体が信用供与を受けた日から満期までの期間が三月以内である場合のリスク・ウェイトは、二十パーセントとする。

3　前二項の規定にかかわらず、第一項のエクスポージャーが当該主体の資本調達手段である場合には、そのリスク・ウェイトは百パーセントとする。

（第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー）

第六十四条　第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、その第一種金融商品取引業者がバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準の適用を受ける場合に限り、前条の規定に従うものとする。経営管理会社についても、同様とする。

（法人等向けエクスポージャー）

第六十五条　法人等向けエクスポージャー（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）に対するエクスポージャーをいう。ただし、第五十六条から前条までに規定するものを除く。以下同じ。）に格付がある場合のリスク・ウェイトは、当該格付に対応する信用リスク区分に応じ、次の表の左欄に定めるものとする。

信用リスク区分	4―1	4―2	4―3	4―4	4―5
リスク・ウェイト（パーセント）	二十	五十	百	百	百五十

2　法人等向けエクスポージャーが無格付の場合、そのリスク・ウェイトは、百パーセントとする。ただし、その法人等が設立された国の中央政府の格付又はカントリー・リスク・スコアに対応するリスク・ウェイトが百五十パーセントである場合には、百五十パーセントとする。

（短期格付による例外）

第六十六条　前条の法人等向けエクスポージャーに対して短期格付が付与されている場合、同条の規定にかかわらず、当該エクスポージャーのリスク・ウェイトは、当該格付に対応する信用リスク区分に応じ、次の表の左欄に定めるものとする。

信用リスク区分	5―1	5―2	5―3	5―4
リスク・ウェイト（パーセント）	二十	五十	百	百五十

2　前項の規定により五十パーセント又は百パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの債務者に対して標準的手法採用行が短期かつ無格付のエクスポージャーを有する場合、当該短期かつ無格付のエクスポージャーのリスク・ウェイトは、百パーセントを下回らないものとする。

3　標準的手法採用行は、第一項の規定により百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの債務者について、他の無格付のエクスポージャーについても百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用しなければならない。

（法人等向けエクスポージャーの特例）

第六十七条　前二条の規定にかかわらず、標準的手法採用行は、継続的に用いることを条件として、すべての法人等向けエクスポージャーに百パーセントのリスク・ウェイトを用いることができる。

2　標準的手法採用行は、前項の規定を利用する場合又はやむを得ない理由によりその利用を中止する場合、あらかじめその旨を金融庁長官に届け出なければならない。

（中小企業等向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャーに係る特例）

第六十八条　標準的手法採用行は、中小企業等向けエクスポージャー又は個人向けエクスポージャーであって、次に掲げるすべての要件を満たすもののリスク・ウェイトを、七十五パーセントとすることができる。

一　一の債務者（中小企業等及び個人に限る。以下この条において同じ。）に対するエクスポージャーの額（第五節に規定する信用リスク削減手法を適用する前のものとする。次号において同じ。）を合計した額から信用保証協会等により保証されたエクスポージャーの額を控除した額が、一億円以下であること。

二　一の債務者に対するエクスポージャーの額を合計した額から信用保証協会等により保証されたエクスポージャーの額を控除した額が、前号の要件を満たすエクスポージャー（第七十一条に該当するものを除く。）の額を合計した額の〇・二パーセントを超えないこと。

2　前項各号において、標準的手法採用行が複数の中小企業等又は個人に対する信用の供与に際し、当該複数の中小企業等又は個人の間に密接不可分な関係があると判断していた場合、それらを一体として一の債務者とみなす。

3　第一項の「中小企業等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

一　資本金の額又は出資の総額が三億円以下の法人及び常時使用する従業員の数が三百人以下の法人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）

に属する事業を主たる事業として営むもの

二　資本金の額又は出資の総額が一億円以下の法人及び常時使用する従業員の数が百人以下の法人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

三　資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の法人及び常時使用する従業員の数が百人以下の法人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

四　資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の法人及び常時使用する従業員の数が五十人以下の法人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

（抵当権付住宅ローン）

第六十九条　第五十六条から前条までの規定にかかわらず、住宅ローンが次に掲げる要件のすべてを満たし、かつ、その資金使途が当該住宅の建設、取得又は増改築に限定されている場合には、当該住宅ローンに係るエクスポージャー（以下「抵当権付住宅ローン」という。）のリスク・ウェイトは、三十五パーセントとする。

一　抵当権が次のイ及びロの条件を満たしていること。

イ　抵当権が設定されている住宅が、債務者による自己居住目的（別荘その他これに類するものを除く。）又は賃貸に供する目的のものであること。

ロ　抵当権が第一順位であること。ただし、独立行政法人住宅金融支援機構その他の公的機関が第一順位の抵当権を設定している場合であって、担保余力があり、かつ、当該住宅ローンに関する抵当権が次順位であるときは、この限りでない。

二　当該エクスポージャーが抵当権により完全に保全されていること。

三　当該エクスポージャーが次のイからハまでに該当しないこと。

イ　住宅建設又は宅地開発を主たる業務として行っている事業者に対するエクスポージャー

ロ　資金使途が社宅等の建設、取得又は増改築であるエクスポージャー

ハ　抵当権を設定した住宅の賃貸が現に行われておらず、かつ、返済が専ら当該住宅からの賃料その他の収入に依存しているエクスポージャー

（不動産取得等事業向けエクスポージャー）

第七十条　第六十五条、第六十六条及び第六十八条の規定にかかわらず、不動産の取得又は運用を目的とした事業に対する法人等向けエクスポージャー、中小企業等向けエクスポージャー又は個人向けエクスポージャーであって、返済が専ら当該不動産からの賃料その他の収入に依存しているもの（前条に規定するものを除く。）のリスク・ウェイトは、第六十五条又は第六十六条の規定により百五十パーセントとなる場合を除き、百パーセントとする。

（延滞エクスポージャー）

第七十一条　第五十六条から前条まで（第六十九条を除く。）の規定にかかわらず、三月以上延滞エク

スポージャー（元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している者に係るエクスポージャーをいう。以下同じ。）及び第五十六条から前条まで（第六十九条を除く。）の規定に従いリスク・ウェイトが百五十パーセントとなるエクスポージャーについては、当該エクスポージャーのリスク・ウェイトは、次の表の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に定めるものとする。

当該エクスポージャーの額及び部分直接償却の額の合計額に対する個別貸倒引当金等（個別貸倒引当金の額、特定海外債権引当勘定の額及び部分直接償却の額をいう。以下この条及び次条において同じ。）の額の割合	リスク・ウェイト（パーセント）
二十パーセント未満	百五十
二十パーセント以上五十パーセント未満	百
五十パーセント以上	五十

2　前項の規定にかかわらず、三月以上延滞エクスポージャー及び第五十六条から前条まで（第六十九条を除く。）の規定に従いリスク・ウェイトが百五十パーセントとなるエクスポージャーが、抵当権、売掛債権又は動産担保（第百五十六条第四項第三号に掲げる運用要件を満たすものに限る。この場合において、同号中「適格その他資産担保」とあるのは「動産担保」と、「資産」とあり、及び「適格その他資産」とあるのは「動産」と、「「対抗要件が具備」と、」とあるのは「「対抗要件が具備」と、「内部格付手法採用行」とあるのは「標準的手法採用行」と、」と、「当該資産」とあるのは「当該動産」と、「内部格付手法採用行が」とあるのは「標準的手法採用行が」と、「当該内部格付手法採用行」とあるのは「当該標準的手法採用行」と読み替えるものとする。）により完全に保全されており、かつ、当該エクスポージャーの額及び部分直接償却の額の合計額に対する個別貸倒引当金等の額の割合が十五パーセント以上二十パーセント未満である場合は、当該エクスポージャーのリスク・ウェイトは、百パーセントとする。

3　前二項において、標準的手法採用行は、延滞に係る基準として三月以上に代えて九十日超を用いることができる。

（抵当権付住宅ローンに係る延滞エクスポージャー）

第七十二条　抵当権付住宅ローンに該当するエクスポージャーが三月以上延滞エクスポージャーである場合には、第六十九条の規定にかかわらず、当該エクスポージャーのリスク・ウェイトは、百パーセントとする。

2　前項に規定する場合において、当該エクスポージャーの額及び部分直接償却の額の合計額に対する個別貸倒引当金等の額の割合が二十パーセント以上であるときは、当該エクスポージャーのリスク・ウェイトは、五十パーセントとする。

3　前二項において、標準的手法採用行は、延滞に係る基準として三月以上に代えて九十日超を用い

ることができる。

（取立未済手形）

第七十三条　第五十六条から前条までの規定にかかわらず、取立未済手形のリスク・ウェイトは、二十パーセントとする。

（信用保証協会等により保証されたエクスポージャー）

第七十四条　第五十六条から前条までの規定にかかわらず、信用保証協会等により保証されたエクスポージャーのリスク・ウェイトは、十パーセントとする。

２　前項の規定にかかわらず、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項に規定する特定中小企業者に対する同法第十二条に規定する経営安定関連保証（信用保証協会（第一条第三十六号リに規定する信用保証協会をいう。）により債務の全額が保証されたものに限る。）であって国により当該保証に係る必要な財政上の措置が講じられているものその他これに類する保証に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

３　前二項に規定する保証については、第百二十四条及び第百二十九条の規定は適用しないものとする。

（株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスポージャー）

第七十五条　第五十六条から前条までの規定にかかわらず、次に掲げる者により保証されたエクスポージャーのリスク・ウェイトは、十パーセントとする。

一　株式会社地域経済活性化支援機構

二　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構

２　前項に規定する保証については、第百二十四条及び第百二十九条の規定は適用しないものとする。

（出資等のエクスポージャー）

第七十六条　第五十六条から前条までの規定にかかわらず、令第四条第六項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポージャーのリスク・ウェイトは、百パーセントとする。

（重要な出資のエクスポージャー）

第七十六条の二　標準的手法採用行が国際統一基準行である場合にあっては、第五十六条から前条までの規定にかかわらず、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している法人等（営利を目的とする者に限り、その他金融機関等（連結自己資本比率（第二条に規定する連結自己資本比率をいう。以下この条において同じ。）を算出する場合にあっては第八条第八項第一号に規定するその他金融機関等をいい、単体自己資本比率（第十四条に規定する単体自己資本比率をいう。以下この条において同じ。）を算出する場合にあっては第二十条第五項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）を除く。）に係る出資（令第四条第六項第三号に規定する出資をいう。次条第一項に

おいて同じ。）（次項及び第百七十八条の二において「対象出資」という。）のうち重要な出資に係る十五パーセント基準額（連結自己資本比率を算出する場合にあっては第二条第三号の算式における総自己資本の額（この条及び第百七十八条の二の規定の適用がないものとして算出した額とする。次項において同じ。）に十五パーセントを乗じて得た額をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第十四条第三号の算式における総自己資本の額（この条及び第百七十八条の二の規定の適用がないものとして算出した額とする。次項において同じ。）に十五パーセントを乗じて得た額をいう。第百七十八条の二第一項において同じ。）を上回る部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、千二百五十パーセントとする。

2　前項の場合において、対象出資のうち同項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額に対応する部分以外の部分の額の合計額が重要な出資に係る六十パーセント基準額（連結自己資本比率を算出する場合にあっては第二条第三号の算式における総自己資本の額に六十パーセントを乗じて得た額をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第十四条第三号の算式における総自己資本の額に六十パーセントを乗じて得た額をいう。第百七十八条の二第二項において同じ。）を上回るときは、その上回る部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、千二百五十パーセントとする。

第七十六条の二の二　標準的手法採用行が国内基準行である場合にあっては、第五十六条から前条までの規定にかかわらず、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している法人等（営利を目的とする者に限り、その他金融機関等（連結自己資本比率（第二十五条に規定する連結自己資本比率をいう。以下この条及び次条において同じ。）を算出する場合にあっては第二十九条第六項第一号に規定するその他金融機関等をいい、単体自己資本比率（第三十七条に規定する単体自己資本比率をいう。以下この条及び次条において同じ。）を算出する場合にあっては第四十一条第五項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）を除く。）に係る出資（次項及び第百七十八条の二の二において「対象出資」という。）のうち重要な出資に係る十五パーセント基準額（連結自己資本比率を算出する場合にあっては第二十五条の算式における自己資本の額（以下この条及び第百七十八条の二の二の規定の適用がないものとして算出した額とする。次項において同じ。）に十五パーセントを乗じて得た額をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第三十七条の算式における自己資本の額（以下この条及び第百七十八条の二の二の規定の適用がないものとして算出した額とする。次項において同じ。）に十五パーセントを乗じて得た額をいう。第百七十八条の二の二第一項において同じ。）を上回る部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、千二百五十パーセントとする。

2　前項の場合において、対象出資のうち同項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額に対応する部分以外の部分の額の合計額が重要な出資に係る六十パーセント基

準額（連結自己資本比率を算出する場合にあっては第二十五条の算式における自己資本の額に六十パーセントを乗じて得た額をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第三十七条の算式における自己資本の額に六十パーセントを乗じて得た額をいう。第百七十八条の二の二第二項において同じ。）を上回るときは、その上回る部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、千二百五十パーセントとする。

（他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）

第七十六条の二の三　標準的手法採用行が国内基準行である場合にあっては、第五十六条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等（連結自己資本比率を算出する場合にあっては第二十九条第四項に規定する他の金融機関等をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第四十一条第三項に規定する他の金融機関等（連結自己資本比率を算出する銀行にあっては、連結の範囲に含まれる者を除く。）をいう。第百七十八条の二の三において同じ。）の対象資本調達手段（連結自己資本比率を算出する場合にあっては第八条第六項第一号に規定する対象資本調達手段をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第二十条第三項第一号に規定する対象資本調達手段をいう。第百七十八条の二の三において同じ。）のうち、対象普通株式等（連結自己資本比率を算出する場合にあっては第二十九条第五項に規定する対象普通株式等をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第四十一条第四項に規定する対象普通株式等をいう。第百七十八条の二の三において同じ。）に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセントとする。

（特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）

第七十六条の三　標準的手法採用行が国際統一基準行である場合にあっては、第五十六条から前条までの規定にかかわらず、特定項目（第八条第十項第一号又は第二十条第七項第一号に規定する特定項目をいう。第百七十八条の三において同じ。）のうち第二条第一号又は第十四条第一号の算式における普通株式等Ｔｉｅｒ１資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセントとする。

第七十六条の四　標準的手法採用行が国内基準行である場合にあっては、第五十六条から前条までの規定にかかわらず、特定項目（第二十九条第七項第一号又は第四十一条第六項第一号に規定する特定項目をいう。第百七十八条の四において同じ。）のうち第二十五条又は第三十七条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセントとする。

（右記以外のエクスポージャー）

第七十七条　第五十五条から前条までの規定に該当しないエクスポージャーのリスク・ウェイトは、

百パーセントとする。

第三節　オフ・バランス取引

（オフ・バランス取引の与信相当額）

第七十八条　標準的手法採用行が次の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引を行う場合、当該取引の相手方に対する信用リスクに係る与信相当額は、当該取引に係る想定元本額（見かけの額ではなく、その取引の経済効果を反映した額であることを要する。以下同じ。）に次の表の上欄に掲げる掛目を乗じて得た額とする。

掛　目 （パーセント）	オフ・バランス取引の種類	備　考
零	一　任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメント（第五号に該当するものを除く。以下この条において同じ。）又は相手方の信用状態が悪化した場合に自動的に取消し可能なコミットメント	
二十	二　原契約期間が一年以下のコミットメント（前号に規定するコミットメントを除く。） 三　短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務	 短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務とは、船荷により担保された商業信用状の発行又は確認によるものをいい、発行銀行及び確認銀行に適用する。
五十	四　特定の取引に係る偶発債務（前号に該当するものを除く。） 五　NIF（Note Issuance Facilities）又はRUF（Revolving Underwriting Facilities） 六　原契約期間が一年超であるコミットメント（第一号に規定するコミットメントを除く。）	特定の取引に係る偶発債務とは、契約履行保証（保証には当該保証を行うために行うスタンドバイ信用状の発行を含む。）、入札保証、品質保証等をいう。 NIF又はRUFとは、一定期間一定の枠内で証券を反復的に発行することにより資金を調達する仕組みにおいて、発行された証券が予定された条件の範囲内で消化できない場合、標準的手法採用行が一定の条件の範囲内で当該証券の買取り又は金銭の貸付け等を行うことを約する取引をいう。
百	七　信用供与に直接的に代替する偶発債務	信用供与に直接的に代替する偶発債務とは、一般的な債務の保証、手形の引受け（手形の引受けの性格を持つ裏書を含む。）及び元本補てん信託契約等をいう。

	八　有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	

（注１）　将来においてオフ・バランス取引を実行する約束を行っている場合であって、適用可能な複数の掛目があるときは、当該複数の掛目のうち最も低いものを適用するものとする。

（注２）　標準的手法採用行が顧客と第三者との間のレポ形式の取引において、当該顧客に対して第三者の債務の履行を保証する場合、当該取引は当該標準的手法採用行が行ったものとみなし、第七号又は第八号に従って取り扱うものとする。

２　標準的手法採用行が次の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引を行う場合、当該取引の対象資産に係る与信相当額は、当該取引の想定元本額に次の表の上欄に掲げる掛目を乗じて得た額とする。この場合において、当該与信相当額に適用するリスク・ウェイトは、取引される資産のリスク・ウェイトとする。

掛　目 (パーセント)	オフ・バランス取引の種類	備　考
百	一　買戻条件付又は求償権付の資産売却（当該資産の貸借対照表への計上が継続される場合を除く。）	買戻条件付の資産売却とは、金銭債権、証券又は固定資産等の売却のうち、一定期間後又は一定の条件が発生した場合には売却した資産を買い戻すという特約の付されたものをいう。以下同じ。 求償権付の資産売却とは、金銭債権、証券又は固定資産等の売却のうち、原債務者の債務不履行又は資産価値の低下につき、売却を行った標準的手法採用行が損失の全部又は一部を負担することとなるものをいう（ただし、証券化エクスポージャー及びレポ形式の取引に該当するものを除く。）。以下同じ。
	二　先物資産購入、先渡預金、部分払込株式の購入又は部分払込債券の購入（当該取引時点において取引対象資産が貸借対照表に計上される場合を除く。）	先物資産購入とは、将来の一定期日において一定の条件により金銭債権又は証券等の購入を行う契約（外国為替関連取引又は金利関連取引に該当するものを除く。）をいう。以下同じ。 先渡預金とは、将来の一定期日において一定の条件により預入を行う契約をいう。以下同じ。 部分払込株式の購入又は部分払込債券の購入とは、株式又は債券の発行時に発行価格又は額面金額の

		一部が払い込まれ、発行後の一定の時期又は発行者の指定する時期において追加的な払込みの行われる株式又は債券の購入をいう。以下同じ。

（注）　第一号に規定する求償権付の資産売却について、原債務者の債務不履行又は資産価値の低下につき当該標準的手法採用行が損失の一部を負担することとなる場合であって、当該負担することとなる最大の額が、当該売却資産の与信相当額にリスク・ウェイトを乗じて得た額（以下この注において「換算額」という。）の八パーセントに相当する額を下回るときは、当該下回る額を八パーセントで除して得た額を換算額から控除して得た額を当該取引に係る信用リスク・アセットの額とする。

第四節　派生商品取引及び長期決済期間取引

（与信相当額の算出）

第七十九条　先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額は、次条から第七十九条の四の六までに定めるところによりカレント・エクスポージャー方式、標準方式又は期待エクスポージャー方式を用いて算出する。ただし、原契約期間が五営業日以内の外国為替関連取引については、与信相当額の算出対象から除くことができる。

２　前項の規定は、長期決済期間取引（有価証券等及びその対価の受渡し又は決済を行う取引（派生商品取引に該当するものを除く。）であって、約定日から受渡し又は決済の期日までの期間が五営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、かつ、次の各号に掲げるものに該当する場合において、当該各号に定める要件を満たすものをいう。以下同じ。）の与信相当額の算出について準用する。この場合において、標準的手法採用行は、派生商品取引と長期決済期間取引について異なる方式を用いることができる。

一　同時決済取引（有価証券等と資金を同時に決済する取引（レポ形式の取引に係るものを除く。）をいう。以下同じ。）　約定上の決済期日前の取引及び約定上の決済期日の経過後において支払又は引渡しが行われていない営業日数（以下「経過営業日数」という。）が四日以内の取引

二　非同時決済取引（有価証券等と資金が同時決済でない取引（レポ形式の取引に係るものを除く。）をいう。以下同じ。）のうち、取引の相手方に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払を反対取引に先立って行うもの　当該取引の相手方に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払を行っていない取引

３　標準的手法採用行が第七十九条の四から第七十九条の四の六までに定めるところにより期待エクスポージャー方式を用いる場合には、レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引についても期待エクスポージャー方式を用いて与信相当額を算出することができる。

４　標準的手法採用行は、次の各号に定める場合には、クレジット・デリバティブについてこの条か

ら第七十九条の四の六までの規定により与信相当額を算出することを要しない。

一　クレジット・デリバティブを当該標準的手法採用行の保有するエクスポージャー（マーケット・リスク相当額の算出対象であるものを除く。）に対する信用リスク削減手法として用いる場合

二　標準的手法採用行がクレジット・デリバティブのプロテクション提供者として前条第一項第七号、第百三十六条、第百三十八条又は第百三十九条の規定を適用する場合

5　標準的手法採用行は、この節における与信相当額の算出に当たっては、ＣＶＡの影響を勘案してはならない。

6　前項の規定にかかわらず、標準的手法採用行は、信用リスク・アセットの額の算出において、与信相当額についてＣＶＡの影響を勘案することができる。

（カレント・エクスポージャー方式）

第七十九条の二　標準的手法採用行がカレント・エクスポージャー方式を用いる場合は、次項及び第三項に掲げる額を合計することにより与信相当額を算出する。

2　次の各号に掲げるいずれかの額

一　派生商品取引を時価評価することにより算出した再構築コストの額。ただし、零を下回らないものとする。

二　法的に有効な相対ネッティング契約下にある取引については、ネット再構築コストの額とすることができる。ただし、零を下回らないものとする。

3　次の各号に掲げるいずれかの額

一　派生商品取引（クレジット・デリバティブを除く。）を次のイの表の上欄に掲げる取引及び同表の中欄に掲げる残存期間に応じて区分し当該取引の想定元本額に同表の下欄に掲げる掛目（ただし、元本を複数回交換する取引については、各掛目を残存交換回数倍するものとする。）を乗じて得た額又はクレジット・デリバティブを次のロの表の上欄に掲げる取引の種類及び同表の中欄に掲げる原債務者の種類に応じて区分し当該取引の想定元本額に同表の下欄に掲げる掛目を乗じて得た額（以下「グロスのアドオン」という。）

イ　派生商品取引（クレジット・デリバティブを除く。）の掛目

取引の区分	残存期間の区分	掛　目 （パーセント）
外国為替関連取引及び金関連取引	一年以内 一年超五年以内 五年超	一・〇 五・〇 七・五
金利関連取引	一年以内 一年超五年以内 五年超	〇・〇 〇・五 一・五
株式関連取引	一年以内 一年超五年以内 五年超	六・〇 八・〇 十・〇

貴金属関連取引（金関連取引を除く。）	一年以内 一年超五年以内 五年超	七・〇 七・〇 八・〇
その他のコモディティ関連取引	一年以内 一年超五年以内 五年超	十・〇 十二・〇 十五・〇

（注１）　特定の支払期日においてその時点でのエクスポージャーを清算する構造で、かつ、当該特定の期日において市場価値が零になるように契約条件が再設定される契約については、残存期間を次の再設定日までの期間とみなすことができる。この基準を満たす残存期間が一年超の金利関連取引については、アドオン掛目は〇・五パーセントを下限とする。

（注２）　取引の区分欄に掲げられた各取引に当てはまらない派生商品取引（クレジット・デリバティブを除く。）は、「その他のコモディティ関連取引」として取り扱うこととする。

（注３）　同一通貨間かつ変動金利相互間の金利スワップについては、この項に係る額を与信相当額に加えることを要しない。

（注４）　外国為替関連取引とは、異種通貨間の金利スワップ、為替先渡取引（FXA）、先物外国為替取引、通貨先物取引及び通貨オプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

（注５）　金関連取引とは、金に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

（注６）　金利関連取引とは、同一通貨間の金利スワップ、金利先渡取引（FRA）、金利先物取引及び金利オプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

（注７）　株式関連取引とは、個別の株式や株価指数に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

（注８）　貴金属関連取引とは、貴金属に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

（注９）　その他のコモディティ関連取引とは、エネルギー取引、農産物取引及び卑金属その他の貴金属以外の金属のコモディティ取引に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

ロ　クレジット・デリバティブの掛目

取引の種類	原債務者の種類	掛　目 （パーセント）
トータル・リターン・スワップ又はクレジット・デフォルト・スワップ	優良債務者 その他の債務者	五・〇 十・〇

（注１）　標準的手法採用行がプロテクション提供者である場合の掛目とプロテクション購入者である場合の掛目は同一とする。ただし、標準的手法採用行がクレジット・デフォルト・スワップのプロテクション提供者である場合においては、プロテクション購入者が支払不能となった場合に、原債務者の信用事由（プロテクション提供者が支払を行うべき事由として当事者があらかじめ定めたものをいう。）の発生の有無にかかわらず、取引が清算されるものに限り与信相当額を算出するものとする。この場合において、標準的手法採用行は、この項に基づいて算出される額について、取引の相手先から当該取引の約定に基づいて受け取ることとされていた額を上限とすることができる。

（注２）　優良債務者とは、次に掲げるものをいう。

①　第五十六条から第六十二条までの規定において、リスク・ウェイトが規定されている主体

②　金融機関（第一条第七号ロに掲げる者を除く。）、外国銀行、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、第一種金融商品取引業者及び経営管理会社のうち第六十三条又は第六十四条の基準に照らして二十パーセントのリスク・ウェイトとすることが認められている主体並びに適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が４―３又は５―３以上である主体をいう。

（注３）　ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブについては、プロテクションの対象とする複数の資産のうち最も信用リスクの高い資産に基づいて原債務者の種類を定めるものとする。セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブについては、プロテクションの対象とする複数の資産のうち二番目に信用リスクの高い資産に基づいて原債務者の種類を定めるものとする。これらの規定は、クレジット・デリバティブのうち、複数の資産をプロテクションの対象とし、当該プロテクションは当該複数の資産のうち、あらかじめ特定された順位において信用事由が発生した資産に対してのみ提供されるとともに契約が終了するものについて準用する。

二　法的に有効な相対ネッティング契約下にある取引については、次の算式により得られた額（ネットのアドオン）とすることができる。

$$\text{ネットのアドオン} = 0.4 \times \text{グロスのアドオン} + 0.6 \times \frac{\text{ネット再構築コスト}}{\text{グロス再構築コスト}} \times \text{グロスのアドオン}$$

（標準方式）

第七十九条の三　標準的手法採用行が標準方式を用いる場合は、ネッティング・セット（法的に有効

な相対ネッティング契約下にある取引については当該取引の集合をいい、それ以外の取引については個別取引をいう。以下同じ。）ごとに、次の各号に従い与信相当額を算出する。ただし、通貨が異なる変動金利相互間の金利スワップについては与信相当額を算出することを要しない。

一　ネッティング・セットの与信相当額は、次に掲げる算式により算出した額とする。ただし、受入れ担保は正の符号、差入れ担保は負の符号をもつものとして扱う。

$$\text{与信相当額} = 1.4 \times max(CMV - CMC; \sum_{j} \left| \sum_{i} RPT_{ij} - \sum_{l} RPC_{lj} \right| \times CCF_{j})$$

CMV は、ネッティング・セットに含まれる取引（担保の受入れ及び差入れを除く。）の時価の合計額

CMC は、ネッティング・セットに含まれる担保（受入れ担保については適格金融資産担保に限る。以下この条において同じ。）の時価の合計額

RPT_{ij}は、ヘッジ・セット（次項に定める区分をいう。以下同じ。）j における取引 i のリスク・ポジション（次号に定める額をいう。以下同じ。）

RPC_{lj}は、ヘッジ・セット j における担保 l のリスク・ポジション

CCF_{j}は、ヘッジ・セット j に対する掛目

二　リスク・ポジションは、次のいずれかの規定により算出する。ただし、いずれの規定によってもリスク・ポジションを算出することができない場合、カレント・エクスポージャー方式により個別取引ごとに与信相当額を算出しなければならない。

イ　負債性商品（債券及び貸出金を含む。）以外のものを原資産とする場合、次の算式によりリスク・ポジションを算出する。

$$\text{リスク・ポジション} = p_{ref} \times \frac{\partial v}{\partial p}$$

p_{ref}は、原資産の価格（外国通貨建ての場合には円換算の額）

v は、線形リスクを有する場合には原資産の時価、非線形リスクを有する派生商品取引の場合はその時価

p は、原資産の価格（v と同じ表示通貨による。）

ロ　負債性商品を原資産とする場合又は支払部分である場合（クレジット・デフォルト・スワップを除く。）、次の算式によりリスク・ポジションを算出する。ただし、残存期間等（残存期間又は次の金利更改日までの期間をいう。以下同じ。）が一年以下の支払部分は、金利リスクに関してリスク・ポジションを算出することを要しない。

リスク・ポジション＝$\frac{\partial v}{\partial r}$

ｖは、線形リスクを有する場合には原資産の時価又は支払部分の価値（約定の基礎となる計算上の総支払額（想定元本を含む。）を対象とする。）、非線形リスクを有する派生商品取引の場合はその価値（いずれも、外国通貨建ての場合には円換算の額）

ｒは、金利水準

ハ　クレジット・デフォルト・スワップについては、次の算式によりリスク・ポジションを算出する。

リスク・ポジション＝想定元本額×残存期間

三　支払部分とは、次の各号に掲げるものをいう。

イ　金融商品の対価として支払がなされる取引の場合は、当該支払

ロ　互いに支払を行う取引の場合は、それぞれの支払。この場合において、ぞれぞれの支払が同一の通貨建てである複数の取引がある場合、当該複数の取引を一の取引とみなすことができる。

2　ヘッジ・セットは、次の各号に従って設けるものとする。

一　個別リスクの低い負債性商品（第二百八十四条において一・六〇パーセント以下のリスク・ウェイトが定められているものをいう。以下同じ。）を原資産とするリスク・ポジション、支払部分の金利リスクに係るリスク・ポジション（個別リスクの高い負債性商品（第二百八十四条において一・六〇パーセントを上回るリスク・ウェイトが定められているものをいう。以下同じ。）に類似した支払内容を持つものを除く。）、取引の相手方から受入れた担保金の金利リスクに係るリスク・ポジション又は取引相手方に差入れた担保金の金利リスクに係るリスク・ポジション（当該取引相手方の債務に第二百八十四条において一・六〇パーセント以下のリスク・ウェイトに該当するものがある場合に限る。）については、その金利が中央政府又は我が国の地方公共団体が負う金利に係るものであるか否かに基づき区分したうえで、負債性商品を原資産とする場合には負債性商品の、支払部分については取引の残存期間等が一年以下、一年超五年以内又は五年超のいずれであるかにより更に区分し、この号に規定するリスク・ポジションに共通するものとして、通貨ごとに六のヘッジ・セットを設ける。

二　個別リスクの高い負債性商品を原資産とするリスク・ポジション、支払部分の金利リスクに係るリスク・ポジション（個別リスクの高い負債性商品に類似した支払内容を持つものに限る。）、取引相手方に差入れた担保金の金利リスクに係るリスク・ポジション（当該取引相手方の債務に第二百八十四条において一・六〇パーセント以下のリスク・ウェイトに該当するものがない場合に限る。）又はクレジット・デフォルト・スワップに係るリスク・ポジションについては、これらのリスク・ポジションに共通するものとして、負債性商品の発行体、担保金の取引相手方又は

クレジット・デフォルト・スワップの参照資産の発行体ごとに一のヘッジ・セットを設ける。

三　負債性商品以外のものを原資産とする場合、ヘッジ・セットは、同一又は類似の商品ごとに設ける。ただし、原資産が次に掲げるものである場合は、それぞれに定めるところに従いヘッジ・セットを設けなければならない。

イ　株式　同一の発行体ごと又はインデックスごと

ロ　貴金属　同一の貴金属ごと又はインデックスごと

ハ　電力　二十四時間のうち対象とする送電時間帯（ピーク時間帯、非ピーク時間帯その他の取引上の時間帯の区分をいう。）を同一とする権利ごと

ニ　コモディティ（貴金属及び電力を除く。）　同一のコモディティごと又はインデックスごと

四　外国為替に関するヘッジ・セットは、同一の通貨ごとに設ける。

3　リスク・ポジションは、次の各号に定める方法に従いヘッジ・セットに区分するものとする。

一　株式（株式指数を含む。）、金、貴金属又はその他のコモディティを原資産とする取引については、支払部分のリスク・ポジションを金利リスクに関するヘッジ・セットに区分し、それ以外のリスク・ポジションを原資産に関するヘッジ・セットに区分する。

二　負債性商品を原資産とする取引については、当該負債性商品と支払部分のそれぞれのリスク・ポジションを、金利リスクに関するヘッジ・セットに区分する。

三　支払同士を交換する取引（為替先渡取引を含む。）については、各支払部分のリスク・ポジションを金利リスクに関するヘッジ・セットに区分する。

四　負債性商品又は支払部分が外国通貨建ての場合、リスク・ポジションを当該通貨の外国為替に関するヘッジ・セットにも区分する。

4　CCF_jは、次の各号に定めるものとする。

一　負債性商品以外のものを原資産とする場合、CCF_jは、その原資産の種類に応じ、それぞれ左欄に掲げる掛目とする。

原資産	金	株　式	貴金属（金を除く。）	電　力	コモディティ（貴金属及び電力を除く。）
掛　目 （パーセント）	五	七	八・五	四	十

二　負債性商品を原資産とする場合、CCF_jは、その原資産の種類に応じ、それぞれ左欄に掲げる掛目とする。

原資産	個別リスクの高い負債性商品	個別リスクの低い負債性商品（クレジット・デフォルト・スワップに係るリスク・ポジションに限る。）	その他

掛　目 (パーセント)	○・六	○・三	○・二

三　外国為替に関するCCF_jは、二・五パーセントとする。

四　前三号に該当しないものの場合、CCF_jは十パーセントとする。

(期待エクスポージャー方式)

第七十九条の四　標準的手法採用行は、金融庁長官の承認を受けた場合に、期待エクスポージャー方式を用いて与信相当額を算出することができる。

2　標準的手法採用行が期待エクスポージャー方式を用いる場合には、ネッティング・セット（当該ネッティング・セットに含まれる担保については適格金融資産担保に限る。以下同じ。）ごとに、与信相当額は第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する実効ＥＰＥは第二号に掲げる算式により、同号に掲げる実効EE_{t_k}は第三号に掲げる算式により算出される額とする。ただし、当該ネッティング・セットを構成する全ての取引における最も長い満期が一年未満である場合には、第二号に定める実効ＥＰＥの算出に当たって、当該満期までの間に同号のΔt_kで加重平均した実効ＥＰＥを用いるものとする。

一　与信相当額＝α×実効ＥＰＥ

αは、1.4（ただし、取引相手方の信用リスクに関する固有の特徴がある場合には、当該特徴に応じたより保守的なαを用いることとする。）

二　実効ＥＰＥ＝$\sum_{k=1}^{n}$ 実効$EE_{t_k} \times \Delta t_k$

nは、t_nが一年となるようなn

Δt_kは、$t_k - t_{k-1}$

三　実効EE_{t_k}＝max(実効$EE_{t_{k-1}}$, EE_{t_k})

EE_{t_k}は、将来の時点t_kにおける、内部モデルにより推計されたエクスポージャーの額の平均（以下「期待エクスポージャー」という。）。ただし、実効EE_{t_0}は、カレント・エクスポージャー（期待エクスポージャーの算出の対象となるネッティング・セットに含まれる取引の時価に基づき算出される、当該ネッティング・セットに係る取引相手方のデフォルトによって発生する損失額と零のいずれか大きい額をいう。第百五十八条第六項において同じ。）とする。

3　標準的手法採用行は、前項第一号に掲げる与信相当額の算出に当たっては、ポートフォリオごとに、現在の市場データを用いて算出した実効ＥＰＥ又は適切なストレス期間を含むデータを用いて算出した実効ＥＰＥのうち、所要自己資本が大きくなるものを用いなければならない。

4　標準的手法採用行は、α（第二項第一号に規定するものをいう。以下同じ。）について、次に掲げる要件を満たしている場合には、独自に推計することができる。ただし、推計したαが一・二を下

回るときは、αは一・二とする。

一　αが、全ての取引相手方に対するエクスポージャーに係る経済資本（リスク管理、資本配賦、業績評価その他の内部管理において利用されている資本をいう。以下この項において同じ。）の額をＥＰＥを融資残高とみなした場合の経済資本の額で除した値として推計されていること。この場合において、ＥＰＥは次の算式により算出される値とする。ただし、ネッティング・セットを構成する全ての取引における最も長い満期が一年未満である場合には、ＥＰＥの算出に当たって、当該満期までの間にこの号のΔｔ$_{k}$で加重平均したＥＰＥを用いるものとする。

$$EPE = \sum_{k=1}^{n} EE_{t_k} \times \Delta t_k$$

ｎは、ｔ$_{n}$が一年となるようなｎ

Δｔ$_{k}$は、ｔ$_{k}$－ｔ$_{k-1}$

二　全ての取引相手方に係る取引又は取引のポートフォリオのエクスポージャーの額の推計において主要な要因を把握していること。

三　経済資本の額の計算に係るモデルの使用の方法、パラメーターの特定及びポートフォリオの構成に合理性及び一貫性があること。

四　経済資本の額の計算方法についての文書が作成されていること。

五　αが三月に一度以上の頻度で更新されていること。また、ポートフォリオの構成に大きな変動がみられた場合には、その都度、当該変動を反映するための更新が行われていること。

5　標準的手法採用行は、ネッティング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリーメント（当該取引相手方に係るエクスポージャーの額が指定された額を超えたときに、当該取引相手方に対して担保の提供を求めることができる旨の契約をいう。以下この条において同じ。）に基づき、期待エクスポージャー計測モデル（期待エクスポージャーを計測するモデルをいう。以下同じ。）において当該担保による効果を反映している場合には、第二項第三号に規定する実効ＥＥ$_{t_k}$の算出において、当該担保による効果を勘案したＥＥ$_{t_k}$を用いることにより同項第二号に規定する実効ＥＰＥを計測する方法を使用することができる。ただし、取引相手方の信用状態が悪化した時に当該取引相手方に担保の提供を求めることができるものとされているマージン・アグリーメントに基づく担保による効果は反映してはならない。

6　標準的手法採用行は、前項に規定する方法に代えて、次に掲げる額のうち、いずれか小さい額を第二項第二号に規定する実効ＥＰＥとする方法を使用することができる。

一　ネッティング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリーメントに基づく担保による効果を反映しない場合の実効ＥＰＥに当該取引相手方に提供される全ての担保（日々の値洗いによりその額が調整されるものを除く。）の額を加えた額

二　次のイの算式により算出されたアドオンにロ又はハに掲げる額のうちいずれか大きい額を加えた額

イ　アドオン＝E[max(ΔMtM, 0)]

E[]は、[]内の期待値

ΔMtM は、リスクのマージン期間（マージン・アグリーメントに基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点から当該取引相手方のデフォルトに伴い発生した当該取引相手方との取引に係るマーケット・リスクに対するヘッジが完了する時点までの期間をいう。）内における取引相手方との取引の時価の変化額。ただし、マージン・アグリーメントに基づく担保による効果を勘案してはならない。

ロ　マージン・アグリーメントに基づき提供をし、又は提供を受けた担保（コールされたもの及び係争中のものを除く。）による効果を反映した場合のネッティング・セットの現時点のエクスポージャーの額

ハ　マージン・アグリーメントに基づき提供をし、又は提供を受ける担保による効果を反映した場合のネッティング・セットにおいて生じ得る最大のエクスポージャーの額

7　前項第二号イのリスクのマージン期間は、次の各号に掲げるネッティング・セットの区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一　日々の値洗いにより担保の額が調整されるネッティング・セット　次のイからニまでに掲げるネッティング・セットの区分に応じ、当該イからニまでに定める期間とする。

イ　レポ形式の取引のみから構成されるネッティング・セット（ロ又はハに該当するものを除く。）　五営業日

ロ　流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネッティング・セット　二十営業日

ハ　算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネッティング・セット　二十営業日

ニ　イからハまでに掲げるネッティング・セット以外のネッティング・セット　十営業日

二　Ｎ日ごとの値洗いにより担保の額が調整されるネッティング・セット　Ｆ＋Ｎ－１

Ｆは前号の規定により算出されるリスクのマージン期間

8　前項の規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の前の直近の連続する二の四半期の間に、同項第一号イからニまで又は第二号に掲げるいずれかのネッティング・セットについて、担保額調整（エクスポージャーと担保の価格変動に伴う信用供与額の変化を担保額によって調整する仕組みをいう。以下同じ。）に係る係争により、同項のリスクのマージン期間を超える清算期間を要する場合が三回以上生じた場合には、次の連続する二の四半期の間は、当該ネッティング・セットについて

は、同項のリスクのマージン期間の少なくとも二倍以上の期間をリスクのマージン期間とする。

９　標準的手法採用行は、ネッティング・セットを構成する取引において、取引相手方及び参照企業の間に法的な関係が存在し、かつ、個別誤方向リスク（特定の取引相手方に対する将来のエクスポージャーの額が、当該取引相手方のPDと高い相関を持って増減するリスクをいう。以下同じ。）が特定された場合には、当該取引を当該ネッティング・セットから除外しなければならない。

１０　標準的手法採用行は、取引相手方及び参照企業の間に法的な関係が存在し、かつ、個別誤方向リスクが特定された取引に係る信用リスク・アセットの額の算出においては、当該個別誤方向リスクの特性を勘案しなければならない。

１１　標準的手法採用行は、マージン・アグリーメントにより提供をし、又は提供を受ける担保が現金以外の資産を含む場合には、当該担保の価格変動を適切に反映しなければならない。

１２　標準的手法採用行は、次の各号に定める全ての条件を満たす場合に限り、派生商品取引とレポ形式の取引をその対象とする法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案することができる。

一　当事者の一方に取引を終了させることができる事由（取引相手が現金若しくは証券を引き渡す義務又は追加担保を提供する義務その他の義務を履行しないこと及び債務超過、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令その他これらに類する事由の発生を含む。第百三条第一項第一号において同じ。）が生じた場合に、他方の当事者は、当該相対ネッティング契約下にある全ての取引を適時に終了させ、一の債権又は債務とすることができること。

二　当該相対ネッティング契約が、当該相対ネッティング契約に関係する全ての法令（外国の法令を含む。）に照らして有効であることを適切に確認していること。

三　当該相対ネッティング契約の効果を勘案した与信相当額が、通常のリスク管理手続に密接に組み込まれていること。

四　当該相対ネッティング契約に関する全ての文書が適切に保存されていること。

１３　直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーについては、第七項第一号の定めにかかわらず、同号に掲げるネッティング・セットのリスクのマージン期間を五営業日とすることができる。

（承認申請書の提出）

第七十九条の四の二　期待エクスポージャー方式の使用について前条第一項の承認を受けようとする銀行は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一　商号

二　自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

２　前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　理由書

二　前項第二号に規定する責任者の履歴書

三　期待エクスポージャー計測モデルの構築及び利用その他の運用が承認の基準に適合していることを示す書類

四　期待エクスポージャー方式実施計画

五　その他参考となるべき事項を記載した書類

３　前項第四号に掲げる期待エクスポージャー方式実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　期待エクスポージャー方式を適用する範囲及び同方式の適用を開始する日

二　期待エクスポージャー方式の適用を除外する予定の範囲

（承認の基準）

第七十九条の四の三　金融庁長官は、期待エクスポージャー方式の使用について第七十九条の四第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合する期待エクスポージャー計測モデルが当該承認に先立って一年以上にわたって内部管理において運用されており、かつ、期待エクスポージャー方式の使用を開始する日以降において、内部管理に関する体制が当該基準に適合することが見込まれるかどうかを審査しなければならない。

一　期待エクスポージャーの管理の過程の設計及び運営に責任を負う部署（以下「期待エクスポージャー管理部署」という。）が、信用リスク・アセットの額を算出する対象となる取引に関わる部署から独立して設置されていること。

二　期待エクスポージャー管理部署は、適切なストレス・テスト（期待エクスポージャー計測モデルについて、将来のリスク・ファクターの変動に関する仮定を上回るリスク・ファクターの変動が生じた場合に発生する実際のエクスポージャーの額と期待エクスポージャーの差異に関する分析を行うことをいう。）を少なくとも月に一回以上実施し、その実施手続を記載した書類を作成していること。

二の二　期待エクスポージャー管理部署は、適切なバック・テスティング（過去の期待エクスポージャー方式の適用対象となるエクスポージャーの額と期待エクスポージャー計測モデルから算出される期待エクスポージャーの比較の結果に基づき、期待エクスポージャー計測モデルの正確性の検定を行うことをいう。）を定期的に実施し、その実施手続、検証手続及びリスク指標の算出手続を記載した書類を作成していること。

二の三　期待エクスポージャー管理部署は、一般誤方向リスク（取引相手方のPDと一般的な市場のリスク・ファクターが正の相関を持つことによりエクスポージャーの額が増加するリスクをい

う。）及び個別誤方向リスクの特定、モニタリング及び管理を行うための体制を整備していること。

三　期待エクスポージャー計測モデルの正確性が、期待エクスポージャー管理部署により継続的に検証されること。

四　期待エクスポージャー計測モデルが、当該モデルの開発から独立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、かつ、期待エクスポージャー計測モデルへの重要な変更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化によって期待エクスポージャー計測モデルの正確性が失われるおそれが生じた場合に検証されており、かつ、当該モデルが適切に見直されるための体制を整備していること。この場合において、当該検証は次に掲げる事項を含まなければならない。

イ　期待エクスポージャー計測モデルの用いる前提が不適切であることによりリスクを過小に評価していないこと。

ロ　第二号の二に定めるバック・テスティングに加え、銀行のポートフォリオと期待エクスポージャー計測モデルの構造に照らして適切な手法でモデルを検証することにより、妥当な検証結果が得られること。

ハ　仮想的なポートフォリオを使用した検証により、期待エクスポージャー計測モデルが、ポートフォリオの構造的な特性から生じ得る影響を適切に把握していると評価できること。

五　取締役等（取締役若しくは執行役又は執行役員（取締役又は執行役に準じて社内で責任を負うものをいう。）をいう。第百七条第二項第三号及び第二百七十四条第二項第五号において同じ。）が期待エクスポージャーに係る信用リスクの管理手続に積極的に関与していること。

六　期待エクスポージャー計測モデル（期待エクスポージャーを計測するためのシステムを含む。次号において同じ。）が通常のリスク管理手続に密接に組み込まれていること。

七　期待エクスポージャー計測モデルの運営に関する内部の方針、管理及び手続（期待エクスポージャー計測モデルの評価の基準及び当該基準に抵触した場合の対応策を含む。）を記載した書類が作成され、それらが遵守されるための手段が講じられていること。

八　期待エクスポージャーに係る信用リスクの計測過程について原則として一年に一回以上の頻度で内部監査が行われること。

九　金利、為替、株価、コモディティ価格その他の期待エクスポージャー計測モデルのリスク・ファクターが長期間にわたって予想され、かつ、ネッティング・セットに含まれる全ての取引の契約期間にわたって、期待エクスポージャーが計測されていること。

十　前号のリスク・ファクターに対して大きな変動が生じた場合に期待エクスポージャー計測モデルに及ぼす影響を検証していること。

十一　取引をモデル内の適切なネッティング・セットに割り当てるために取引固有の情報を入手し

ていること。

十二　担保額調整の効果を捉えるため、取引固有の情報を入手していること。

十二の二　適切な担保管理（担保の再利用に係るものを含む。）に係る体制を整備するとともに、担保の計算及び徴求、担保に係る係争の管理並びに個別の担保額、当初証拠金及び追加証拠金の水準の正確な日次報告を行い、かつ、適切な担保管理に係る情報を取締役等に定期的に報告するための部門を設置していること。

十三　αを独自に推計している場合には、第七十九条の四第四項各号に掲げる要件を満たしていること。

十三の二　派生商品取引とレポ形式の取引をその対象とする法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案している場合には、第七十九条の四第十二項各号に掲げる条件を満たしていること。

十四　銀行が債券等（第二百八十一条に規定する債券等をいう。）に係る個別リスクの算出に当たって、第二百七十二条の承認を受けており、第二百七十条の二第二項の規定により先進的リスク測定方式を用いて派生商品取引に係るＣＶＡリスク相当額を算出する場合には、第二百七十条の四の規定により適切にＣＶＡリスク相当額を算出する体制を整備していること。

（変更に係る届出）

第七十九条の四の四　期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用行は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一　承認申請書の記載事項に変更がある場合

二　承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合

三　前条各号に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合

２　前項第三号に基づく届出を行う場合には、標準的手法採用行は、当該標準的手法採用行が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出とあわせて、又はその後速やかに提出しなければならない。

（承認の取消し）

第七十九条の四の五　金融庁長官は、期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用行が前条第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合には、第七十九条の四第一項の承認を取り消すことができる。

（段階的適用等）

第七十九条の四の六　期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用行は、すべての派生商品取引又はすべてのレポ形式の取引について期待エクスポージャー方式を適用しなければならない。ただし、期待エクスポージャー方式の適用を開始した後の一定の期間について、

一部の取引の与信相当額について期待エクスポージャー方式を適用しない旨を第七十九条の四の二第二項第四号に掲げる期待エクスポージャー方式実施計画に定めている場合は、この限りでない。

2　前項の規定にかかわらず、期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用行は、信用リスク・アセットの額を算出するに当たって重要でない派生商品取引又はレポ形式の取引に対して、期待エクスポージャー方式を適用しないことができる。

第四節の二　未決済取引

（未決済取引）

第七十九条の五　標準的手法採用行は、同時決済取引について経過営業日数が五日以上となった場合は、次の表の上欄に掲げる経過営業日数に応じ、同表の下欄に定めるリスク・ウェイトを当該取引の再構築コスト（有価証券等の渡し方の場合は約定額から当該取引の有価証券等の時価を控除した額をいい、有価証券等の受け方の場合は当該取引の有価証券等の時価から約定額を控除した額をいう。ただし、いずれも零を下回らないものとする。以下この節及び第七章第三節第七款の二において同じ。）に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

経過営業日数	リスク・ウェイト （パーセント）
五日以上十五日以内	百
十六日以上三十日以内	六百二十五
三十一日以上四十五日以内	九百三十七・五
四十六日以上	千二百五十

2　標準的手法採用行は、非同時決済取引について、当該取引の相手方に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った場合であって、反対取引の決済が行われていないときは、次に定めるところに従うものとする。

一　有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った日から、反対取引の約定決済日の四営業日後までの期間は、当該非同時決済取引の約定額に、取引の相手方の種類に応じ、第五十六条から第六十八条までに規定するリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

二　反対取引の約定決済日の五営業日以後は、当該非同時決済取引の約定額（当該非同時決済取引の再構築コストが零を上回る場合には当該約定額及び再構築コストの合計額）に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

3　標準的手法採用行は、前項第一号の場合において、非同時決済取引に係るエクスポージャーの合計額が重要でないと認められるときは、第五十六条から第六十八条までに規定するリスク・ウェイトに代えて、当該非同時決済取引の全てに百パーセントのリスク・ウェイトを用いることができる。

4　第一項の経過営業日数又は第二項の約定決済日以後の営業日数のうち、外部の決済システムの全

体的な障害に起因するものがある場合、標準的手法採用行は、その日数を第一項の経過営業日数又は第二項の約定決済日以後の営業日数から除くことができる。

第五節　信用リスク削減手法

第一款　総則

（信用リスク削減手法の適用）

第八十条　この節において、信用リスク削減手法とは、第八十九条又は第九十条に規定する適格金融資産担保、第百十七条の条件を満たす貸出金と自行預金の相殺、第百十八条、第百十九条及び第百二十二条の条件を満たす保証並びに第百十八条及び第百二十条から第百二十二条までの条件を満たすクレジット・デリバティブを総称していう。

２　標準的手法採用行は、信用リスク・アセットの額の算出において、信用リスク削減手法を適用することができる。

３　信用リスク削減手法を適用した場合の信用リスク・アセットの額が、信用リスク削減手法を適用しない場合の信用リスク・アセットの額を上回る場合には、標準的手法採用行は、信用リスク削減手法を適用することを要しない。

（格付の使用）

第八十一条　適格格付機関がエクスポージャーに付与する格付に信用リスク削減手法の利用による効果が既に反映されている場合には、標準的手法採用行は、当該エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の算出において信用リスク削減手法を適用してはならない。

２　標準的手法採用行は、信用リスク削減手法の適用において、元本のみの償還可能性を評価した格付を用いてはならない。

（開示）

第八十二条　標準的手法採用行は、信用リスク削減手法を適用するためには、金融庁長官が別に定める事項を開示しなければならない。

（法的有効性の確保）

第八十三条　リスク・アセットの額の算出において信用リスク削減手法を適用する場合、当該信用リスク削減手法の契約に係る文書は、取引に関係するすべての当事者を拘束するとともに、当該取引に関連するすべての法律に照らして有効なものでなければならない。

２　標準的手法採用行は、前項に規定する法的有効性を継続的に検証しなければならない。

第二款　適格金融資産担保付取引に共通する事項

（定義）

第八十四条　適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をい

う。

（手法の選択）

第八十五条　標準的手法採用行は、次の各号に掲げる場合において、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法を適用するために、当該各号に定める手法を用いなければならない。

一　マーケット・リスク相当額の算出を行っている標準的手法採用行が、マーケット・リスク相当額の算出の対象となっている資産に関するオフ・バランス取引又は派生商品取引の与信相当額について信用リスク削減手法を適用する場合　包括的手法

二　前号以外の場合　簡便手法又は包括的手法のうち、当該標準的手法採用行が前号以外のすべての適格金融資産担保付取引に用いるものとして選択した手法

（担保の管理）

第八十六条　標準的手法採用行は、適格金融資産担保を信用リスク削減手法として用いる場合には、次の各号の条件を満たさなければならない。

一　当該標準的手法採用行は、適格金融資産担保に係る担保権を維持し、実行するために必要なすべての措置を講じていること。

二　当該標準的手法採用行は、担保権の実行を可能とする事由が発生した場合に、取引相手又は適格金融資産担保の管理の受託者に対して、適格金融資産担保を適時に処分又は取得する権利を有していること。

三　当該標準的手法採用行は、適格金融資産担保の適時の処分又は取得が可能となるよう、適切な内部手続を設けていること。

四　適格金融資産担保の管理が第三者に委託されている場合、当該標準的手法採用行は、受託者が当該適格金融資産担保と受託者自身の資産を分別管理していることを確認していること。

（担保の相関）

第八十七条　適格金融資産担保付取引の取引相手の信用リスクと当該適格金融資産担保の信用リスクが顕著な正の相関を有する場合、標準的手法採用行は、これを信用リスク削減手法として用いてはならない。

（オフ・バランス取引の担保）

第八十八条　標準的手法採用行は、第七十八条第一項第八号に規定する取引において、有価証券の貸付に際して受入れた担保資産、現金若しくは有価証券による担保の提供において担保提供の原因となっている借入資産、買戻条件付資産売却における売却代金又は売戻条件付資産購入における購入資産が次条又は第九十条に掲げる資産である場合には、これを担保として扱うことができる。

（簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保）

第八十九条　簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保は、次に掲げるものとする。

一　現金及び自行預金（銀行がエクスポージャーについてクレジット・リンク債を発行している場合を含む。ただし、マーケット・リスク相当額の算出を行っている銀行において、マーケット・リスク相当額の算出の対象となっている資産についてクレジット・リンク債を発行している場合については、この限りでない。以下同じ。）

二　金

三　日本国政府若しくは我が国の地方公共団体が発行する円建ての債券又は国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、欧州安定メカニズム、欧州金融安定ファシリティ若しくは標準的手法で零パーセントのリスク・ウェイトが適用される国際開発銀行の発行する債券

四　適格格付機関が格付を付与している債券であって、次のイからハまでのいずれかに該当するもの。ただし、前号に該当するものを除く。

イ　中央政府、中央銀行、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関が発行した債券であって、適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が１―４以上であるもの

ロ　イに掲げる債券以外の債券であって、適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分（第六十三条又は第六十四条に掲げる主体の発行する債券に付与された格付については、第六十五条第一項の表を準用するものとする。次号及び第九十四条第一項第一号において同じ。）が２―２、４―３又は６―３（再証券化エクスポージャーに該当するものを除く。）以上であるもの

ハ　適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分（第六十三条又は第六十四条に掲げる主体の発行する債券に付与された格付については、第六十六条第一項の表を準用するものとする。次号及び第九十四条第一項第一号において同じ。）が５―３又は７―３（再証券化エクスポージャーに該当するものを除く。）以上である短期の債券

五　適格格付機関が格付を付与していない債券であって、次に掲げるすべての条件を満たすもの

イ　発行者が第六十三条又は第六十四条に掲げる主体であること。

ロ　取引所金融商品市場、店頭売買有価証券市場又は外国金融商品市場において売買されていること。

ハ　劣後債権でないこと。

ニ　発行者が負っている同順位の債務に対し、適格格付機関が、４―３又は５―３の信用リスク区分に対応する格付を下回る格付を付与していないこと。

ホ　標準的手法採用行が、当該債券の信用度が信用リスク区分において４―３又は５―３を下回ると信ずるに足る情報を有しないこと。

ヘ　当該債券に十分な流動性があること。

六　指定国の代表的な株価指数（金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件（平成十九年八月十七日金融庁告示第五十九号）第一条第二十四号に掲げる指定国の代表的な株価指数をいう。以下同じ。）を構成する株式を発行する会社の株式等（株式及び株式に転換する権利を付された社債をいう。以下この節において同じ。）

七　投資信託その他これに類する商品（以下「投資信託等」という。）であって、次に掲げるすべての条件を満たすもの

イ　投資対象が簡便手法において担保適格となる資産に限定されていること。ただし、当該投資信託等が投資している資産のリスクをヘッジするために派生商品取引を用いることを妨げない。

ロ　当該投資信託等の市場における取引価格が毎取引日において公表されていること。

（包括的手法を用いる場合の適格金融資産担保）

第九十条　包括的手法を用いる場合の適格金融資産担保は、前条に掲げるもの及び次の各号に掲げるものとする。ただし、レポ形式の取引であって、取引対象の資産がマーケット・リスク相当額の算出の対象になっているもの（再証券化エクスポージャーに該当するものを除く。）については、適格金融資産担保の範囲を限定しない。

一　上場株式であって、指定国の代表的な株価指数を構成しない株式を発行している会社の株式等

二　次に掲げるすべての条件を満たす投資信託等

イ　投資対象が前条に掲げる資産及び前号の株式等に限定されていること。ただし、当該投資信託等が投資している資産のリスクをヘッジするために派生商品取引を用いることを妨げない。

ロ　当該投資信託等の市場における取引価格が毎取引日において公表されていること。

第三款　包括的手法

第一目　総則

（所要自己資本の額の計算）

第九十一条　標準的手法採用行は、包括的手法を使用する場合、信用リスク削減手法を適用した後のエクスポージャーの額（以下「信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額」という。）を、ボラティリティ調整率（エクスポージャー又は適格金融資産担保の価格変動リスクを勘案してエクスポージャー又は適格金融資産担保の額を調整するための値をいう。以下同じ。）を用いて次の算式により算出しなければならない。

$$E^* = E \times (1 + He) - C \times (1 - Hc - Hfx)$$

E^*は、信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額（ただし、零を下回らない値とする。）

Eは、エクスポージャーの額

Heは、エクスポージャーが第七十八条第一項第八号に規定する与信相当額である場合において、取

引相手方に引き渡した資産の種類に応じて適用するボラティリティ調整率

C は、適格金融資産担保の額

Hc は、適格金融資産担保に適用するボラティリティ調整率

Hfx は、エクスポージャーと適格金融資産担保の通貨が異なる場合に適用するボラティリティ調整率

（複数の適格金融資産担保に対するボラティリティ調整率）

第九十二条　前条において、エクスポージャーに対し複数の適格金融資産担保が差し入れられている場合には、標準的手法採用行は、次の算式により算出したボラティリティ調整率を当該複数の適格金融資産担保の総額に対して適用することができる。

$$H = \sum_i a_i H_i$$

H は、複数の適格金融資産担保の総額に対して適用するボラティリティ調整率

a_i は、各適格金融資産担保の額が複数の適格金融資産担保の総額に占める割合

H_i は、各適格金融資産担保に対応するボラティリティ調整率

２　前項の規定は、標準的手法採用行が取引相手に対して複数の資産を担保として差し入れている場合に準用する。この場合において、前項中「適格金融資産担保」とあるのは「資産」と読み替えるものとする。

（ボラティリティ調整率の種類）

第九十三条　標準的手法採用行は、ボラティリティ調整率について、第二目に定める標準的ボラティリティ調整率又は第三目に定める自行推計ボラティリティ調整率を用いるものとする。ただし、自行推計ボラティリティ調整率を用いる場合には、金融庁長官による承認の取消しがなされない限り、重要性のないポートフォリオにおける取引を除き、推計が可能なすべての取引についてこれを継続して用いなければならない。

第二目　標準的ボラティリティ調整率

（標準的ボラティリティ調整率）

第九十四条　標準的手法採用行が標準的ボラティリティ調整率を用いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整を行っており、かつ、保有期間（ボラティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。）が十営業日のときに用いるボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものとする。

一　適格金融資産担保が債券である場合　適格格付機関が債券に付与した格付その他の条件、債券の残存期間及び発行体に応じて、次の表に定めるボラティリティ調整率

適格格付機関の格付に対応する信用リスク区分等	残存期間	ボラティリティ調整率		
		特定の発行体の場合（パーセント）	特定の発行体以外の発行体であって証券化エクスポージャー以外の場合（パーセント）	証券化エクスポージャーの場合（パーセント）
信用リスク区分が１―１、２―１、４―１、５―１、６―１若しくは７―１の場合又は第八十九条第三号に該当する場合	一年以下	○・五	一	二
	一年超五年以下	二	四	八
	五年超	四	八	十六
信用リスク区分が１―２、１―３、２―２、４―２、４―３、５―２、５―３、６―２、６―３、７―２若しくは７―３の場合又は第八十九条第五号の条件を満たす場合	一年以下	一	二	四
	一年超五年以下	三	六	十二
	五年超	六	十二	二十四
信用リスク区分が１―４又は２―３の場合	全ての期間	十五	―	―

（注）　特定の発行体とは、中央政府等（中央政府、中央銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、欧州安定メカニズム、欧州金融安定ファシリティ及び零パーセントのリスク・ウェイトが適用される国際開発銀行をいう。以下この節において同じ。）、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関をいう。

二　ボラティリティ調整率を適用する対象である資産が次の表に掲げる資産種別に該当する場合　その該当する資産種別に応じて、同表の下欄に定めるボラティリティ調整率

資産種別	ボラティリティ調整率
指定国の代表的な株価指数を構成する株式を発行する会社の株式等及び金	十五パーセント
上場株式（指定国の代表的な株価指数を構成する株式を発行する会社の株式等を除く。）	二十五パーセント
投資信託等	投資信託等の投資対象に適用されるボラティリティ調整率のうち最も高いもの
現金及び自行預金	零パーセント
適格金融資産担保以外の資産（当該資産について第七十八条第一項第八号に定める与信相当額を算出する場合又は第九十条ただし書の定めるところによりレポ形式の取引について第八十九条各号及び第九十条各号に掲げるもの以外の資産を用いる場合に限る。以下同じ。）	二十五パーセント

2　標準的ボラティリティ調整率を用いる標準的手法採用行が、エクスポージャーと担保の通貨が異

なる場合に適用するボラティリティ調整率は、毎営業日の時価評価を行っており、かつ、保有期間が十営業日のとき、八パーセントとする。

第三目　自行推計ボラティリティ調整率

（自行推計ボラティリティ調整率の使用の承認）

第九十五条　標準的手法採用行は、金融庁長官の承認を受けた場合に、包括的手法におけるボラティリティ調整率として自行推計ボラティリティ調整率を用いることができる。

（承認申請書の提出）

第九十六条　自行推計ボラティリティ調整率の使用について前条の承認を受けようとする標準的手法採用行は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一　商号

二　自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

２　前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　理由書

二　前項第二号に規定する責任者の履歴書

三　ボラティリティ調整率について自行推計を行う方法及び当該推計値の利用方法が承認の基準に適合していることを示す書類

四　その他参考となるべき事項を記載した書類

（自行推計の承認の基準）

第九十七条　金融庁長官は、第九十五条の規定に基づき、包括的手法におけるボラティリティ調整率として自行推計ボラティリティ調整率を用いることを承認するときは、当該標準的手法採用行の推計が定性的基準及び定量的基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

２　前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一　ボラティリティ調整率の推計に用いられる資産のボラティリティ及び保有期間に係るデータが、信用供与枠管理を含む信用リスク管理において利用されていること。

二　リスク管理指針についての文書が作成され、その遵守態勢が確立していること。

三　次の事項が、定期的に内部監査により確認されていること。

イ　第一号に規定するデータが、信用供与枠管理を含む信用リスク管理において利用されていること。

ロ　ボラティリティ調整率を推計する過程に関する重要な変更が行われた場合、その変更が妥当なものであること。

ハ　ボラティリティ調整率の推計を行うべき対象を確定するために、標準的手法採用行が行っている適格金融資産担保付取引の状況に関する適切なデータが把握されていること。

ニ　ボラティリティ調整率の推計で用いるデータが適時に入手され、一貫性及び信頼性を有すること。

ホ　ボラティリティ調整率の推計の前提が適切であること。

3　第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一　適格格付機関が債券に１―３、２―３、４―３又は５―３以上の信用リスク区分に対応する格付を付与している場合、債券に関する発行者の種別、格付、残存期間及び修正デュレーションを勘案した債券の区分ごとにボラティリティ調整率を推計していること。ただし、推計値は、当該標準的手法採用行が実際に保有する債券又は当該標準的手法採用行に担保として差し入れられた債券に基づくものでなくてはならない。

二　適格格付機関が１―３、２―３、４―３若しくは５―３以上の信用リスク区分に対応する格付を下回る格付を付与している債券、株式等、投資信託等又は適格金融資産担保以外の資産に係るボラティリティ調整率を、個別の資産について推計していること。

三　適格金融資産担保とエクスポージャーの通貨が異なる場合には、当該適格金融資産担保の表示通貨建ての価格のボラティリティ調整率及び当該表示通貨とエクスポージャーの通貨の間の為替レートの間の相関を反映せず、ボラティリティ調整率を個別に推計していること。

四　ボラティリティ調整率の推計のための信頼区間が、片側九十九パーセントであること。

五　保有期間の設定に当たって信用リスクの高い資産の流動性が考慮されていること。

六　ボラティリティ調整率の推計に用いるヒストリカル・データの観測期間が一年以上であること。

七　ボラティリティ調整率の推計に用いるヒストリカル・データをその各数値に掛目を乗じて使用する場合は、各数値を計測した日から算出基準日までの期間の長さにその掛目を乗じて得たものの平均が六月以上であること。

八　ボラティリティ調整率の推計に用いるヒストリカル・データが、三月に一回以上の頻度で更新され、推計が行われていること。ただし、市場価格に大きな変動がみられた場合には、当該変動を反映するための更新及び推計が行われなければならない。

（変更に係る届出）

第九十八条　自行推計ボラティリティ調整率の使用について第九十五条の承認を受けた標準的手法採用行は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一　承認申請書の記載事項に変更がある場合

二　承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合

三　前条に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合

2　前項第三号に規定する場合において、標準的手法採用行は、当該事由を改善する旨の計画を記載

した書面又は承認の基準を満たさないことが当該標準的手法採用行のリスクの観点から重要でない旨の説明を記載した書面を速やかに提出しなければならない。

（承認の取消し）

第九十九条　金融庁長官は、前条第一項各号に掲げる場合又は標準的手法採用行が同条第二項に定める提出義務を怠った場合であって、自行推計ボラティリティ調整率を継続して適用させることが不適当と判断したときは、当該標準的手法採用行について第九十五条の承認を取り消すことができる。

第四目　ボラティリティ調整率の調整

（ボラティリティ調整率の調整）

第百条　適格金融資産担保付取引に包括的手法を用いる場合、標準的手法採用行は、最低保有期間によるボラティリティ調整率の調整及び担保額調整又は時価評価の頻度によるボラティリティ調整率の調整を行わなければならない。

２　前項に定める「最低保有期間によるボラティリティ調整率の調整」は、当該適格金融資産担保付取引に用いようとするボラティリティ調整率が前提としている保有期間及び第一号イからニまでに掲げる適格金融資産担保付取引の種類に応じてそれぞれにおいて定める期間（以下「最低保有期間」という。）に基づき、第二号の算式を用いて行うものとする。ただし、当該ボラティリティ調整率が前提としている保有期間が最低保有期間を上回る場合には、最低保有期間によるボラティリティ調整率の調整を省略することができる。

一　最低保有期間は、次のイからニまでに掲げる取引の区分に応じ、当該イからニまでに定める期間とする。

イ　レポ形式の取引のうち担保額調整に服しているもの（ニに該当するものを除く。）　五営業日

ロ　その他資本市場取引（適格金融資産担保付派生商品取引及び信用取引その他これに類する海外の取引をいう。以下同じ。）のうち担保額調整に服しているもの（ニに該当するものを除く。）　十営業日

ハ　イ及びロに該当しない適格金融資産担保付取引　二十営業日

ニ　流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネッティング・セット及び算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネッティング・セット　二十営業日

一の二　前号の規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の前の直近の連続する二の四半期の間に、同号イからニまでに掲げるいずれかの取引について、担保額調整に係る係争により、同号の最低保有期間を超える清算期間を要する場合が三回以上生じたときは、次の連続する二の四半期の間は、当該取引については、最低保有期間の少なくとも二倍以上の期間を最低保有期間とみなす。

二　「最低保有期間によるボラティリティ調整率の調整」を行うための式は、次に定めるものとする。

$$H_M = H_N \sqrt{\frac{T_M}{T_N}}$$

H_Mは、当該取引に適用される最低保有期間の下で、毎営業日の時価評価又は担保額調整を行っている場合に適用されるボラティリティ調整率（以下同じ。）

T_Mは、前号に定める最低保有期間（以下同じ。）

H_Nは、調整対象となるボラティリティ調整率

T_Nは、H_Nを算出するために用いた保有期間

3　第一項に定める「担保額調整又は時価評価の頻度によるボラティリティ調整率の調整」は、次の式を用いて行うものとする。

$$H = H_M \sqrt{\frac{N_R + (T_M - 1)}{T_M}}$$

Hは、当該取引に適用すべきボラティリティ調整率

N_Rは、前項第一号イ若しくはロの取引の担保額調整又は同号ハの取引の時価評価の間隔（営業日数）

第五目　ボラティリティ調整率の適用除外

（ボラティリティ調整率の適用除外）

第百一条　標準的手法採用行は、次の各号に掲げる条件を満たし、中核的市場参加者を取引相手とするレポ形式の取引については、第九十一条又は第百四条の算式においてボラティリティ調整率を適用することを要しない。

一　エクスポージャー及び適格金融資産担保の双方が、現金、自行預金又は中央政府等及び我が国の地方公共団体の発行する債券のうち標準的手法で零パーセントのリスク・ウェイトが適用されるものであること。

二　エクスポージャー及び適格金融資産担保が、同一の通貨建てであること。

三　当該取引が取引の実行日の翌営業日に終了すること又は標準的手法採用行がエクスポージャーと適格金融資産担保の双方につき毎営業日に時価評価を行うとともに担保額調整に服していること。

四　取引相手が担保額調整に係る義務を履行せず、担保の処分を行う場合、当該担保額調整のために行った時価評価の日から担保の処分が可能となるまでの日数が四営業日以内であること。

五　当該取引の決済を処理するために用いている外部のシステムの信頼性が確保されていること。

六　当該取引が、中核的市場参加者間で同種の取引のために一般に用いられている約定形態を満たした取引となっていること。

七　取引相手が現金又は証券を引き渡す義務、追加担保を提供する義務その他の義務を履行しない場合に当該標準的手法採用行が当該取引を直ちに終了可能であることが、文書で明示されていること。

八　当該標準的手法採用行が取引を終了させることができる事由（取引相手が現金若しくは証券を引き渡す義務又は追加担保を提供する義務その他の義務を履行しないこと及び債務超過、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令その他これらに類する事由の発生を含む。）が取引相手について発生した場合に、当該標準的手法採用行が、直ちに担保を処分する権利を有していること。

2　前項の「中核的市場参加者」とは、次に掲げるものをいう。

一　中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関及び外国の中央政府以外の公共部門

二　金融機関（第一条第七号ロに掲げる者を除く。）、外国銀行、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、第六十四条においてリスク・ウェイトが規定されている第一種金融商品取引業者及び経営管理会社、金融商品取引法第二条第三十項に規定する証券金融会社、貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条の二第三号に基づき金融庁長官が指定する短資会社並びに前号に該当しない国際開発銀行

三　法第十六条の二第一項第五号、第五号の二及び第九号に規定するもののうち、標準的手法で二十パーセントのリスク・ウェイトが適用される会社

四　自己資本規制又は借入れ若しくは派生商品取引の利用による投資効果の拡大を制限する規制が適用されている投資信託等

五　存続厚生年金基金（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金をいう。）及び企業年金連合会

六　金融商品取引法第二条第二十九項に規定する金融商品取引清算機関

（外国におけるレポ形式の取引）

第百二条　標準的手法採用行が外国通貨建ての債券を用いてレポ形式の取引を行う場合、ボラティリティ調整率を適用不要とする範囲は、当該通貨の発行国における基準に従う。

第六目　法的に有効な相対ネッティング契約下にあるレポ形式の取引に対するボラティリティ調整率の使用

（レポ形式の取引に対する法的に有効な相対ネッティング契約の適用）

第百三条　標準的手法採用行は、次の各号に定める全ての条件を満たす場合に限り、レポ形式の取引について法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案することができる。

一　当事者の一方に取引を終了させることができる事由が生じた場合に、他方の当事者は、当該相対ネッティング契約下にある全てのレポ形式の取引を適時に終了させ、一の債権又は債務とすることができること。

二　前号に規定する場合において、当該他方の当事者による担保の速やかな処分が認められること。

2　前項に規定する場合において、法的に有効な相対ネッティング契約の対象となる取引のうち一以上の取引がマーケット・リスク相当額の算出の対象に含まれるときは、当該標準的手法採用行は、次の各号に定める条件を満たすときに限り、当該相対ネッティング契約の効果を勘案することができる。

一　毎営業日において、当該相対ネッティング契約下にあるすべての取引を時価評価していること。

二　当該相対ネッティング契約の対象となる取引のうちマーケット・リスク相当額の算出の対象である取引において用いられている担保が、包括的手法における適格金融資産担保であること。

（計算方法）

第百四条　標準的手法採用行は、前条の条件を満たし、法的に有効な相対ネッティング契約下にある複数のレポ形式の取引について相対ネッティング契約の効果を勘案する場合、信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額を次の算式により算出しなければならない。

$E^* = (\Sigma E - \Sigma C) + \Sigma (Es \times Hs) + \Sigma (Efx \times Hfx)$

E*は、当該複数のレポ形式の取引の信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額（ただし、零を下回らない値とする。）

ΣE は、当該複数のレポ形式の取引のエクスポージャーの額の合計額

ΣC は、当該複数のレポ形式の取引の担保の額の合計額

Es は、証券ごとのネット・ポジションの額の絶対値

Hs は、当該証券に適用すべきボラティリティ調整率

Efx は、ネット・ポジションのうち、決済通貨と異なる通貨によるポジションの額の絶対値

Hfx は、エクスポージャーと担保の通貨が異なる場合に適用するボラティリティ調整率

第七目　法的に有効な相対ネッティング契約下にあるレポ形式の取引に対するエクスポージャー変動額推計モデルの使用

（エクスポージャー変動額推計モデルの使用の承認）

第百五条　前条の規定にかかわらず、標準的手法採用行は、第百三条の条件を満たす場合であって、金融庁長官の承認を受けたときは、法的に有効な相対ネッティング契約下にある複数のレポ形式の取引について、当該標準的手法採用行のエクスポージャー変動額推計モデル（法的に有効な相対ネッティング契約下にある複数のレポ形式の取引について、債券の価格のボラティリティと相関を勘案し、バリュー・アット・リスクと同様の方法を用いてエクスポージャー変動額（複数のレポ形式

の取引におけるネッティング後のエクスポージャーの変動額をいう。以下この目において同じ。）を推計するモデルをいう。以下同じ。）を使用して信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額を算出することができる。ただし、当該モデルを用いる場合には、金融庁長官による承認の取消しがなされた場合を除き、これを継続して使用しなければならない。

（承認申請書の提出）

第百六条　エクスポージャー変動額推計モデルの使用について前条の承認を受けようとする標準的手法採用行は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一　商号

二　自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

２　前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　理由書

二　前項第二号に規定する責任者の履歴書

三　エクスポージャー変動額推計モデル及びその運用が承認の基準に適合していることを示す書類

四　その他参考となるべき事項を記載した書類

（エクスポージャー変動額推計モデルの承認の基準）

第百七条　金融庁長官は、第百五条の規定に基づき、エクスポージャー変動額推計モデルの使用を承認するときは、定性的基準及び定量的基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

２　前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一　エクスポージャー変動額の管理の過程の設計及び運営に責任を負う部署（以下「エクスポージャー変動額の管理部署」という。）が、信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額を算出する対象となる取引に関わる部署から独立して設置されていること。

二　エクスポージャー変動額の管理部署は、適切なバック・テスティング（次条第一項に定めるところにより、エクスポージャー変動額推計モデルの正確性の検定を行うことをいう。）及びストレス・テスト（エクスポージャー変動額推計モデルについて、将来の価格変動に関する仮定を上回る価格変動が生じた場合におけるエクスポージャー変動額に関する分析を行うことをいう。）を定期的に実施し、それらの実施手続を記載した書類を作成していること。

三　標準的手法採用行の取締役等がレポ形式の取引に係るエクスポージャー変動額の管理手続に積極的に関与していること。

四　エクスポージャー変動額推計モデルが、通常のリスク管理手続に密接に組み込まれていること。

五　エクスポージャー変動額推計モデルの運営に関する内部の方針、管理及び手続を記載した書類が作成され、それらが遵守されるための手段が講じられていること。

六　レポ形式の取引に係るエクスポージャー変動額の計測過程について原則として一年に一回以上

の頻度で内部監査が行われること。

3　第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一　エクスポージャー変動額の推計のための信頼区間が、片側九十九パーセントであること。

二　取引対象資産の保有期間（エクスポージャー変動額の推計値を算出する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目において同じ。）が、五営業日以上であること。ただし、五営業日を下回る保有期間によって算出したエクスポージャー変動額の推計値を次の算式により換算した数値を、保有期間を五営業日として算出した数値とみなすことができる。

$$\text{エクスポージャー変動額の推計値（t）} \times \sqrt{\frac{5}{t}}$$

エクスポージャー変動額の推計値（t）は、保有期間をt営業日として算出したエクスポージャー変動額（ただし、tが五を下回る場合に限る。）

三　エクスポージャー変動額の推計に用いるヒストリカル・データの観測期間が、一年以上であること。

四　エクスポージャー変動額の推計に用いるヒストリカル・データをその各数値に掛目を乗じて使用する場合は、各数値を計測した日から算出基準日までの期間の長さにその掛目を乗じて得たものの平均が、六月以上であること。

五　エクスポージャー変動額の推計に用いるヒストリカル・データが三月に一回以上の頻度で更新され、推計が行われていること。ただし、市場価格に大きな変動がみられた場合には、当該変動を反映するための更新及び推計が行われなければならない。

4　標準的手法採用行は、推計の対象となる取引で用いられる債券の流動性に鑑みて必要と認められる場合、前項第二号に定める保有期間を五営業日よりも長い期間としなければならない。

5　標準的手法採用行は、前項の規定にかかわらず、第百条第二項第一号ニ及び第一号の二の規定により算出する最低保有期間を適用する取引については、第三項第二号に定める保有期間には当該最低保有期間を適用しなければならない。

第百八条　金融庁長官は、エクスポージャー変動額推計モデルの使用を承認するに当たり、前条に定める基準のほか、エクスポージャー変動額推計モデルの検証に係る追加的な基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

2　前項に規定する追加的な基準は、検証の適切性の確保の観点から、金融庁長官が別に定めるものとする。

（計算方法）

第百九条　エクスポージャー変動額推計モデルを用いる場合、法的に有効な相対ネッティング契約下にある複数のレポ形式の取引について、信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額を次の算

式により算出する。

E* = (ΣE－ΣC)＋(算出基準日の前営業日におけるエクスポージャー変動額推計モデルによるエクスポージャー変動額の推計値)

E*は、当該複数のレポ形式の取引の信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額（ただし、零を下回らない値とする。）

ΣE は、当該複数のレポ形式の取引のエクスポージャーの額の合計額

ΣC は、当該複数のレポ形式の取引の担保の額の合計額

(変更に係る届出)

第百十条　エクスポージャー変動額推計モデルの使用について第百五条の承認を受けた標準的手法採用行は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一　承認申請書の記載事項に変更がある場合

二　承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合

三　第百七条及び第百八条に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合

２　前項第三号に規定する場合において、標準的手法採用行は、当該事由を改善する旨の計画を記載した書面又は承認の基準を満たさないことが当該標準的手法採用行のリスクの観点から重要でない旨の説明を記載した書面を速やかに提出しなければならない。

３　第一項第三号に規定する場合において、標準的手法採用行は、前項の書面に記載する事項について金融庁長官の承認を得るまでの間は、エクスポージャー変動額推計モデルに代えて第百四条の定めるところによりレポ形式の取引に係るエクスポージャーを算出しなければならない。

(承認の取消し)

第百十一条　金融庁長官は、前条第一項各号に掲げる場合又は標準的手法採用行が同条第二項に定める提出義務を怠った場合であって、エクスポージャー変動額推計モデルを継続して使用させることが不適当と判断したときは、当該標準的手法採用行について第百五条の承認を取り消すことができる。

(その他資本市場取引への準用)

第百十二条　第百五条から前条までの規定は、その他資本市場取引のうち派生商品取引以外のものについて準用する。この場合において、第百七条第三項第二号及び第四項中「五」とあるのは「十」と、「5」とあるのは「10」と読み替えるものとする。

第八目　包括的手法における担保付派生商品取引

(計算方法)

第百十三条　標準的手法採用行が包括的手法を適用する場合であって、先渡、スワップ及びオプショ

ン等の派生商品取引についてカレント・エクスポージャー方式を使用し、かつ、適格金融資産担保を用いるときのエクスポージャーの額は、次の式により算出する。

$E^* = (RC + アドオン) - C_A$

E^*は、信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額（ただし、零を下回らない値とする。）

RC は、第七十九条の二第二項第一号に定める再構築コスト

アドオンは、同条第三項第一号に定めるグロスのアドオン

C_A は、Hc（適格金融資産担保に適用するボラティリティ調整率）及び Hfx（エクスポージャーと適格金融資産担保の通貨が異なる場合に適用するボラティリティ調整率）を適用した後の担保額

２　法的に有効な相対ネッティング契約が存在する場合は、前項の RC は第七十九条の二第二項第二号に定めるネット再構築コストとし、また、アドオンは同条第三項第二号に定めるネットのアドオンとする。

３　前項に規定する場合において、第一項の Hfx は、当該相対ネッティングが行われる場合の決済通貨と金融資産担保の通貨が異なるときに適用するものとする。

第四款　簡便手法

（前提条件）

第百十四条　標準的手法採用行は、適格金融資産担保について簡便手法を用いる場合、次の条件を満たさなければならない。

一　エクスポージャーの残存期間が、当該適格金融資産担保の残存期間を超えていないこと。

二　当該適格金融資産担保が、少なくとも六月に一回以上再評価されること。

（計算方法）

第百十五条　簡便手法においては、標準的手法採用行は、エクスポージャーの額のうち信用リスク削減手法の適用されている部分について、取引相手に対するリスク・ウェイトに代えて、担保となる資産のリスク・ウェイトを適用する。ただし、次条に掲げる場合を除き、リスク・ウェイトは二十パーセントを下回らないものとする。

（二十パーセント・フロアの適用除外）

第百十六条　適格金融資産担保付取引が次の各号に掲げるものである場合には、前条の規定にかかわらず、当該各号に定めるリスク・ウェイトを適用することができる。

一　第百一条に該当するレポ形式の取引であるとき。　零パーセント

二　レポ形式の取引であって、取引相手が中核的市場参加者に該当しないことを除き第百一条の条件を満たすとき。　十パーセント

三　派生商品取引に係るエクスポージャー（カレント・エクスポージャー方式を使用する場合に限る。）と担保が同一の通貨建てであり、かつ、標準的手法採用行が毎営業日に時価評価を行ってい

る場合において、現金又は自行預金が担保であるとき。　零パーセント

四　前号に規定する場合において、中央政府等又は我が国の地方公共団体の発行する債券が担保であり、かつ、当該債券の標準的手法におけるリスク・ウェイトが零パーセントのとき。　十パーセント

五　エクスポージャーと担保が同一の通貨建てであり、かつ、次のイ又はロに該当するとき（レポ形式の取引又は派生商品取引である場合を除く。）。　零パーセント

イ　担保が現金又は自行預金であること。

ロ　担保が中央政府等又は我が国の地方公共団体の発行する債券であって、当該債券の標準的手法におけるリスク・ウェイトが零パーセントであり、かつ、担保価額を時価の八十パーセント以下としていること。

第五款　貸出金と自行預金の相殺

（貸出金と自行預金の相殺）

第百十七条　標準的手法採用行は、次に掲げる条件をすべて満たす場合には、相殺契約下にある貸出金と自行預金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額とすることができる。ただし、貸出金と自行預金の通貨が同一でない場合には、第九十四条第二項又は第九十七条第三項第三号に定めるところに従って、担保とエクスポージャーの通貨が異なる場合のボラティリティ調整率を預金の額に適用することを要する。

一　当該標準的手法採用行は、取引相手（相殺の対象となる自行預金の預金者をいう。以下この款において同じ。）の債務超過、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令その他これらに類する事由にかかわらず、当該取引に関連する国において貸出金と自行預金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること。

二　当該標準的手法採用行が、同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自行預金をいずれの時点においても特定することができること。

三　自行預金が継続されないリスクが、監視及び管理されていること。

四　関連するエクスポージャーについて、貸出金と自行預金の相殺後の額が、監視及び管理されていること。

2　前項に定めるボラティリティ調整率の計算に係る条件については、包括的手法に関する規定を準用する。ただし、最低保有期間は十営業日とする。

第六款　保証及びクレジット・デリバティブ

第一目　適格要件

（保証及びクレジット・デリバティブに共通の条件）

第百十八条　標準的手法採用行が保証又はクレジット・デリバティブを信用リスク削減手法として用いる場合、当該保証又はクレジット・デリバティブは、次の各号に掲げるすべての条件を満たさなければならない。

一　保証又はクレジット・デリバティブが、保証人又はプロテクション提供者に対する直接的な債権となっていること。

二　被保証債権若しくは原債権又は保証若しくはクレジット・デリバティブの対象となしうる債権の範囲が明らかになっていること。

三　当該標準的手法採用行が保証若しくはクレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果の提供を受けるために必要な支払を行わない場合又は第百三十条第二号イに基づく取扱いを行う場合を除いて、信用リスク削減効果の提供が中止されないこと。

四　被保証債権又は原債権の債務者の信用度が悪化した場合に継続して信用リスク削減効果を享受するために、保証人又はプロテクション提供者に対する支払を実質的に追加することが必要とされないこと。

五　保証又はクレジット・デリバティブ契約の文書が作成されていること。

六　保証又はクレジット・デリバティブは、被保証債務について支払不履行が生じた場合又はクレジット・デリバティブについて第百二十条第一号に規定する事由（第百二十一条を適用する場合においては、第百二十条第一号イ又はロに規定する事由）が生じた場合に、保証人又はプロテクション提供者が適時に支払を行うことを妨げる条項を含まないこと。

（保証に関する条件）

第百十九条　標準的手法採用行が保証を信用リスク削減手法として用いる場合、当該保証は、前条に定めるもののほか、次の各号に掲げるすべての条件を満たさなければならない。

一　保証債務を履行すべき事由が生じた場合、標準的手法採用行は被保証債権の債務者に対して訴訟による請求を行うことなしに、保証人に対して速やかに保証債務の履行（被保証債権の債務者が行うこととしていた支払予定に沿った支払の形態を取るものを含む。）を請求できること。

二　被保証債権の債務者が標準的手法採用行に支払うべき債務のうち、手数料、利息その他の元本以外のもの（以下「元本以外の関連債務」という。）も保証の対象としていること。

2　前項第二号の規定にかかわらず、被保証債務が元本のみである場合には、標準的手法採用行は、元本以外の関連債務は保証されていないものとして認識し、第百二十六条の規定により取り扱うことができる。

（クレジット・デリバティブに関する条件）

第百二十条　標準的手法採用行がクレジット･デリバティブを信用リスク削減手法として用いる場合、当該クレジット・デリバティブは、第百十八条に定めるもののほか、次の各号に掲げるすべての条件を満たさなければならない。

一　当該クレジット・デリバティブは、次に掲げる事由の発生に基づき、支払を受けられるものであること。

イ　原債権に係る支払義務の不履行（免責額の定めを設けることを妨げない。）

ロ　原債権の債務者に係る破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令若しくは支払不能又は原債権の弁済期の到来時に債務不履行となる可能性が極めて高いことを認定した文書の存在その他これらに類する事由

ハ　原債権の元本、利息又は手数料の支払に関する減免又は猶予の発生のうち、原債権の債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として行われたもの

二　プロテクション提供者が前号に掲げる事由の発生に基づく支払額を原債権の債務者の特定の債務についての評価額に基づいて算定し、これを現金で支払うことで決済できる場合には、当該評価を適切に行うための手続（当該評価を行うまでの期間の定めを含む。）が確立していること。

三　第一号に掲げる事由の発生に基づく決済のために、当該標準的手法採用行がプロテクション提供者に対して原債権を譲渡することを義務付けられている場合であって、当該譲渡に際して原債権の債務者の同意を要するときは、当該同意は理由なく留保されないことが、原債権に係る文書で定められていること。

四　当該標準的手法採用行は、プロテクション提供者に第一号に掲げる事由の発生を通知する権利を有しており、かつ、当該事由の発生の有無を判断する者が、明確であること。ただし、当該判断はプロテクション提供者のみが行いうるものであってはならない。

五　原債権が決済のための参照債務に含まれていない場合には、決済のための参照債務が原債権と同一又はそれに劣後する支払順位にあり､原債権と決済のための参照債務の債務者が同一であり、かつ、決済のための参照債務が法的に有効なクロス・デフォルト条項等（原債権について第一号に掲げる事由が生じた場合に、参照債務について期限の利益を喪失させることを可能とする条項をいう。次号において同じ。）が設けられていること。

六　原債権が信用事由判断のための参照債務に含まれていない場合には、信用事由判断のための参照債務が原債権と同一又はそれに劣後する支払順位にあり、信用事由判断のための参照債務と原債権の債務者が同一であり、かつ、信用事由判断のための参照債務が法的に有効なクロス・デフォルト条項等が設けられていること。

七　当該クレジット・デリバティブが、保証と同等の信用リスク削減効果を提供するクレジット・

デフォルト・スワップ又はトータル・リターン・スワップであること。ただし、当該標準的手法採用行が当該トータル・リターン・スワップにより受領した純受取額を収益として認識する場合には、原債権の価値の減少を帳簿価額の減額又は引当てを通じて認識していることを要する。

（条件の一部を満たさない場合）

第百二十一条　クレジット・デリバティブが、前条第一号ハに掲げる事由の発生による支払を受けられないことを除き前条に掲げるすべての条件を満たす場合、標準的手法採用行は、前条の規定にかかわらず、原債権のうち当該クレジット・デリバティブの想定元本額の六十パーセントに相当する額について信用リスク削減効果を勘案することができる。ただし、想定元本額が原債権の額を上回る場合、信用リスク削減効果を勘案できる額は、原債権の額の六十パーセントを限度とする。

（保証人及びプロテクション提供者の適格性）

第百二十二条　標準的手法採用行が保証又はクレジット・デリバティブを信用リスク削減手法として用いる場合、保証人又はプロテクション提供者は、次に掲げるものでなければならない。

一　被保証債権又は原債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行及び第六十三条又は第六十四条に掲げる主体

二　前号に掲げる主体以外の主体であって、適格格付機関が格付を付与しているもの（被保証債権又は原債権の債務者の親会社、子会社及び関連会社を含む。）

（内部ヘッジの扱い）

第百二十三条　標準的手法採用行がマーケット・リスク相当額の算出対象とされているクレジット・デリバティブを当該標準的手法採用行の保有するエクスポージャー（マーケット・リスク相当額の算出対象であるものを除く。）に対する信用リスク削減手法として用いる場合、当該標準的手法採用行は、前条に該当する第三者が信用リスク削減手法により当該クレジット・デリバティブの信用リスクを負担している場合に限り、当該クレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果を勘案することができる。この場合において、当該標準的手法採用行は、当該エクスポージャーについて第三者から信用リスク削減効果の提供を受けているものとして扱うものとする。

２　前項に規定する場合であって、マーケット・リスク相当額を算出する対象となっているクレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果を勘案するときは、当該クレジット・デリバティブは、第八十三条、第百十八条及び第百二十条又は第百二十一条の規定を満たさなければならない。

３　第一項に規定する場合において、標準的手法採用行は、マーケット・リスク相当額を算出する対象となっているクレジット・デリバティブについてマーケット・リスク相当額を算出することを要しない。

第二目　計算方法等

（計算方法）

第百二十四条　保証又はクレジット・デリバティブを用いた場合、標準的手法採用行は、エクスポージャーの額のうち被保証部分又はプロテクションが提供されている部分（第百二十一条に該当する場合は同条に定める額を限度とする。）について、被保証債権又は原債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人又はプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用することができる。ただし、第五十六条第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第一項、第六十一条第一項及び第六十二条第一項に定めるリスク・ウェイトは、保証又はクレジット・デリバティブが円建てであり、かつ、当該標準的手法採用行の保有するエクスポージャーが円建てで調達されたものである場合に限り適用できるものとする。

（免責額の扱い）

第百二十五条　標準的手法採用行が信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブが、被保証債権又は原債権に係る損失又は支払義務の不履行が発生したにもかかわらず、その額が一定の水準を下回る場合には保証人又はプロテクション提供者が支払を行わないことができるものであるときは、当該標準的手法採用行は、当該水準に相当する額について第八章の規定を準用することにより定められるリスク・ウェイトを適用しなければならない。

（比例的な保証又はクレジット・デリバティブ）

第百二十六条　標準的手法採用行が信用リスク削減手法として用いる保証による被保証部分又はクレジット・デリバティブによってプロテクションが提供されている部分がエクスポージャーより小さい場合であって、当該標準的手法採用行と保証人又はプロテクション提供者が被保証債権又は原債権に係る損失をエクスポージャーの額に対する保証又はプロテクションの額の割合に比例する形で負担するときは、標準的手法採用行は、エクスポージャーのうち被保証部分又はプロテクションが提供されている部分についてのみ信用リスク削減効果を勘案することができるものとする。

（階層化された保証又はクレジット・デリバティブ）

第百二十七条　標準的手法採用行がエクスポージャーに係る信用リスクの一部を一又は複数の階層に分割して一又は複数の保証人又はプロテクション提供者に移転する場合において、当該標準的手法採用行が当該信用リスクの残部を留保し、かつ、移転されたリスクと留保されたリスクの優先度が異なるときは、当該標準的手法採用行は、当該留保した部分について第八章の規定を準用することにより定められるリスク・ウェイトを適用しなければならない。

（エクスポージャーの通貨と保証又はクレジット・デリバティブの通貨の不一致）

第百二十八条　保証又はクレジット・デリバティブの通貨がエクスポージャーの通貨と一致しない場合における保証額又はクレジット・デリバティブの想定元本額は、次の式により算出された額とす

る。

$$Ga = G \times (1 - Hfx)$$

Ga は、調整後の保証額又はクレジット・デリバティブの想定元本額

G は、保証額又はクレジット・デリバティブの想定元本額

Hfx は、保証又はクレジット・デリバティブの通貨とエクスポージャーの通貨が一致しない場合に適用するボラティリティ調整率

2　標準的手法採用行は、前項のボラティリティ調整率について第百条第二項及び第三項の規定によりボラティリティ調整率を調整しなければならない。この場合において、最低保有期間は十営業日とし、同項の調整は、為替リスクに関する時価評価の間隔が一営業日よりも長い場合において行うものとする。

3　前項に定める事項を除き、ボラティリティ調整率の計算に係る条件については、包括的手法に関する規定を準用する。

（中央政府等又は我が国の地方公共団体による再保証等）

第百二十九条　エクスポージャーに対する保証について、中央政府等又は我が国の地方公共団体が再保証を行っている場合には、標準的手法採用行は、次の各号に掲げる条件を満たすときに限り、当該保証を中央政府等又は我が国の地方公共団体によるものとして扱うことができる。

一　中央政府等又は我が国の地方公共団体による再保証が、保証の対象である債務のうち元本以外の関連債務もその対象としていること。

二　エクスポージャーに対する保証及び中央政府等又は我が国の地方公共団体による再保証が、それぞれ保証の適格要件のすべてを満たしていること。ただし、中央政府等又は我が国の地方公共団体による再保証は第百十八条第一号及び第二号の要件を満たすことを要しない。

三　中央政府等又は我が国の地方公共団体による再保証の履行の確実性に問題がなく、かつ、中央政府等又は我が国の地方公共団体が直接に保証した場合と比べて保証の提供範囲が狭いことを示すような過去の実績がないこと。

2　前項の規定は、中央政府等又は我が国の地方公共団体が再保証以外の形態で行う信用の補完が、保証と同等の効果を提供している場合について準用することができる。

第七款　信用リスク削減手法の残存期間がエクスポージャーの残存期間を下回る場合の取扱い

（残存期間の定義）

第百三十条　標準的手法採用行は、信用リスク削減手法を使用する場合、次の各号の規定に従い、エクスポージャーの残存期間及び信用リスク削減手法の残存期間を、ともに保守的な値としなければならない。

一　エクスポージャーの残存期間は、原則として、債務の履行がなされる期日として考えうるもののうち最も遅い期日に基づいて計算するものとし、猶予期間（支払義務の不履行が期限の利益を喪失させるまでに必要な期間をいう。以下同じ。）が設けられている場合にはこれを残存期間に含めなければならない。

二　信用リスク削減手法の残存期間（前号に規定する場合において、当該標準的手法採用行の利用する信用リスク削減手法が当該猶予期間の終了時点まで延長されるものであり、かつ、猶予期間を考慮しない場合のエクスポージャーの最終支払期日において当該延長を行いうるものであるときは、信用リスク削減手法の残存期間は、猶予期間を含むものとして扱うことができる。）は、原則として、次のイ及びロに定めるほか、信用リスク削減手法に組み込まれたオプションがその残存期間を短縮する可能性を考慮に入れたうえで最短の残存期間を用いなければならない。

イ　信用リスク削減効果を終了させる権利を保証人又はプロテクション提供者が持っている場合、残存期間は当該終了が可能となる最初の期日までとする。

ロ　信用リスク削減効果を終了させる権利を当該標準的手法採用行が保有し、終了させない場合に当該標準的手法採用行が信用リスク削減効果を早期に終了させる相応の動機（信用リスク削減効果を維持するための費用が被保証人又は原債権の債務者の信用力の低下以外の要因により上昇するものを含む。）を持つときは、信用リスク削減手法の残存期間は当該終了が可能となる最初の期日までとする。

（信用リスク削減手法の残存期間の下限）

第百三十一条　標準的手法採用行は、信用リスク削減手法の残存期間がエクスポージャーの残存期間を下回り、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合、当該信用リスク削減手法を適用することができない。

一　信用リスク削減手法を勘案する当初の時点において、信用リスク削減手法の残存期間が一年を下回るとき。

二　信用リスク削減手法の残存期間が三月以下となったとき。

（計算方法）

第百三十二条　標準的手法採用行は、信用リスク削減手法の残存期間がエクスポージャーの残存期間を下回る場合、信用リスク削減手法の効果を、次の算式により調整しなければならない。

$$Pa = P \times \{(t - 0.25) / (T - 0.25)\}$$

Pa は、残存期間調整後の信用リスク削減手法の額

P は、信用リスク削減手法の額（第百二十八条に定めるところによりボラティリティ調整率が適用される場合には、その調整後の額とする。）

t は、信用リスク削減手法の残存期間を年数で表示した値。ただし、t が T よりも大きい場合には T

を用いる。

T は、エクスポージャーの残存期間を年数で表示した値。ただし、エクスポージャーの残存期間が五年を超える場合には、五を用いる。

第八款　信用リスク削減手法に関するその他の事項

第一目　複数の信用リスク削減手法の取扱い

（複数の信用リスク削減手法）

第百三十三条　標準的手法採用行は、一のエクスポージャーに複数の信用リスク削減手法の効果を勘案する場合、エクスポージャーをそれぞれの信用リスク削減手法を適用する部分に任意に分割し、分割後のエクスポージャーごとに一の信用リスク削減手法を用いなければならない。

（同一提供者による通貨又は残存期間の異なる保証又はクレジット・デリバティブ）

第百三十四条　一の主体が一のエクスポージャーに対して複数の保証又はクレジット・デリバティブを提供している場合であって、それらの通貨又は残存期間が異なるときは、標準的手法採用行は、エクスポージャーをそれぞれの保証又はクレジット・デリバティブを適用する部分に分割しなければならない。

第二目　ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ

（プロテクションを取得した場合）

第百三十五条　標準的手法採用行は、信用リスク削減手法としてファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブを用いる場合、当該クレジット・デリバティブによるプロテクションの提供対象となりうるエクスポージャーのうち、当該クレジット・デリバティブの想定元本額を限度としてプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポージャーに限り、信用リスク削減効果を勘案することができる。

（プロテクションを提供した場合）

第百三十六条　標準的手法採用行がファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブによってプロテクションを提供する場合において、適格格付機関が当該クレジット・デリバティブに格付を付与しているときは、当該標準的手法採用行は、当該プロテクションの提供に係るエクスポージャーについて第八章の規定を準用することにより定められるリスク・ウェイトを適用しなければならない。

2　前項に規定する場合において、適格格付機関が格付を付与していないときは、標準的手法採用行は、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスポージャーのリスク・ウェイトを千二百五十パーセントを上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。

第三目　セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ等

（プロテクションを取得した場合）

第百三十七条　標準的手法採用行は、信用リスク削減手法としてセカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブを用いる場合、次の各号に定める場合に限り、当該各号に定める扱いをすることができる。

一　標準的手法採用行が、当該セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブに加え、プロテクションの提供対象となりうるエクスポージャーを同じくするファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブによってプロテクションを取得している場合　プロテクションの提供対象となりうるエクスポージャーのうち、当該セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブの想定元本額を限度としてプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が二番目に小さい一のエクスポージャーに限り、信用リスク削減効果を勘案する。

二　プロテクションの提供対象となりうるエクスポージャーのいずれか一について既に信用事由が発生している場合　プロテクションの提供対象となりうるエクスポージャーであって信用事由の発生していないもののうち、当該セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブの想定元本額を限度としてプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポージャーに限り、信用リスク削減効果を勘案する。

（プロテクションを提供した場合）

第百三十八条　第百三十六条の規定は、標準的手法採用行がセカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブによってプロテクションを提供する場合について準用する。この場合において、同条第一項中「ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ」とあるのは「セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ」と、同条第二項中「信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」とあるのは「信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。ただし、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスポージャーのうち、当該クレジット・デリバティブの想定元本額を限度としてプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポージャーについて削減される信用リスク・アセットの額を控除することができる」と読み替えるものとする。

（特定順位参照型クレジット・デリバティブの扱い）

第百三十九条　前二条の規定は、特定順位参照型クレジット・デリバティブ（ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ及びセカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブを除く。）について準用する。

第六節　間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出方法の特例

（間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出方法の特例）

第百三十九条の二　標準的手法採用行が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーについて、与信相当額の算出に第七十九条の四に定める期待エクスポージャー方式を用いていない場合には、当該トレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額は、次の算式により算出した額を当該信用リスク・アセットの額とみなすことができる。

$RWA^{*}=RWA\times\sqrt{(Tm/10)}$

RWA^{*}は、この条の規定の適用後の信用リスク・アセットの額

RWAは、第一節から前節までの規定により算出した当該トレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額

Tmは、第七十九条の四第七項の定めに従い算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号の規定にかかわらず、日々の値洗いにより担保額が調整されるネッティング・セットに係るリスクのマージン期間は五営業日とすることができる。

第七章　信用リスクの内部格付手法

第一節　総則

第一款　承認手続等

（内部格付手法の承認）

第百四十条　銀行は、金融庁長官の承認を受けた場合に、内部格付手法を用いることができる。

（承認申請書の提出）

第百四十一条　内部格付手法の使用について前条の承認を受けようとする銀行は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一　商号

二　自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

２　前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　理由書

二　前項第二号に規定する責任者の履歴書

三　信用リスク管理指針

四　内部格付手法実施計画

五　先進的内部格付手法移行計画（基礎的内部格付手法採用行が新たに先進的内部格付手法採用行としての承認を申請する場合に限る。）

六　その他承認に係る審査において参考となるべき事項を記載した書類

3　前項第四号に掲げる内部格付手法実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、先進的内部格付手法採用行が一部の事業単位又は資産区分（同一の事業単位において保有する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー、その他リテール向けエクスポージャー及び株式等エクスポージャーをいう。以下この章において同じ。）においてLGD及びEADの自行推計値を使用しないことを妨げない。

一　内部格付手法を適用する範囲及び同手法の適用を開始する日

二　内部格付手法の適用を除外する予定の事業単位又は資産区分

4　第二項第五号に掲げる先進的内部格付手法移行計画には、事業法人等向けエクスポージャーについてLGD及びEADの自行推計値を使用する範囲及び使用を開始する時期に関する事項を記載しなければならない。ただし、一部の事業単位又は資産区分についてLGD及びEADの自行推計値を使用しないことを妨げない。

（予備計算）

第百四十二条　内部格付手法の使用について承認を受けようとする銀行は、内部格付手法の使用を開始しようとする日の属する事業年度の前事業年度以降において、承認を得ようとする内部格付手法に基づいて自己資本比率を予備的に計算し、当該前事業年度の中間予備計算報告書（事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日までの内部格付制度（第百七十九条第一項に規定する内部格付制度をいう。以下この款において同じ。）の運用状況及び当該事業年度の九月三十日の自己資本比率の状況に関する事項を記載した書類をいう。以下この条において同じ。）及び当該前事業年度の予備計算報告書（事業年度の内部格付制度の運用状況及び当該事業年度の末日の自己資本比率の状況に関する事項を記載した書類をいう。以下この条において同じ。）を作成しなければならない。ただし、内部格付手法採用行が行う合併、会社分割その他の組織再編成により新たに設立される銀行又は当該組織再編成後に存続する銀行が内部格付手法の使用について承認を受けようとする場合において、当該組織再編成が内部格付手法に基づく自己資本比率の計算の継続性に重要な影響を及ぼすものでなく、かつ、当該承認を受けようとする銀行が当該組織再編成前の内部格付手法採用行における数値等に基づく中間予備計算報告書及び予備計算報告書に準ずる書類を作成することができるときは、この限りでない。

2　前項に定める自己資本比率の予備的な計算を行おうとする銀行は、前条第一項及び第二項に掲げる書類に準ずる書類を添付して、金融庁長官に届出を行わなければならない。

３　銀行は、承認申請書の提出に先立って、第一項に掲げる中間予備計算報告書及び予備計算報告書に前条第一項及び第二項に掲げる書類に準ずる書類を添付して、それぞれ当該報告書の対象である期間の経過後三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

４　内部格付手法の使用を開始しようとする日が十月一日以降である場合における前三項の規定の適用については、第一項中「当該前事業年度の中間予備計算報告書」とあるのは、「当該使用を開始しようとする日の属する事業年度の中間予備計算報告書」とする。

（承認の基準）

第百四十三条　金融庁長官は、次の各号に掲げる場合、当該各号に定める基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一　基礎的内部格付手法採用行として承認する場合は、第四節第一款から第六款までに規定する最低要件に沿った内部格付制度を、当該承認に先立って三年以上にわたり使用しており、同節第七款及び第八款に規定する最低要件を内部格付手法の使用を開始する日以降満たすことが見込まれ、かつ、内部格付手法実施計画が合理的なものであること。ただし、内部格付制度の改良を行うことを妨げない。

二　先進的内部格付手法採用行として承認する場合は、第四節第五款第四目から第六目までに規定するLGD及びEADの自行推計値を利用するための最低要件に沿った内部格付制度を、当該承認に先立って三年以上にわたり使用していること、内部格付手法実施計画又は先進的内部格付手法移行計画が合理的なものであること並びに前号の基準を満たすこと。ただし、内部格付制度の改良を行うことを妨げない。

（変更に係る届出）

第百四十四条　内部格付手法採用行は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一　承認申請書の記載事項に変更がある場合

二　承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合

三　第四節第一款から第八款までに規定する最低要件を満たさない事由が生じた場合

２　前項第三号に掲げる事由が生じた場合、内部格付手法採用行は、当該事由に関する改善計画を記載した書面又は当該事由が当該銀行のリスクの観点から重要でない旨の説明を記載した書面を速やかに提出しなければならない。

（承認の取消し）

第百四十五条　金融庁長官は、前条第一項第三号に規定する場合であって、内部格付手法を用いて信用リスク・アセットの額を算出することが不適当と判断したときは、第百四十条の承認を取り消すことができる。

第二款　段階的適用等

（内部格付手法の適用）

第百四十六条　内部格付手法採用行は、全てのエクスポージャーについて、内部格付手法を適用しなければならない。ただし、内部格付手法の適用を開始した後の一定の期間について、事業単位ごと又は資産区分ごとに標準的手法を適用する旨を内部格付手法実施計画に定めている場合は、この限りでない。

２　前項の規定にかかわらず、内部格付手法採用行は、自行の信用リスク・アセットに関連する事業の大部分にわたる会社分割その他の特段の事情がある場合は、金融庁長官の承認を得たときに限り、内部格付手法に代えて標準的手法を用いることができる。

（先進的内部格付手法への移行）

第百四十七条　先進的内部格付手法採用行は、内部格付手法実施計画又は先進的内部格付手法移行計画に従って、事業法人等向けエクスポージャーのLGD及びEADを推計しなければならない。

（適用除外）

第百四十八条　前二条の規定にかかわらず、内部格付手法採用行は、内部格付手法実施計画又は先進的内部格付手法移行計画に記載がある場合は、信用リスク・アセットの額を算出するに当たって重要でない事業単位又は資産区分に対して、標準的手法を適用することができる。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一　標準的手法を用いる事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの額の合計額が内部格付手法採用行の第百五十二条第一号イ及びロ又は第二号イ及びロに掲げる額の合計額に占める割合が十パーセントを超える場合

二　標準的手法を用いる一の事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの額の合計額が内部格付手法採用行の第百五十二条第一号イ及びロ又は第二号イ及びロに掲げる額の合計額に占める割合が二パーセントを超える場合。ただし、当該内部格付手法採用行を子会社とする内部格付手法採用行又は銀行持株会社が存在する場合は、標準的手法を用いる一の事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの額がその内部格付手法採用行又は銀行持株会社（他の内部格付手法採用行又は銀行持株会社の子会社であるものを除く。）の同条第一号イ及びロ又は第二号イ及びロに掲げる額の合計額に占める割合が二パーセントを超える場合をいうものとする。

２　前二条の規定にかかわらず、内部格付手法採用行は、株式等エクスポージャーの直近一年間における平均残高が、次の各号に掲げる銀行の区分に応じ、当該各号に定めるものに十パーセントを乗じて得た額を超えない場合に限り、標準的手法に基づいて株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出することができる。ただし、株式等エクスポージャーのポートフォリオが十未満の発行体の株式等エクスポージャーにより構成されている場合は、次の各号に掲げる銀行の区分

に応じ、当該各号に定めるものに五パーセントを乗じて得た額を超えない場合に限る。

一　国際統一基準行である内部格付手法採用行　総自己資本の額

二　国内基準行である内部格付手法採用行　自己資本の額

（スロッティング・クライテリアの利用）

第百四十九条　内部格付手法採用行は、第百五十三条第四項及び第六項の規定によりスロッティング・クライテリアを利用する場合は、プロジェクト・ファイナンス、オブジェクト・ファイナンス、コモディティ・ファイナンス及び事業用不動産向け貸付けの区分ごとに利用しなければならない。

第二節　期待損失の取扱い

（期待損失額）

第百五十条　事業法人等向けエクスポージャー（第百五十三条第四項及び第六項の規定によりスロッティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権並びに第百五十四条の二に規定するダブル・デフォルト効果を勘案したものを除く。）、リテール向けエクスポージャー（第百五十四条の二に規定するダブル・デフォルト効果を勘案したものを除く。）及び第百六十六条第九項に定めるPD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額は、当該エクスポージャーのPD、LGD及びEADを乗じた額とする。ただし、デフォルトした場合は、第二百十六条第六項に定める$EL_{default}$にEADを乗じた額とする。

２　第百五十三条第四項において、スロッティング・クライテリアに割り当てられたボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けを除く特定貸付債権の期待損失額は、当該エクスポージャーのEADに次の表に掲げるリスク・ウェイト及び八パーセントを乗じた額とする。ただし、同項ただし書に従って、優に割り当てられ、かつ、五十パーセントのリスク・ウェイトの適用を受けたエクスポージャーについては零パーセント、良に割り当てられ、かつ、七十パーセントのリスク・ウェイトの適用を受けたエクスポージャーについては五パーセントのリスク・ウェイトを適用する。

	優	良	可	弱い	デフォルト
リスク・ウェイト（パーセント）	五	十	三十五	百	六百二十五

３　第百五十三条第六項において、スロッティング・クライテリアに割り当てられたボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けの期待損失額は、当該エクスポージャーのEADに次の表に掲げるリスク・ウェイト及び八パーセントを乗じた額とする。

	優	良	可	弱い	デフォルト
リスク・ウェイト（パーセント）	五	五	三十五	百	六百二十五

４　第百三十六条の規定は、前三項の規定による期待損失額の算出において準用する。この場合において、「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と、「リスク・ウェイトを千二百五

十パーセントを上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」とあるのは「PD及びLGDを乗じて得た額を百パーセントを上限として合計し、これに当該クレジット・デリバティブのEADを乗ずることにより、期待損失額を算出しなければならない」と読み替えるものとする。

5　第百三十八条の規定は、前各項の規定による期待損失額の算出において準用する。この場合において、「第百三十六条」とあるのは「第百五十条第四項により読み替え後の第百三十六条」と、「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と、「信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」とあるのは「算出しなければならない」と、「当該クレジット・デリバティブの想定元本額を限度としてプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポージャーについて削減される信用リスク・アセットの額を控除することができる」とあるのは「当該クレジット・デリバティブのEADを限度としてプロテクション提供者の所要自己資本率を適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポージャーについて削減される期待損失額を控除することができる」と読み替えるものとする。

6　前各項に定めのないエクスポージャーの期待損失額は零とする。

（一般貸倒引当金の配分）

第百五十一条　内部格付手法採用行は、信用リスク・アセットの額の算出に当たり標準的手法と内部格付手法を併用する場合は、一般貸倒引当金の総額を標準的手法により算出される信用リスクに対応する部分と内部格付手法により算出される信用リスクに対応する部分に信用リスク・アセットの額の割合で区分しなければならない。ただし、標準的手法のみを用いる標準的手法採用行又は当該標準的手法採用行の連結子法人等が計上する一般貸倒引当金は、標準的手法により算出される信用リスクに対応するものとし、内部格付手法のみを用いる内部格付手法採用行又は当該内部格付手法採用行の連結子法人等が計上する一般貸倒引当金は、内部格付手法により算出される信用リスクに対応するものとする。

2　内部格付手法採用行は、前項の規定にかかわらず、信用リスク管理指針に別段の定めがある場合は当該信用リスク管理指針にのっとり、一般貸倒引当金を区分することができる。

第三節　信用リスク・アセットの額の算出

第一款　内部格付手法採用行における信用リスク・アセットの額の合計額

（内部格付手法採用行における信用リスク・アセットの額の合計額）

第百五十二条　内部格付手法採用行の信用リスク・アセットの額の合計額とは、次の各号に掲げる銀行の区分に応じ、当該各号に掲げる額をいう。

一　国際統一基準行である内部格付手法採用行　次に掲げる額の合計額

イ　内部格付手法採用行が内部格付手法により事業法人等向けエクスポージャー、リテール向けエクスポージャー、株式等エクスポージャー及び証券化エクスポージャーについて算出した信用リスク・アセットの額（購入債権、リース料（第百七十四条第一項に規定するリース料をいう。次号において同じ。）、同時決済取引及び非同時決済取引に係る信用リスク・アセットの額を含む。）、第百六十六条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額、第百七十八条の二の規定により算出される信用リスク・アセットの額及び第百七十八条の三の規定により算出される信用リスク・アセットの額の合計額に一・〇六を乗じて得た額並びにその他資産及びリース取引における見積残存価額の信用リスク・アセットの額の合計額

ロ　内部格付手法採用行が標準的手法を適用する部分につき、第四十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定を準用することにより標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額の合計額。この場合において、同条中「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。

ハ　第八章の二に定めるところにより算出したＣＶＡリスク相当額を八パーセントで除して得た額

ニ　第八章の三に定めるところにより算出した第四十八条第一項第三号に規定する中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額

二　国内基準行である内部格付手法採用行　次に掲げる額の合計額

イ　内部格付手法採用行が内部格付手法により事業法人等向けエクスポージャー、リテール向けエクスポージャー、株式等エクスポージャー及び証券化エクスポージャーについて算出した信用リスク・アセットの額（購入債権、リース料、同時決済取引及び非同時決済取引に係る信用リスク・アセットの額を含む。）、第百六十六条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額、第百七十八条の二の二の規定により算出される信用リスク・アセットの額、第百七十八条の二の三の規定により算出される信用リスク・アセットの額及び第百七十八条の四の規定により算出される信用リスク・アセットの額の合計額に一・〇六を乗じて得た額並びにその他資産及びリース取引における見積残存価額の信用リスク・アセットの額の合計額

ロ　内部格付手法採用行が標準的手法を適用する部分につき、第四十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定を準用することにより標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額の合計額。この場合において、同条中「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。

ハ　第八章の二に定めるところにより算出したＣＶＡリスク相当額を八パーセントで除して得た

額

ニ　第八章の三に定めるところにより算出した第四十八条第一項第三号に規定する中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額

第二款　事業法人等向けエクスポージャー

（事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額）

第百五十三条　事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、第百五十五条に定めるPD、第百五十六条に定めるLGD、第百五十七条に定めるEAD及び第百五十八条に定めるマチュリティ（M）（ただし、PDが百パーセントの場合は一とする。以下同じ。）を用いて、次の第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する所要自己資本率（K）は第二号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する相関係数（R）及びマチュリティ調整（b）は、それぞれ第三号及び第四号に掲げる算式により算出される額とする。

一　信用リスク・アセットの額$= K \times 12.5 \times EAD$

二　所要自己資本率$(K) = \left[LGD \times N\left\{ (1-R)^{-0.5} \times G(PD) + \left(\frac{R}{1-R} \right)^{0.5} \times G(0.999) \right\} - EL \right]$

$$\times \{1 - 1.5 \times b\}^{-1} \times \{1 + (M - 2.5) \times b\}$$

ただし、零を下回る場合は零とする。

$N\{x\}$は、標準正規分布の累積分布関数。ただし、PDが百パーセントの場合は一とする（以下同じ。）。

$G(x)$は、$N\{x\}$の逆関数（以下同じ。）

ELは、PDにLGDを乗じた率。ただし、PDが百パーセントの場合は第二百十六条第六項に定める$EL_{default}$とする（第百五十四条の二第三項第三号を除き、以下同じ。）。

三　相関係数$(R) = 0.12 \times \frac{1 - EXP(-50 \times PD)}{1 - EXP(-50)} + 0.24 \times \left\{ 1 - \frac{1 - EXP(-50 \times PD)}{1 - EXP(-50)} \right\}$

$EXP(x)$は、自然対数の底をx乗した値（以下同じ。）

四　マチュリティ調整$(b) = \{0.11852 - 0.05478 \times \log(PD)\}^2$

$\log(x)$は、自然対数を指す（以下同じ。）

2　内部格付手法採用行は、中堅中小企業向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合は、前項の規定にかかわらず、同項第三号に定める相関係数に代えて、次に定める相関係数を用いることができる。

相関係数$(R) = 0.12 \times \frac{1 - EXP(-50 \times PD)}{1 - EXP(-50)} + 0.24 \times \left\{ 1 - \frac{1 - EXP(-50 \times PD)}{1 - EXP(-50)} \right\}$

$$-0.04\times\left\{1-\frac{(S-5)}{45}\right\}$$

Sは、当該事業法人の売上高（第一条第五十一号ただし書に定める場合は総資産）（単位：億円）。ただし、五億円に満たない場合には、五億円として算出する。

3　内部格付手法採用行は、大規模規制金融機関等向けエクスポージャー（中堅中小企業向けエクスポージャーに該当するものを含む。）の信用リスク・アセットの額を算出する場合は、前二項の規定にかかわらず、第一項第三号又は前項に定める相関係数に代えて、これらの規定に定める相関係数に一・二五を乗じて得た値を、それぞれ相関係数として用いるものとする。

4　内部格付手法採用行は、ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けを除く特定貸付債権のPDの推計について第二百十三条に定める要件を満たさない場合は、第一項の規定にかかわらず、当該内部格付手法採用行が付与する格付（以下「内部格付」という。）を次の表に掲げる五のリスク・ウェイトに対応したスロッティング・クライテリアに割り当て、エクスポージャーの額（EADをいう。）に当該リスク・ウェイトを乗じた額を信用リスク・アセットの額とすることができる。ただし、第一条第四十九号ロただし書の定めにより事業用不動産向け貸付けに区分されたものを除き、次の表において優又は良に割り当てられるエクスポージャーの満期までの残存期間が二年半未満である場合は、優に割り当てられるエクスポージャーについて五十パーセント、良に割り当てられるエクスポージャーについて七十パーセントのリスク・ウェイトを適用することができる。

	優	良	可	弱い	デフォルト
リスク・ウェイト（パーセント）	七十	九十	百十五	二百五十	零

5　第一項の規定にかかわらず、ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けの信用リスク・アセットの額は、同項第三号に定める相関係数に代えて、次に定める相関係数を用いて算出した額とする。

$$\text{相関係数}(R)=0.12\times\frac{1-EXP(-50\times PD)}{1-EXP(-50)}+0.3\times\left\{1-\frac{1-EXP(-50\times PD)}{1-EXP(-50)}\right\}$$

6　内部格付手法採用行は、ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けのPDの推計について第二百十三条に定める要件を満たさない場合は、第一項の規定にかかわらず、内部格付を次の表に掲げる五のリスク・ウェイトに対応したスロッティング・クライテリアに割り当て、エクスポージャーの額（EADをいう。）に当該リスク・ウェイトを乗じた額を信用リスク・アセットの額とすることができる。ただし、次の表において優又は良に割り当てられるエクスポージャーの満期までの残存期間が二年半未満である場合は、優に割り当てられるエクスポージャーについて七十パーセント、良に割り当てられるエクスポージャーについて九十五パーセントのリスク・ウェイトを適用するこ

とができる。

	優	良	可	弱い	デフォルト
リスク・ウェイト(パーセント)	九十五	百二十	百四十	二百五十	零

7　第百三十六条の規定は、前各項の規定による信用リスク・アセットの額の算出において準用する。この場合において、同条中「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と、第一項及び第四項において準用する場合に「リスク・ウェイトを千二百五十パーセントを上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」とあるのは「所要自己資本率を百パーセントを上限として合計し、これに当該クレジット・デリバティブのEAD及び千二百五十パーセントを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。ただし、信用リスク・アセットの額及び期待損失額を八パーセントで除して得た額の合計額が、当該クレジット・デリバティブのEADに千二百五十パーセントを乗じて得た額を超える場合は、当該超える額を信用リスク・アセットの額から控除することができる」と読み替えるものとする。

8　第百三十八条の規定は、前各項の規定による信用リスク・アセットの額の算出において準用する。この場合において、同条中「第百三十六条」とあるのは「第百五十三条第七項において読み替えて準用する第百三十六条」と、「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と、「「信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」」とあるのは「「控除することができる」」と、「信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。ただし、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスポージャーのうち、当該クレジット・デリバティブの想定元本額を限度としてプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポージャーについて削減される信用リスク・アセットの額を控除することができる」とあるのは「控除し、かつ、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスポージャーのうち、当該クレジット・デリバティブのEADを限度としてプロテクション提供者の所要自己資本率を適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポージャーについて削減される信用リスク・アセットの額を控除することができる」と読み替えるものとする。

（事業法人等向けエクスポージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付された場合の取扱い）

第百五十四条　前条の規定にかかわらず、内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスポージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付されている場合は、被保証債権の被保証部分又は原債権のプロテクションが提供されている部分に保証又はクレジット・デリバティブに対応する信用リスク・アセットの額の算式、PD及びLGDを適用することができる。

2　先進的内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスポージャーに保証又はクレジット・デリバ

ティブが付されている場合は、被保証債権の被保証部分又は原債権のプロテクションが提供されている部分に保証又はクレジット・デリバティブを勘案したPD又はLGDのいずれかを適用することができる。

3　第一項の場合において、内部格付手法採用行は、被保証債権又は原債権の債務者の信用リスクが保証人又はプロテクション提供者により完全に代替されないときは、同項に規定する保証又はクレジット・デリバティブのリスク・ウェイトの算出において、保証人又はプロテクション提供者の債務者格付に対応するPDに代えて、保証人又はプロテクション提供者の債務者格付と被保証債権又は原債権の債務者の債務者格付の間に位置する債務者格付に相当するPDを用いなければならない。

4　第八十三条、第百十八条から第百二十一条まで、第百二十五条から第百二十九条まで、第百三十五条、第百三十七条及び第百三十九条の規定は、第一項において準用する。この場合において、「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。

（ダブル・デフォルト効果の取扱い）

第百五十四条の二　前二条の規定にかかわらず、内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスポージャー（スロッティング・クライテリアを適用している特定貸付債権を除く。）又はその他リテール向けエクスポージャー（事業法人に対する一億円未満のエクスポージャーに限る。）に次に掲げる保証又はクレジット・デリバティブが付されている場合であって、かつ、第百十八条から第百二十一条まで及び次項の追加的要件を満たすときに限り、ダブル・デフォルト効果（被保証債権の債務者及び保証人又は原債権の債務者及びプロテクション提供者が共にデフォルトするリスクに基づいて信用リスクを削減することをいう。以下同じ。）を勘案することができる。ただし、保証又はクレジット・デリバティブが第二号に掲げるものである場合には第百三十五条、第三号に該当する場合には第百三十七条又は第百三十九条の規定に従うものとする。

一　単一の債務者の信用事由に基づいて信用リスク削減効果が提供される保証又はクレジット・デリバティブ

二　ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ

三　特定順位参照型クレジット・デリバティブ（前号に掲げるものを除く。）

2　前項に規定する追加的要件は、次に掲げるものとする。

一　ダブル・デフォルト効果の勘案対象となる被保証債権又は原債権のリスク・ウェイトが、他の信用リスク削減手法の効果を勘案していないこと。

二　保証又はクレジット・デリバティブが、第百二十九条の規定により中央政府等又は我が国の地方公共団体によるものとして扱われるものでないこと。

三　保証人又はプロテクション提供者が、第六十三条若しくは第六十四条に掲げる主体又は保険会社若しくは外国保険業者（保険業法第二条第六項に規定する外国保険業者をいう。以下同じ。）

のうち信用リスクの削減を目的とする保証又はクレジット・デリバティブを業として行っている者であり、かつ、次のイからハまでに掲げる条件の全てを満たすこと。

イ　バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準の適用を受けていること又は適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が４―３以上であること。

ロ　保証又はクレジット・デリバティブが付されてから算出基準日までのいずれかの時点において、４―２以上の信用リスク区分（第六十三条又は第六十四条に掲げる主体の格付については、第六十五条第一項の表を準用するものとする。ハにおいて同じ。）に対応するPDに相当するPDが割り当てられた内部格付が付与されていること。

ハ　算出基準日において、４―３以上の信用リスク区分に対応するPDに相当するPDが割り当てられた内部格付が付与されていること。

四　被保証債権又は原債権の債務者が次に掲げる者でないこと。

イ　第五十六条から第五十八条まで、第六十条第二項及び第六十条の二から第六十四条までに掲げる主体

ロ　前号に掲げる保険会社及び外国保険業者

ハ　保証人又はプロテクション提供者の子法人等又は関連法人等

ニ　保証人又はプロテクション提供者を子法人等又は関連法人等とする主体

ホ　デフォルトしている主体

五　内部格付手法採用行は、保証人又はプロテクション提供者に対して、訴訟による請求を行うことなしに、速やかに支払（被保証債権又は原債権の債務者が行うこととしていた支払予定に沿った支払の形態を取るものを含む。）を請求できること。

六　保証又はクレジット・デリバティブに基づく支払を受けるために、被保証債権又は原債権の債務者に対する貸出債権、社債その他の債権を譲渡することが予定されている場合には、内部格付手法採用行は、法的確実性を確保して当該譲渡を行うことができること。

七　前号の場合において、内部格付手法採用行が譲渡対象債権を市場から調達することを予定しているときは、当該市場に調達のための十分な流動性があること。

八　希薄化リスクについて保証又はクレジット・デリバティブの信用リスク削減効果を勘案する場合、当該保証人又はプロテクション提供者がプロテクションの提供対象である購入債権の売り手又は当該購入債権の売り手の子法人等若しくは関連法人等でなく、かつ、当該購入債権の売り手を子法人等又は関連法人等としていないこと。

九　保証人又はプロテクション提供者が、被保証債権又は原債権の債務者とデフォルトの相関関係が過大となる要因を有する者でないことが銀行の内部プロセスによって確認され、そのような関

係がない場合にのみダブル・デフォルト効果の勘案を行う扱いとなっていること。

3　ダブル・デフォルト効果を適用したエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、次条に定めるPD、第百五十六条に定めるLGD、第百五十七条に定めるEAD及び第百五十八条に定めるマチュリティ（M）（ただし、保証又はクレジット・デリバティブのMを用いるものとし、一年を下回ることはできない。）を用いて、次の第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要するダブル・デフォルト効果を勘案した所要自己資本率（K_{DD}）は第二号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する所要自己資本率（K_o）は第三号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する相関係数(R)及びマチュリティ調整（b）は、それぞれ第四号及び第五号により算出される額とする。

一　信用リスク・アセットの額＝$K_{DD} \times 12.5 \times EAD_g$

EAD_gは、保証人又はプロテクション提供者のEAD

二　$K_{DD} = K_o \times (0.15 + 160 \times PD_g)$

PD_gは、保証人又はプロテクション提供者のPD

三　所要自己資本率$(K_o) = \left[LGD_g \times N\left\{ (1-R)^{-0.5} \times G(PD_o) + \left(\frac{R}{1-R} \right)^{0.5} \times G(0.999) \right\} - EL \right]$

$$\times \{1 - 1.5 \times b\}^{-1} \times \{1 + (M - 2.5) \times b\}$$

LGDgは、被保証債権若しくは原債権の債務者のLGD又は保証人若しくはプロテクション提供者のLGDのうち、当該取引の性質に照らして適切と認められる数値

PDoは、被保証債権又は原債権の債務者のPD

ELは、PDoにLGDgを乗じた率

四　相関係数(R)は、第百五十三条に定めるところによる。

五　マチュリティ調整(b)は、第百五十三条第一項第四号に規定するところによる。この場合において、PDは、被保証債権若しくは原債権の債務者又は保証人若しくはプロテクション提供者のPDのうち、いずれか低い方を用いるものとする。

4　内部格付手法採用行は、第一項及び第二項の要件を満たすエクスポージャーごとに、ダブル・デフォルト効果を勘案するか否かを判断することができる。

（事業法人等向けエクスポージャーのPD）

第百五十五条　事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるPDは、当該事業法人等向けエクスポージャーに付与された債務者格付に係る一年間のPDの推計値とする。

2　前項の規定にかかわらず、事業法人向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるPDは、〇・〇三パーセントを下回らないものとする。

3　デフォルトに相当する格付を付与された事業法人等向けエクスポージャーのPDは、百パーセント

とする。

（事業法人等向けエクスポージャーのLGD）

第百五十六条　先進的内部格付手法採用行が事業法人等向けエクスポージャー（劣後債権を除く。）の信用リスク・アセットの額の算式に用いるLGDは、当該事業法人等向けエクスポージャーについてデフォルト時に生じる経済的損失額のEADに対する割合を百分率で表した推計値とする。

2　基礎的内部格付手法採用行が事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるLGDは、四十五パーセントとする。ただし、劣後債権の場合は、七十五パーセントとする。

3　前項の規定にかかわらず、事業法人等向けエクスポージャー（劣後債権を除く。）に適格金融資産担保が設定されている場合は、法的に有効な相対ネッティング契約下にあるレポ形式の取引に関する場合を除き、基礎的内部格付手法採用行は、次に掲げる算式により信用リスク削減手法の効果を勘案することができる。

LGD=45パーセント×（第六章第五節第三款に規定する包括的手法に基づいて信用リスク削減手法の効果を勘案した後の事業法人等向けエクスポージャーの額）／（当該事業法人等向けエクスポージャーの額）

4　第二項の規定にかかわらず、事業法人等向けエクスポージャー（劣後債権を除く。）を被担保債権として、適格債権担保、適格不動産担保又は適格その他資産担保（以下「適格資産担保」という。）が設定されており、次に掲げる運用要件を満たす場合であって、当該エクスポージャーの額に対する適格資産担保の額の割合が次の表に定める最低所要担保カバー率以上であるときは、基礎的内部格付手法採用行は、当該事業法人等向けエクスポージャーについて、当該適格資産担保の額を次の表に定める超過担保カバー率で除した額に相当する部分について、次の表に定めるLGDを適用することができる。ただし、同一の被担保債権に複数の適格金融資産担保又は適格資産担保が設定されている場合は、適格不動産担保及び適格その他資産担保の各最低所要担保カバー率は、適格金融資産担保及び適格債権担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額に対する適格不動産担保及び適格その他資産担保のそれぞれの額を基準として算出する。

	最低所要担保カバー率 （パーセント）	超過担保カバー率 （パーセント）	LGD （パーセント）
適格債権担保	零	百二十五	三十五
適格不動産担保	三十	百四十	三十五
適格その他資産担保	三十	百四十	四十

一　適格債権担保の目的たる債権（以下この号において「適格債権」という。）の「運用要件」は、次に掲げる要件をいう。

イ　担保が提供される法的仕組みは強固なものであって、かつ、当該適格債権又はその売却代金に関する債権者の権利が確保されていること。

ロ　担保権の実行のために必要な措置がすべて講じられていること。

ハ　担保の設定に関する契約が、その諸条項に従って当該担保に関連のある法域において強制執行を行うことを可能ならしめるものであって、適法かつ有効に契約当事者を拘束するものであること。

ニ　ハに掲げる結論が、十分な法的調査及び法的論拠に基づいて導かれており、かつ、強制執行可能性が継続的に維持されていることを適時に確認していること。

ホ　担保権の設定が、適切に書類に記載されており、当該適格債権又はその代り金を適時に回収するための明確で強固な手続が設けられていること。

ヘ　担保の目的たる債権の信用リスクを判断するための堅固な手続が設けられていること。

ト　当該適格債権の債務者（以下この号において「第三債務者」という。）の信用リスクの判断を被担保債権の債務者に依存して行われている場合は、第三債務者の健全性及び信用度を確かめるに当たり、被担保債権の債務者の信用供与に関する方針の検証が行われていること。

チ　被担保債権の額と当該適格債権の額との差額には、回収費用、当該適格債権のプールにおける一の第三債務者の集中度合い、銀行のエクスポージャー全体の中の集中リスクその他の勘案すべき要素がすべて織り込まれていること。

リ　被担保債権について、適切かつ継続的に監視を行っていること。

二　適格不動産担保の目的たる不動産（以下この号において「適格不動産」という。）の「運用要件」は、次に掲げるものをいう。

イ　担保権が、関連のある法域において適法かつ有効に成立し、当該担保の設定に関する契約の諸条項に従った強制執行が可能なものであって、適時かつ適切に登記されるものであること。

ロ　内部格付手法採用行が合理的な期間内に担保価値を実現し得るような担保の設定に関する契約及び当該契約を実行するための法的手続が設けられていること。

ハ　適格不動産の評価額が、評価日の公正な時価を上回るものではないこと。

ニ　年一回以上の頻度で適格不動産の担保価値が評価されており、かつ、適格不動産担保の担保価値が著しく低下したことを示す情報がある場合又はデフォルトその他の信用事由が発生した場合は、不動産鑑定士又は担保評価額の評価の精度が高いと認めるに足りる者により当該不動産が評価されること。

ホ　適格不動産の種別及び適格不動産を担保とする信用供与の方針（金利等の条件への勘案を含むが、これに限らない。）を明らかにした書類が整備されていること。

ヘ　適格不動産を損害や劣化から適切に保全するための措置が設けられていること。

ト　適格不動産について先順位の担保権の設定額及びその内容を継続的に監視されていること。

チ　適格不動産に起因する環境保全に関する債務が発生するリスクを適切に監視していること。

三　適格その他資産担保の目的たる資産（以下この号において「適格その他資産」という。）の「運用要件」は次に掲げる要件をいう。

イ　前号イからチまでに掲げる要件を満たすこと。この場合において、「適格不動産担保」とあるのは「適格その他資産担保」と、「不動産」とあるのは「資産」と、「適格不動産」とあるのは「適格その他資産」と、「登記」とあるのは「対抗要件が具備」と、「不動産鑑定士又は担保評価額の評価の精度が高いと認めるに足りる者により当該不動産」とあるのは「担保評価額の評価の精度が高いと認めるに足りる者により当該資産」と読み替えるものとする。

ロ　担保権の順位が第一順位であること。

ハ　適格その他資産担保の設定に関する契約において、担保の詳細について記載されていること。

ニ　信用リスク管理指針において、内部格付手法採用行が評価の対象とする担保の種類並びにエクスポージャーの額に応じた適切な担保の額を定める方針及びその運用方法が記載されており、内部監査又は外部監査に利用できるように整備されていること。

ホ　適格その他資産を担保とする信用供与の方針が設けられており、かつ、当該方針において、エクスポージャーの額に応じて確保すべき担保の額、当該内部格付手法採用行が当該担保を迅速に処分する能力、処分可能価格又は市場価格を客観的に設定する能力、専門家による評価又は鑑定その他の評価額を速やかに入手できる頻度及び担保の評価額が変動する幅が考慮されていること。

ヘ　定期的な評価手続において、流行に左右されやすい特性を有する資産については、物理的な耐用年数の低下又は劣化のみならず、流行の変化又は旧式化に伴う資産価値の低下を考慮した下方修正が行われるように、特に注意が払われていること。

ト　原材料、仕掛品、完成品、自動車ディーラーの在庫品その他の在庫品又は機械設備を担保とする場合は、定期的な評価手続において、担保の実地調査が行われていること。

5　前三項により一のエクスポージャーに複数の信用リスク削減手法の効果を勘案する場合は、内部格付手法採用行は、任意に分割した被担保債権の価額ごとに一の信用リスク削減手法のみを勘案することができる。

（事業法人等向けエクスポージャーのEAD）

第百五十七条　事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるオン・バランス資産項目のEADは、当該エクスポージャーを全額償却した場合に減少する自己資本の額並びに個別貸倒引当金、部分直接償却額及びデフォルトした購入債権をディスカウントで購入した場合の当該ディスカウントの額（返金を要しないものに限る。）の合計額を下回らない額とする。

2　前項の規定にかかわらず、内部格付手法採用行は、第八十三条、第九十一条から第百十二条まで、第百十七条、第百二十八条及び第百三十条から第百三十二条までの規定を準用し、次の各号に定める信用リスク削減手法の効果を EAD で勘案することができる。この場合において、「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。

一　法的に有効な相対ネッティング契約（レポ形式の取引に限る。）

二　貸出金と自行預金の相殺

3　先進的内部格付手法採用行が事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるオフ・バランス資産項目の EAD は、信用供与枠の未引出額に掛目の自行推計値を乗じた額をいう。ただし、基礎的内部格付手法採用行において百パーセントの掛目が適用される場合は、掛目として百パーセントを乗じた額をいう。

4　基礎的内部格付手法採用行が事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるオフ・バランス資産項目の EAD は、次に掲げる場合を除き、信用供与枠の未引出額又は債務者の報告するキャッシュ・フローに応じた信用供与可能額の上限の存在その他の利用制限を勘案した額のいずれか低い方に第七十八条に掲げる掛目を乗じて得た額をいう。ただし、信用供与枠を提供する約束がある場合は、内部格付手法採用行は、適用可能な掛目のうち低い方を適用するものとする。

一　コミットメント、NIFs（Note Issuance Facilities）及び RUFs（Revolving Underwriting Facilities）の掛目は七十五パーセントとする。ただし、任意の時期に無条件で取消し可能な場合又は債務者の信用力の悪化に伴い自動的に取り消し得る場合は、零パーセントとする。

二　任意の時期に無条件で取消し可能な事業法人等向けの当座貸越枠の未引出額又はその他の信用供与枠の未引出額の掛目は、零パーセントとする。

5　第七十九条から第七十九条の四の六までの規定は、事業法人等向けエクスポージャーの EAD について準用する。この場合において、「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。

6　内部格付手法採用行が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの EAD を算出する場合であって、当該 EAD の算出に当たって第七十九条の四に定める期待エクスポージャー方式を用いていないときには、前各項の規定により算出した EAD（当該エクスポージャーに係るものに限る。）に次の掛目を乗じた額を当該間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの EAD とすることができる。

掛目＝$\sqrt{}$（Tm/10）

Tm は、第七十九条の四第七項の規定を準用して算出したリスクのマージン期間。この場合におい

て、同項第一号中「ネッティング・セット　二十営業日」とあり、及び「ネッティング・セット　十営業日」とあるのは、「ネッティング・セット　五営業日」と読み替えるものとする。

（マチュリティ）

第百五十八条　事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるマチュリティは、次に掲げる算式により算出された実効マチュリティとする。ただし、一年に満たない場合は一年とし、五年を超える場合は五年とする。

$$\text{実効マチュリティ}(M) = \sum_t t \times CF_t \Big/ \sum_t CF_t$$

CF_t は、期間ｔにおいて債務者が債権者に契約上支払いうるキャッシュ・フロー

２　内部格付手法採用行は、契約上の支払債務の実効マチュリティを算出することができない場合は、前項の算式に代えて、契約上定められた当該エクスポージャーの残存期間その他の保守的な値を用いることができる。

３　第一項ただし書の規定にかかわらず、次の各号に該当する短期のエクスポージャーのうち契約当初の満期が一年未満のものについては、一年の下限を適用しない。この場合において、マチュリティは、一日以上の実効マチュリティを用いるものとする。

一　レポ形式の取引（同種の取引のために一般に用いられている約定形態を満たすものに限る。）、コール取引その他の短期金融市場取引によるエクスポージャー

二　次に掲げるすべての要件を満たすその他資本市場取引によるエクスポージャー

イ　担保による十分な保全が継続されること。

ロ　毎営業日に時価評価を行うとともに担保額調整に服していること。

ハ　相手方の期限の利益喪失時又は担保額調整に係る義務が履行されない場合に担保の速やかな処分又は相殺が可能であること。

三　短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務

四　有価証券等又は資金を決済するための取引（派生商品取引を除く。）によるエクスポージャー

４　派生商品取引又は前項に規定する取引であって、法的に有効な相対ネッティング契約の適用を受けるものについては、第一項に定める実効マチュリティの算出に当たって、当該取引に係る想定元本額その他の名目額で加重平均したマチュリティを用いるものとする。

５　前項の規定にかかわらず、第三項に該当する取引のうち法的に有効な相対ネッティング契約の適用を受けるもののマチュリティは、第百条第二項第一号に規定する最低保有期間（当該相対ネッティング契約の適用対象に複数の最低保有期間に該当する取引を含む場合には、そのうち最も長い最低保有期間）を下限とする。ただし、同号に定めのない場合には五日を下限とする。

6　内部格付手法採用行が事業法人等向けエクスポージャーのＥＡＤについて第七十九条の四から第七十九条の四の六までの規定を準用する場合には、事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるマチュリティは、第一号に掲げる算式により算出された実効マチュリティとし、同号に掲げる実効EE_{t_k}は第二号に掲げる算式により算出された額とする。ただし、実効マチュリティが一年に満たない場合には一年とし、五年を超える場合には五年とする。

一　実効マチュリティ(M)＝$\dfrac{\sum_{k=1}^{m} 実効EE_{t_k} \times \Delta t_k \times df_k + \sum_{k=m+1}^{n} EE_{t_k} \times \Delta t_k \times df_k}{\sum_{k=1}^{m} 実効EE_{t_k} \times \Delta t_k \times df_k}$

Δt_kは、$t_k - t_{k-1}$

df_kは、将来の期間t_kにわたるリスクフリー・レートによる割引率

EE_{t_k}は、将来の時点t_kにおける期待エクスポージャー（ただし、EE_{t_0}はカレント・エクスポージャーとする。）

mは、エクスポージャーの額を計測する将来の時点t_kのうち、一年を超えない最後の時点をt_mとしたときのm

nは、エクスポージャーの額を計測する将来の時点t_kのうち、満期の時点を超えない最後の時点をt_nとしたときのn

二　実効EE_{t_k}＝max(実効$EE_{t_{k-1}}$, EE_{t_k})

実効EE_{t_0}は、カレント・エクスポージャー

7　前項の規定にかかわらず、ネッティング・セットを構成するすべての取引における最も長い満期が一年未満であり、かつ、すべての取引が第三項各号に掲げるものに係る取引である場合には、当該ネッティング・セットを一のエクスポージャーとみなして、第一項から第五項までの規定を適用する。

8　前各項の規定にかかわらず、第八章の二第三節に定める先進的リスク測定方式によりＣＶＡリスク相当額を算出する場合において、第二百七十二条の承認を受けて用いる内部モデルにより格付遷移リスクを計測しているときは、派生商品取引のマチュリティについて一年を上限とすることができる。

第三款　リテール向けエクスポージャー

（居住用不動産向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額）

第百五十九条　居住用不動産向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、第百六十三条から第百六十五条までに定めるPD、LGD及びEADを用いて、第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式に要する所要自己資本率（K）は、第二号に掲げる算式により算出する。

一　信用リスク・アセットの額＝$K \times 12.5 \times EAD$

二　所要自己資本率$(K)=\left[LGD\times N\left\{(1-R)^{-0.5}\times G(PD)+\left(\frac{R}{1-R}\right)^{0.5}\times G(0.999)\right\}-EL\right]$

（相関係数$(R)=0.15$）

（適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー）

第百六十条　適格リボルビング型リテール向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、第百六十三条から第百六十五条までに定めるPD、LGD及びEADを用いて、第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式に要する所要自己資本率（K）は、第二号に掲げる算式により算出する。

一　信用リスク・アセットの額$=K\times 12.5\times EAD$

二　所要自己資本率$(K)=\left[LGD\times N\left\{(1-R)^{-0.5}\times G(PD)+\left(\frac{R}{1-R}\right)^{0.5}\times G(0.999)\right\}-EL\right]$

（相関係数$(R)=0.04$）

（その他リテール向けエクスポージャー）

第百六十一条　その他リテール向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、第百六十三条から第百六十五条までに定めるPD、LGD及びEADを用いて、第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式に要する所要自己資本率（K）は、第二号に掲げる算式により、同号に掲げる算式に要する相関係数（R）は、第三号に掲げる算式により算出する。

一　信用リスク・アセットの額$=K\times 12.5\times EAD$

二　所要自己資本率$(K)=\left[LGD\times N\left\{(1-R)^{-0.5}\times G(PD)+\left(\frac{R}{1-R}\right)^{0.5}\times G(0.999)\right\}-EL\right]$

三　相関係数$(R)=0.03\times\frac{1-EXP(-35\times PD)}{1-EXP(-35)}+0.16\times\left\{1-\frac{1-EXP(-35\times PD)}{1-EXP(-35)}\right\}$

（リテール向けエクスポージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付された場合の取扱い）

第百六十二条　内部格付手法採用行は、リテール向けエクスポージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付されている場合で、債務者の信用リスクが保証人又はプロテクション提供者に完全に代替されるときは、前三条の規定にかかわらず、被保証債権の被保証部分又は原債権のプロテクションが提供されている部分に保証又はクレジット・デリバティブを勘案したPD又はLGDのいずれかを適用することができる。

（リテール向けエクスポージャーのPD）

第百六十三条　リテール向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるPDは、当該リテール向けエクスポージャー又は当該リテール向けエクスポージャーの属するプールに対応する一年間のデフォルト確率を百分率で表した推計値とする。ただし、〇・〇三パーセントを下回らないものとする。

（リテール向けエクスポージャーのLGD）

第百六十四条　リテール向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるLGDは、当該リテール向けエクスポージャー又は当該リテール向けエクスポージャーの属するプールについて、デフォルト時に生じる経済的損失額のEADに対する割合を百分率で表した推計値とする。

（リテール向けエクスポージャーのEAD）

第百六十五条　リテール向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるオン・バランス資産項目のEADは、当該リテール向けエクスポージャーを全額償却した場合に減少する自己資本の額並びに個別貸倒引当金、部分直接償却額及びデフォルトした購入債権をディスカウントで購入した場合の当該ディスカウントの額（返金を要しないものに限る。）の合計額を下回らない額とする。ただし、内部格付手法採用行は、EADについて貸出金と自行預金の相殺による効果を勘案するときは、第百十七条及び第百三十条から第百三十二条までの規定を準用することができる。この場合において、「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。

２　リテール向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるオフ・バランス資産項目のEADは、信用供与枠の未引出額に掛目の自行推計値を乗じた額又は自行推計した追加的な引出が行われうる額とする。

３　適格リボルビング型リテール・エクスポージャーのオフ・バランス資産項目のうち、実行済の信用供与のみが証券化取引の原資産として譲渡された場合、内部格付手法採用行は、譲渡人の持分に係る未実行部分について追加引出額の可能性を考慮してEADを推計し、当該EADを用いて信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。

４　前項において推計されるオフ・バランス資産項目に係るEADは、証券化取引の原資産として譲渡された実行済の信用供与に対応する未実行部分全体のEADに、当該証券化取引において内部格付手法採用行が保有する部分の占める割合を乗じた値とする。

５　第七十九条から第七十九条の四の六までの規定は、リテール向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。

６　第百五十七条第六項の規定は、リテール向けエクスポージャーであって、内部格付手法採用行が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADを算出する場合について準用する。

第四款　株式等エクスポージャー

（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額）

第百六十六条　株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、次に掲げるいずれかの方式により算出する。ただし、標準的手法において債権のリスク・ウェイトが零パーセントとされる事業体に対する株式等エクスポージャーには、第七十六条の規定に従い信用リスク・アセットの額を算出することができる。

一　マーケット・ベース方式

二　PD/LGD 方式

2　内部格付手法採用行は株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するに当たっては、各株式等エクスポージャーのポートフォリオごとに一貫して同じ方式及び手法を用いなければならない。

3　第一項第一号に掲げる「マーケット・ベース方式」とは、ポートフォリオごとに次に掲げるいずれかの手法により算出する方式をいう。

一　簡易手法

二　内部モデル手法

4　前項第一号に掲げる「簡易手法」とは、株式等エクスポージャーの額に、上場株式については三百パーセント、非上場株式については四百パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額をもって株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額とする方式をいう。

5　前項及び第九項の方式において、現物資産のショート・ポジション及び派生商品取引のショート・ポジション（マーケット・リスク相当額の算出の対象となっているものを除く。次項において同じ。）は、当該ポジションが内部格付手法採用行の保有する特定の保有株式のヘッジとして明示的に仕組まれており、かつ、それらの残存マチュリティが一年以上である場合は、同一の個別銘柄のロング・ポジションと相殺することができる。ただし、マチュリティ・ミスマッチがある場合は第百三十条から第百三十二条までを準用する。

6　前項に掲げる場合を除き、第一項第二号及び第三項第一号の算出においては、現物資産のショート・ポジション及び派生商品取引のショート・ポジションは、ロング・ポジションとみなす。

7　第三項第二号に掲げる「内部モデル手法」とは、長期の標本期間にわたって算出された、四半期の収益率と適切なリスクフリー・レートとの差につき、片側九十九パーセントの信頼区間を前提として内部格付手法採用行の内部のバリュー・アット・リスク・モデルを用いて算出した、内部格付手法採用行が保有する株式に係る損失額（以下内部モデル手法の対象となる株式等エクスポージャーについては、当該損失額を所要自己資本率（K）とする。）を八パーセントで除して得た額をもって株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額とする手法をいう。ただし、個々の株式等

エクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、上場株式については株式等エクスポージャーの額に二百パーセントを乗じた額を、非上場株式については株式等エクスポージャーの額に三百パーセントを乗じた額を下回らないものとする。

８　内部格付手法採用行は、内部モデル手法により計算する場合、エクイティ・デリバティブその他の信用リスク削減手法（担保の形態を取るものを除く。）による信用リスク削減の効果を認識することができる。

９　第一項第二号に掲げる「PD/LGD 方式」とは、株式等エクスポージャーを事業法人等向けエクスポージャーとみなして信用リスク・アセットの額を算出する方式をいう。ただし、LGD は九十パーセント、マチュリティは五年とする。

１０　前項に規定する PD/LGD 方式において、内部格付手法採用行は、株式等エクスポージャーの対象となる事業法人に対して株式等エクスポージャー以外のエクスポージャーを保有しておらず、かつ、当該事業法人のデフォルトに関する十分な情報をもたない場合で、第四節第一款から第八款までに定める最低要件を満たしているときは、自行推計した PD を用いて当該株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出することができる。ただし、当該信用リスク・アセットの額は、自行推計した PD を用いて算出された額を一・五倍したものとする。

１１　第九項において、内部格付手法採用行は、株式等エクスポージャーの対象となる事業法人に対する事業法人等向けエクスポージャーを保有していないために、当該事業法人のデフォルトに関する十分な情報をもたない場合で、第四節第一款から第八款までに定める最低要件を満たしていないときは、第四項に定める簡易手法により信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。

１２　前三項の規定にかかわらず、個々の株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額及び当該株式等エクスポージャーの期待損失額を八パーセントで除して得た額の合計額は、当該株式等エクスポージャーの額に、上場株式については二百パーセント、非上場株式については三百パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額を下回らないものとし、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額を上回らないものとする。

１３　前項の規定にかかわらず、次に掲げる株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額及び当該株式等エクスポージャーの期待損失額を八パーセントで除して得た額の合計額は、当該株式等エクスポージャーの EAD に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を下回らないものとする。

一　上場株式であって、当該株式投資が長期的な顧客取引の一部をなしており、短期的な売買により譲渡益を取得することが期待されておらず、長期的にトレンド以上の譲渡益を取得することが予定されていないもの

二　非上場株式であって、当該株式投資に対する回収が譲渡益ではなく定期的なキャッシュ・フロ

一に基づいており、トレンド以上の将来の譲渡益又は利益を実現させることを予定していないもの

第五款　信用リスク・アセットのみなし計算

（信用リスク・アセットのみなし計算）

第百六十七条　内部格付手法採用行は、保有するエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を直接に計算することができない場合で、当該エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産が明らかなときは、当該裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセットの総額をもって当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額とすることができる。

2　前項に規定する場合において、当該エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産に株式等エクスポージャーが含まれており、かつ、当該エクスポージャーの裏付けとなる資産の総額の過半数を株式等エクスポージャーが占めるときは、当該エクスポージャーの額に、当該エクスポージャーの裏付けとなる資産の総額の過半数を占める株式等エクスポージャーに対応するリスク・ウェイトを乗じた額を当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額とすることができる。

3　内部格付手法採用行は、保有するエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を直接に計算することができず、かつ、前二項の規定によることができない場合であって、当該エクスポージャーの裏付けとなる資産の運用に関する基準が明らかなときは、当該資産運用基準に基づき最も信用リスク・アセットが大きくなる資産構成を想定し、当該資産構成を取った場合の信用リスク・アセットの額を当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額とすることができる。ただし、次の各号に掲げる方法による場合は、それぞれの要件を満たさなければならない。

一　裏付けとなる個々のエクスポージャーについて計算されたリスク・ウェイトを最大投資可能額に対応するリスク・ウェイトとして適用する場合　当該資産について内部格付が付与されていること。

二　外部信用評価機関又はそれに類する機関（以下「外部信用評価機関等」という。）が付与する格付（以下この章において「外部格付」という。）が運用基準として用いられている場合　外部格付と内部格付が紐付けされていること。

4　内部格付手法採用行は、保有するエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を直接に計算することができず、かつ、第一項及び第二項の規定によることができない場合であって、当該エクスポージャーの裏付けとなる資産の運用に関する基準が明らかでないときは、当該エクスポージャーが次の各号に掲げる要件を満たしている限りにおいて、前条第七項に定める「内部モデル手法」を準用して信用リスク・アセットの額を算出することができる。この場合において、「株式」及び「株式等エクスポージャー」とあるのは「エクスポージャー」と読み替えるものとする。

一　保有するエクスポージャーの額が日次又は週次で時価評価されており、当該評価額で解約又は

第三者に売却できること。

二　保有するエクスポージャーが金融商品取引法第百九十三条の二第一項に規定する公認会計士又は監査法人による監査証明又はそれに準じる外部監査を、年一回以上の頻度で受けていること。

三　保有するエクスポージャーの裏付けとなる資産の運用に関する業務を行う者が、主務官庁の監督を受けていること。

5　内部格付手法採用行は、保有するエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を直接に計算することができず、第一項及び第二項の規定によることができず、かつ、当該エクスポージャーの裏付けとなる資産の運用に関する基準が明らかでない場合であって、裏付けとなる個々の資産のリスク・ウェイトの加重平均が四百パーセントを下回る蓋然性が高いときは、当該エクスポージャーの額に四百パーセントを乗じた額を、それ以外のときは当該エクスポージャーの額に千二百五十パーセントを乗じた額を当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額とすることができる。

6　前条第二項の規定は、第一項又は第二項において準用する。この場合において、「株式等エクスポージャー」とあるのは、「エクスポージャー」と読み替えるものとする。

第六款　購入債権

（購入債権に関連する定義）

第百六十八条　この款において、EL とは、購入債権のプールに含まれるエクスポージャーの総額に対するデフォルト・リスク部分に相当する期待損失率をいう。

2　この款において、デフォルト・リスクとは、購入債権がデフォルトするリスクをいう。

（購入債権の信用リスク・アセットの額）

第百六十九条　購入債権の信用リスク・アセットの額は、第百五十三条から第百六十五条までの規定にかかわらず、デフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額と希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセットの額の合計額とする。ただし、希薄化リスク相当部分が重要でない場合は、デフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額とすることができる。

（適格購入事業法人等向けエクスポージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額）

第百七十条　第百五十三条、第百五十五条及び第百五十六条の規定は、購入事業法人等向けエクスポージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額の算出について準用する。この場合において、第百五十三条、第百五十五条及び第百五十六条中「信用リスク・アセットの額」とあるのは「デフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額」と読み替えるものとする。

2　基礎的内部格付手法採用行は、適格購入事業法人等向けエクスポージャーの PD 推計が困難である場合で、かつ、当該エクスポージャーの属する適格購入事業法人等向けエクスポージャーのプールに劣後債権が含まれない場合は、当該適格購入事業法人等向けエクスポージャーのデフォルト・リ

スク相当部分の信用リスク・アセットの額を算出するに当たって、第百五十五条に定めるPDに代えて、適格購入事業法人等向けエクスポージャープールに対応する一年間のデフォルト率を百分率で表した推計値（ただし、〇・〇三パーセントを下回らないものとする。）又はELを四十五パーセントで除した値をPDとし、LGDを四十五パーセントとすることができる。

3　基礎的内部格付手法採用行は、適格購入事業法人等向けエクスポージャーのPD推計が困難である場合で、かつ、当該エクスポージャーの属するエクスポージャーのプールに劣後債権が含まれうる場合は、第百五十五条の規定にかかわらず、当該適格購入事業法人等向けエクスポージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額を算出するに当たって、PDの自行推計値に代えてELをPDとし、LGDを百パーセントとすることができる。

4　先進的内部格付手法採用行は、第百五十六条の規定にかかわらず、適格購入事業法人等向けエクスポージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額を算出するに当たって、LGDの自行推計値に代えて適格事業法人等向けエクスポージャープールに対応する長期的な損失率（以下「長期的な損失率」という。）をPDで除した値を用いることができる。ただし、長期的な損失率をPDで除して得た値は、第二百十六条第一項に定める長期平均デフォルト時損失率を下回ってはならない。

5　先進的内部格付手法採用行は、第百五十五条の規定にかかわらず、適格購入事業法人等向けエクスポージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額を算出するに当たって、PDの自行推計値に代えて長期的な損失率をLGDで除した値をPDとすることができる。

6　購入事業法人等向けエクスポージャーのデフォルト・リスクに係るEADは、第百五十七条に定める額（以下この節において「購入事業法人等向けエクスポージャーに係る $EAD_{dilution}$」という。）から希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセットの額に八パーセントを乗じて得た額及び購入事業法人等向けエクスポージャーに係る $EAD_{dilution}$ に $EL_{dilution}$ を乗じた額の合計額（以下この条において「希薄化リスクに係る所要自己資本の額」という。）を除いた額とする。

7　リボルビング型購入債権に係る信用供与枠の未引出額に係るEADは、信用供与枠の未引出額に七十五パーセントを乗じた額から希薄化リスクに係る所要自己資本の額を除いた額とする。ただし、零を下回る場合は零とする。

8　内部格付手法採用行が、トップ・ダウン・アプローチを用いて適格購入事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合は、当該適格購入事業法人等向けエクスポージャーの実効マチュリティ（M*）は、当該適格購入事業法人等向けエクスポージャーの属する適格購入事業法人等向けエクスポージャープール内の個々の適格購入事業法人等向けエクスポージャーごとに第百五十八条に基づき算出された実効マチュリティ（M）を算出し、適格購入事業法人等向けエクスポージャーの残高で加重平均した期間とする。

9　前項及び第百五十八条の規定にかかわらず、リボルビング型購入債権に係る信用供与枠の未引出額に係る実効マチュリティは、コミットメントの残存期間にリボルビング型購入債権の売買契約において今後引き出され得る債権のうち譲り受け得る債権について考えられる最も長いマチュリティを有する債権のマチュリティと購入債権に係る信用供与枠のマチュリティを合計した期間とする。ただし、誓約条項、早期償還条項の設定、その他当該信用供与枠の設定期間にわたってリボルビング型購入債権の売買契約に基づき内部格付手法採用行が将来譲り受ける購入債権の質が重大に低下することを防止する措置が設けられている場合は、前項に規定する当該適格購入事業法人等向けエクスポージャーのマチュリティを当該信用供与枠の未引出額に係るマチュリティとすることができる。

（購入リテール向けエクスポージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額）

第百七十一条　第百五十九条から第百六十一条まで及び第百六十三条から第百六十五条までの規定は、購入リテール向けエクスポージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額の算出について準用する。この場合において、第百五十九条から第百六十一条まで及び第百六十三条から第百六十五条までの規定中「信用リスク・アセットの額」とあるのは「デフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額」と読み替えるものとする。

2　購入リテール向けエクスポージャーのデフォルト・リスクに係るEADは、第百六十五条に定める額（以下この節において「購入リテール向けエクスポージャーに係る $EAD_{dilution}$」という。）から希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセットの額に八パーセントを乗じて得た額及び購入リテール向けエクスポージャーに係る $EAD_{dilution}$ に $EL_{dilution}$ を乗じて得た額の合計額を控除した額とする。

3　第一項において、購入リテール向けエクスポージャーのプールに複数の資産区分に該当する資産が含まれる場合、当該プールはデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額が最大となる資産区分（当該プールに含まれるものに限る。）のみで構成されているものとみなす。

（購入債権の希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセットの額）

第百七十二条　第百五十三条第一項の規定は、購入債権に係る希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセットの額の算出について準用する。この場合において、同項中「信用リスク・アセットの額」とあるのは「希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセットの額」と読み替えるものとする。

2　前項の算出に用いるPDは、$EL_{dilution}$ とする。

3　第一項の算出に用いるLGDは、百パーセントとする。

4　第一項の算出に用いるEADは、購入事業法人等向けエクスポージャーに係る $EAD_{dilution}$ 又は購入リテール向けエクスポージャーに係る $EAD_{dilution}$ とする。

5　第一項の算出に用いるマチュリティは、一年とする。

（購入債権における保証の取扱い）

第百七十三条　保証人が購入債権に係る希薄化リスク及びデフォルト・リスクの双方を全部又は一部保証している場合は、保証人に対する信用リスク・アセットを被保証部分に係る信用リスク・アセットとすることができる。

２　保証人が購入債権に係る希薄化リスク又はデフォルト・リスクのいずれか一方を全部又は一部保証している場合は、保証人に対するリスク・ウェイトを被保証部分に係るリスク・ウェイトとする。

３　第八十三条、第百十八条及び第百十九条の規定は、前二項の場合に準用する。この場合において、「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。

４　購入債権の価額がディスカウントされている場合であって、次の各号に掲げる事由に該当するときは、当該各号に定める方法により信用リスク・アセットの額を算出することができる。

一　デフォルト・リスク又は希薄化リスクから生じる損失額について最劣後の信用補完を提供するために購入債権の価額がディスカウントされている場合で、ディスカウントされた額から当該損失額を差し引いた額（正の値をとる場合に限る。）を当該購入債権の譲渡人に対し返還することが約定されているとき　購入債権のディスカウント部分を証券化取引における最劣後部分として取り扱う方法

二　購入時点においてデフォルトしていた購入債権の価額がディスカウントされている場合で、ディスカウントされた額から当該債権から生じた損失額を差し引いた額（正の値をとる場合に限る。）を当該債権の譲渡人に対し返還することが約定されていないとき　当該債権の第百五十条に定める期待損失額を超えない部分に限り、ディスカウント部分を適格引当金と認識する方法

５　購入債権のデフォルト・リスク又は希薄化リスクから生じる損失額について最劣後の信用補完を提供するために購入債権を被担保債権とする担保、部分的な保証その他の信用リスク削減手法が付されている場合は、内部格付手法採用行は、当該信用リスク削減手法が適用される資産の信用リスク・アセットの額を計算するに当たって、証券化取引が行われたものとみなし、最劣後部分に対して信用リスク削減手法が提供されたものとして取り扱うことができる。ただし、信用リスク削減手法がデフォルト・リスク及び希薄化リスクから生じる損失額について最劣後の信用補完を提供する場合で、指定関数方式を用いて信用リスク・アセットの額を算出するときは、第二百六十二条第一項の規定にかかわらず、裏付資産の加重平均LGD（$\underline{LGD}$）は次の算式により算出する値をいうものとする。

$$\underline{LGD} = \left(\frac{\text{デフォルト・リスクに係る所要自己資本の額}}{\text{購入債権に係る所要自己資本の額}} \right) \times \left(\text{デフォルト・リスクに係る第二百六十二条第一項に定める} \underline{\text{LGD}} \right) +$$

$$\left(\frac{\text{希薄化リスクに係る所要自己資本の額}}{\text{購入債権に係る所要自己資本の額}}\right)\times(\text{百パーセント})$$

6　第百五十四条の二の規定は、第一項及び第二項に規定する場合について準用する。この場合において、保証が希薄化リスクに関するものであるときは、同条第三項中「PD_o」とあるのは「$EL_{dilution}$」と、「LGD_g」とあるのは「百パーセント」と、「第百五十八条に定めるマチュリティ（M）（ただし、保証又はクレジット・デリバティブのMを用いるものとし、一年を下回ることはできない。）」とあるのは「第百七十二条第五項に定めるマチュリティ」と読み替えるものとする。

第七款　リース取引

（リース取引に関連する定義）

第百七十四条　この章において、リース取引とは、特定の物件（以下この款において「リース物件」という。）の所有者たる貸主（以下この款において「レッサー」という。）が当該リース物件の借主（以下この款において「レッシー」という。）に対し合意された期間（以下この款において「リース期間」という。）にわたりこれを使用収益する権利を与え、レッシーが合意された使用料（以下この款において「リース料」という。）をレッサーに支払う取引をいう。

2　この章において、残価リスクとは、リース期間の終了日におけるリース物件の公正な市場価額が見積残存価額を下回ることにより、レッサーがその差額を損失として被るリスクをいう。

3　この章において、見積残存価額とは、リース期間終了時におけるリース物件の額としてレッサーがリース期間の開始日に見積もった額をいう。

（リース料に係る信用リスク・アセットの額）

第百七十五条　リース料に係る信用リスク・アセットの額は、第二款及び第三款の規定にかかわらず、リース料からレッサーがリース期間の開始日に利息相当額として合理的に見積った額を控除した額をEAD、リース期間をマチュリティ（M）とし、レッシーに対応するPD、LGD及び売上高（第一条第五十一号ただし書に掲げる場合は総資産。）（S）を用いて算出する。ただし、マチュリティ（M）については、リース期間に代えて、リース料から利息相当額を控除した額について、第百五十八条第一項に基づいて計算を行うことを妨げない。

（残価リスクが無い場合の取扱い）

第百七十六条　内部格付手法採用行は、リース取引において残価リスクが無い場合は、次に掲げる要件を満たすときに限り、レッシー向けのエクスポージャーにリース物件が担保に付されているものとして扱うことができる。

一　リース物件の所在、用途、経過年数及び陳腐化への対応策についてレッサーが堅固なリスク管理を行っていること。

二　レッサーをリース物件の所有者とし、レッサーが所有者としての権利を適時に行使できるよう

にするような強固な法的枠組みがあること。

三　リース物件の減価償却による価値の減少率とリース料の元本相当部分のリース料支払による減少率の差違は、当該リース物件による信用リスク削減手法の効果を過大に勘案するほど大きなものでないこと。

四　適格その他資産担保の運用要件を満たしていること。

（見積残存価額部分に係る信用リスク・アセットの額）

第百七十七条　リース取引においては、見積残存価額に係る信用リスク・アセットの額は、当該見積残存価額に百パーセントを乗じた額とする。

２　第百五十四条第一項の規定は、見積残存価額に係る信用リスク・アセットについて準用する。この場合において、「事業法人等向けエクスポージャー」とあり、「被保証債権」とあり、及び「原債権」とあるのは「見積残存価額」と読み替えるものとする。

第七款の二　未決済取引

（未決済取引）

第百七十七条の二　内部格付手法採用行は、同時決済取引について経過営業日数が五日以上となった場合は、当該取引の再構築コストをEADとして次の第一号に掲げる算式により算出した額を当該取引の信用リスク・アセットの額として計上するものとする。この場合において、同号に掲げる算式の算出に要する所要自己資本率（K）は第二号による率とする。

一　信用リスク・アセットの額＝$K \times 12.5 \times EAD$

二　所要自己資本率（K）は次の表の上欄に掲げる経過営業日数に応じ同表の下欄に定めるものとする。

経過営業日数	所要自己資本率（K） （パーセント）
五日以上十五日以内	八
十六日以上三十日以内	五十
三十一日以上四十五日以内	七十五
四十六日以上	百

２　内部格付手法採用行は、非同時決済取引に係るエクスポージャーの取扱いについて、当該非同時決済取引の相手方に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った場合であって、反対取引の決済が行われていないときは、次に定めるところに従うものとする。

一　有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った日から、反対取引の約定決済日の四営業日後までの期間は、当該非同時決済取引の約定額をEADとし、取引の相手方の種類に応じ、第百五十三条又は第百六十一条の規定により算出された額を信用リスク・アセットの額とする。

二　反対取引の約定決済日の五営業日以後は、当該非同時決済取引の約定額（当該非同時決済取引の再構築コストが零を上回る場合には当該約定額及び再構築コストの合計額）に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

3　内部格付手法採用行は、前項第一号の場合において、同号の規定にかかわらず、非同時決済取引に係るエクスポージャーについて次の各号に定める取扱いを行うことができる。

一　当該非同時決済取引の相手方に内部格付が付与されていない場合において、適格格付機関が付与する格付に対応するPDを用いること。

二　当該非同時決済取引の約定額に第五十六条から第六十八条までに規定するリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすること。

三　非同時決済取引に係るエクスポージャーの合計額が重要でないと認められる場合において、当該非同時決済取引の全てについて、約定額に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすること。

4　先進的内部格付手法採用行は、前項第一号の場合において、第百五十六条第一項又は第百六十四条の規定にかかわらず、当該非同時決済取引に係るエクスポージャーのLGDを四十五パーセントとすることができる。

5　第一項の経過営業日数又は第二項の約定決済日以後の営業日数のうち、外部の決済システム全体の全体的な障害に起因するものがある場合、内部格付手法採用行は、その日数を第一項の経過営業日数又は第二項の約定決済日以後の営業日数から除くことができる。

第八款　その他資産等

（その他資産等の取扱い）

第百七十八条　第五十五条の規定は、内部格付手法の信用リスク・アセットの額の算出について準用する。

2　第百五十三条から前条まで及び前項のいずれにも該当しない資産の信用リスク・アセットの額は、各エクスポージャーの額（EADをいう。）に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

（重要な出資のエクスポージャー）

第百七十八条の二　内部格付手法採用行が国際統一基準行である場合にあっては、第百五十三条から前条までの規定にかかわらず、対象出資のうち重要な出資に係る十五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（EADをいう。）に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

2　前項の場合において、対象出資のうち同項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額に対応する部分以外の部分の額の合計額が重要な出資に係る六十パーセント基準額を上回るときは、その上回る部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当

該エクスポージャーの額（EADをいう。）に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

第百七十八条の二の二　内部格付手法採用行が国内基準行である場合にあっては、第百五十三条から前条までの規定にかかわらず、対象出資のうち重要な出資に係る十五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（EADをいう。）に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

２　前項の場合において、対象出資のうち同項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額に対応する部分以外の部分の額の合計額が重要な出資に係る六十パーセント基準額を上回るときは、その上回る部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（EADをいう。）に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

（他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）

第百七十八条の二の三　内部格付手法採用行が国内基準行である場合にあっては、第百五十三条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等の対象資本調達手段のうち、対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（EADをいう。）に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

（特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）

第百七十八条の三　内部格付手法採用行が国際統一基準行である場合にあっては、第百五十三条から前条までの規定にかかわらず、特定項目のうち第二条第一号又は第十四条第一号の算式における普通株式等Ｔｉｅｒ１資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（EADをいう。）に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

第百七十八条の四　内部格付手法採用行が国内基準行である場合にあっては、第百五十三条から前条までの規定にかかわらず、特定項目のうち第二十五条又は第三十七条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（EADをいう。）に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

（国内基準行である場合に損益又は時価評価差額がその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の項目として計上される資産の信用リスク・アセットの額の算出）

第百七十八条の五　内部格付手法採用行が国内基準行である場合にあっては、損益又は評価差額がその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の項目として計上される資産の信用リスク・アセット

の額の算出に当たっては、時価による評価替え又は再評価を行わない場合の額を用いなければならない。

第四節　最低要件

第一款　内部格付制度の設計

第一目　内部格付制度

（内部格付制度）

第百七十九条　内部格付手法採用行は、信用リスクの評価、エクスポージャーに対する内部格付の付与並びにPD、LGD及びEADの推計（事業法人等向けエクスポージャーのLGD及びEADの推計については先進的内部格付手法採用行に限る。）を行う方法、手続、統制、データの収集及び情報システム（以下「内部格付制度」と総称する。）を設けなければならない。

２　内部格付手法採用行は、各資産区分の中の特定の業種又は市場ごとに異なる内部格付制度を設けることができる。

３　内部格付手法採用行は、前項に基づき複数の内部格付制度を設ける場合、各債務者を当該債務者のリスクを判定するのに最もふさわしい内部格付制度に割り当てるための基準を作成し、当該基準を記載した書類を整備しなければならない。

４　内部格付手法採用行は、第二項に基づき複数の内部格付制度を設ける場合、自己資本比率を向上させるために、債務者を内部格付制度に対して恣意的に割り当ててはならない。

（事業法人等向けエクスポージャーの内部格付制度）

第百八十条　内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスポージャーについて債務者格付と案件格付からなる内部格付制度を設けなければならない。ただし、内部格付手法採用行は、特定貸付債権についてスロッティング・クライテリアを適用している場合は、当該特定貸付債権については期待損失率に応じた内部格付制度を用いることができる。

２　債務者格付は，次に掲げる性質のすべてを有するものでなければならない。

一　債務者のPDに対応するものであること。

二　同一の債務者に対する複数の事業法人等向けエクスポージャーを有する場合は、これらに対して同一の債務者格付が付与されること。ただし、次のイ又はロに掲げる場合は、この限りでない。

イ　トランスファー・リスクを考慮し、債務者の所在地国の通貨建て又はそれ以外の通貨建てであるかに応じて異なる債務者格付を付与する場合

ロ　当該エクスポージャーに関連する保証が、債務者格付において勘案されている場合

３　内部格付手法採用行は、信用リスク管理指針に次に掲げる性質をすべて満たすような事業法人等向けエクスポージャーの債務者格付に関する規定を記載しなければならない。

一　個々の債務者格付の意味するリスクの水準に鑑み、各債務者格付の関係が明確に規定されてい

ること。

二　債務者格付は、当該債務者格付が下がるごとにリスクの水準が高くなるよう規定されているものであること。

三　各債務者格付のリスクの水準は、当該債務者格付に対応する債務者の典型的なデフォルト確率及び当該信用リスクの水準を判断するために設けられている基準により規定されていること。

4　内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスポージャーについてLGDに対応した案件格付を設けなければならない。ただし、基礎的内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスポージャーの案件格付を設けるに当たっては、債務者及び取引に特有の要素を勘案することができる。

（リテール向けエクスポージャーの内部格付制度）

第百八十一条　内部格付手法採用行は、リテール向けエクスポージャーについて債務者及びエクスポージャーに係る取引のリスクに基づく、これらの特性を考慮した内部格付制度を設けなければならない。

2　内部格付手法採用行は、次に掲げる要件を満たすように、リテール向けエクスポージャーを各プールに割り当てなければならない。

一　当該割当てによって、リスクが適切に区分されること。

二　各プールが十分に類似性を持ったエクスポージャーによって構成されること。

三　当該割当てによって、プールごとに、損失の特性を正確かつ継続的に推計することが可能になること。

3　内部格付手法採用行は、前項に掲げる各プールへの割当てに当たっては、次の各号に掲げる要素その他のリスク特性を考慮しなければならない。

一　債務者のリスク特性

二　取引のリスク特性（共同担保条項がある場合は、これを必ず考慮しなければならない。）

三　エクスポージャーの延滞状況

4　内部格付手法採用行は、リテール向けエクスポージャーについてプールごとに、PD、LGD及びEADを推計しなければならない。ただし、複数のプールのPD、LGD又はEADの推計値が同一となることを妨げない。

第二目　格付の構造

（事業法人等向けエクスポージャーの格付の構造）

第百八十二条　内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスポージャーを各債務者格付及び案件格付に過度に集中することのないよう適切に分布させなければならない。ただし、当該債務者格付に対応するPDの範囲及び当該債務者格付が付与される債務者のデフォルト・リスクが当該範囲に収まることが、十分な実証されたデータにより裏付けられている場合は、この限りでない。

2　内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスポージャーについて、少なくともデフォルトしていないエクスポージャーについて七以上の債務者格付を、デフォルトしたエクスポージャーについて一以上の債務者格付を設けなければならない。

3　内部格付手法採用行は、各債務者格付の定義を規定するに当たっては、当該債務者格付を付与される債務者に典型的なリスクの水準及び当該格付に相当する信用リスクの程度を判断するために使用する基準を設けなければならない。

4　先進的内部格付手法採用行は、LGD が大きく異なるエクスポージャーに対して同一の案件格付を付与することのないよう、十分な数の案件格付を設けなければならない。

5　先進的内部格付手法採用行が案件格付の定義付けに用いる基準は、実証されたデータに基づくものでなければならない。

6　前各項の規定にかかわらず、特定貸付債権についてスロッティング・クライテリアを利用している内部格付手法採用行は、デフォルトしていない債権について四以上の格付を、デフォルトした債権について一以上の格付を設けなければならない。

（リテール向けエクスポージャーの格付の構造）

第百八十三条　内部格付手法採用行は、リテール向けエクスポージャーをプールに割り当てるに当たり、次に掲げるすべての要件を満たさなければならない。

一　各プールの PD、LGD 及び EAD が定量化されていること。

二　各プールのエクスポージャーの数は、プールの単位での PD、LGD 及び EAD の定量化及び検証を可能とする程度であること。

三　複数のプールを比較した場合、各プールに割り当てられている債務者及びエクスポージャーが適切であること。

四　エクスポージャーは、一のプールに不当に集中していないこと。

第三目　格付の基準

（格付の基準）

第百八十四条　内部格付手法採用行は、エクスポージャーに対して格付の体系の中の各格付を付与し、又はエクスポージャーをプールに割り当てるために、明確な格付及びプールの定義、手続及び基準を設けなければならない。

2　内部格付手法採用行は、事業部門、各部署及び地理的位置にかかわらず、同様のリスクを有する債務者及びエクスポージャーに対して一貫して同一の格付を付与し、又は同一のプールに割り当てることを可能とするように、同一の格付及び同一のプールの定義及び基準を十分に詳細に規定しなければならない。

3　内部格付手法採用行は、債務者及びエクスポージャーの種類により異なる格付の基準及びプール

への割当ての基準並びに格付の付与及びプールへの割当ての手続を適用する場合は、不整合な点がないか監視するとともに、一貫性を向上するよう適時に格付基準を変更しなければならない。

4　内部格付手法採用行は、独立した機能を有する内部の監査部署その他の第三者が格付の付与を理解し、格付を付与する手続の再現を通して当該格付の付与及びプールへの割当てが適切であることを評価することができる程度に、格付及びプールの定義及び基準を明確かつ詳細に規定しなければならない。

5　格付の付与及びプールへの割当ての基準は、内部格付手法採用行の信用供与の基準並びに問題の生じた債務者及びエクスポージャーの取扱方針と一貫したものでなければならない。

（情報の利用）

第百八十五条　内部格付手法採用行は、エクスポージャーに対して債務者格付及び案件格付を付与し、又はエクスポージャーをプールに割り当てる場合は、入手可能であり、かつ、重要な関連する最新の情報をすべて考慮に入れなければならない。

2　内部格付手法採用行は、保有する情報量が少ない場合は、債務者格付及び案件格付の付与又はプールへの割当てを、より保守的に行わなければならない。

3　内部格付手法採用行は、エクスポージャーに対して格付を付与し、又はエクスポージャーをプールに割り当てる際の主要な要素として外部格付を用いる場合は、それ以外の関連する情報も考慮に入れなければならない。

（特定貸付債権の取扱い）

第百八十六条　内部格付手法採用行は、特定貸付債権にスロッティング・クライテリアを用いる場合は、当該特定貸付債権に対して、この節に定める最低要件に合致した自行の基準、格付の体系及び手続に基づき格付を付与しなければならない。

2　内部格付手法採用行は、前項に掲げる格付を第百五十三条第四項及び第六項に定める区分に紐付けしなければならない。

（格付の基準と格付付与手続の見直し等）

第百八十七条　内部格付手法採用行は、現在の自行の資産全体の構成と外部の状況に対して格付及びプールの基準並びに格付の付与及びプールへの割当ての手続が十分に適用可能であるかどうかを判断するために、当該基準及び当該手続を定期的に見直さなければならない。

第四目　債務者格付等の格付付与時の評価対象期間

（格付付与及びプールへの割当てにおける評価対象期間）

第百八十八条　内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスポージャーに対する債務者格付及びリテール向けエクスポージャーのプールへの割当てについて、一年以上にわたる期間を評価の対象としなければならない。

2　内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスポージャーに対する債務者格付の付与及びリテール向けエクスポージャーのプールへの割当てに当たって、経済状況の悪化又は予期せぬ事態の発生にもかかわらず、債務者が契約に従って債務を履行する能力及び意思を次の各号に掲げる方法その他の適切な方法により評価しなければならない。

一　事業法人等向けエクスポージャーに対する債務者格付の付与及びリテール向けエクスポージャーのプールについてPD及びLGDの推計を行うに当たって特定の適切なストレス・シナリオを利用すること。

二　経済状況の悪化又は予期せぬ事態に対する債務者の耐性を反映する特質を適切に考慮すること。

三　債務者の特性に応じ、ストレスがかかった状況における資産価値変動に対する債務者の耐性を適切に反映させること。

3　前項に定める評価に当たって、内部格付手法採用行は、評価対象期間及び各産業又は地域の景気循環の中で生じうる経済状況を考慮しなければならない。

4　第二項に定める評価に当たって、内部格付手法採用行は、将来の事象及び将来の事象が特定の債務者の財務状況に及ぼす影響を予測することが困難なことに鑑み、将来に関する予測情報を保守的に評価しなければならない。

5　第二項に定める評価に当たって、入手可能な将来に関する情報が限定的である場合は、内部格付手法採用行は、より保守的に分析を行わなければならない。

第五目　モデルの利用

（モデルの利用）

第百八十九条　内部格付手法採用行は、債務者格付若しくは案件格付の付与又はPD、LGD及びEADの推計に統計的モデルその他の機械的な手法（以下「モデル」と総称する。）を用いる場合は、次に掲げるすべての要件を満たさなければならない。

一　モデル及び入力値は、次に掲げるすべての性質を有するものであること。

イ　モデルの予測能力が高く、モデルの利用の結果、所要自己資本の額が不当に軽減されるものでないこと。

ロ　モデルの入力値となる変数が結果に対する合理的な予測変数であること。

ハ　モデルの出力値につき、これを適用する債務者及びエクスポージャーの額の観点で重大な偏りが認められないこと。

二　統計的なデフォルト又は損失を推計するモデルへ入力するデータについて、正確性、完全性及び適切性の評価その他の審査手続を実施していること。

三　モデルの構築に用いられたデータは、当該内部格付手法採用行の実際の債務者又はエクスポー

ジャーの母集団を代表するものであること。

四　モデルを人的判断と組み合わせて用いている場合は、次に掲げるすべての要件を満たすものであること。

イ　人的判断は、モデルにおいて考慮されていないすべての関連する重要な情報を網羅したものであること。

ロ　人的判断とモデルによる予測結果をどのように組み合わせるかについて書面による指針が作成されていること。

五　モデルに基づく格付の付与について人による見直しの手続が設けられており、かつ、当該手続が当該モデルの既知の脆弱性に起因する誤りの発見及び防止に焦点を置いたものであって、かつ、モデルの機能の継続的な向上を促すものであること。

六　モデルの運用実績及び安定性の評価、モデルとモデルの前提となっている状況の関連性の見直し、実績値とモデルの予測値の対照その他のモデルの検証が定期的に行われること。

第六目　内部格付制度に関する書類

（内部格付制度及び運用に関する書類の作成）

第百九十条　内部格付手法採用行は、信用リスク管理指針に内部格付制度の設計及び運用について詳細に記載しなければならない。

２　前項に掲げる信用リスク管理指針は、内部格付手法採用行がこの節（ただし、第七款から第九款までを除く。）に掲げる最低要件を遵守していることを証明するものでなければならない。

３　内部格付手法採用行は、信用リスク管理指針に次に掲げる事項その他の事項を記載しなければならない。

一　ポートフォリオの分類

二　格付及びプールの基準並びに当該基準を選択した合理的理由（当該基準並びに当該基準に基づく格付の付与及びプールへの割当ての手続によって、リスクに応じた適切な格付が付与され、プールに割り当てられる蓋然性が高いことを示す分析を提供するもの）

三　格付の付与及びプールへの割当てを行う部署、格付の付与及びプールへの割当ての例外事項の定義並びに例外を承認する権限のある部署その他の格付の付与及びプールへの割当てに関する組織（格付の付与及びプールへの割当ての手続並びに内部統制の仕組みに関する記載を含む。）

四　格付の付与及びプールへの割当ての見直しの頻度並びに手続並びに格付の付与及びプールへの割当ての手続に対する取締役会又は取締役会の下部機関である会議体（以下「取締役会等」という。）及び執行役員（信用リスク管理について業務執行権限を授権されたものをいう。第二百一条において同じ。）による監督

五　格付の付与及びプールへの割当ての手続の主要な変更点の履歴

六　内部格付手法採用行で使用されるデフォルト及び損失の具体的な定義並びに当該定義と第二百五条、第二百六条及び第二百十五条に定める定義の整合性

（モデルに関する追加事項の記載）

第百九十一条　内部格付手法採用行は、格付の付与及びプールへの割当ての手続においてモデルを使用している場合は、信用リスク管理指針に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　モデルの概要（格付、債務者、エクスポージャー又はプールに推計値を割り当てる際の理論、前提又は数学的及び実証的裏付け並びにモデルを作成するために用いられるデータ・ソースに関する詳細な概要）

二　モデルの作成に用いた評価対象期間及び標本以外のデータによるテストその他のモデルを検証するための厳格な統計的な手続

三　モデルが有効に機能しないと想定される状況

第二款　内部格付制度の運用

第一目　格付の対象

（事業法人等向けエクスポージャーに対する格付の付与）

第百九十二条　内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスポージャーについては、当該エクスポージャーの債務者及び保証人又はプロテクション提供者（当該保証人又はプロテクション提供者による保証又はクレジット・デリバティブにつき信用リスク削減効果を勘案する場合に限る。）に対して債務者格付を付与し、かつ、審査手続において案件の特性に応じて当該エクスポージャーを案件格付と関連付けなければならない。

２　内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスポージャーの債務者に債務者格付を付与する場合は、事業体等単位で個別に付与しなければならない。ただし、内部格付手法採用行が当該事業体等の親法人等、子法人等及び関連法人等の一部又は全部に同一の債務者格付を付与する方針を定めている場合であって、当該方針に従い一括して同一の債務者格付を付与しているときは、この限りでない。

（リテール向けエクスポージャーのプールへの割当て）

第百九十三条　内部格付手法採用行は、リテール向けエクスポージャーについては、各エクスポージャーを信用供与の審査手続においてプールに割り当てなければならない。

２　前項におけるプールへの割当てにおいて、保証又はクレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果を勘案している場合は、前項に掲げる割当ての他に、保証又はクレジット・デリバティブがないと仮定した場合のプールへの割当て並びにそれに基づくPD、LGD及びEADの推計を行わなければならない。

第二目　格付付与手続の健全性の維持

（事業法人等向けエクスポージャーに対する格付付与手続の健全性の維持）

第百九十四条　内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスポージャーについては一年に一回以上、リスクの高い債務者や問題のあるエクスポージャーについてはより頻繁に、債務者格付及び案件格付を見直さなければならない。

２　内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスポージャーの債務者又はエクスポージャーについて重要な情報が判明した場合、速やかに債務者格付又は案件格付を見直さなければならない。

３　最終的な格付の付与及び前二項に掲げる格付の見直しは、信用供与によって直接利益を受けることがない立場にある者が行うか又はその者の承諾を得なくてはならない。

４　内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスポージャーについて、PD に影響する債務者の特性並びに LGD 及び EAD に影響する案件の特性に関する重要な情報を収集し、債務者格付及び案件格付を更新する有効な手続を設けなければならない。

（リテール向けエクスポージャーのプールへの割当ての手続の健全性の維持）

第百九十五条　内部格付手法採用行は、リテール向けエクスポージャーについて、年一回以上の割合で各プールの損失特性及び延滞状況を見直さなければならない。

２　内部格付手法採用行は、各リテール向けエクスポージャーが継続的に適切なプールに割り当てられていることを確認するために、当該プールに属するリテール向けエクスポージャーの代表的な標本の調査その他の方法により、年一回以上各プール内の個々の債務者の状況を見直さなければならない。

第三目　格付の書換え

（格付の書換え）

第百九十六条　内部格付手法採用行は、人的判断に基づく内部格付制度の運用を行っている場合は、次に掲げる事項その他の格付及び推計値の変更に係る事項について明確な規定を設けなければならない。

一　変更の方法

二　変更可能な範囲

三　変更の責任者

２　内部格付手法採用行は、モデルに基づく内部格付制度の運用を行っている場合は、次に掲げる事項を監視するための手続及びガイドラインを設けなければならない。

一　人的判断によるモデルに基づく格付付与又は推計結果の変更

二　モデルに用いる変数の除外

三　モデルの入力値の変更

３　前項に掲げるガイドラインは、格付付与又は推計結果の変更に関する責任者を特定するものでなければならない。

４　内部格付手法採用行は、格付及び推計値について変更を行った場合は、当該変更ごとに変更後の実績を記録しなければならない。

第四目　データの維持管理

（事業法人等向けエクスポージャーに関するデータの維持管理）

第百九十七条　内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスポージャーについて次に掲げる情報を保存しなければならない。

一　債務者及び保証人に初めて債務者格付を付与した日以降の、債務者格付を付与した日、当該債務者格付の付与に用いた方法及び主要なデータ、格付付与の責任者、推計に使用したモデルその他の債務者及び保証人に関する債務者格付の履歴に係る情報

二　デフォルトした債務者及びエクスポージャーの特定並びにデフォルトが発生した時期及びその状況に係る情報

三　格付に対応したPD、PDの実績値及び格付の推移に係るデータ

２　先進的内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスポージャーについて次に掲げる情報を保存しなければならない。

一　各エクスポージャーに対するLGD及びEADの推計値に関するデータの完全な履歴、当該推計に使用した主要なデータ並びに格付付与の責任者及び推計に使用したモデルに係る情報

二　デフォルトしたエクスポージャーに関するLGD及びEADの推計値及び実績値

三　保証又はクレジット・デリバティブの効果を勘案する前及び勘案した後の当該エクスポージャーのLGDに関するデータ（保証又はクレジット・デリバティブの信用リスク削減効果をLGDの推計において勘案している場合に限る。）

四　回収額、担保、残余財産の分配又は保証その他の回収方法、回収に要した期間、回収費用その他のデフォルトした各エクスポージャーの損失又は回収に係るデータ

（リテール向けエクスポージャーに関するデータの維持管理）

第百九十八条　内部格付手法採用行は、リテール向けエクスポージャーについて次に掲げる情報を保存しなければならない。

一　債務者及びエクスポージャーの特性に関するデータその他のエクスポージャーをプールに割り当てる過程で用いたデータ

二　延滞に関するデータ

三　プールに対応するPD、LGD及びEADの推計値に関するデータ

四　デフォルトしたエクスポージャーが、デフォルトする前一年間にわたって割り当てられていた

プールに関するデータ並びにLGD及びEADの実績値

第五目　ストレス・テスト

（自己資本の充実度を評価するためのストレス・テスト）

第百九十九条　内部格付手法採用行は、自己資本の充実度を評価するために適切なストレス・テストを実施しなければならない。

２　前項に掲げるストレス・テストは、経済状況の悪化、市場環境の悪化及び流動性の悪化その他の内部格付手法採用行の信用リスクに係るエクスポージャーに好ましくない効果を与える事態の発生又は経済状況の将来変化を識別するものであって、かつ、こうした好ましくない変化に対する内部格付手法採用行の対応能力の評価を含むものでなければならない。

（信用リスクのストレス・テスト）

第二百条　内部格付手法採用行は、特定の条件が信用リスクに対する所要自己資本の額に及ぼす影響を評価するために、自行のエクスポージャーの大部分を占めるポートフォリオについて、少なくとも緩やかな景気後退シナリオの効果を考慮した有意義かつ適度に保守的な信用リスクのストレス・テストを定期的に実施しなければならない。

２　内部格付手法採用行は、前項に定めるストレス・テストを実施するに当たっては、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一　内部のデータにより、少なくともいくつかのエクスポージャーについて格付の遷移を予測すること。

二　信用環境のわずかな劣化が自行の格付に及ぼす影響を考慮することにより、信用環境がより悪化した場合に生じうる影響について情報を得ること。

三　自行の格付を外部格付の区分に大まかに紐付けする方法その他の方法により外部格付の格付推移実績を考慮すること。

３　内部格付手法採用行は、第百五十四条の二の規定を適用する場合は、第一項に定めるストレス・テストを実施するに当たって、前項の要件に加えて次に掲げる要件も満たさなければならない。

一　保証人又はプロテクション提供者が格付の変化により同条第二項第三号の要件を満たさないこととなるときの影響を考慮すること。

二　保証人若しくは被保証債権の債務者のいずれか又はプロテクション提供者若しくは原債権の債務者のいずれかがデフォルトした場合の影響を考慮すること。

第三款　内部統制

（取締役会等）

第二百一条　内部格付手法採用行は、内部統制について次に掲げる基準を満たさなければならない。

一　格付付与手続（事業法人等向けエクスポージャーに対する格付付与及びリテール向けエクスポ

ージャーのプールへの割当て並びに各エクスポージャーのPD、LGD及びEADの推計に関する一連の手続を総称していう。以下この款において同じ。）に関するすべての重要事項は、取締役会等及び執行役員の承認を得ていること。

二　取締役及び執行役員が当該内部格付手法採用行の内部格付制度の概要について理解しており、関連する報告書を細部にわたって理解していること。

三　執行役員が内部格付制度の運用に重大な影響を与えるような既存の方針の重要な変更及び例外について取締役会等に報告していること。

四　執行役員が内部格付制度の設計及び運用を十分に理解しており、かつ、既存の過程と実務の重要な相違点について承認していること。

五　執行役員が内部格付制度の適切な運用を継続的に確保していること。

六　執行役員が次条第一項に定める信用リスク管理部署の担当者と格付付与手続の実績、改善すべき分野及び既に認識している問題点の改善状況を検討するため定期的に会合を行っていること。

七　取締役会等又は執行役員に対する報告書において格付が不可欠な役割を果たしており、かつ、格付別の特性、格付の遷移、各格付に関連する変数の推計値、PD（先進的内部格付手法採用行の場合はPD、LGD及びEAD）の推計値と実績値との比較その他の格付に関する重要な事項が取締役会等又は執行役員に対して報告されていること。

（信用リスク管理部署）

第二百二条　内部格付手法採用行は、内部格付制度の設計又は選択、実施及び実績について責任を負い、独立して信用リスクを管理する部署（以下「信用リスク管理部署」という。）を設けなければならない。

２　信用リスク管理部署は、与信部門及び与信業務の担当者から機能的に独立したものでなければならない。

３　信用リスク管理部署は、次に掲げる事項について責任を負うものでなければならない。

一　内部格付制度の検証及び運用の監視

二　当該内部格付手法採用行の内部格付制度の概要についての報告書の作成及び分析（デフォルトした時期及びデフォルトする前一年間の格付及びプール別のデフォルトに関するデータ、格付の遷移の分析、格付及びプールの主要な基準の傾向の監視を含む。）

三　格付及びプールの定義が各部門及び各地域にわたって一貫して適用されていることを確認する手続（債務者又はエクスポージャーごとに異なる格付基準及び手続を適用することを妨げない。）

四　格付付与手続の変更に関する審査及び当該変更に係る書類の作成（変更の理由を含む。）

五　格付及びプールの基準がリスクを正確に予測しているか否かを評価するために行われる当該

基準の見直し

六　格付付与手続、格付及びプールの基準又は各格付若しくはプールに関連する変数の変更に関する書類の作成及び備置き

4　信用リスク管理部署は、格付付与手続で使用するモデルの開発、選択、実施及び検証に積極的に参画しなければならない。

5　信用リスク管理部署は、前項に掲げるモデルについて管理及び監督並びに当該モデルの継続的な見直し及び変更について責任を負わなければならない。

(監査)

第二百三条　独立した機能を有する内部の監査部署は、年一回以上の割合で信用リスク管理部署の管理状況、PD、LGD 及び EAD の推計値、該当するすべての最低要件の遵守状況等、内部格付制度及びその運用状況を見直し、その結果に関する監査報告書を作成しなければならない。

第四款　格付の利用

(格付の利用)

第二百四条　格付並びに PD 及び LGD は、内部格付手法採用行の与信審査、リスク管理、内部の資本配賦及び内部統制において、重要な役割を果たすものでなければならない。

2　自己資本比率の算出のために使用する PD 又は LGD と与信審査、リスク管理、内部の資本配賦及び内部統制のために用いる推計値が相違する場合は、内部格付手法採用行は、信用リスク管理指針に当該相違点及びその理由を記載しなければならない。

第五款　リスクの定量化

第一目　デフォルト

(デフォルトの定義)

第二百五条　この章においてデフォルトとは、債務者について次に掲げる事由（以下「デフォルト事由」という。）が生じることをいう。

一　内部格付手法採用行が、債務者に対するエクスポージャーを金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則（平成十年金融再生委員会規則第二号）第四条第二項に規定する「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、同条第三項に規定する「危険債権」又は同条第四項に規定する「要管理債権」に該当するものと査定する事由が生じること。ただし、リテール向けエクスポージャーについては、同項に規定する「三月以上延滞債権」に該当する事由が生じた場合であっても、元金又は利息の支払が約定日の翌日を起算日として延滞している期間が、百八十日を超えない範囲で信用リスク管理指針に記載された一定の日数を超えないときは、除くものとする。

二　内部格付手法採用行が、当該債務者に対するエクスポージャーについて、重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

三　当該債務者に対する当座貸越については、約定の限度額（設定されていない場合は零とみなす。）を超過した日又は現時点の貸越額より低い限度額を通知した日の翌日を起算日として三月以上当該限度額を超過すること。

2　一のエクスポージャーについてデフォルト事由が生じた場合、当該エクスポージャーの債務者に対する他のエクスポージャーについてもデフォルト事由が生じたものとする。ただし、リテール向けエクスポージャーについては、この限りでない。

3　デフォルト事由が生じたエクスポージャーについて、デフォルト事由が解消されたと認められる場合は、内部格付手法採用行は、当該エクスポージャーに対してデフォルトしていない債権としての債務者格付を付与し、先進的内部格付手法採用行は、LGD 及び EAD を推計しなければならない。

4　前項のエクスポージャーについて再度デフォルト事由が生じた場合は、内部格付手法採用行は新たにデフォルト事由が生じたものとして扱わなければならない。

（延滞日数の見直し等）

第二百六条　内部格付手法採用行は、エクスポージャーの延滞日数の見直し並びに既存の債務に関する返済の猶予、繰延べ、契約内容の更改及び借換えの承認その他の延滞日数の計算に関する事項（以下この条において「延滞日数の見直し等」という。）について、次に掲げる事項を含む、明確かつ書面に記載された方針を有していなければならない。

一　延滞日数の見直し等の承認を行う権限を有する者及び報告に関する要件

二　延滞日数の見直し等に必要な最短の信用供与の期間

三　返済期限の見直し等が可能な延滞の程度

四　エクスポージャーごとの返済期限見直しの回数の上限

五　債務者の返済能力の再評価

2　内部格付手法採用行は、前項に掲げる方針を一貫して長期にわたって利用しなければならない。

3　内部格付手法採用行は延滞日数の見直し等を行ったエクスポージャーを銀行の内部のリスク管理においてデフォルトしたエクスポージャーと同様に取り扱っている場合は、当該エクスポージャーを内部格付手法の適用上デフォルトしたエクスポージャーとして取り扱わなければならない。

（当座貸越）

第二百七条　内部格付手法採用行は、当座貸越の供与の対象となる者の信用度を評価するための厳格な基準を設けなければならない。

第二目　推計の対象と共通要件等

（推計の対象）

第二百八条　内部格付手法採用行は、別段の定めのある場合を除き、事業法人等向けエクスポージャーについて第三目の定めに従って各債務者格付に対応する PD を、第三目から第六目までの規定に

よりリテール向けエクスポージャーについて各プールに対応するPD、LGD及びEADを推計しなければならない。

2　先進的内部格付手法採用行は、別段の定めのある場合を除き、事業法人等向けエクスポージャーについて第四目及び第五目の規定によりLGD並びに第六目の規定によりEADを推計しなければならない。

（デフォルトの定義の参照）

第二百九条　内部格付手法採用行は、デフォルト事由に基づき、内部格付手法の対象となる資産区分ごとにデフォルト事由の発生を記録し、PD並びに（関連があれば）LGD及びEADの推計を行わなければならない。ただし、次に掲げる要件を満たす場合は、デフォルト事由と異なる定義に基づく内部データ及び外部データを用いることができる。

一　第二百十三条又は第二百十四条の定めに従っていること。

二　内部データ及び外部データに対して、デフォルト事由を用いた場合とほぼ同等の結果となるようにデータに適切な調整を行っていること。

（推計の共通要件）

第二百十条　内部格付手法採用行は、PD、LGD及びEADを推計するに当たり、推計に関連するすべての重要かつ入手可能なデータ、情報及び手法を用いなければならない。ただし、内部データ及び外部データ（プールされたデータを含む。）の利用は、当該データに基づく推計値が長期的な実績を表している場合に限る。

2　内部格付手法採用行は、格付の付与及びプールの評価対象期間中において信用供与実務及び回収の手続に変更があった場合は、当該変更を考慮に入れなければならない。

3　内部格付手法採用行は、技術的進歩及び新規データその他の情報を利用することが可能になり次第速やかに推計においてそれらを勘案しなければならない。

4　内部格付手法採用行は、実績値及び実証的な根拠に基づいてPD、LGD及びEADを推計しなければならない。

5　内部格付手法採用行は、一年に一回以上の頻度でPD、LGD及びEADの推計値を見直さなければならない。

（データの抽出に関する要件）

第二百十一条　推計に用いるデータによって代表されるエクスポージャーの母集団、データが抽出された時の信用供与基準及びその他の重要な特性は、内部格付手法採用行のエクスポージャー全体のそれとほぼ同様であるか、少なくとも類するものでなければならない。

2　データの前提となっている経済的条件又は市場環境は、現在及び予見可能な将来の経済的条件又は市場環境に対応したものでなければならない。

３　抽出標本中のエクスポージャーの数及び定量化に用いるデータの期間は、当該推計が正確かつ頑健なものであると内部格付手法採用行が信頼するに足りる程度でなければならない。

４　推計に用いる手法は、抽出標本以外のデータによるテストで良好な成績を収めたものでなければならない。

（推計の誤差に応じた保守的な修正）

第二百十二条　内部格付手法採用行は、予測される推計に誤差が生じることを考慮してPD、LGD及びEADの推計値を保守的に修正しなければならない。

第三目　PDの推計

（事業法人等向けエクスポージャーのPD）

第二百十三条　内部格付手法採用行は、次の各号に掲げる手法又はこれに類するその他の長期の経験に合致した情報及び手法を一以上用いなければならない。

一　事業法人等向けエクスポージャーの債務者格付に対応する長期平均PDを推計するに当たって、デフォルトの実績に関する内部データから推計する手法

二　内部格付と外部格付を紐付け、外部格付に対応したPDを格付に割り当てることによりPDを推計する手法（以下この条において「マッピング」という。）

三　債務者格付に属する個々の債務者のデフォルト確率の推計値をモデルに基づいて算出し、当該推計値の単純平均をPDとする手法

２　内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスポージャーの債務者格付のPDを推計するに当たって、デフォルトの実績に関する内部データからPDを推計する手法を用いる場合は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一　内部格付手法採用行は、信用供与の基準並びにデータ生成時の内部格付制度及び現在の内部格付制度の相違点を反映し、信用リスク管理指針に当該反映方法に関する分析を記載しなければならない。

二　内部格付手法採用行は、入手可能なデータが限定されている場合又は信用供与の基準若しくは内部格付制度が変更された場合は、PDの推計を保守的に修正しなければならない。

三　内部格付手法採用行が複数の金融機関でプールしたデータを使用する場合は、プールにデータを提供する他の金融機関の内部格付制度及び基準が、当該内部格付手法採用行の内部格付制度及び基準と著しく乖離するものであってはならない。

３　内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスポージャーの債務者格付のPDを推計するに当たって、マッピングを用いる場合は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一　マッピングは、内部格付及び外部格付の基準の比較並びに共通の債務者に対する内部格付及び外部格付の比較に基づくものであること。

二　マッピングの手法又は定量化に用いるデータは、偏ったものではなく、一貫性に欠けるものでないこと。

三　定量化に用いるデータの基礎となる外部信用評価機関等の基準は、債務者のリスクに対するものであって、エクスポージャーに係る特性を勘案するものではないこと。

四　信用リスク管理指針に内部格付の基準及び外部格付の基準においてデフォルトとして扱われる事由に関する比較及び分析並びにマッピングの基準が記載されていること。

4　内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスポージャーのPDを推計するに当たって、五年以上の観測期間にわたる外部データ、内部データ又は複数の金融機関でプールしたデータを一以上利用しなければならない。

5　内部格付手法採用行は、前項に掲げるデータの利用に当たって、最も長い観測期間にわたるデータをその対象に含めなければならない。ただし、PDを推計するに当たって関連性が低いもの又は重要でないものについては、この限りでない。

（リテール向けエクスポージャーのPD等）

第二百十四条　内部格付手法採用行は、プールのPD、LGD及びEADを推計するに当たって、内部データを一次的な情報源としなければならない。ただし、すべての関連する重要なデータ・ソースに照らし、内部格付手法採用行がエクスポージャーを各プールに割り当てる基準と外部のデータ提供者が用いている基準及び内部データの構成と外部のデータの構成の間に、強い関連性がある場合は、内部格付手法採用行は、外部のデータ又はモデルを推計に用いることができる。

2　内部格付手法採用行は、リテール向けエクスポージャーの長期平均PDを推計するに当たって、五年以上の観測期間にわたる外部データ、内部データ又は複数の金融機関でプールしたデータを一以上利用しなければならない。

3　内部格付手法採用行は、前項に掲げるデータの利用に当たって、最も長い観測期間にわたるデータであって、関連性のあるものについては、その対象に含めなければならない。この場合において、PDを推計するに当たって関連性が低い観測期間のデータについては、関連性の高い観測期間のデータと同等に扱うことを要しない。

4　内部格付手法採用行は、リテール向けエクスポージャーについて、PDが信用供与の時期又は経過期間に依存するものであって、短期的なPDの推計値を用いることが不適切である場合は、PDの推計値を上方に修正することを検討しなければならない。

第四目　LGDの推計

（損失の定義）

第二百十五条　内部格付手法採用行は、LGDを推計するに当たり、次に掲げるすべての要件を満たさなければならない。

一　推計に用いる定義は、経済的損失であること。

二　前号に掲げる経済的損失を計測する場合は、回収までの期間に応じた重要な割引の効果（重要でない場合は除く。）、回収のための重要な直接的及び間接的な費用、その他の関連する要素が考慮されていること。

三　当該内部格付手法採用行の回収に関する能力が勘案されていること。ただし、回収率に及ぼす影響について実証的な裏付けが十分でない場合は、内部格付手法採用行は、回収の能力に基づくLGDの調整を保守的に行わなければならない。

（LGDの推計）

第二百十六条　内部格付手法採用行は、LGDを推計するに当たっては、LGDが次に掲げる性質をすべて満たす景気後退期を勘案したものとなるように、エクスポージャーごとに推計しなければならない。

一　当該エクスポージャーの種類のデータ・ソース内で生じたすべてのデフォルト債権に伴う平均的な経済的損失に基づいて計算した長期平均デフォルト時損失率（以下この項において「長期平均デフォルト時損失率」という。）を下回るものでないこと。

二　信用リスクに伴う損失率が長期の平均的な損失率を上回る期間において、当該エクスポージャーのデフォルト時損失率が長期平均デフォルト時損失率を上回る可能性を考慮に入れたものであること。

2　内部格付手法採用行は、LGDの推計に当たり、債務者のリスクと担保又は担保提供者のリスクの相関を考慮し、顕著な正の相関がある場合は、保守的に取り扱わなければならない。

3　内部格付手法採用行は、原債務と担保との表示通貨が異なる場合は、LGDの推計に当たり、これを保守的に考慮しなければならない。

4　内部格付手法採用行は、LGDの推計に当たり、担保について推定される市場価値のみならず、回収の実績値を基礎としなければならない。

5　内部格付手法採用行は、LGDの推計に当たり、担保による信用リスク削減効果を勘案する場合は、標準的手法で必要となる基準ともおおむね合致するような、担保管理、運用手続、法的確実性及びリスク管理手続に関する内部基準を作らなくてはならない。

6　内部格付手法採用行は、デフォルトしたエクスポージャーについては、経済状況及び当該エクスポージャーの状態に鑑みて当該エクスポージャーに生じうる期待損失（$EL_{default}$）を推計しなければならない。

（事業法人等向けエクスポージャーのLGD推計に係る最低所要観測期間）

第二百十七条　先進的内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスポージャーのLGDを推計するに当たって、七年以上の観測期間にわたる外部データ、内部データ又は複数の金融機関でプールしたデータを一以上利用しなければならない。

２　先進的内部格付手法採用行は、前項に定める観測期間にわたるデータが複数ある場合は、最も長い観測期間にわたるデータを利用しなければならない。ただし、LGD を推計するに当たって関連性が低いものについては、この限りでない。

（リテール向けエクスポージャーのLGD推計に係る最低所要観測期間）

第二百十八条　内部格付手法採用行は、リテール向けエクスポージャーのLGDを推計するに当たり、五年以上の観測期間にわたる外部データ、内部データ又は複数の金融機関でプールしたデータを一以上利用しなければならない。

第五目　保証及びクレジット・デリバティブに関する最低要件

（保証による信用リスク削減効果の勘案）

第二百十九条　先進的内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスポージャーについて保証を信用リスク削減手法として用いる場合は、当該事業法人等向けエクスポージャーの PD 又は LGD のいずれかを調整することができる。ただし、第百五十四条の二に規定する場合を除き、調整後のリスク・ウェイトは保証人に対する直接のエクスポージャーに適用されるリスク・ウェイトを下回ってはならない。

２　内部格付手法採用行は、リテール向けエクスポージャーについて保証を信用リスク削減手法として用いる場合は、当該リテール向けエクスポージャーのPD又はLGDのいずれかを調整することができる。ただし、第百五十四条の二に規定する場合を除き、当該調整後のリスク・ウェイトは保証人に対する直接のエクスポージャーに適用されるリスク・ウェイトを下回ってはならない。

３　内部格付手法採用行は、前二項の調整方法について、それぞれいずれか一を選択し、継続的に用いなければならない。

４　内部格付手法採用行は、第百五十四条の二に規定する場合を除き、規制上の最低所要自己資本を算定する上で、債務者のデフォルト事由と保証人のデフォルト事由との相関関係が不完全であることを想定して信用リスク削減効果を勘案してはならない。

（保証人に対する債務者格付等の付与）

第二百二十条　先進的内部格付手法採用行は、前条第一項に従って事業法人等向けエクスポージャーについて保証を信用リスク削減手法として用いる場合、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一　保証を信用リスク削減手法として用いる日以降から保証人に対して継続的に債務者格付を付与すること。

二　保証人の状況、債務履行能力及びその意思の定期的な監視その他の債務者格付の付与に関する最低要件を満たすこと。

三　保証がないと仮定した場合における債務者の情報及び保証人に関するすべての関連性のある情報を保有すること。

２　内部格付手法採用行は、前条第二項に従ってリテール向けエクスポージャーについて保証を信用リスク削減手法として用いる場合、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一　保証による信用リスク削減効果を勘案する日から継続的にプールへの割当てにおいて当該保証を信用リスク削減手法として用いること。

二　保証人の状況、債務履行能力、その意思の定期的な監視その他のPD推計及び債務者格付の付与又はプールの割当てに関する最低要件を満たすこと。

三　保証がないと仮定した場合における債務者の情報及び保証人に関するすべての関連性のある情報を保有すること。

（適格保証）

第二百二十一条　内部格付手法採用行は、第二百十九条第一項及び第二項に基づき、保証を信用リスク削減手法として用いる場合は、当該手法に基づく信用リスク・アセットの額の算出で用いる保証人の種類について特定された基準を設けなければならない。

２　内部格付手法採用行が、第二百十九条第一項及び第二項に基づき、保証を信用リスク削減手法として用いる場合は、当該保証は、次に掲げるすべての性質を有するものでなければならない。

一　当該保証について契約書が作成されていること。

二　保証人の側からは一方的な解約が不可能であること。

三　保証人の債務が（保証の額及び趣旨の範囲内で）完全に履行されるまで有効であること。

四　保証人の資産の所在地において、当該保証人に対する強制執行が可能であること。

３　内部格付手法採用行は、保証が第百十八条第四号の条件を満たしていない場合であって、保証に付された条件のために信用リスクの削減効果が減少する場合を想定して保証の効果を調整するための基準を設けているときは、第二百十九条第一項及び第二項並びに当該基準に基づいて保証を信用リスク削減手法として用いることができる。

（調整に関する基準）

第二百二十二条　第二百十九条第一項又は第二項に基づき信用リスク削減効果を勘案する場合、内部格付手法採用行は、次に掲げる性質をすべて満たす明確な基準を設けなければならない。

一　信頼に足るものであり、かつ、理解しやすいものであること。

二　保証債務を履行する保証人の能力及び意思を勘案したものとなっていること。

三　予想される支払のタイミング及び保証に基づく債務を履行する保証人の能力が、債務者の返済能力とどの程度の相関を有するかを勘案したものであること。

四　保証と被保証債権の通貨の不一致及びその他これに類する事由により債務者に残存するリスクの度合いを考慮したものであること。

（クレジット・デリバティブについての取扱い）

第二百二十三条　第二百十九条から前条までの規定は、シングルネームのクレジット・デリバティブについて準用する。この場合において、「保証」とあるのは「クレジット・デリバティブ」と、「保証人」とあるのは「プロテクション提供者」と、「被保証債権」とあるのは「原債権」と読み替えるものとする。

２　第百十八条から第百二十一条まで及び第百二十三条の規定は、内部格付手法採用行がクレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果を勘案する場合に準用する。この場合において、「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。

３　内部格付手法採用行は、シングルネームのクレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果を勘案する場合は、次に掲げる性質をすべて満たす基準を設けなければならない。

一　クレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果を勘案する場合をプロテクションの参照債務が原債権と同一である場合に限定していること。ただし、原債権に係る支払義務の不履行（免責額の定めを設けることを妨げない。）が発生した場合に、銀行がクレジット・デリバティブに基づく支払を受けることができ、かつ、第百二十条第五号に定める法的に有効なクロス・デフォルト条項等を設けている場合は、この限りでない。

二　クレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果の勘案方法は、決済その他の仕組み（支払の程度及び当該支払に要する期間に係る規定を含む。）に起因するリスクを保守的に考慮したものであること。

第六目　EADの推計

（EADの推計方法）

第二百二十四条　内部格付手法採用行は、オン・バランスシート項目に係るEADの推計を行うに当たり、現在において実行済の信用供与の額を下回る値を用いてはならない。ただし、第百五十七条第二項及び第百六十五条第一項ただし書の定めにより信用リスク削減手法の効果を勘案する場合は、この限りでない。

２　内部格付手法採用行は、オフ・バランスシート項目に係るEADの推計を行うに当たり、エクスポージャーの種類ごとに次に掲げる要件を満たす手続を設けなければならない。

一　デフォルト事由発生前及びデフォルト事由発生後に債務者が追加的引出行為を行う可能性を勘案すること。ただし、デフォルト事由発生後に債務者が追加的引出行為を行う可能性については、クレジット・カードその他の将来の不確実な引出を伴うリテール向けエクスポージャーのLGD推計において、デフォルト事由発生前の追加引出の実績又は見込みを勘案している場合は、この限りでない。

二　オフ・バランスシート項目のEADの推計方法がエクスポージャーの種類によって異なる場合、

エクスポージャーの種類の区分が明確になされていること。

3　内部格付手法採用行は、EADを推計するに当たり、EADが次に掲げる性質をすべて満たすものとなるように、エクスポージャーごとに推計しなければならない。

一　類似のエクスポージャー及び債務者についての長期的なデフォルト加重平均であること。

二　推計に伴う誤差の可能性を考慮に入れて、保守的な修正を行ったものであること。

三　デフォルトの頻度とEADの大きさの間に正の相関関係が合理的に予測できる場合は、より保守的な修正を行ったものであること。

四　景気循環の中でEADの推計値の変動が激しいエクスポージャーについては、景気の下降期に対して適切なEADの推計値の方が長期的な平均値よりも保守的な場合は、景気の下降期に対して適切なものであること。

4　内部格付手法採用行は、EADを推計するに当たり、次に掲げる性質をすべて満たすEADを推計する基準を設けなければならない。

一　信頼に足るものであり、かつ、理解しやすいものであること。

二　当該内部格付手法採用行が信頼性のある内部分析に基づき、EADに大きな影響を与えると考えられる要因を勘案するものであること。

三　当該内部格付手法採用行は、前号に掲げる要因がEADの推計値に与える影響を分析できること。

5　内部格付手法採用行は、EADの推計の対象となるすべての種類のエクスポージャーについて、新しい重要な情報が明らかになった場合及び少なくとも年一回、EADの推計値を見直さなければならない。

（監視）

第二百二十五条　内部格付手法採用行は、EADの推計の対象となるエクスポージャーについて、次に掲げる事項その他の残高の監視及び支払に関する方針について相当な注意を払わなければならない。

一　誓約条項違反又はテクニカル・デフォルト事由等の支払不履行に至らない債務不履行事由が生じた場合において、追加的な引出を停止する能力及び意思を有すること。

二　エクスポージャーの額、コミットメントに対する現在の実行残高、債務者別の残高及び格付別残高の変化を日次で監視するための、適切なシステムと手続を具備すること。

（事業法人等向けエクスポージャーのEAD推計に係る最低所要観測期間等）

第二百二十六条　先進的内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスポージャーのEADの推計に当たって、七年以上の観測期間にわたる外部データ、内部データ又は複数の金融機関でプールしたデータを一以上利用しなければならない。

2　先進的内部格付手法採用行は、前項に掲げるデータの利用に当たって、最も長い観測期間にわた

るデータをその対象に含めなければならない。ただし、EAD を推計するに当たって関連性が低いものについてはこの限りでない。

3　先進的内部格付手法採用行は、EAD を推計するに当たり、デフォルトした件数の加重平均を用いなければならない。

（リテール向けエクスポージャーの EAD 推計に係る最低所要観測期間等）

第二百二十七条　内部格付手法採用行は、リテール向けエクスポージャーの EAD の推計に当たって、五年以上の観測期間にわたる外部データ、内部データ又は複数の金融機関でプールしたデータを一以上利用しなければならない。

第七目　購入債権の PD、LGD 及び $EL_{dilution}$ の推計

（購入債権のリスクの定量化の特則）

第二百二十八条　内部格付手法採用行は、購入債権のうち購入リテール向けエクスポージャー及びトップ・ダウン・アプローチを用いる適格購入事業法人等向けエクスポージャーについては、第百八十一条、第百八十三条から第百八十五条まで、第百八十七条、第百九十三条、第百九十五条、第百九十六条及び第百九十八条に掲げる要件を満たすことを要しない。

第二百二十九条　内部格付手法採用行は、$EL_{dilution}$ を推計しなければならない。ただし、購入債権の譲渡人が購入債権に係る希薄化リスクの全部を保証している場合は、この限りでない。

2　内部格付手法採用行は、適格購入事業法人等向けエクスポージャーについて、トップ・ダウン・アプローチを用いて PD 若しくは LGD（PD 及び LGD については EL を用いて推計する場合を含む。以下この目において同じ。）を推計する場合又は $EL_{dilution}$ を推計する場合及び購入リテール向けエクスポージャーについて PD、LGD 又は $EL_{dilution}$ を推計する場合は、適格購入事業法人等向けエクスポージャー又は購入リテール向けエクスポージャーの属するプールと類似のプールについて当該内部格付手法採用行が有するデータ又は購入債権の譲渡人若しくは外部から提供されるデータその他すべての入手可能な購入債権の質に関する情報を勘案しなければならない。

3　内部格付手法採用行は、購入債権の譲渡人から提供されるデータが、当該購入債権の譲渡契約で定める当該購入債権の種類、額、契約期間中の債権の質その他の点に合致しているか否かを確認し、合致していない場合は、当該購入債権に関連するより多くの情報を取得し、これを勘案しなければならない。

4　第二百十四条の規定は、$EL_{dilution}$ の推計に準用する。この場合において、「PD」及び「PD、LGD 及び EAD」とあるのは「$EL_{dilution}$」と読み替えるものとする。

（購入事業法人等向けエクスポージャーのリスクの定量化の特則）

第二百三十条　内部格付手法採用行は、購入リテール向けエクスポージャー及びトップ・ダウン・アプローチを用いる適格購入事業法人等向けエクスポージャーのデフォルト・リスク相当部分の PD、

LGD（トップ・ダウン・アプローチを用いる適格購入事業法人等向けエクスポージャーについては、先進的内部格付手法採用行の場合に限る。）及び$EL_{dilution}$を正確に、かつ、一貫して推計するに足りる程度に当該エクスポージャーを均質なプールに割り当てなければならない。

2　内部格付手法採用行は、適格購入事業法人等向けエクスポージャーのリスクを定量化する場合は、第二百十九条の規定（第二百二十三条により準用される場合を含む。）にかかわらず、PD 及び LGD の推計において譲渡人又は第三者による保証又は補償を考慮してはならない。

3　適格購入事業法人等向けエクスポージャーについてトップ・ダウン・アプローチを用いる場合は、第二百十四条の規定を適格購入事業法人等向けエクスポージャーの PD の推計について、第二百十八条の規定を適格購入事業法人等向けエクスポージャーのLGDの推計について、それぞれ準用する。この場合において、「リテール向けエクスポージャー」とあるのは「適格購入事業法人等向けエクスポージャー」と読み替えるものとする。

（購入リテール向けエクスポージャーのリスクの定量化の特則）

第二百三十一条　内部格付手法採用行は、第二百十四条第一項（第二百二十九条第四項及び前条第三項により準用される場合を含む。）の規定にかかわらず、購入リテール向けエクスポージャー及びトップ・ダウン・アプローチを用いる適格購入事業法人等向けエクスポージャーのPD、LGD及び$EL_{dilution}$の推計において、外部データ及び内部の参照用データ（当該エクスポージャーの属するプールに類似する当該内部格付手法採用行が保有するエクスポージャーのプールに関するデータをいう。）を一次的な情報源として利用することができる。

（トップ・ダウン・アプローチ等の最低要件）

第二百三十二条　内部格付手法採用行は、購入事業法人等向けエクスポージャーについてトップ・ダウン・アプローチを用いて PD、LGD 及び EAD を推計する場合、$EL_{dilution}$を推計する場合並びに購入リテール向けエクスポージャーについてPD、LGD、EAD及び$EL_{dilution}$を推計する場合は、次に掲げる要件のすべてを満たさなければならない。

一　法的枠組みに関する基準を満たしていること。

二　購入債権の買並びに購入債権の譲渡人及びサービサー（委託又は再委託に基づき、購入債権の管理、購入債権の債務者に対する購入債権の請求及び回収金の受領事務を受託したものをいう。以下この条において同じ。）の財務状態について監視しており、かつ、監視に関する基準を満たしていること。

三　購入債権の購入に係る契約上、購入債権の譲渡人の業況又は購入債権の質の悪化の早期発見及び生じうる問題状況に対して予防的な措置をとることを可能にするシステム及び手続が設けられており、ワークアウトのシステムに関する基準を満たしていること。

四　担保、購入債権の債権者から債務者への信用供与の上限及び回収された資金の管理に関する明

確かつ有効な基準が設けられていること。

五　すべての主要な行内の指針及び手続の遵守に関する基準を満たしていること。

2　前項の規定にかかわらず、購入リテール向けエクスポージャーのうち、第百八十一条、第百八十三条から第百八十五条まで、第百八十七条、第百九十三条、第百九十五条、第百九十六条及び第百九十八条に掲げる要件を満たしており、希薄化リスク相当部分が重要でないと判断されるものであって、前条の規定を適用しない場合は、前項第三号及び第五号の要件を満たすことを要しない。

3　第一項第一号の「法的枠組みに関する基準」とは、次に掲げるものをいう。

一　エクスポージャーに係る取引の仕組上、購入債権の譲渡人又はサービサーの業況の悪化又は倒産その他の予測可能なすべての状況において、内部格付手法採用行が購入債権の元利払い等について法的に有効な権利を有しており、かつ、当該元利払い等を監督していること。

二　購入債権の債務者が購入債権の譲渡人又はサービサーに対して直接に支払を行っている場合は、当該支払資金が約定の条件に従って購入債権の譲渡人又はサービサーから譲受人である内部格付手法採用行に送金されていることを当該内部格付手法採用行が定期的に確認していること。

三　購入債権の譲渡人の破産、会社更生手続又は民事再生手続において裁判所により、当該購入債権が破産財団、更生会社又は民事再生手続に服する購入債権の譲渡人の財産に属するものであって、当該購入債権に対する譲受人の権利は破産、会社更生手続又は民事再生手続に服する担保権であると判断されることにはならず、かつ、当該購入債権の譲渡は破産法（平成十六年法律第七十五号）、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）及び会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）上の否認又は民法（明治二十九年法律第八十九号）上の詐害行為取消権の対象とならないと考えられること。

4　第一項第二号の「監視に関する基準」とは、次に掲げるものをいう。

一　内部格付手法採用行が、購入債権の質及び購入債権の譲渡人又はサービサーの財務状態の相関を査定しており、かつ、購入債権の譲渡人又はサービサーに対する債務者格付の付与その他の不測事態への対応策及び手続を設けていること。

二　内部格付手法採用行が、購入債権の譲渡人とサービサーの適格性を判定するための明確かつ有効な指針及び手続を設けており、当該内部格付手法採用行又はその受託者が、購入債権の譲渡人又はサービサーから送付される報告書の正確性の検証、詐欺的行為及び運営上の欠陥の調査、購入債権の譲渡人の信用供与の基準並びにサービサーの回収に関する指針及び手続を確認するために、購入債権の譲渡人及びサービサーについて定期的な査定を行っており、かつ、当該査定の結果を書面に詳細に記録していること。

三　内部格付手法採用行が、購入債権の譲渡人が設定する債務者への信用供与の上限を超過した信用供与の有無、購入債権の譲渡人による支払の遅延、信用力の低い債権及び悪質な支払猶予の履

歴、支払条件、相殺されうる額その他の購入債権のプールの特性について評価できること。

四　内部格付手法採用行が、特定又はすべての購入債権のプールにおける総額ベースで一債務者に対する信用供与の集中を監視する有効な指針及び手続を設けていること。ただし、第二項に規定する購入リテール向けエクスポージャーについては、この限りでない。

五　内部格付手法採用行が、サービサーから購入債権の債務の繰延べ及び当該債権の希薄化に関する詳細な報告書を適時に受領しており、購入債権に関する当該内部格付手法採用行の適格基準及び信用供与の基準に適合していることを確認し、かつ、購入債権の譲渡人の売却条件及び希薄化を監視し確認することができること。

5　第一項第三号の「ワークアウトのシステムに関する基準」とは、次に掲げるものをいう。

一　内部格付手法採用行が、誓約条項、信用供与の基準、信用供与の集中制限、早期償還条項、その他の当該購入債権の購入に関する契約の条項及び利率並びに購入債権の適格性を定める行内の指針の順守状況を監視するために、明確かつ有効な指針、手続及び情報システムを設けており、かつ、当該情報システム上誓約条項違反及び権利放棄並びに既存の指針及び手続の例外的な取扱いを記録していること。

二　当該内部格付手法採用行が、購入債権について不適切な信用供与が行われることを防止するために、過剰な信用供与の発見、承認、監視及び是正のための明確かつ有効な指針、手続及び情報システムを設けていること。

三　リボルビング型取引における早期解約条項その他の誓約条項、誓約条項違反に対する対応策並びに法的手続の開始及び信用力が低下したエクスポージャーの処理に関する明確かつ有効な指針及び手続の制定その他の財務状態の劣化した購入債権の譲渡人若しくはサービサー又は購入債権プールの質が劣化した場合の取扱いに関する明確かつ有効な指針を設けていること。

6　第一項第四号の「担保、購入債権の債権者から債務者への信用供与の上限及び回収された資金の管理に関する明確かつ有効な基準」は、次に掲げる性質をすべて満たすものでなければならない。

一　利率、適格となる担保、必要書類、信用供与の集中制限、回収金の取扱いその他の債権購入に関するすべての主要な事項が書面で定められており、かつ、当該主要事項を定めるに当たって、購入債権の譲渡人又はサービサーの財務状態、リスクの集中、購入債権の質及び購入債権の譲渡人の顧客基盤の傾向その他すべての関連する重要な要素が考慮されていること。

二　内部管理上、信用供与の対象が、特定の担保、サービサーによる証明書、請求書明細又は船荷関連書類等の書面が付されたものに限定されていること。

7　第一項第五号の「すべての主要な行内の指針及び手続の遵守に関する基準」とは、次に掲げる事項並びにその他すべての主要な指針及び手続に係る遵守状況を評価するための実効的な内部手続が設けられていることをいう。

一　購入債権の購入がプログラムに基づく場合は、当該プログラムにおけるすべての重要な段階における定期的な内部査定又は外部査定

二　購入債権の譲渡人及びサービサーを評価する担当者と債務者を評価する担当者との間並びに購入債権の譲渡人及びサービサーに対する内部評価の担当者と外部評価の担当者との間が分離独立していることの確認

三　バック・オフィスに対する評価（担当者の資格、経験、人的構成の適切性及び支援システムに重点を置いたもの）

第六款　内部格付制度及び推計値の検証

（検証）

第二百三十三条　内部格付手法採用行は、内部格付制度及びその運用、PD、LGD 及び EAD の推計値の正確性並びにその一貫性を検証する頑健な制度を設けなければならない。

（バック・テスティング）

第二百三十四条　内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスポージャーについて債務者格付ごとに年一回以上の割合で定期的に PD の推計値と実績値を比較し、PD の推計値と実績値の乖離の度合いが当該格付について想定された範囲内にあることを検証しなければならない。

2　先進的内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスポージャーについて年一回以上の頻度で定期的に LGD の推計値と実績値を比較し、LGD の推計値と実績値の乖離の度合いが当該エクスポージャーに付与された案件格付又は当該エクスポージャーについて想定された範囲内にあることを検証しなければならない。

3　先進的内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスポージャーについてエクスポージャーごとに年一回以上の割合で定期的に EAD の推計値と実績値を比較し、EAD の推計値と実績値の乖離の度合いが当該エクスポージャーについて想定された範囲内にあることを検証しなければならない。

4　内部格付手法採用行は、リテール向けエクスポージャーについてプールごとに年一回以上の割合で定期的に PD、LGD 及び EAD の推計値とそれぞれの実績値を比較し、それぞれの PD、LGD 及び EAD の推計値と実績値の乖離の度合いが当該プールについて想定された範囲内にあることを検証しなければならない。

5　前各項に掲げる比較及び検証は、次に掲げるすべての条件を満たすものでなければならない。

一　可能な限り長期にわたる過去のデータが使用されていること。

二　比較に用いられる方法及びデータを明確に記載した書類が整備されていること。

（外部データによる内部格付制度の検証）

第二百三十五条　内部格付手法採用行は、前条に掲げる検証の手法以外の定量的な検証の手法及び関連する外部のデータ・ソースとの比較を行わなければならない。

２　前項に掲げる検証の手法は、次に掲げる性質をすべて満たすものでなければならない。

一　分析に用いるデータが、分析の対象となるポートフォリオに対して適切であり、定期的に更新され、かつ、関連する観測期間にわたるものであること。

二　長期の実績データに基づくものであること。

三　景気循環による構造的な影響を受けないものであること。

四　検証手法、データ・ソース又は対象期間の変更に関する書類が整備されていること。

（推計値の是正）

第二百三十六条　内部格付手法採用行は、PD、LGD 又は EAD の推計値と実績値が著しく乖離し、推計値の妥当性が疑われる状況について明確な基準を設けなければならない。

２　前項に掲げる基準を設けるに当たっては、内部格付手法採用行は、景気循環その他デフォルトの実績率の構造的な変動要因を考慮に入れなければならない。

３　PD、LGD 又は EAD の実績値が推計値を上回る状況が続く場合は、内部格付手法採用行は、PD、LGD 又は EAD の実績値を反映するように、推計方法及び推計値を修正しなければならない。

第七款　開示

（開示）

第二百三十七条　内部格付手法採用行は、金融庁長官が別に定める事項を開示しなければならない。

第八款　内部格付手法採用のための自己資本比率

（内部格付手法を用いるための自己資本比率）

第二百三十八条　内部格付手法を用いる銀行については、次の各号に掲げる銀行の区分に応じ、当該各号に定める要件を当該手法の採用及び継続使用の条件とする。

一　国際統一基準行　第二条第三号及び第十四条第三号の算式により得られる比率が八パーセント以上であること。

二　国内基準行　当該銀行を国際統一基準行であるとみなして第二条第一号及び第十四条第一号の算式により得られる比率が四・五パーセント以上であること。

第九款　株式等エクスポージャーに対する内部モデル手法の最低要件

（株式等エクスポージャーに対する内部モデル手法の承認）

第二百三十九条　内部格付手法採用行は、第百六十六条第七項に定める内部モデル手法を用いる場合（第百六十七条第四項において準用される場合を含む。この場合、この款において「株式等エクスポージャー」とあるのは「エクスポージャー」と読み替えるものとする。）は、金融庁長官の承認を受けなければならない。

（承認申請書の提出）

第二百四十条　内部モデル手法の使用について前条の承認を受けようとする銀行は、承認申請書に次

に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

一　商号

二　自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

2　前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　理由書

二　前項第二号に規定する責任者の履歴書

三　当該銀行が用いる内部モデルの手法及び内部モデル推計値の利用方法が、次条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類

四　その他承認に係る審査において参考となるべき事項を記載した書類

（内部モデル手法の承認の基準）

第二百四十一条　金融庁長官は、第二百三十九条の内部モデル手法の承認をしようとする場合、承認申請書を提出した銀行が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一　リスクの定量化に関する基準を満たすための態勢を整備していること。

二　内部統制に関する基準を満たすための態勢を整備していること。

三　検証に関する基準を満たすための態勢を整備していること。

2　前項第一号の「リスクの定量化に関する基準」とは、次に掲げるものをいう。

一　内部モデルに基づき算出された損失額が、当該銀行が保有する株式等エクスポージャーの長期のリスク特性に関連する市況の悪化に対して頑健なものであること。

二　株式投資の収益率分布を導出するに当たって、当該銀行が保有する株式等エクスポージャーのリスク特性を表すのに入手可能かつ有効な限りにおいて、最も長期の標本期間にわたるデータが用いられていること。

三　所要自己資本の額の算出に当たって、保守的かつ統計的に信頼できる推計結果を得るのに十分なデータが用いられていること。

四　第一号に掲げる市況の悪化を考慮する結果、関連する長期の市況又は景気の循環における潜在的な損失の推計が保守的に導出されていること。

五　内部モデル及び推計に用いるデータその他所要自己資本の額の算出の過程に加える調整が、保守的かつ一貫性のあるものであって、かつ、次に掲げる要件のすべてを満たすものであること。

イ　内部モデルによる推計の際に、当該銀行の保有する株式等エクスポージャーに関連する景気後退期を含む長期のデータを用いていない場合は、内部モデルに適切な調整が加えられたものであること又は内部モデルの推計結果が長期のデータを用いた場合と同様に保守的かつ実際的なものとなるよう入手可能なデータの実証分析に基づき様々な要因に調整が加えられていること。

ロ　バリュー・アット・リスク・モデルを構築する際に四半期より短いデータを四半期データと同等なものへと変換して用いる場合は、当該変換手法が実証的根拠に基づく適切なものであること。

ハ　データが不十分な場合又は適切な推計が困難となるような技術的制約がある場合は、推計値が適切となるように保守的な修正が加えられていること。

六　内部モデルが、当該銀行の保有する株式等エクスポージャーのポートフォリオの信用リスクの特性及び複雑性に見合ったものであること。

七　株式等エクスポージャーの収益率のボラティリティを推計するに当たって、利用可能で関連のある重要なデータ及び手法が用いられており、かつ、次に掲げる要件がすべて満たされていること。

イ　抽出標本の数及びデータ期間が、当該推計値が正確かつ頑健であることを信頼させるに足りるものであること。

ロ　収益率のボラティリティを推計するに当たっては、標本バイアス及び生存者バイアスを抑制するために、適切な措置が取られていること。

八　厳格かつ包括的なストレス・テストが実施されていること。

九　内部モデルが次に掲げる要件のすべてを満たすものであること。

イ　一般的な市場リスク及び当該銀行が保有する株式等エクスポージャーのポートフォリオに特有のリスクその他の株式等エクスポージャーの収益に関するすべての重要なリスクを適切に捕捉できるものであること。

ロ　過去の価格変動を適切に説明し、潜在的な集中の構成の程度及び変化を捕捉し、かつ、市場環境の悪化に対して頑健なものであること。

ハ　推計に用いるデータとして抽出されたエクスポージャーの母集団が、銀行が保有する株式等エクスポージャーの母集団と類似又は合致したものであること。

十　分散・共分散法その他の手法により株式等エクスポージャーのポートフォリオの明示的な相関を内部モデルに組み込む場合は、当該相関が実証分析によって裏付けられていること。

十一　個別の株式等エクスポージャーと代理変数、市場指標及びリスク・ファクターを紐付ける場合は、次に掲げる要件のすべてを満たすものであること。

イ　当該紐付けの方法は信頼するに足りるものであって、確からしく、かつ、概念的に健全なものであること。

ロ　紐付けの手法及び過程が、当該銀行が保有する個別の株式等エクスポージャーに対して適切であることが理論的及び実証的な根拠によって裏付けられていること。

ハ　当該銀行の保有に係る株式等エクスポージャーの収益率のボラティリティを推計するに当た

って、人的判断が定量的手法と組み合わされている場合は、定量的手法では考慮されなかった関連する重要な情報が人的判断において考慮されていること。

十二　ファクター・モデルを使用する場合は、当該ファクター・モデルは、次に掲げる要件のすべてを満たすものであること。

イ　使用されるリスク・ファクターは、当該銀行の保有に係る株式等エクスポージャーのポートフォリオに固有のリスク特性を捕捉するのに十分なものであること。

ロ　使用されるリスク・ファクターは、当該銀行の保有に係る株式等エクスポージャーの主要な部分が属する市場の適切な特性に対応したものであること。

ハ　一般的な市場リスク及び当該銀行の保有に係る株式等エクスポージャーに特有のリスクを捕捉できることその他の当該リスク・ファクターの選択の適切性が実証的な分析によって裏付けられていること。

3　第一項第二号の「内部統制に関する基準」とは、次に掲げるものをいう。

一　内部モデルと内部モデルを構築する過程について確立した指針、手続及び統制が設けられていること。

二　内部モデルが、銀行全体の経営情報システム及び内部格付手法の適用対象である株式等エクスポージャーのポートフォリオの管理と統合されており、かつ、次に掲げる事項について利用されていること。

イ　最低投資利回りの設定及び代替的な投資の評価

ロ　株式等エクスポージャーのポートフォリオのリスク調整後の実績その他の運用実績の測定及び評価

ハ　保有株式に対する資本の配賦及び総合的な自己資本の適切性の評価

三　内部モデルの修正の承認、内部モデルの入力値の審査、内部モデルの出力値の検証その他の内部モデルを構築する過程に係るすべての要素について定期的かつ独立した見直しが行われるように、確立した経営システム、手続及び統制機能が設けられていること。

四　投資限度が設けられており、かつ、株式等エクスポージャーの額を監視する適切なシステム及び手続が設けられていること。

五　内部モデルの設計及び運用について責任を負う部署が、個々の投資の管理について責任を負う部署から機能的に独立していること。

六　内部モデルの設計に関わるすべての部署が十分な能力を持っており、かつ、十分な技能をもった人員が当該部署に配属されていること。

4　第一項第三号の「検証に関する基準」とは、次に掲げるものをいう。

一　内部モデル及び内部モデルを構築する過程の有効性及び一貫性について検証を行うシステムが

設けられており、かつ、当該検証は、当該銀行をして内部モデル及び内部モデルを構築する過程について有意義かつ一貫性のある評価を行うことを可能ならしめるものであること。

二　年一回以上、景気循環を含む可能な限り長期のデータを用いて、実現及び未実現の損益から算出される収益率の実績値と内部モデルに基づく収益率の推計値との乖離の度合いを比較し、当該実績値が当該銀行の保有する個別の株式等エクスポージャー及び株式等エクスポージャーのポートフォリオについて予想された範囲内に収まっていることを示すことができること。

三　次に掲げる要件を満たす外部データを用いて定量的な手法に基づく検証及び比較を実施していること。

イ　当該銀行の保有する株式等エクスポージャーのポートフォリオに照らして適切なものであること。

ロ　定期的に更新され、適切な観測期間を包含するものであること。

ハ　様々な経済的状況を含む長期にわたるものであること。

四　前号に掲げる定量的な検証の手法及び用いるデータが一貫性を持つこと。

五　次に掲げる要件を満たす内部モデルを見直すための明確な基準を設けていること。

イ　内部モデルに基づく推計値が実績値から有意に乖離した場合その他の内部モデルの有効性が疑わしくなった場合における対処方法が設けられていること。

ロ　景気循環その他の株式等エクスポージャーの収益の構造的な変動要因の影響が考慮されていること。

六　当該銀行の株式等エクスポージャーに対する投資における四半期収益の実績値及び内部モデルに基づく推計値のデータを保存する適切なデータベースが構築され、かつ、維持されていること。

七　内部モデルでボラティリティを用いている場合はその推計値及び内部モデルで用いた代理変数の適切性について事後的な検証が行われていること。

八　四半期の予測に関するデータを異なる期間の予測に関するデータに変換した上で保存されており、かつ、保存された当該データを基に事後的な検証が行われていること。

（書類の整備）

第二百四十二条　第二百三十九条の承認を受けた内部格付手法採用行は、内部モデル及び当該内部モデルを作成する過程に係るすべての主要な事項を記載した書類を整備しなければならない。

2　前項に掲げる書類は、内部モデルの設計及びその運用の詳細にわたるものであって、かつ、リスクの定量化に関する基準、内部統制に関する基準及び検証に関する基準を遵守していることを証するものでなければならない。

3　第一項に掲げる書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　内部モデルを当該モデルの作成の際に用いたポートフォリオのセグメントと異なるポートフォ

リオのセグメントに属する株式等エクスポージャーへの適用状況

二　当該内部モデルに基づく推計の手法

三　内部モデルの作成、内部モデルの承認及び内部モデルの検証を担当する部署の責任

四　内部モデルの承認及び内部モデルの見直しに関する手続

五　内部モデルの手法を採用した理由（当該内部モデル及び内部モデル作成の手続によれば、当該銀行が保有する株式等エクスポージャーのリスクを適切に判別する推計結果が導かれることを裏付ける分析を含むもの）

六　内部モデルの主要な変更履歴及び直近の検証結果に基づく内部モデルを作成する手続の変更並びに当該変更と前条第四項第五号に掲げる内部モデルの検証基準との整合性（当該検証基準に基づき当該変更が行われた場合に限る。）

七　当該内部モデルの基礎となる理論、前提、係数及び変数の数学的及び実証的な根拠並びにモデルの推計に使用したデータ・ソースの詳細な内容

八　モデルの作成に利用した評価対象期間以外の期間及びモデルの作成に利用した標本以外の標本を利用したテストその他の説明変数の選択の適切性を検証するための統計的な手続

九　当該内部モデルが十分に機能しなくなる状況

4　前条第二項第十一号に掲げる代理変数、市場指標及び紐付けを用いている場合は、第一項に掲げる書類に、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　当該銀行が保有する株式等エクスポージャーのリスクと用いる代理変数及び紐付けが整合的であること。

二　代理変数及び紐付けは、当該銀行が保有する株式等エクスポージャーに関連する重要な過去の経済状況及び市場状況に基づくものであるか、又は適切な調整が行われたものであること。

三　代理変数及び紐付けが、当該銀行の保有する株式等エクスポージャーの潜在的リスクの推計を頑健なものとしていること。

5　前条第二項第五号イからハまでに掲げる調整、変換又は修正の内容及びこれらの基礎となる分析

6　前条第二項第十号に掲げる相関を内部モデルに組み込む際に用いる手法の詳細

7　前条第四項第二号に掲げる実績値と内部モデルに基づく推計値の乖離の度合いの比較及び同項第三号に掲げる内部モデルに基づく推計の結果と外部データ・ソースとの比較において用いた手法及び手法の変更履歴並びにデータ及びデータの変更履歴

（届出）

第二百四十三条　第二百三十九条の承認を受けた内部格付手法採用行は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一　第二百四十条第一項各号の事項に変更があった場合

二　内部モデルを変更した場合

三　リスクの定量化に関する基準、内部統制に関する基準又は検証に関する基準のいずれかを満たさない事由が生じた場合

（要件逸脱時の改善計画）

第二百四十四条　前条第三号に掲げる事由が生じた場合、第二百三十九条の承認を受けた内部格付手法採用行は、速やかに当該事由を改善するための計画について金融庁長官の承認を得なければならない。

２　前項に規定する場合において、当該内部格付手法採用行は、当該事由を改善する旨の計画の完了について金融庁長官の承認を得るまでの間は、内部モデル手法に代えて簡易手法を用いて株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。

（承認の取消し）

第二百四十五条　金融庁長官は、次の各号のいずれかの事由が生じた場合において、内部格付手法採用行が内部モデル手法を用いて株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出することが不適当と判断したときは、当該内部格付手法採用行の第二百三十九条の承認を取り消すことができる。

一　リスクの定量化に関する基準、内部統制に関する基準又は検証に関する基準のいずれかを満たさない事由が生じたとき。

二　第二百四十二条に掲げる書類を作成しなかった場合又は整備しなかった場合

第八章　証券化エクスポージャーの取扱い

第一節　総則

（証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット）

第二百四十六条　第六章及び前章の規定にかかわらず、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの計算は、この章の定めるところによる。

（千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー）

第二百四十七条　次に掲げるものは千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用した額を信用リスク・アセットの額とする。ただし、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額は除く。

一　この章の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー

二　信用補完機能を持つI/0ストリップス

２　前項各号に掲げる項目について個別貸倒引当金が設けられている場合は、当該項目について千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額から当該個別貸倒引当金の額を差し引くことができる。

（原資産の信用リスク・アセット）

第二百四十八条　銀行は、資産譲渡型証券化取引のオリジネーターである場合であって、次に掲げる条件のいずれかを満たさないときは、原資産に係る信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。

一　原資産に係る主要な信用リスクが第三者に移転されていること。

二　当該銀行が原資産に対して有効な支配権を有しておらず、銀行の倒産手続等においても当該銀行又は当該銀行の債権者の支配権が及ばないように、原資産が法的に銀行から隔離されており、かつ、かかる状態について適切な弁護士等（弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の規定による弁護士及び外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第二条第二号に定める外国弁護士を総称していう。）による意見書を具備していること。この場合において、次のイ又はロの要件を満たすときは、有効な支配権を有しているものとみなす。

イ　当該銀行が譲受人に対して当該原資産の買戻権を有していること。ただし、買戻権の行使が第六号に該当するクリーンアップ・コールである場合は、この限りでない。

ロ　当該銀行が当該原資産に係る信用リスクを負担していること。ただし、前号に反しない限度での劣後部分の保有は妨げられない。

三　当該証券化取引における証券化エクスポージャーに係る投資家の権利は、原資産の譲渡人である当該銀行に対する請求権を含むものでないこと。

四　原資産の譲受人が証券化目的導管体であって、かつ、当該証券化目的導管体の出資持分を有する者が、当該出資持分について任意に質権を設定し、又は譲渡する権利を有すること。

五　原資産の譲渡契約において次のイからハまでに掲げる条項のいずれかが含まれるものでないこと。

イ　原資産の平均的な信用力の向上を目的として、当該銀行が証券化エクスポージャーの裏付資産を構成する資産を交換するよう義務付ける条項。ただし、原資産を独立した無関係の第三者に対して市場価額で売却することを妨げない。

ロ　譲渡日以降に当該銀行による最劣後部分や信用補完の追加的な引受けを認める条項

ハ　証券化エクスポージャーの裏付資産の信用力の劣化に応じて投資家、第三者たる信用補完提供者その他の当該銀行以外の者に対する利益の支払を増加させる条項

六　当該証券化取引にクリーンアップ・コールが含まれる場合は、当該クリーンアップ・コールが次のイからハまでに掲げる条件のすべてを満たすものであること。

イ　クリーンアップ・コールの行使は、当該銀行の裁量にのみ依存すること。

ロ　クリーンアップ・コールが、投資家に損失が移転することを妨げる目的又は当該投資家の保

有する証券化エクスポージャーに対して信用補完を提供する目的で組成されたものでないこと。

ハ　クリーンアップ・コールの行使は、原資産又はオリジネーター以外のものが保有する未償還の証券化エクスポージャーの残高が当初の残高の十パーセント以下となった場合に限られること。

七　契約外の信用補完等を提供していないこと。

2　第六章第五節の規定は、前項第六号、第七号又は次に掲げる条件のいずれかを満たさない場合を除き、合成型証券化取引における原資産に対する信用リスクの削減について準用する。この場合において、第百十四条第一号中「エクスポージャー」とあるのは「原資産を構成するエクスポージャーのうち最も残存期間が長いもの」と、第百二十二条第二号中「関連会社を含む。」とあるのは「関連会社を含み、証券化目的導管体を除く。」と読み替えるものとする。

一　原資産に係る主要な信用リスクが第三者に移転されていること。

二　原資産の信用リスクの移転に係る契約において次のイからホまでに掲げる条項又はこれに類する移転される信用リスクの量を制限するその他の条項を含まないこと。

イ　信用事由が生じた場合でも保証、担保権又はプロテクションの支払が実行されないと見込まれる水準に下限を設定する条項、原資産を構成するエクスポージャーの信用力の低下に伴い信用補完の提供が終了する条項又はこれに類する信用リスクの移転を重大な程度に制限するその他の条項

ロ　原資産を構成するエクスポージャーの平均的な信用力の向上を目的として、銀行が原資産を構成する資産を交換するよう義務付ける条項

ハ　原資産を構成するエクスポージャーの信用力の低下に伴い信用補完の対価が上昇する条項

ニ　信用リスク削減手法に係る取引の実行日より後に銀行による最劣後部分や信用補完の追加的な引受けを定めた条項

ホ　原資産を構成するエクスポージャーの信用力の低下に応じて投資家、第三者である信用補完提供者その他の当該銀行以外の者に対する利益の支払を増加させる条項

三　信用リスク削減手法に係る契約は、関連のある法律に照らして適法かつ有効に成立しており、当該契約の諸条項に従って強制執行可能なものであることにつき、弁護士等の意見書を取得していること。

3　クリーンアップ・コールの行使が信用補完を提供する効果を有する場合には、銀行が契約外の信用補完等を提供したものとみなす。

第二節　証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額

第一款　標準的手法の取扱い

（標準的手法における証券化エクスポージャーに対する信用リスク・アセット）

第二百四十九条　標準的手法採用行が証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一　長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次のイ又はロの表に定めるところによる。

イ　オリジネーターのとき。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）の場合（パーセント）	再証券化エクスポージャーの場合（パーセント）
6―1	二十	四十
6―2	五十	百
6―3	百	二百二十五
6―4	千二百五十	
6―5		

ロ　イ以外のとき。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）の場合（パーセント）	再証券化エクスポージャーの場合（パーセント）
6―1	二十	四十
6―2	五十	百
6―3	百	二百二十五
6―4	三百五十	六百五十
6―5	千二百五十	

二　短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）の場合（パーセント）	再証券化エクスポージャーの場合（パーセント）
7―1	二十	四十
7―2	五十	百
7―3	百	二百二十五
7―4	千二百五十	

2　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合又は証券化エクスポージャーが無格付の場合は、当該証券化エクスポージャーは千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

一　適格格付機関の付与する格付が証券化取引における格付の適格性に関する基準のいずれかを満たさない場合

二　銀行が証券化取引における格付の利用に関する基準のいずれかを満たさない場合

三　適格格付機関が当該証券化エクスポージャーに付与する格付が証券化目的導管体に対して直接提供されている保証又はクレジット・デリバティブの効果を反映したものである場合であって、かつ、保証人又はプロテクション提供者が第百二十二条で定める適格な保証人又はプロテクション提供者に該当しない場合

3　前項第一号の「証券化取引における格付の適格性に関する基準」とは次に掲げるものをいう。

一　適格格付機関の付与する格付が、元本、利息その他の要素に照らして銀行が保有するエクスポージャーの信用リスクを適切に反映していること。

二　当該格付は、証券化エクスポージャーの格付機関として実績のある適格格付機関により付与されたものであること。

三　当該格付は、公表されており、かつ、格付推移行列に含まれるものであること。

四　銀行が保有する証券化エクスポージャーに対して付与された格付が、当該銀行による流動性補完、信用補完その他の事前の資金の払込みを伴わない方法による信用供与（第六項において「流動性補完等」という。）に基づき付与されたものではないこと。

4　第二項第二号に掲げる「証券化取引における格付の利用に関する基準」とは次に掲げるものをいう。

一　銀行が、同種の証券化エクスポージャーに対して利用する一又は複数の適格格付機関を定め、当該適格格付機関が付与する格付を継続性をもって利用すること。

二　同一の証券化取引を構成する証券化エクスポージャーについて個別の証券化エクスポージャーごとに異なる適格格付機関から取得した格付を利用していないこと。

三　銀行の保有する証券化エクスポージャーについて、包括的なリスク特性に係る情報を継続的に把握するために必要な体制が整備されていること。

四　銀行の保有する証券化エクスポージャーの裏付資産について、包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時に把握するために必要な体制が整備されていること。

五　銀行の保有する証券化エクスポージャーについて、当該証券化エクスポージャーに係る証券化取引についての構造上の特性を把握するために必要な体制が整備されていること。

六　銀行が、第一条第二号の二イ又はロの規定により再証券化取引から除かれる証券化取引に係るエクスポージャーを保有している場合には、当該証券化取引の裏付資産の一部又は全部となっている証券化エクスポージャーに係る裏付資産について、包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時に把握するために必要な体制が整備されていること。

七　第三号から前号までに掲げる基準を満たすための管理規程等を作成していること。

5　第五十三条の規定は、銀行が複数の適格格付機関の格付を利用しており、当該各適格格付機関が証券化エクスポージャーに付与した格付に対応するリスク・ウェイトが異なる場合について準用する。

6　銀行が保有する証券化エクスポージャーに対して当該銀行により流動性補完等が提供されている場合であって、当該流動性補完等が当該銀行が保有する証券化エクスポージャーの一部又は全部に対して行われていることが明らかであるときは、当該流動性補完等が行われていることが明らかである部分については、当該証券化エクスポージャー及び当該流動性補完等に係る信用リスク・アセットの額の合計額に代えて、当該証券化エクスポージャー又は当該流動性補完等に係る信用リスク・アセットの額のうち最大の額のみを自己資本比率の計算に用いることができる。

7　第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場合は、無格付（同項各号に該当する場合を含む。以下この条、次条及び第二百五十四条において同じ。）の証券化エクスポージャーについて、当該証券化エクスポージャーの裏付資産を構成する個別のエクスポージャーに対して適用されるリスク・ウェイトの加重平均値を適用することができる。

一　当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー（証券化エクスポージャーの裏付資産の全額に対して、金利スワップ、為替スワップのカウンターパーティの請求権その他の重要でない請求権を除いて、第一順位の担保権を有しているもの又は裏付資産の全額が第一順位の権利により裏付けられているもの（再証券化エクスポージャーである場合には、裏付資産の全部又は一部に再証券化エクスポージャーが含まれているものを除く。）をいう。以下同じ。）であること。

二　銀行が、当該証券化エクスポージャーの裏付資産の構成を常に把握していること。

8　第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場合は、ABCP プログラムに対して提供される無格付のコミットメント及び信用補完等の証券化エクスポージャーについて、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトの適用に代えて、当該証券化エクスポージャーの原資産を構成する個別の資産に対して適用されるリスク・ウェイトのうち最も高いものと百パーセントのうち、いずれか高い方を適用することができる。

一　当該証券化エクスポージャーが経済的に最劣後部分に該当せず、かつ、それらが構成する証券化取引において、最劣後部分が当該証券化エクスポージャーに対して十分な信用リスクを引き受けていると認められる場合

二　銀行が、当該証券化エクスポージャーに係る証券化取引の最劣後部分を保有していないこと。

9　第二項の規定にかかわらず、無格付の適格流動性補完のリスク・ウェイトは、当該適格流動性補完に係る契約の対象となる個々の裏付資産に対して適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高い

ものとすることができる。

（標準的手法におけるオフ・バランス取引の与信相当額）

第二百五十条　前条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるオフ・バランス取引に該当する証券化エクスポージャーについては、当該証券化エクスポージャーの名目額に当該各号に掲げる掛目を乗じた額をもって当該証券化エクスポージャーの与信相当額とする。

一　適格格付機関による格付に応じたリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額が算出される適格流動性補完　百パーセント

二　無格付の適格流動性補完　五十パーセント

三　適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分　零パーセント

四　前三号に掲げる証券化エクスポージャー以外のもの　百パーセント

２　銀行は、一の証券化エクスポージャーについて自ら引出条件の異なる信用供与枠を重複して設定していることが明らかであるときは、当該重複して設定していることが明らかである部分について、各信用供与枠に相当するオフ・バランス資産項目に係る信用リスク・アセットの額の合計額に代えて、最も高い掛目が適用される信用供与枠の信用リスク・アセットの額のみを自己資本比率の計算に用いることができる。

（標準的手法における信用リスク削減手法の取扱い）

第二百五十一条　銀行がオリジネーターでない場合において、証券化エクスポージャーに対する保証又はクレジット・デリバティブを提供している場合、当該銀行は、被保証債権又は原債権である証券化エクスポージャーを保有している場合と同様の方法により信用リスク・アセットを算出しなければならない。

２　第六章第五節の規定は、証券化エクスポージャーに対して信用リスク削減手法を適用する場合について準用する。この場合において、第百十四条第一号中「超えていないこと。」とあるのは「超えていないこと。この場合において、一の信用リスク削減手法が残存期間の異なる複数の証券化エクスポージャーに対して提供されている場合、エクスポージャーの残存期間は、残存期間が最も長い証券化エクスポージャーのものとする。」と、第百二十二条第二号中「適格格付機関が格付を付与しているもの」とあるのは「適格格付機関が４―３以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しており、かつ、信用リスク削減手法を勘案する当初の時点において、適格格付機関が４―２以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しているもの」と、「関連会社を含む。」とあるのは「関連会社を含み、証券化目的導管体を除く。」と読み替えるものとする。

（標準的手法における早期償還条項付の証券化取引の取扱い）

第二百五十二条　銀行は、オリジネーターとして、早期償還条項付の証券化エクスポージャーの債務者たる証券化目的導管体に対して、ターム型（信用供与の期間及び額が定められているものをいう。

以下同じ。)エクスポージャー及びリボルビング型エクスポージャーにより構成されうる原資産を譲渡した場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、投資家の保有する証券化エクスポージャーの額のうち、リボルビング型エクスポージャーを裏付資産とする部分に相当する額に、コントロール型の早期償還条項に対応する掛目又は非コントロール型の早期償還条項に対応する掛目及び対象となるエクスポージャーに係る証券化取引が行われなかった場合に原資産に対して適用されるリスク・ウェイトを乗じた額を信用リスク・アセットの額として算出しなければならない。ただし、留保された証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額又は原資産が証券化されなかった場合の原資産の信用リスク・アセットの額のいずれか大きい額を上限とする。

一　原資産の補充が行われる仕組の取引であって、裏付資産の補充が停止し、かつ、早期償還により銀行が新規のエクスポージャーを裏付資産に追加することを禁じられている場合

二　早期償還条項を有するリボルビング型取引のうち、ターム型の信用供与と類似した構造を持ち原資産のリスクがオリジネーターである銀行に遡及しない場合

三　銀行が一以上の信用供与枠を証券化しており、早期償還の実施以降も当該信用供与枠に係る債務者による追加的な引出のリスクを投資家が負っている場合

四　関連法令の重大な変更等、証券化された資産や裏付資産の譲渡人である銀行の財務状態に無関係な事由のみを早期償還事由とする場合

2　前項に掲げる「コントロール型の早期償還条項に対応する掛目」とは、次の表に掲げる掛目をいう。

<table>
<tr><th></th><th colspan="2">任意の時期に無条件で取消し可能である場合
(パーセント)</th><th>上記以外の場合
(パーセント)</th></tr>
<tr><td rowspan="7">リテール向けエクスポージャーの場合</td><td>トラッピング・ポイント（エクセス・スプレッドの留保が求められていない証券化取引では、トラッピング・ポイントの値は四・五パーセントとする。）に対する三月の平均エクセス・スプレッドの割合</td><td>掛目</td><td rowspan="7">掛目：九十</td></tr>
<tr><td>百三十三・三三以上</td><td>零</td></tr>
<tr><td>百三十三・三三未満百以上</td><td>一</td></tr>
<tr><td>百未満七十五以上</td><td>二</td></tr>
<tr><td>七十五未満五十以上</td><td>十</td></tr>
<tr><td>五十未満二十五以上</td><td>二十</td></tr>
<tr><td>二十五未満</td><td>四十</td></tr>
<tr><td>右記以外の場合</td><td colspan="2">掛目：九十</td><td>掛目：九十</td></tr>
</table>

(注)　トラッピング・ポイントとは、証券化目的導管体が契約上自己の勘定において留保するこ

とを義務付けられるエクセス・スプレッドの水準のことをいう。以下同じ。

3　第一項に掲げる「非コントロール型の早期償還条項に対応する掛目」とは、次の表に掲げる掛目をいう。

	任意の時期に無条件で取消し可能である場合（パーセント）		上記以外の場合（パーセント）
リテール向けエクスポージャーの場合	トラッピング・ポイント（エクセス・スプレッドの留保が求められていない証券化取引では、トラッピング・ポイントの値は四・五パーセントとする。）に対する三月の平均エクセス・スプレッドの割合	掛目	掛目：百
	百三十三・三三以上	零	
	百三十三・三三未満百以上	五	
	百未満七十五以上	十五	
	七十五未満五十以上	五十	
	五十未満	百	
右記以外の場合	掛目：百		掛目：百

第二款　内部格付手法の取扱い

（内部格付手法の対象となる証券化エクスポージャー）

第二百五十三条　内部格付手法採用行は証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットを計算する場合は、この款の規定によらなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、証券化エクスポージャーの原資産の信用リスク・アセットの過半が標準的手法の対象である場合には、標準的手法により当該証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を計算しなければならない。

3　第一項の規定にかかわらず、証券化エクスポージャーの原資産に対して適用すべき信用リスク・アセットの計算の手法が特定されていない場合には、銀行がオリジネーターであるときは第一款に定める標準的手法、それ以外のときはこの款で定める外部格付準拠方式により当該証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を計算しなければならない。

4　第二百四十九条第六項の規定は、この款の規定により信用リスク・アセットを計算する場合に準用する。

（信用リスク・アセットの計算手法）

第二百五十四条　内部格付手法採用行は、格付又は第二百五十六条第二項に定める推定格付が証券化エクスポージャーに付与されている場合には、外部格付準拠方式により信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。

２　第二百四十九条第二項から第五項までの規定は、前項の場合に準用する。

３　内部格付手法採用行は、証券化エクスポージャーが無格付である場合は、指定関数方式により信用リスク・アセットの額を算出することができる。

４　内部格付手法採用行は、ABCP プログラム（ABCP の満期が一年以内のものに限る。）に対する流動性補完、信用補完その他の証券化エクスポージャーが無格付である場合は、内部評価方式により信用リスク・アセットの額を算出することができる。

５　内部格付手法の適用対象である証券化エクスポージャーについて、外部格付準拠方式、指定関数方式又は内部評価方式により信用リスク・アセットを算出することができない場合は、当該証券化エクスポージャーは、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

（所要自己資本の上限）

第二百五十五条　内部格付手法採用行が一の証券化取引について保有する証券化エクスポージャーに対する所要自己資本の総額は、原資産に内部格付手法を適用した場合の所要自己資本の額を超えないものとすることができる。

２　前項の場合において、証券化取引に伴い増加した自己資本に係る控除額及び第二百四十七条第一項第二号に定める額は、所要自己資本の総額に含めないものとする。

（外部格付準拠方式）

第二百五十六条　内部格付手法採用行が外部格付準拠方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一　長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）の場合			再証券化エクスポージャーの場合	
	Nが六以上であり、かつ、当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー（内部評価方式による場合を含む。）である場合（パーセント）	Nが六以上の場合（パーセント）	Nが六未満の場合（パーセント）	当該再証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー（内部評価方式による場合を含む。）である場合（パーセント）	当該再証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー（内部評価方式による場合を含む。）でない場合（パーセント）
８－１	七	十二	二十	二十	三十
８－２	八	十五	二十五	二十五	四十

８－３	十	十八	三十五	三十五	五十
８－４	十二	二十		四十	六十五
８－５	二十	三十五		六十	百
８－６	三十五	五十		百	百五十
８－７	六十	七十五		百五十	二百二十五
８－８	百			二百	三百五十
８－９	二百五十			三百	五百
８－１０	四百二十五			五百	六百五十
８－１１	六百五十			七百五十	八百五十
８－１２	千二百五十				

（注）　Ｎとは、第二百六十一条第一項又は第三項に定めるエクスポージャーの実効的な個数をいう。次号及び第三百二条の三において同じ。

二　短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）の場合			再証券化エクスポージャーの場合	
	Ｎが六以上であり、かつ、当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー（内部評価方式による場合を含む。）である場合（パーセント）	Ｎが六以上の場合（パーセント）	Ｎが六未満の場合（パーセント）	当該再証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー（内部評価方式による場合を含む。）である場合（パーセント）	当該再証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー（内部評価方式による場合を含む。）でない場合（パーセント）
７－１	七	十二	二十	二十	三十
７－２	十二	二十	三十五	四十	六十五
７－３	六十	七十五		百五十	二百二十五
７－４	千二百五十				

２　次に掲げる要件の全てを満たす無格付の証券化エクスポージャー（第二百五十四条第二項において準用する第二百四十九条第二項各号に該当する場合を含む。以下この条において同じ。）は、当該証券化エクスポージャーに劣後する証券化エクスポージャーの中で最も優先するもの（以下この項において「参照証券化エクスポージャー」という。）に対して適格格付機関の付与する格付（以下この条において「推定格付」という。）を有するものとみなす。

一　参照証券化エクスポージャーは、裏付資産、信用リスク削減手法の適用状況その他の優先劣後構造に関する要素を勘案したうえで、当該無格付の証券化エクスポージャーに劣後するものであること。

二　参照証券化エクスポージャーの残存期間が、当該無格付の証券化エクスポージャーの残存期間

を下回るものでないこと。

三　参照証券化エクスポージャーに付与された格付は、第二百四十九条第四項に定める証券化取引における格付の利用に関する基準を満たすものであること。

3　内部格付手法採用行は、参照証券化エクスポージャーに対する適格格付機関による格付の変更がなされた場合、継続的に当該変更を推定格付に反映させ、更新を行わなければならない。

4　第二項に掲げるものを除き、無格付の証券化エクスポージャーは千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

（指定関数方式）

第二百五十七条　内部格付手法採用行が指定関数方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットは、第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式に要する所要自己資本の額は、第二号に定めるところにより算出する。

一　信用リスク・アセット＝　所要自己資本の額　×　12.5

二　所要自己資本の額は、裏付資産の総額に次のイ又はロに掲げるいずれか大きい方を乗じた額とする。

イ　0.0056×T（当該証券化エクスポージャーが再証券化エクスポージャーである場合にあっては、0.016×T）

この式においては、(T) は、第二百六十条の規定により算出したエクスポージャーの厚さを表すものとする。以下同じ。

ロ　S[L+T]－S[L]

この式においては、(L) は、第二百五十九条の規定により算出した信用補完レベルを表すものとする。以下同じ。

2　前項に掲げる「指定関数（S[x]）」とは、以下に定める関数をいう。

$$S[L]=\begin{cases} L & (L \le K_{IRB} \text{のとき}) \\ K_{IRB}+K[L]-K[K_{IRB}]+(d \cdot K_{IRB}/20)(1-e^{20(K_{IRB}-L)/K_{IRB}}) & (K_{IRB}<L \text{のとき}) \end{cases}$$

$$h = (1 - K_{IRB} / \underline{LGD})^N$$

$$c = K_{IRB} /(1 - h)$$

$$v = \frac{(\underline{LGD} - K_{IRB}) K_{IRB} + 0.25 (1 - \underline{LGD}) K_{IRB}}{N}$$

$$f = \left(\frac{v + K_{IRB}^2}{1 - h} - c^2 \right) + \frac{(1 - K_{IRB}) K_{IRB} - v}{1000 (1 - h)}$$

$$g = \frac{(1 - c)c}{f} - 1$$

$$a = g \cdot c$$

$$b = g \cdot (1 - c)$$

$$d = 1 - (1 - h) \cdot (1 - Beta[K_{IRB}; a, b])$$

$$K[L] = (1 - h) \cdot ((1 - Beta[L; a, b]) L + Beta[L; a + 1, b] c).$$

この式において、Beta［L；a,　b］、K_{IRB}、N、LGDは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Beta［L；a,　b］　Lで評価したパラメーターa及びbをもつ累積ベータ分布

K_{IRB}　次条の規定により算出した裏付資産の所要自己資本率

N　第二百六十一条の規定により算出したエクスポージャーの実効的な個数

LGD　第百七十三条第五項又は第二百六十二条の規定により算出した裏付資産を構成するエクスポージャーの加重平均LGD

3　第一項により算出された値が千二百五十パーセント以上である場合、当該証券化エクスポージャーは千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

4　前項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとされた証券化エクスポージャーについて個別貸倒引当金又は裏付資産に係る購入債権のディスカウント部分（返金を要しないものに限る。）がある場合には、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額は、それらの額を減額した額とすることができる。

（所要自己資本率（K_{IRB}））

第二百五十八条　前条第二項に掲げる「所要自己資本率（K_{IRB}）」とは、裏付資産のエクスポージャーの総額に対して裏付資産の期待損失額及び信用リスク・アセットの八パーセントの合計額が占める割合を小数で表したものをいう。

2　所要自己資本率の算出に当たっては、証券化取引に関係する証券化目的導管体の全資産を裏付資産として扱う。

3　所要自己資本率の算出に当たっては、裏付資産に適用される信用リスク削減手法の効果を勘案す

ることができる。

4　所要自己資本率の算出のために裏付資産の所要自己資本の額及び裏付資産のエクスポージャーの総額を算出するに当たって、裏付資産のエクスポージャーに対する個別貸倒引当金及び購入債権のディスカウント部分（返金を要しないものに限る。）を勘案してはならない。

（信用補完レベル（L））

第二百五十九条　第二百五十七条第一項第二号ロに掲げる「信用補完レベル（L）」とは、裏付資産のエクスポージャーの総額に対して、所要自己資本の額の計算の対象となる証券化エクスポージャーに劣後する証券化エクスポージャーの総額が占める割合を小数で表したものをいう。

2　信用補完レベルを計算するに当たって、個別のトランシェを対象とした信用補完の効果を勘案してはならない。

3　信用補完レベルを計算するに当たって、証券化取引に伴い増加した自己資本及び信用補完機能を持つI/0ストリップスを計算に含めてはならない。

4　所要自己資本率の算出の対象となる証券化エクスポージャーに劣後する金利スワップ及び通貨スワップのエクスポージャーの額は、当該エクスポージャーの現在価値が測定可能な場合に限り、劣後する証券化エクスポージャーとして扱うことができる。ただし、当該現在価値が零を下回る場合は零として扱う。

5　信用補完レベルを計算するに当たって、裏付資産からのキャッシュ・フローを蓄積させた準備金であって、所要自己資本率の算出の対象となる証券化エクスポージャーに劣後するものは、劣後する証券化エクスポージャーとして扱うことができる。

（エクスポージャーの厚さ（T））

第二百六十条　第二百五十七条第一項第二号イに掲げる「エクスポージャーの厚さ（T）」とは、裏付資産のエクスポージャーの総額に対して当該証券化エクスポージャーの額が占める割合を小数で表したものをいう。

2　エクスポージャーの厚さを計算するに当たって、金利スワップ又は通貨スワップから生じるエクスポージャーの計算においては第七十九条から第七十九条の四の六までの規定を準用する。この場合において、「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。

（エクスポージャーの実効的な個数（N））

第二百六十一条　第二百五十七条第二項に掲げる「エクスポージャーの実効的な個数（N）」とは、次に掲げる算式により算出される値をいう。

$$N = \frac{(\sum_i EAD_i)^2}{\sum_i EAD_i^2}$$

EAD_iは、裏付資産に含まれる第ｉ番目のエクスポージャー（同一債務者に対する複数のエクスポージャーは一のエクスポージャーとみなす。）のEAD

２　再証券化エクスポージャーについて前項の計算を行う場合は、当該再証券化エクスポージャーの裏付資産である証券化エクスポージャーのEADを用いる。

３　裏付資産のうち最もEADの大きいエクスポージャーのEADが当該裏付資産総額に占める割合（C_1）が明らかな場合は、第一項の算式に代えて、次の算式を用いてエクスポージャーの実効的な個数（N）を算出することができる。

$$N = \frac{1}{C_1}$$

（裏付資産の加重平均LGD（LGD））

第二百六十二条　第二百五十七条第二項に掲げる「裏付資産の加重平均 LGD（LGD）」とは、次に掲げる算式により算出される値をいう。

$$\underline{LGD} = \frac{\sum_i LGD_i \cdot EAD_i}{\sum_i EAD_i}$$

LGD_iは、第ｉ番目のエクスポージャー（同一債務者に対する複数のエクスポージャーは一のエクスポージャーとみなす。）のLGD

２　購入債権を裏付資産とする証券化エクスポージャーについては、前項の規定にかかわらず、LGDを第百七十三条第五項に掲げる算式により算出される値とする。

３　再証券化エクスポージャーについては、前二項の規定にかかわらず、LGDを百パーセントとする。

４　第百七十三条第五項ただし書の規定は、内部格付手法採用行が、裏付資産のデフォルト・リスク及び希薄化リスクを一体として管理する証券化エクスポージャーについて、当該裏付資産の加重平均LGDを算出する場合に準用する。

（N及びLGDの計算における簡便法）

第二百六十三条　第二百五十七条第一項に規定する場合において、裏付資産がリテール向けエクスポージャーのときは、同条第二項の規定にかかわらず、h及びvを零とすることができる。

２　第二百六十一条第三項に規定する（C_1）が〇・〇三以下の場合は、前条第一項の規定にかかわらず、LGDは〇・五〇とし、エクスポージャーの実効的な個数（N）は、第二百六十一条第一項の規定にかかわらず、次の算式で求められる値とすることができる。ただし、C_mが明らかでない場合は、Nを$\frac{1}{C_1}$とすることができる。

$$N = \left(C_1 C_m + \left(\frac{C_m - C_1}{m-1} \right) \max\{1 - m C_1, 0\} \right)^{-1}$$

Cmは、裏付資産に含まれる資産のうち、最もEADの大きなものから順にm個のエクスポージャーのEADの総額が当該裏付資産総額に占める割合

（内部評価方式）

第二百六十四条　内部格付手法採用行は、金融庁長官の承認がある場合、内部評価方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出することができる。

２　内部格付手法採用行は、前項の場合、内部格付を適格格付機関の付与する格付に紐付けし、第二百五十六条第一項各号に定める当該格付に対応するリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすることができる。

３　金融庁長官は、内部評価方式を用いて信用リスク・アセットの額を算出することが不適当と判断したときは、第一項の承認を取り消すことができる。

（内部評価方式の運用要件）

第二百六十五条　内部格付手法採用行は、内部評価方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するには、次に掲げる運用要件を満たさなければならない。

一　ABCPに対して適格格付機関による格付が付与されており、かつ、当該格付が証券化取引における格付の適格性に関する基準をすべて満たすこと。

二　ABCPプログラムに対する証券化エクスポージャーの信用リスクに係る内部評価が、適格格付機関が当該ABCPプログラムの購入した原資産に用いる評価基準に準拠したものであり、かつ、最初に評価した日において投資適格相当以上であること。

三　内部評価が経営情報及び資本配賦のシステムその他の銀行の内部リスク管理のプロセスに組み込まれており、かつ、前章第四節に定める内部格付手法の最低要件に沿ったものであること。

四　内部評価手続によってリスクの程度が識別され、かつ、各内部評価が適格格付機関のいずれの格付に対応するかを明確に定められていること。

五　内部評価のプロセス（信用補完の水準を定めるためのストレス・ファクターを含む。）が、主要な適格格付機関が公表している評価基準以上に保守的なものであること。ただし、この号に掲げる適格格付機関は、内部評価のプロセスにおいて評価の対象とするABCPプログラムにおいて購入される原資産と同種の資産を裏付資産とするABCPの格付を行っているものに限る。

六　ABCPに対して二以上の適格格付機関による格付が付与されている場合で、同等の格付を取得するのに必要とされる信用補完の水準が異なるときは、より保守的な信用補完の水準を要求する適格格付機関のストレス・ファクターを用いること。

七　ABCPに格付を付与する適格格付機関の選択に当たっては、総じて格付手法の比較的緩やかな格

付機関のみを選択することなく、かつ、選択した適格格付機関が格付手法（ストレス・ファクターを含む。）を変更した場合は、内部評価の基準を変更する必要性について検討するものであること。

八　評価の対象とする資産又はエクスポージャーについて適格格付機関の格付手法が公表されていること。ただし、ABCP の格付を行う適格格付機関の格付手法の適用対象に含まれない新規の取引又は特殊な取引については、当該取引に基づく ABCP に内部評価手法を用いることにつき金融庁長官の承認を得た場合は、この限りでない。

九　内部若しくは外部の監査人、適格格付機関又は行内の信用評価若しくはリスク管理部門が内部評価のプロセス及びその有効性について定期的な見直しを行うこと。

十　前号に掲げる監査を行う者は、顧客対応及び ABCP を担当する営業部門から独立していること。

十一　内部評価方式による運用の実績を評価するために当該実績が継続的に記録されており、かつ、エクスポージャーの実績が対応する内部評価から恒常的に乖離している場合は必要に応じて調整が行われていること。

十二　ABCP プログラムにおける資産の引受けに関するガイドラインが設けられており、かつ、原資産の購入取引の仕組の概要が定められていること。

十三　証券化取引における原資産の譲渡人のリスク特性に関する信用分析が行われていること。

十四　次に掲げる事項その他の購入する原資産の適格性に関する基準を設けていること。

イ　長期にわたって延滞している債権及びデフォルトした債権の購入の禁止

ロ　個別債務者又は地域的な信用供与の集中制限

ハ　購入可能な債権の満期に関する上限

十五　ABCP プログラムにおいて購入を検討している資産のプールの損失を推計するに当たっては、信用リスク及び希薄化リスクその他の生じうるリスクに関するすべての要因を勘案しなければならない。

十六　裏付資産のポートフォリオの潜在的な信用力低下を防止するために、エクスポージャーのプールごとに購入停止措置その他の資産の購入に関する対策が ABCP プログラムに組み込まれていること。

（内部格付手法におけるオフ・バランス資産項目の与信相当額等）

第二百六十六条　オフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーについて外部格付準拠方式又は内部評価方式により信用リスク・アセットの額を計算する場合には、信用リスク想定元本額の未実行の部分の額について百パーセントの掛目を乗じた額を当該証券化エクスポージャーの与信相当額とする。

２　第二百五十七条の規定にかかわらず、オフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーに

ついて指定関数方式により信用リスク・アセットの額を計算する場合で、所要自己資本率の計算を行うことができないときは、当該オフ・バランス資産項目に係る未実行部分の額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。ただし、適格流動性補完に係る証券化エクスポージャーについては、想定元本額のうち未実行部分の額を与信相当額として裏付資産を構成する個々の資産に対して標準的手法で適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いリスク・ウェイトを乗じた額をもって、信用リスク・アセットの額とすることができる。

（重複するオフ・バランス資産項目の取扱い）

第二百六十七条　第二百五十条第二項の規定は、内部格付手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットを計算する場合に準用する。ただし、別段の定めのない限り、オフ・バランス資産項目である証券化エクスポージャーの額に対する掛目は百パーセントとする。

（適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの取扱い）

第二百六十八条　第二百五十条第一項第三号の規定は、内部格付手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットを計算する場合に準用する。

（内部格付手法における信用リスク削減手法の取扱い）

第二百六十九条　第百五十四条第一項、第三項及び第四項、第百五十六条第三項から第五項まで並びに第百五十七条第一項及び第二項の規定は、証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法に準用する。この場合において、「事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「証券化エクスポージャー」と、「基礎的内部格付手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。

２　前項において、当該信用リスク削減手法の効果は、当該証券化エクスポージャーの優先部分から順に当該信用リスク削減手法の額に満つるまで当該信用リスク削減手法を適用する。ただし、次に掲げる場合は、各号に定める割合で適用することができる。

一　信用リスク削減手法がファースト・ロスを引き受ける場合　証券化エクスポージャーの額に対して信用リスク削減手法が引き受けるファースト・ロスの額が占める割合

二　信用リスク削減手法が一定の割合で証券化エクスポージャーに生じた損失を引き受ける場合　当該一定の割合

（内部格付手法における早期償還条項の取扱い）

第二百七十条　第二百五十二条の規定は、内部格付手法により早期償還条項付の証券化取引に係る信用リスク・アセットの額を算出する場合に準用する。この場合において、「投資家の保有する証券化エクスポージャーの額」とあるのは、「証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額」と読み替えるものとする。

２　前項の計算において、想定元本額の未実行の部分のEADは、証券化された実行済みの信用供与の

額に対して投資家の持分が占める割合を想定元本額の未実行の部分に乗じて得た値とする。

3　第一項の計算において、投資家の持分に対する信用リスク・アセットの額は、投資家の保有する証券化エクスポージャーの額に第二百五十二条第二項又は第三項に定める掛目及び所要自己資本率を乗じて得た値とする。

第八章の二　ＣＶＡリスク

第一節　算出方式

（ＣＶＡリスク相当額の算出）

第二百七十条の二　銀行は、次節に定める標準的リスク測定方式を用いて、次の各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るＣＶＡリスク相当額を算出しなければならない。

一　中央清算機関

二　銀行が適格中央清算機関の間接清算参加者である場合であって、次に掲げる要件の全てを満たす取引に係る直接清算参加者

イ　間接清算参加者のトレード・エクスポージャーについて、次に掲げる場合における間接清算参加者の損失の発生を防ぐための方策を適格中央清算機関又は直接清算参加者が講じていること。

(1)　直接清算参加者が債務不履行又は支払不能となった場合

(2)　他の間接清算参加者が債務不履行又は支払不能となった場合

ロ　間接清算参加者がその適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を委託している直接清算参加者が債務不履行又は支払不能により適格中央清算機関の清算参加者としての資格を失った場合においても、間接清算参加者が追加的な負担をすることなく他の直接清算参加者又は適格中央清算機関と当該トレード・エクスポージャーに関する契約を継続又は承継するための枠組みが存在していること。

三　資金清算機関等

2　前項の規定にかかわらず、銀行が債券等（第二百八十一条に規定する債券等をいう。以下この章において同じ。）に係る個別リスクの算出について第二百七十二条の承認を受けており、かつ、第七十九条の四第一項（第百五十七条第五項又は第百六十五条第五項において準用する場合を含む。）の承認を受けている場合には、第三節に定める先進的リスク測定方式を用いて、次の各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るＣＶＡリスク相当額を算出しなければならない。

一　中央清算機関

二　銀行が中央清算機関の間接清算参加者である場合であって、前項第二号に掲げる要件の全てを満たす取引に係る直接清算参加者

三　資金清算機関等

３　第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる銀行のいずれにも該当しない国内基準行にあっては、第四節に定める簡便的リスク測定方式を用いて、同項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るＣＶＡリスク相当額を算出することができる。

一　内部格付手法採用行

二　内部モデル方式採用行

三　先進的計測手法採用行

四　期待エクスポージャー方式の使用について第七十九条の四第一項（第百五十七条第五項又は第百六十五条第五項において準用する場合を含む。）の承認を受けた銀行

４　第一項及び前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる銀行のいずれにも該当しない国内基準行が、直近の算出基準日において次節に定める標準的リスク測定方式を用いてＣＶＡリスク相当額を算出している場合には、やむを得ない理由によりその使用を継続することができない旨をあらかじめ金融庁長官に届け出たときを除き、これを継続して用いなければならない。

第二節　標準的リスク測定方式

（標準的リスク測定方式によるＣＶＡリスク相当額）

第二百七十条の三　標準的リスク測定方式を用いて算出するＣＶＡリスク相当額は、次に掲げる算式により算出した所要自己資本額(K)とする。

$$\text{所要自己資本額(K)} = 2.33\times h^{0.5}\times\left(\left(\sum_i 0.5\times w_i\times\left(M_i\times EAD_i^{total}-M_i^{hedge}\times B_i\right)-\sum_{ind} w_{ind}\times M_{ind}\times B_{ind}\right)^2+\sum_i 0.75\times w_i^2\times\left(M_i\times EAD_i^{total}-M_i^{hedge}\times B_i\right)^2\right)^{0.5}$$

hは、保有期間（ただし、hの値は一とする。）

w_iは、取引相手方ｉに係る掛目

M_iは、第百五十八条第一項に規定する実効マチュリティであって取引相手方ｉに係る派生商品取引に係るものとする。この場合において、同項中「一年に満たない場合は一年とし、五年を超える場合は五年とする。」とあるのは、「一年に満たない場合は一年とする。」と読み替えるものとする。

EAD_i^{total}は、取引相手方ｉに係るネッティング・セットの与信相当額の割引現在価値

M_i^{hedge}は、ＣＶＡリスクのヘッジ手段として用いる取引相手方ｉに係る取引のマチュリティ

B_iは、ＣＶＡリスクのヘッジ手段として用いる取引相手方ｉに係る取引の想定元本額の割引現在価値

w_{ind}は、ＣＶＡリスクのヘッジ手段として用いるインデックス・クレジット・デフォルト・スワップに係る掛目

M_{ind}は、ＣＶＡリスクのヘッジ手段として用いるインデックス・クレジット・デフォルト・スワッ

プのマチュリティ

B_{ind}は、ＣＶＡリスクのヘッジ手段として用いるインデックス・クレジット・デフォルト・スワップの想定元本額の割引現在価値

２　前項のw_iは、適格格付機関により付与された取引相手方ｉに係る格付に対応する信用リスク区分（第五十六条第一項に掲げる主体以外の主体についても、同項第一号の表を準用するものとする。）に応じ、次の表の左欄に定めるものとする。

信用リスク区分	１―１	１―２	１―３	１―４	１―５	１―６
ウェイトw_i（パーセント）	○・七	○・八	一・○	二・○	三・○	十・○

３　第一項のw_{ind}は、インデックス・クレジット・デフォルト・スワップを構成する単一の債務者に係るクレジット・デリバティブのクレジット・スプレッドの加重平均に対応する信用リスク区分に応じ、前項の表の左欄に定めるものとする。

４　第一項のEAD_i^{total}は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める取引相手方ｉに係るネッティング・セットごとに算出した額とする。

一　カレント・エクスポージャー方式を用いる場合　第六章第五節第三款に規定する包括的手法を使用する場合の信用リスク削減手法を適用した後のエクスポージャーの額の割引現在価値

二　標準方式を用いる場合　第七十九条の三に規定する与信相当額の割引現在価値

三　期待エクスポージャー方式を用いる場合　第七十九条の四第二項に規定する与信相当額

５　第一項並びに前項第一号及び第二号の割引現在価値は、次に掲げる算式により算出するものとする。

（割引現在価値）＝（想定元本額又は与信相当額）×$(1-EXP(-0.05\times M_x))/(0.05\times M_x)$

M_xは、対応するM_i、M_i^{hedge}又はM_{ind}

６　第一項の規定によりＣＶＡリスク相当額を算出する場合には、次に掲げる取引であってＣＶＡリスクのヘッジを目的とするものに限り、ＣＶＡリスクに対するヘッジ効果を反映させることができる。

一　単一の債務者を参照するクレジット・デフォルト・スワップ

二　単一の債務者を参照するコンティンジェント・クレジット・デフォルト・スワップ

三　前二号に掲げるものと同等であると認められるヘッジ手段に係る取引

四　インデックス・クレジット・デフォルト・スワップ

７　第四項第一号又は第二号に掲げる場合において、第一項のEAD_i^{total}（直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーに係るものに限る。）を算出する

場合には、第四項第一号又は第二号に定める額に次の掛目を乗じた額を、当該ネッティング・セットのEAD_i^{total}とすることができる。

掛目＝$\sqrt{}$（Tm/10）

Tmは、第七十九条の四第七項の規定を準用して算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号中「ネッティング・セット　二十営業日」とあり、及び「ネッティング・セット　十営業日」とあるのは、「ネッティング・セット　五営業日」と読み替えるものとする。

第三節　先進的リスク測定方式

（先進的リスク測定方式によるＣＶＡリスク相当額）

第二百七十条の四　先進的リスク測定方式を用いて算出するＣＶＡリスク相当額は、第二百七十二条の承認を受けて用いる内部モデルに基づき算出した次に掲げる額の合計額とする。

一　算出基準日のＣＶＡバリュー・アット・リスク（クレジット・スプレッドをマーケット・リスク・ファクターとした場合におけるＣＶＡのバリュー・アット・リスクをいう。以下この節において同じ。）に三を乗じて得た額

二　算出基準日のＣＶＡストレス・バリュー・アット・リスク（クレジット・スプレッドをマーケット・リスク・ファクターとした場合におけるストレス期間の市場データに基づくＣＶＡのバリュー・アット・リスクをいう。以下この節において同じ。）に三を乗じて得た額

２　ＣＶＡバリュー・アット・リスクを算出する場合には、期待エクスポージャーの算出に用いた現在の市場データを使用しなければならない。

３　ＣＶＡストレス・バリュー・アット・リスクを算出する場合には、期待エクスポージャーの算出に用いたストレス期間のうち適切な一年間をストレス期間として使用しなければならない。

４　ＣＶＡバリュー・アット・リスク及びＣＶＡストレス・バリュー・アット・リスクを算出する場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法を用いなければならない。

一　ポジションの時価を再計算することによりマーケット・リスク相当額を算出する内部モデルを使用している場合　次に掲げる算式により得られる値を用いてＣＶＡバリュー・アット・リスク及びＣＶＡストレス・バリュー・アット・リスクを算出する方法

$$CVA = \left(LGD_{MKT}\right) \times \sum_{i=1}^{T} Max\left(0, EXP\left(-\frac{s_{i-1} \times t_{i-1}}{LGD_{MKT}}\right) - EXP\left(-\frac{s_i \times t_i}{LGD_{MKT}}\right)\right) \times \left(\frac{EE_{i-1} \times D_{i-1} + EE_i \times D_i}{2}\right)$$

LGD_{MKT}は、取引相手方に係る債券等の市場におけるスプレッドに基づく当該取引相手方のLGD（以下この節において同じ。）

t_iは、現時点からＥＥ$_i$をｉ回目に再評価するまでの期間（以下この節において同じ。）

t_Tは、取引相手方とのネッティング・セットにおける最長の契約満期（以下この節において同じ。）

s_iは、期間t_iに対応する取引相手方のクレジット・スプレッド（以下この節において同じ。）

D_iは、期間t_iに対応するディスカウント・ファクター（期間t_iが経過する時点における価値を一とした場合の割引現在価値であってリスクフリー・レートを用いて算出したものをいう。ただし、D_0の値は一とする。以下この節において同じ。）

EE_iは、期間t_iにおける取引相手方に対する期待エクスポージャー（以下この節において同じ。）

二　特定の期間帯におけるクレジット・スプレッドの変動に対する感応度を用いてマーケット・リスク相当額を算出する内部モデルを使用している場合　次に掲げる算式により得られるスプレッドの変動に対する感応度を用いてＣＶＡバリュー・アット・リスク及びＣＶＡストレス・バリュー・アット・リスクを算出する方法

$$RegulatoryCS01_i = 0.0001 \times t_i \times EXP\left(-\frac{s_i \times t_i}{LGD_{MKT}}\right) \times \left(\frac{EE_{i-1} \times D_{i-1} - EE_{i+1} \times D_{i+1}}{2}\right)$$

$(i < T$のとき$)$

$$RegulatoryCS01_T = 0.0001 \times t_T \times EXP\left(-\frac{s_T \times t_T}{LGD_{MKT}}\right) \times \left(\frac{EE_{T-1} \times D_{T-1} + EE_T \times D_T}{2}\right)$$

$(i = T$のとき$)$

三　パラレル・シフトを仮定したクレジット・スプレッドの変動に対する感応度を用いてマーケット・リスク相当額を算出する内部モデルを使用している場合　次に掲げる算式により得られるスプレッドの変動に対する感応度を用いてＣＶＡバリュー・アット・リスク及びＣＶＡストレス・バリュー・アット・リスクを算出する方法

$$RegulatoryCS01 = 0.0001 \times \sum_{i=1}^{T}\left(t_i \times EXP\left(-\frac{s_i \times t_i}{LGD_{MKT}}\right) - t_{i-1} \times EXP\left(-\frac{s_{i-1} \times t_{i-1}}{LGD_{MKT}}\right)\right) \times \left(\frac{EE_{i-1} \times D_{i-1} + EE_i \times D_i}{2}\right)$$

5　前項の規定にかかわらず、第七十九条の四第六項（第百五十七条第五項又は第百六十五条第五項において準用する場合を含む。）に規定する方法を使用する場合には、ネッティング・セットにおける最も長いマチュリティの二分の一に相当する期間又は当該ネッティング・セットに含まれる全ての派生商品取引に係る想定元本額の名目額により加重平均したマチュリティのいずれか大きい期間をt_Tとし、当該ネッティング・セットの実効ＥＰＥをEE_iとしなければならない。

6　ＣＶＡバリュー・アット・リスク及びＣＶＡストレス・バリュー・アット・リスクを算出する場合には、前条第六項各号に掲げる取引であってＣＶＡリスクのヘッジを目的とするものに限り、Ｃ

ＶＡリスクに対するヘッジ効果を反映させることができる。

７　前項の場合において、インデックス・クレジット・デフォルト・スワップによるＣＶＡリスクに対するヘッジ効果を反映させるときは、当該インデックス・クレジット・デフォルト・スワップと単一の債務者に係るクレジット・スプレッドの間のベーシス・リスクを反映させなければならない。ただし、ＣＶＡリスク相当額の算出に当たって、インデックス・クレジット・デフォルト・スワップの想定元本額の五十パーセントを上限としている場合は、この限りでない。

（適用除外）

第二百七十条の五　前条の規定にかかわらず、取引相手方に係る債券等の個別リスクを内部モデル方式を用いて適切に計測できない場合には、当該取引相手方に係る派生商品取引に係るＣＶＡリスク相当額を、前節に定める標準的リスク測定方式を用いて算出することができる。

２　カレント・エクスポージャー方式又は標準方式を用いて与信相当額を算出する特定のポートフォリオに含まれる派生商品取引については、あらかじめ金融庁長官に届け出た場合に限り、当該派生商品取引に係るＣＶＡリスク相当額を前節に定める標準的リスク測定方式を用いて算出することができる。

第四節　簡便的リスク測定方式

（簡便的リスク測定方式によるＣＶＡリスク相当額）

第二百七十条の五の二　簡便的リスク測定方式を用いて算出するＣＶＡリスク相当額は、第二百七十条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引の信用リスク・アセットの額に十二パーセントを乗じて得た額とする。

第八章の三　中央清算機関関連エクスポージャーの取扱い

（中央清算機関関連エクスポージャーの信用リスク・アセット）

第二百七十条の六　第六章及び第七章の規定にかかわらず、次の各号に掲げるエクスポージャーの信用リスク・アセットの計算は、この章の定めるところによる。

一　中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー

二　中央清算機関に係る清算基金

三　銀行が間接清算参加者である場合の直接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーであって、第二百七十条の二第一項第二号に掲げる要件の全てを満たすもの（次条において「直接清算参加者向けトレード・エクスポージャー」という。）

（中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー及び直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセット）

第二百七十条の七　第六章の規定は、中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー及び直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出について準用する。

この場合において、「標準的手法採用行」とあるのは「銀行」と読み替えるものとする。

2　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合、当該トレード・エクスポージャーのリスク・ウェイトは、二パーセントとする。また、次の各号に掲げるトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出について前項の規定に基づき第六章の規定を準用する場合において、第七十九条の四第七項第一号中「イからニまで」とあるのは「イ、ロ又はニ」と、同号イ中「ロ又はハ」とあるのは「ロ」と、同号ニ中「イからハまで」とあるのは「イ又はロ」と、第百条第二項第一号ニ中「流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネッティング・セット及び算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネッティング・セット」とあるのは「流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネッティング・セット」と読み替えるものとする。

一　適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー

二　直接清算参加者向けトレード・エクスポージャー

3　第一項の規定にかかわらず、直接清算参加者向けトレード・エクスポージャー（銀行が間接清算参加者である場合において、直接清算参加者及び他の間接清算参加者が共に債務不履行又は支払不能となった場合に、銀行への損失の発生を防ぐための方策を適格中央清算機関又は直接清算参加者が講じていない場合に限る。）の信用リスク・アセットの額を算出する場合、当該直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーのリスク・ウェイトは、四パーセントとする。

（適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセット）

第二百七十条の八　適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額は、次の各号に掲げるいずれかの手法を用いて算出する。

一　リスク・センシティブ手法

二　簡便的手法

2　前項第一号に掲げる「リスク・センシティブ手法」とは、第一号に掲げる算式により算出した所要自己資本額（K_{CM}）に十二・五を乗じて信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。

一　所要自己資本額（K_{CM}）は次の算式を用いて算出する。

$$K_{CM} = \left(1 + \frac{A_{Net,1} + A_{Net,2}}{\sum_i A_{Net,i}} \cdot \frac{N}{N-2}\right) \cdot \frac{DF}{DF_{CM}} \cdot K^*_{CM}$$

$$K^*_{CM} = \begin{cases} 100\% \cdot 1.2 \cdot \left(K_{CCP} - DF'\right) + 100\% \cdot DF'_{CM} & if \quad DF' < K_{CCP} \quad \text{(i)} \\ 100\% \cdot \left(K_{CCP} - DF_{CCP}\right) + c_1 \cdot \left(DF' - K_{CCP}\right) & if \quad DF_{CCP} < K_{CCP} \le DF' \quad \text{(ii)} \\ c_1 \cdot DF'_{CM} & if \quad K_{CCP} \le DF_{CCP} \quad \text{(iii)} \end{cases}$$

$$K_{CCP} = \sum_i \max\left(EBRM_i - IM_i - DF_i\ ,0\right)\cdot 20\%\cdot 8\%$$

$$DF_{CM} = \sum_i DF_i$$

$$DF'_{CM} = DF_{CM} - 2\cdot DF_{CM}/N$$

$$DF' = DF_{CCP} + DF'_{CM}$$

$$c_1 = Max\left\{\frac{1.6\%}{\left(DF'/K_{CCP}\right)^{0.3}}\ ;\ 0.16\%\right\}$$

K^*_{CM}は、当該適格中央清算機関に係るみなし所要自己資本額（第八号及び第九号において同じ。）

Nは、当該適格中央清算機関に係る直接清算参加者の数（第八号及び第九号において同じ。）

DFは、当該適格中央清算機関に銀行が拠出した清算基金の額

DF_{CCP}は、当該適格中央清算機関が有する資本その他これに類するものであって、直接清算参加者の債務不履行により中央清算機関に生ずる損失を清算基金（債務不履行参加者の清算基金を除く。）に先立ち負担するものの額

$EBRM_i$は、当該適格中央清算機関が有する直接清算参加者iに対するエクスポージャーの額に当該直接清算参加者が拠出した当初証拠金の額を加えた額

IM_iは、直接清算参加者iが拠出した当初証拠金（第九号において同じ。）

DF_iは、直接清算参加者iが拠出した清算基金

$A_{Net,i}$は、直接清算参加者iに対する$EBRM_i$の額（第八号及び第九号において同じ。）

$A_{Net,1}$は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスポージャーの額のうち最大の額（第八号及び第九号において同じ。）

$A_{Net,2}$は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスポージャーの額のうち二番目に大きい額（第八号及び第九号において同じ。）

$\sum_i A_{Net,i}$は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスポージャーの額の合計額（第八号及び第九号において同じ。）

二　前号におけるエクスポージャーの額は、第百四条及び第百十三条の信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額とする。

三　前号の場合において、派生商品取引に係る信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額の計算については、第七十九条の二のカレント・エクスポージャー方式を用いる。

四　前号の場合において、第七十九条の二第三項第二号のネットのアドオンについては、次の算式を用いる。

$$\text{ネットのアドオン} = 0.15 \times \text{グロスのアドオン} + 0.85 \times \frac{\text{ネット再構築コスト}}{\text{グロス再構築コスト}} \times \text{グロスのアドオン}$$

五　第三号の場合において、第七十九条の二第三項第一号に規定するグロスのアドオンの計算に当たり、オプションについては、第七十九条の三第一項第二号イ及びロに規定するリスク・ポジションの額とする。

六　第二号の場合において、第百条第二項第一号ニ（第百七条第五項において適用する場合を含む。）の定めにかかわらず、算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネッティング・セットに係る最低保有期間を二十営業日とすることを要しない。

七　当該適格中央清算機関において、清算基金が一定の区分ごとに分別管理されている場合は、第一号の所要自己資本額は当該区分ごとに算出することを要する。この場合において、DF_{CCP}が当該区分ごとに分別管理されていないときは、当該区分ごとのDF_{CCP}は$\sum_i A_{Net,i}$の額の割合に応じた額とする。

八　第一号において、各直接清算参加者が拠出した清算基金の額の合計額（DF_{CM}）が零を上回らない場合は、次の算式を用いて所要自己資本額（K_{CM}）を算出することを要する。

$$K_{CM} = \left(1 + \frac{A_{Net,1} + A_{Net,2}}{\sum_i A_{Net,i}} \cdot \frac{N}{N-2}\right) \cdot \frac{DF^*}{\sum_i DF_i^*} \cdot K^*_{CM}$$

DF^*は、当該適格中央清算機関に対する銀行の未拠出の清算基金の額

DF^*_iは、直接清算参加者ｉの未拠出の清算基金の額

九　前号において、各直接清算参加者の未拠出の清算基金の額の合計額が零を上回らない場合は、次の算式を用いて所要自己資本額（K_{CM}）を計算することを要する。

$$K_{CM} = \left(1 + \frac{A_{Net,1} + A_{Net,2}}{\sum_i A_{Net,i}} \cdot \frac{N}{N-2}\right) \cdot \frac{IM}{\sum_i IM_i} \cdot K^*_{CM}$$

IMは、当該適格中央清算機関に銀行が拠出した当初証拠金の額

3　第一項第二号に掲げる「簡便的手法」とは、次の算式により信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。この場合において、当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

$$Min\{(2\% \cdot TE + 1250\% \cdot DF), 20\% \cdot TE\}$$

TEは、当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーの額

DFは、当該適格中央清算機関に銀行が拠出した清算基金の額

（適格中央清算機関以外の中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセット）

第二百七十条の九　適格中央清算機関以外の中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額は、当該中央清算機関に拠出した清算基金の額に千二百五十パーセントを乗じた額とする。

第九章　マーケット・リスク

第一節　算出方式の選択

（マーケット・リスク相当額の算出）

第二百七十一条　マーケット・リスク相当額の合計額とは、一般市場リスク、個別リスク、追加的リスク及び包括的リスク（第三百二条の八の規定に基づき、コリレーション・トレーディングの個別リスクの額に代えて包括的リスクの額を用いている場合に限る。）に係るマーケット・リスク相当額の合計額をいう。

２　銀行は、マーケット・リスク相当額の算出に当たっては、次節に定める内部モデル方式又は第三節に定める標準的方式を用いるものとする。ただし、内部モデル方式を用いる場合には、第二百七十九条の規定に基づき承認が取り消された場合を除き、これを継続して使用しなければならない。

３　銀行は、リスク・カテゴリーの別、拠点の別又は個別リスク若しくは一般市場リスクの別に、次節に定める内部モデル方式及び第三節に定める標準的方式の適用対象を定め、算出結果の合計を当該銀行のマーケット・リスク相当額とすることができる。

第二節　内部モデル方式

（内部モデル方式の承認）

第二百七十二条　銀行は、金融庁長官の承認を受けた場合に、内部モデル方式を用いることができる。

（承認申請書の提出）

第二百七十三条　内部モデル方式の使用について前条の承認を受けようとする銀行は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一　商号

二　自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

２　前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　理由書

二　前項第二号に規定する責任者の履歴書

三　リスク計測モデル（銀行がマーケット・リスク相当額を計測するために内部で構築されている手法をいう。以下同じ。）の構築及び利用その他の内部モデル方式の運用が承認の基準に適合していることを示す書類

四　その他参考となるべき事項を記載した書類

（一般市場リスクを算出するリスク計測モデルの承認の基準）

第二百七十四条　金融庁長官は、一般市場リスクの算出について第二百七十二条の承認をしようとするときは、定性的基準及び定量的基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

２　前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一　マーケット・リスクの管理の過程の設計及び運営に責任を負う部署（以下「マーケット・リスク管理部署」という。）が、マーケット・リスク相当額を算出する対象となる取引に関わる部署から独立して設置されていること。

二　マーケット・リスク管理部署は、適切なバック・テスティング（第二百七十七条に定める要領で行う日ごとの損益とリスク計測モデルから算出される損益の比較の結果に基づき、リスク計測モデルの正確性の検定を行うことをいう。次条第四項第六号において同じ。）及びストレス・テスト（リスク計測モデルについて、将来の価格変動に関する仮定を上回る価格変動が生じた場合に発生する損益に関する分析を行うことをいう。）を定期的に実施し、それらの実施手続を記載した書類を作成していること。

三　リスク計測モデルの正確性が、マーケット・リスク管理部署により継続的に検証されること。

四　リスク計測モデルが、当該モデルの開発から独立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、かつ、リスク計測モデルへの重要な変更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化によってリスク計測モデルの正確性が失われるおそれが生じた場合に検証されること。この場合において、当該検証は次に掲げる事項を含まなければならない。

イ　リスク計測モデルの用いる前提が不適切であることによりリスクを過小に評価していないこと。

ロ　第二号に定めるバック・テスティングに加え、銀行のポートフォリオとリスク計測モデルの構造に照らして適切な手法でモデルを検証することにより、妥当な検証結果が得られること。

ハ　仮想的なポートフォリオを使用した検証により、リスク計測モデルが、ポートフォリオの構造的な特性から生じうる影響を適切に把握していると評価できること。

五　取締役等がマーケット・リスクの管理手続に積極的に関与していること。

六　リスク計測モデルが通常のリスク管理手続に密接に組み込まれていること。

七　リスク計測モデルの運営に関する内部の方針、管理及び手続を記載した書類が作成され、それらが遵守されるための手段が講じられていること。

八　マーケット・リスクの計測過程について原則として一年に一回以上の頻度で内部監査が行われること。

３　第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一　バリュー・アット・リスクを算出する場合には、片側九十九パーセントの信頼区間を使用し、

保有期間（ポジションを保有すると仮定する期間をいう。以下同じ。）は十営業日以上とすること。ただし、十営業日を下回る保有期間によって算出したバリュー・アット・リスクについては、適切であると認められる方法により換算した数値をもって、保有期間を十営業日として算出した数値とみなすことができる。

二　バリュー・アット・リスクの算出に用いるヒストリカル・データの観測期間は一年以上であること。

三　ヒストリカル・データをその各数値に掛目を乗じて使用する場合は、各数値を計測した日から算出基準日までの期間の長さにその掛目を乗じて得たものの平均が、六月以上であること。ただし、より保守的なバリュー・アット・リスクが算出される場合は、この限りでない。

四　ヒストリカル・データが一月に一回以上更新されていること。ただし、市場価格に大きな変動がみられた場合には、当該変動を反映するための更新及び推計が行われなければならない。

五　マーケット・リスク・ファクター（マーケット・リスク相当額の算出の対象となる取引の価格に影響を及ぼす金利その他の原因の区分をいう。以下同じ。）については、金利、株式、外国為替及びコモディティに関するものを設定すること。そのうち、金利については、六以上のマーケット・リスク・ファクターを設定すること。

六　前号のマーケット・リスク・ファクターの設定に当たって、全てのプライシング・ファクター（金融商品の価格に影響を及ぼす金利その他の原因の区分をいう。以下この号において同じ。）を用いていること。ただし、プライシング・ファクターのうち、一部又は全部を用いないことにつき正当な理由がある場合には、この限りでない。

七　オプション取引のリスクについては、リスク・カテゴリー（マーケット・リスクを発生させる原因の区分をいう。以下同じ。）ごとに正確に把握すること。

八　金利、株式、外国為替及びコモディティの各リスク・カテゴリー間において、ヒストリカル・データから計測される相関関係に基づいてポジション同士を相殺する場合には、これを合理的に説明した事項を記載した書類を作成し、保存すること。

九　ストレス・バリュー・アット・リスク（適切なストレス期間を含む十二月を特定し、当該ストレス期間におけるヒストリカル・データを銀行が現に保有するポートフォリオに適用して算出したバリュー・アット・リスクをいう。以下同じ。）を算出する場合には、当該ヒストリカル・データの選出及び定期的な見直しの基準が適切であると認められること。

十　内部モデル方式を採用しようとする銀行について、次のイ又はロに掲げる銀行の区分に応じ、当該イ又はロに定める要件を満たすこと。

イ　国際統一基準行　第二条第三号及び第十四条第三号の算式により得られる比率が八パーセント以上であること。

ロ　国内基準行　当該銀行を国際統一基準行であるとみなして第二条第一号及び第十四条第一号の算式により得られる比率が四・五パーセント以上であること。

（個別リスク及び追加的リスクを算出するリスク計測モデルの承認の基準）

第二百七十五条　銀行は、一般市場リスクの算出について内部モデル方式を用いる場合に限り、個別リスクの算出について内部モデル方式を用いることができる。

２　銀行は、債券等（第二百八十一条に規定する債券等をいう。以下この項及び第五項において同じ。）に係る個別リスクを内部モデル方式を用いて計測する場合には、当該債券等に係る追加的リスクを内部モデル方式を用いて計測し、マーケット・リスク相当額の合計額に加えなければならない。この場合において、銀行は、上場株式及びこれの派生商品取引の追加的リスクを内部モデル方式を用いて計測し、マーケット・リスク相当額の合計額に加えることができる。

３　金融庁長官は、個別リスク及び追加的リスクの算出についても第二百七十二条の承認をしようとするときは、前条第二項の定性的基準及び同条第三項の定量的基準のほか、個別リスクに係るリスク計測モデル（以下この項及び次項において「個別リスク計測モデル」という。）について次項に規定する基準に適合するかどうかを審査するとともに、前項の規定に基づいて追加的リスクを内部モデルを用いて計測する場合には、追加的リスクに係るリスク計測モデル（以下「追加的リスク計測モデル」という。）について第五項に規定する基準に適合するかどうかについても審査しなければならない。ただし、個別リスクの算出のために銀行が入手可能なヒストリカル・データが不十分である場合又はポジション若しくはポートフォリオの実際のボラティリティを反映していない場合であって、代理変数によってこれを補完することが十分に保守的であることを銀行が示すことができるときは、前条第三項の規定にかかわらず、個別リスク計測モデルの使用を認めることができる。この場合において、ヒストリカル・データを代理変数によって補完することによる影響は、同条第二項第四号ハに規定する影響に当たるものとする。

４　個別リスク計測モデルの基準は、次のとおりとする。

一　ポートフォリオに関する過去の価格変動を説明できること。

二　リスクの集中度も含めたポートフォリオの構成の変化がマーケット・リスク全体に与える影響を把握していること。

三　市場環境の悪化がマーケット・リスク全体に与える影響を把握していること。

四　同一の主体に関するポジションのうち、期間、優先劣後関係、信用事由その他の差異の存在により、類似するが同一といえないポジションの有するリスク（次項第七号において「ベーシス・リスク」という。）を把握していること。

五　イベント・リスク（個別リスクのうち、例外的な事態が生じた場合に発生し得る危険（追加的リスクを除く。）をいう。以下同じ。）を正確に把握していること。

六　バック・テスティングの結果から、個別リスクを正確に把握していることを説明できること。

七　流動性の劣るポジション又は価格の透明性が限られているポジションから発生し得るリスクを、現実的な市場シナリオのもとで保守的に把握していること。

5　追加的リスク計測モデルの基準は、次のとおりとする。

一　計測対象ポジションの流動性、集中度、ヘッジ状況及びオプション性に関する特性に応じて調整のうえ、第七章に規定する基準を適切に充足していること。この場合において、銀行の管理の状況に応じ、ポートフォリオのリスクが一定の水準にあるとの前提を置くことができる。

二　追加的リスクを算出する場合には、片側九十九・九パーセントの信頼区間を使用し、保有期間は一年以上とすること。ただし、保有期間に流動性ホライズン（保有するポジションの市場価値に影響を与えることなく、当該ポジションを全て入れ替えるために必要な期間（三月以上に限る。）をいう。第八号及び第九号において同じ。）を用いて算出した追加的リスクを基礎として一年以上の保有期間を用いて算出した追加的リスクに換算することが適切であると認められる場合は、この限りでない。

三　債務者間でのデフォルト及び格付遷移が連鎖することにより追加的リスクが増幅される効果を勘案していること。

四　追加的リスクとその他のリスクとの間の分散効果を勘案していないこと。

五　集中リスクを把握していること。

六　同一の金融商品に係るショート・ポジションとロング・ポジションとの間以外でのエクスポージャーの額の相殺をしていないこと。

七　主要なベーシス・リスクを把握していること。

八　債券等の満期が流動性ホライズンを上回ることが確実でないと見込まれ、かつ、それによる影響が重大と認められるときは、当該債券等の流動性ホライズンよりも短い期間に償還されることに伴う潜在的なリスクを把握していること。

九　ダイナミック・ヘッジにおける流動性ホライズンよりも短い期間におけるヘッジのリバランスの効果について、次に掲げる要件を満たしている場合にのみ当該効果を認識し、当該ダイナミック・ヘッジにより軽減されないリスクを反映していること。

イ　追加的リスク計測モデルにおいて、マーケット・リスク相当額の計測対象となるポジションに対しヘッジのリバランスによる影響を勘案していること。

ロ　銀行が当該リバランスの効果を認識することがリスクの把握の向上に寄与することを説明していること。

ハ　銀行がヘッジに用いる金融商品が取引される市場が十分に流動的であることを説明していること。

十　債券等の非線形リスクを把握していること。

（内部モデル方式によるマーケット・リスク相当額）

第二百七十六条　内部モデル方式を用いて算出する一般市場リスク及び個別リスクに係るマーケット・リスク相当額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、バリュー・アット・リスクは一営業日に一回以上の頻度で計測するものとし、ストレス・バリュー・アット・リスクは一週間に一回以上の頻度で計測するものとする。

一　次のイ及びロに掲げる額のうちいずれか大きい額

イ　算出基準日のバリュー・アット・リスク

ロ　算出基準日を含む直近六十営業日のバリュー・アット・リスクの平均値に次条に定める乗数を乗じて得た額

二　次のイ及びロに掲げる額のうちいずれか大きい額

イ　算出基準日のストレス・バリュー・アット・リスク

ロ　算出基準日を含む直近六十営業日のストレス・バリュー・アット・リスクの平均値に前号ロで使用した乗数を乗じて得た額

2　内部モデル方式を用いて算出する追加的リスクに係るマーケット・リスク相当額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか大きい額とする。ただし、追加的リスク計測モデルにより算出される追加的リスクの額は、一週間に一回以上の頻度で計測するものとする。

一　算出基準日の追加的リスクの額

二　算出基準日を含む直近十二週間の追加的リスクの額の平均値

（乗数）

第二百七十七条　内部モデル方式における乗数は、次の表の上欄に掲げる超過回数（内部モデルを用いる部分について、算出基準日を含む直近二百五十営業日の日ごとの損益（実際に発生した損益又はポートフォリオを固定した場合において発生したと想定される損益をいう。）のうち、その日ごとの損失の額が、保有期間を一日としてリスク計測モデル（追加的リスク計測モデル及び第三百二条の十第三項第三号に規定する包括的リスク計測モデルを除く。）を使用して算出した日ごとのバリュー・アット・リスクを上回る回数をいう。以下この条において同じ。）に応じ、同表の下欄に定める値とする。

超過回数	乗数
零	三・〇〇
一	三・〇〇
二	三・〇〇
三	三・〇〇
四	三・〇〇
五	三・四〇
六	三・五〇
七	三・六五
八	三・七五
九	三・八五
十以上	四・〇〇

2　前項の規定にかかわらず、超過回数が五回以上十回未満であって、超過が市場の特殊要因等に起因すると認められる場合には、当該超過回数以下の超過回数に係る乗数とすることができる。

3　内部モデル方式を用いている銀行は、超過回数が五回以上となったときは、その都度、直ちに、その旨を記載した届出書に超過回数が五回以上となった原因を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

（変更に係る届出）

第二百七十八条　内部モデル方式の使用について承認を受けた銀行は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一　承認申請書の記載事項に変更がある場合

二　承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合

三　第二百七十四条及び第二百七十五条に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合

2　前項第三号に基づく届出を行う場合には、銀行は、当該銀行が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出とあわせて、又はその後速やかに提出しなければならない。

（承認の取消し）

第二百七十九条　金融庁長官は、次の各号に該当する場合、第二百七十二条の承認を取り消すことができる。

一　第二百七十七条第一項に規定する超過回数が十回以上であって、内部モデル方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出することが不適当と認められる場合

二　銀行が第二百七十七条第三項に定める届出を怠った場合、前条第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合において、内部モデル方式を継続して用いさせることが不適当

と判断したとき。

第三節　標準的方式

第一款　標準的方式によるマーケット・リスク相当額

（標準的方式によるマーケット・リスク相当額）

第二百八十条　標準的方式を用いて算出するマーケット・リスク相当額は、第一号から第四号までの各リスク・カテゴリーについて算出するマーケット・リスク相当額及び第五号のオプション取引に係るマーケット・リスク相当額の合計額とする。

一　金利リスク・カテゴリー

二　株式リスク・カテゴリー

三　外国為替リスク・カテゴリー

四　コモディティ・リスク・カテゴリー

五　オプション取引

第二款　金利リスク・カテゴリー

（金利リスク・カテゴリー）

第二百八十一条　前条第一号に掲げる金利リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額は、債券、譲渡性預金、転換権のない優先株その他の金融商品並びにこれらの派生商品取引及びこれらのオフ・バランスのポジション（以下「債券等」という。）に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額とする。この場合において、異なる通貨間でポジションを相殺してはならない。なお、派生商品取引については、関連する原資産のポジションに変換の上、次条及び第二百八十三条に定める要領に留意して、個別リスクの額及び一般市場リスクの額を算出するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、銀行は債券等のショート・ポジションの個別リスクの額に代えて、当該ショート・ポジションにおいて発生し得る最大の損失額を当該ショート・ポジションの個別リスクの額とすることができる。

（クレジット・デリバティブ以外の派生商品取引のポジションの相殺）

第二百八十二条　クレジット・デリバティブ以外の派生商品取引のポジションの相殺の要領は次の各号に定めるところによる。

一　発行者、表面利率、通貨及び満期が等しい同一商品の両側のポジションについては、現物のポジション又は想定上のポジションのいずれの場合であっても、標準的方式によるリスク算出対象から、個別リスク及び一般市場リスクの双方について除外することができる。

二　先物取引又は先渡取引のポジションとこれらの取引に対応する原資産のポジションが対当している場合は、これらを相殺することができる。また、先物取引又は先渡取引に対して二以上の引渡しが可能な商品がある場合において、引渡しを行う銀行にとって最も有利な原資産が特定され

ており、かつ、当該先物取引又は先渡取引の価格と原資産価格との間に強い相関関係が認められるときは、当該先物取引又は先渡取引のポジションと原資産のポジションを相殺することができる。

三　債券等の派生商品取引のロング・ポジション又はショート・ポジションは、同一の原資産に関連するものであり、名目価値が同額であり、かつ、同一通貨建てである場合には、次のイからハまでの取引の区分に応じそれぞれに掲げる条件を満たせば、相殺することができる。なお、異なるスワップ取引の片側のポジション同士も、同様の条件を満たせば相殺することができる。

イ　先物取引　満期の差が七日以内であること。

ロ　スワップ及びFRA　変動金利のポジションについて、指標となるレートが同一のものであり、かつ、表面利率の差が十五ベーシス・ポイント以内であること。

ハ　スワップ、FRA 及び先渡取引　対象となる取引の残存期間等の差が次の(1)から(3)までに定める限度内であること。

(1)　双方又は一方の残存期間等が一月未満の場合は同日

(2)　双方又は一方の残存期間等が一月以上一年以下の場合（(1)に規定する場合を除く。）は七日以内

(3)　残存期間等がともに一年超の場合は三十日以内

（クレジット・デリバティブのポジションの相殺等）

第二百八十三条　クレジット・デリバティブによりヘッジされたポジションに関する個別リスクの相殺の要領は次の各号に定めるところによる。

一　銀行は、次のイ又はロに定める場合のほか、ロング・ポジション及びショート・ポジションの価値のうち一方が増加するときに他方が常に減少する場合であって、その増加額と減少額がおおむね同じ程度であるときは、双方のポジションを完全に相殺することができる。

イ　ロング・ポジション及びショート・ポジションが同一の商品であるとき。

ロ　現物のロング・ポジションをトータル・リターン・スワップでヘッジする場合又はその逆の場合であって、トータル・リターン・スワップの参照債務及び当該現物資産が完全に同一であるとき。

二　銀行は、次のイからホまでのすべての要件を満たす場合のほか、ロング・ポジション及びショート・ポジションの価値のうち一方が増加するときに他方が常に減少する場合であって、その増加額と減少額がおおむね同じ程度であるとは認められないときは、個別リスクの高い方のポジションの八十パーセントと他方のポジションの全額を相殺することができる。ただし、クレジット・デフォルト・スワップ又はクレジット・リンク債に支払額を固定する条項や第百二十五条に定める場合等の制限的な支払条項が存在する場合には、その影響を相殺割合について考慮しなければ

ならない。

イ　現物のロング・ポジションをクレジット・デフォルト・スワップ若しくはクレジット・リンク債でヘッジした場合又はその逆の場合であること。

ロ　ヘッジ対象ポジションの資産が、クレジット・デフォルト・スワップ又はクレジット・リンク債の決済のための参照債務及び信用事由判断のための参照債務に含まれていること。

ハ　ヘッジ対象ポジションの資産と、クレジット・デフォルト・スワップ又はクレジット・リンク債のマチュリティが同一であること。

ニ　クレジット・デフォルト・スワップ又はクレジット・リンク債の決済のための参照債務及び信用事由判断のための参照債務に、ヘッジ対象ポジションと同一の通貨建ての債務を含んでいること。

ホ　クレジット・デフォルト・スワップ又はクレジット・リンク債の信用事由、決済方法その他の主要な契約条件に基づき、クレジット・デフォルト・スワップ又はクレジット・リンク債の価格変動幅がヘッジ対象ポジションの価格変動幅と大きく乖離していないこと。

三　銀行は、次のイからニまでのいずれかに定める場合のほか、ロング・ポジション及びショート・ポジションの価値が通常反対の方向に動く場合は、個別リスクの高い方のポジションのみを自己資本賦課の対象とすることができる。

イ　ヘッジ対象ポジションの資産が参照債務に含まれていないことを除き、第一号ロの条件を満たす場合。ただし、当該参照債務と当該ヘッジ対象ポジションの資産は第百二十条第五号の要件を満たさなければならない。

ロ　ロング・ポジション及びショート・ポジションが同一の通貨建てでないこと又はマチュリティが同一でないことを除き、第一号イの条件を満たす場合

ハ　ヘッジ対象資産がクレジット・デフォルト・スワップ又はクレジット・リンク債と同一の通貨建てでないこと又はマチュリティが同一でないことを除き、第二号イからホまでに定めるすべての条件を満たす場合

ニ　ヘッジ対象資産がクレジット・デフォルト・スワップ又はクレジット・リンク債の信用事由判断のための参照債務に含まれないことを除き、第二号イからホまでに定めるすべての条件を満たす場合。ただし、ヘッジ対象資産が決済のための参照債務に含まれていることを要する。

四　前三号に該当しない場合には、ロング・ポジション及びショート・ポジションの双方に対して個別リスクに係る自己資本賦課を行う。

（金利リスク・カテゴリーの個別リスク）

第二百八十四条　第二百八十条第一号に掲げる金利リスク・カテゴリーの個別リスクの額は、債券等の銘柄ごとのネット・ポジションの額に、次の表の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に定めるリ

スク・ウェイトを乗じて得た額の合計額とする。ただし、日本国政府又は我が国の地方公共団体の発行する円建ての債券等のうち円建てで調達されたものについては、リスク・ウェイトを零パーセントとすることができる。

債券等の種類	リスク・ウェイト （パーセント）
政府債（適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が１―１であるもの）	零
同　　（適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が１―２又は１―３であるもののうち、残存期間等が六月以内のもの）	○・二五
同　　（適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が１―２又は１―３であるもののうち、残存期間等が六月超二十四月以内のもの）	一・○○
同　　（適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が１―２又は１―３であるもののうち、残存期間等が二十四月超のもの）	一・六○
同　　（適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が１―４又は１―５であるもの）	八・○○
同　　（適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が１―６であるもの）	十二・○○
同　　（無格付であるもの）	八・○○
優良債（残存期間等が六月以内のもの）	○・二五
同　　（残存期間等が六月超二十四月以内のもの）	一・○○
同　　（残存期間等が二十四月超のもの）	一・六○
その他（適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が４―４であるもの）	八・○○
同　　（適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が４―５又は５―４であるもの）	十二・○○
同　　（無格付であるもの）	八・○○

（注１）　「政府債」とは、中央政府又は我が国の地方公共団体の発行する債券及びそれらの保証する債券をいう。

（注２）　「優良債」とは、公共部門又は国際開発銀行の発行した債券等、金融機関（第一条第七号ロに掲げる者を除く。）、外国銀行、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、第一種金融商品取引業者及び経営管理会社の発行した債券等のうち第六十三条又は第六十四条の基準に照らして二十パーセントのリスク・ウェイトとすることが認められているもの並びに適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が４―３又は５―３以上である債券等をいう。

（金利リスク・カテゴリーの一般市場リスク）

第二百八十五条　第二百八十条第一号に掲げる金利リスク・カテゴリーの一般市場リスクの額は、次

条に定めるマチュリティ法又は第二百八十七条に定めるデュレーション法を用いて通貨ごとに算出した次の第一号から第三号までに掲げるものの合計額とする。ただし、デュレーション法を用いる銀行は、価格感応度の計測方法に関する事項を記載した書類を作成し、保存するとともに当該計測方法を継続して使用しなければならない。

一　債券等の全体のネット・ポジションの額

二　マチュリティ法を用いる場合は次のイの表、デュレーション法を用いる場合は次のロの表に掲げる各期間帯内で対当しているポジション間のバーティカル・ディスアローアンス（同一期間帯内において対当するポジション同士を相殺する場合において、対当している部分に一定の割合を乗じて得られるものであって、マーケット・リスク相当額に追加する部分をいう。以下同じ。）の額

イ　マチュリティ法の期間帯等

期間帯（残存期間等）		リスク・ウェイト（パーセント）	想定金利変動幅（パーセント・ポイント）
表面利率三パーセント以上	表面利率三パーセント未満		
一月以下	一月以下	零	一・〇〇
一月超　三月以下	一月超　三月以下	〇・二〇	一・〇〇
三月超　六月以下	三月超　六月以下	〇・四〇	一・〇〇
六月超　十二月以下	六月超　十二月以下	〇・七〇	一・〇〇
一年超　二年以下	一・〇年超　一・九年以下	一・二五	〇・九〇
二年超　三年以下	一・九年超　二・八年以下	一・七五	〇・八〇
三年超　四年以下	二・八年超　三・六年以下	二・二五	〇・七五
四年超　五年以下	三・六年超　四・三年以下	二・七五	〇・七五
五年超　七年以下	四・三年超　五・七年以下	三・二五	〇・七〇
七年超　十年以下	五・七年超　七・三年以下	三・七五	〇・六五
十年超　十五年以下	七・三年超　九・三年以下	四・五〇	〇・六〇
十五年超　二十年以下	九・三年超　十・六年以下	五・二五	〇・六〇
二十年超	十・六年超　十二年以下	六・〇〇	〇・六〇
	十二年超　二十年以下	八・〇〇	〇・六〇
	二十年超	十二・五〇	〇・六〇

（注）　ゼロ・クーポン債は表面利率三パーセント未満の債券として扱うこととする。

ロ　デュレーション法の期間帯等

期間帯（残存期間等）	想定金利変動幅（パーセント・ポイント）
一月以下	一・〇〇
一月超　三月以下	一・〇〇
三月超　六月以下	一・〇〇

六月超　十二月以下	一・〇〇
一年超　一・九年以下	〇・九〇
一・九年超　二・八年以下	〇・八〇
二・八年超　三・六年以下	〇・七五
三・六年超　四・三年以下	〇・七五
四・三年超　五・七年以下	〇・七〇
五・七年超　七・三年以下	〇・六五
七・三年超　九・三年以下	〇・六〇
九・三年超　十・六年以下	〇・六〇
十・六年超　十二年以下	〇・六〇
十二年超　二十年以下	〇・六〇
二十年超	〇・六〇

三　次の表に掲げる期間帯の間で対当しているポジション間のホリゾンタル・ディスアローアンス（期間帯間において対当するポジション同士を相殺する場合において、対当している部分に一定の割合を乗じて得られるものであって、マーケット・リスク相当額に追加する部分をいう。以下同じ。）の額

ゾーン	期間帯（残存期間等）		同一ゾーン内（パーセント）	隣接ゾーン間（パーセント）	ゾーン一・三間（パーセント）
	表面利率三パーセント以上	表面利率三パーセント未満			
ゾーン一	一月以下	一月以下	四十	四十	百
	一月超　三月以下	一月超　三月以下			
	三月超　六月以下	三月超　六月以下			
	六月超　十二月以下	六月超　十二月以下			
ゾーン二	一年超　二年以下	一年超　一・九年以下	三十		
	二年超　三年以下	一・九年超　二・八年以下			
	三年超　四年以下	二・八年超　三・六年以下			
ゾーン三	四年超　五年以下	三・六年超　四・三年以下	三十		
	五年超　七年以下	四・三年超　五・七年以下			
	七年超　十年以下	五・七年超　七・三年以下			
	十年超　十五年以下	七・三年超　九・三年以下			
	十五年超　二十年以下	九・三年超　十・六年以下			
	二十年超	十・六年超　十二年以下			

		十二年超　二十年以下			
		二十年超			

（注）　デュレーション法に基づきホリゾンタル・ディスアローアンスの額を算出する場合においては、期間帯は表面利率三パーセント未満の欄を用いることとする。

（マチュリティ法）

第二百八十六条　マチュリティ法による算出方法は、次の各号に定めるところによる。

一　前条第二号イの表に掲げる十三又は十五の期間帯から成るマチュリティ・ラダー（マチュリティ法を用いて金利リスク・カテゴリーの一般市場リスクの額を算出する際に使用する、対象となる取引を残存期間等により分類して計算するための表をいう。以下同じ。）を通貨ごとに作成し、債券等のロング・ポジション又はショート・ポジションを、マチュリティ・ラダーに投入する。

二　各期間帯内のロング・ポジション又はショート・ポジションに前条第二号イの表に定めるリスク・ウェイトを乗じて得たもの同士を相殺し、各期間帯内のネット・ポジションを算出する。この場合において、相殺の対象となる部分に十パーセントを乗じて得た額をバーティカル・ディスアローアンスの額とする。

三　前号で算出された各期間帯内のネット・ポジションを前条第三号の表に定めるところにより同表の各ゾーン内において相殺し、ゾーンごとのネット・ポジションを算出する。この場合において、相殺の対象となる部分に同表に定める割合を乗じて得た額をホリゾンタル・ディスアローアンスの額とする。

四　前号で算出されたゾーンごとのネット・ポジションを前条第三号の表に定めるところによりゾーン間で相殺する。この場合において、相殺の対象となる部分に同表に定める割合を乗じて得た額をホリゾンタル・ディスアローアンスの額とし、以上の相殺を通じて残った部分を債券等の全体のネット・ポジションの額とする。

五　取扱いの規模が小さい通貨については、まとめて一のマチュリティ・ラダーを用いることができる。ただし、異なる通貨間又は異なる期間帯間で相殺してはならない。

（デュレーション法）

第二百八十七条　デュレーション法による算出方法は、次の各号に定めるところによる。

一　第二百八十五条第二号ロの表に掲げる十五の期間帯から成るデュレーション・ラダー（デュレーション法を用いて金利リスク・カテゴリーの一般市場リスクの額を算出する際に使用する、対象となる取引のポジションに価格感応度を乗じて得たものを残存期間等により分類して計算するための表をいう。以下同じ。）を通貨ごとに作成し、各対象取引の残存期間等に対応する期間帯ごとに定められた同表の下欄に定める想定金利変動幅に対する各債券等の価格感応度を計測し、これに各債券等のポジションを乗じて得たものを、デュレーション・ラダーに投入する。

二　前号で投入されたもの同士を相殺し、各期間帯内のネット・ポジションを算出する。この場合において、相殺の対象となる部分に五パーセントを乗じて得た額をバーティカル・ディスアローアンスの額とする。

三　前条第三号から第五号までに定める方法に準じて、ホリゾンタル・ディスアローアンスの額及び債券等の全体のネット・ポジションの額を算出する。

第三款　株式リスク・カテゴリー

（株式リスク・カテゴリー）

第二百八十八条　第二百八十条第二号に掲げる株式リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額は、株式（転換権のない優先株を除く。）、株式と同様の価格変動性を示す転換証券及び株式売買に係るコミットメント並びにこれらの派生商品取引及びこれらのオフ・バランスのポジション（以下「株式等」という。）に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額とする。ただし、派生商品取引については、関連する原資産のポジションに変換の上、個別リスクの額及び一般市場リスクの額を算出するものとする。

（株式リスク・カテゴリーの個別リスク）

第二百八十九条　第二百八十条第二号に掲げる株式リスク・カテゴリーの個別リスクの額は、株式等の全てのロング・ポジションの額及び全てのショート・ポジションの額の合計額に、八パーセントを乗じて得た額とする。この場合において、同一銘柄又は同一の株価指数のポジション同士は相殺することができる。

２　前項の規定にかかわらず、分散度の高い株式等ポートフォリオから成る指数取引を行う場合においては、そのネット・ポジションの額に二パーセントを乗じて得た額とする。

３　同一の株価指数の先物取引について、異なる日付又は異なる取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所及び商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第一項に規定する商品取引所並びに海外におけるこれらと類似のものをいう。以下同じ。）で裁定取引を行っている場合においては、一方の取引についてのみ個別リスクの額を算出し、他方の取引については個別リスクの額を算出しないことができる。

（株式リスク・カテゴリーの一般市場リスク）

第二百九十条　第二百八十条第二号に掲げる株式リスク・カテゴリーの一般市場リスクの額は、各取引所について銀行が保有するすべてのロング・ポジションの額とすべてのショート・ポジションの額の差の絶対値に八パーセントを乗じて得た額の合計額とする。

第四款　外国為替リスク・カテゴリー

（外国為替リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額）

第二百九十一条　第二百八十条第三号に掲げる外国為替リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相

当額は、金及び外国為替のポジション（財務諸表上、取得価額で表示されている外貨建の長期にわたる出資等に係るポジションを除く。）を対象とし、次条に定める方法により算出する全体のネット・ポジションの額に八パーセントを乗じて得た額とする。

（外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジションの額の算出方法）

第二百九十二条　外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジションの額の算出方法は、次の各号に定めるところによる。

一　通貨ごとに、次のイからホまでに掲げる項目（リスク管理上必要がないと認められる場合にあっては、ニに掲げる項目を除くことができる。）を合計する。ただし、金のポジションについては、標準的な測定単位（オンス）で表示し、円に換算してネット・ポジションの額を算出するものとし、連結子法人等及び支店については、内部管理上保有することができる外国為替持高の限度額をネット・ポジションの額とみなすことができるものとする。

イ　ネット直物ポジションの額（未収利息及び未払利息を含む通貨ごとの資産と負債の差額をいう。）

ロ　ネット先物ポジションの額（通貨スワップの元本のうち直物ポジションに含まれないものを含む先物為替取引の将来受取額と将来支払額の差額をいう。）

ハ　実行を求められることが確実な保証（これと類似の取引を含む。）であって、求償しても回収の見込みがないものの額

ニ　ロに該当するもの以外の将来発生する受取額又は支払額であって、既に完全にヘッジが行われているものの額

ホ　その他為替損益の額

二　前号で算出した通貨ごとのネット・ポジションの額をロング・ポジションとショート・ポジションの別に分けてそれぞれについて合計する。

三　次のイ及びロを合計し、全体のネット・ポジションの額を算出する。

イ　前号で得られた全ての通貨のロング・ポジションの額の合計額又はショート・ポジションの額の合計額のいずれか大きい額

ロ　金のネット・ポジションの額

第五款　コモディティ・リスク・カテゴリー

（コモディティ・リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額）

第二百九十三条　第二百八十条第四号に掲げるコモディティ・リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額は、コモディティ（金を除く。）及びその派生商品取引並びにそのオフ・バランスのポジション（以下「コモディティ等」という。）を対象とし、各コモディティ等のネット・ポジションの額に十五パーセントを乗じて得た額及び当該コモディティ等のロング・ポジションの額とショ

ート・ポジションの額の合計額に三パーセントを乗じて得た額の合計額とする。

２　前項のマーケット・リスク相当額を算出する際には、標準的な測定単位（バレル、キログラム、グラム等）で表示された、各コモディティ等のネット・ポジションを円に換算するものとする。この場合において、ポジション間で相殺するためには、同一のコモディティ等の間又は相互に決済するために引渡し可能なコモディティ等の間において、直近の一年間又はそれ以上の期間の価格変動間の相関係数が〇・九以上でなくてはならない。

第六款　オプション取引

（オプション取引のマーケット・リスク相当額）

第二百九十四条　第二百八十条第五号に掲げるオプション取引とその関連の原資産のポジション（以下「オプション取引等」という。）に係るマーケット・リスク相当額は、これらを一体として、次の各号に掲げる場合において、それぞれに定める方法を用いて算出するものとする。

一　オプション取引のうちオプションの取得のみを行う銀行　簡便法

二　デルタ（原資産価格の微小な変化に対する当該オプションの価格の変化の割合を表す数値をいう。第二百九十六条において同じ。）、ガンマ（原資産価格の微小な変化に対する当該オプションのデルタの変化の割合を表す数値をいう。第二百九十六条において同じ。）及びベガ（原資産価格のボラティリティ（オプション取引における原資産価格の予測変動率をいう。第二百九十六条及び第三百二条において同じ。）の微小な変化に対する当該オプションのポジションの市場価値の変化額をいう。第二百九十六条において同じ。）の計測方法に関する事項を記載した書類を作成し、保存する場合　デルタ・プラス法

三　第二百九十七条の承認を受けた場合　シナリオ法

（簡便法）

第二百九十五条　簡便法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれに定めるところにより算出したマーケット・リスク相当額の合計額とする。

一　現物のロング・ポジションとプット・オプションのロング・ポジションを組み合わせた場合又は現物のショート・ポジションとコール・オプションのロング・ポジションを組み合わせた場合　原資産の市場価値（キャップ、フロア、スワップションその他の原資産の市場価値が零となりうる商品については、名目価値を用いる。）に、原資産に係る個別リスクのリスク・ウェイト及び一般市場リスクのリスク・ウェイトの合計を乗じて得た額をマーケット・リスク相当額とする。この場合において、イン・ザ・マネーのオプションの市場価値（残存期間等が六月超のオプション取引については、ストライク・プライスを先物価格と比較する。これができない場合は、イン・ザ・マネーの市場価値は零とする。なお、特定取引勘定及び特定取引等に含まれない外国為替リ

スク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産を評価する場合においては、簿価を用いることができる。）を当該乗じて得た額を上回らない範囲で控除することができる。

二　コール・オプションのロング・ポジションのみの場合又はプット・オプションのロング・ポジションのみの場合　原資産の市場価値に原資産に係る個別リスクのリスク・ウェイト及び一般市場リスクのリスク・ウェイトの合計を乗じて得た額又はオプションの市場価値のうちいずれか小さい額をマーケット・リスク相当額とする。

(デルタ・プラス法)

第二百九十六条　第二百九十四条第二号のデルタ・プラス法を用いる場合、オプション取引等に係るマーケット・リスク相当額は、第二号に定めるガンマ・リスク及び第三号に定めるベガ・リスクに係るマーケット・リスク相当額の合計額とし、デルタについては、第一号に定めるところによるものとする。

一　デルタの取扱いについては、各オプション取引の原資産のポジションにデルタを乗じて得たものを、第二款から第五款までの各リスク・カテゴリーにおいて、想定上のポジションとみなし、他の取引と同様にマーケット・リスク相当額を算出するものとする。

二　ガンマ・リスクに係るマーケット・リスク相当額の算出方法は、次のイからハまでに定めるところによる。

イ　各オプション取引等について、次の算式によりガンマ・インパクトを算出する。

ガンマ・インパクト＝1/2×ガンマ×VU^2

(VU：次の表の上欄に掲げる原資産の区分に応じ、同表の下欄に定める算出方法により算出した値とする。)

原資産の区分	ＶＵの算出方法
債券等	原資産の市場価値×第二百八十五条第二号イの表に定めるリスク・ウェイト
金利	第二百八十五条第二号イの表の想定金利変動幅に相当する金利変動による原資産の市場価値の変化額
株式等	原資産の市場価値×八パーセント
外国為替及び金	原資産の市場価値×八パーセント
コモディティ等	原資産の市場価値×十五パーセント

ロ　イの算式により算出したガンマ・インパクトを原資産が同一であるオプション取引等ごとに合計したもののうち負であるものの絶対値の合計額を、ガンマ・リスクに係るマーケット・リスク相当額とする。

ハ　ガンマ・リスク及び次号のベガ・リスクを算出する場合並びに第三百二条のシナリオ法を用いる場合においては、次の(1)から(3)までに掲げるオプション取引等に係るポジションのうち、

それぞれに定める条件を満たすものは、原資産が同一であるとみなすことができる。

(1)　債券等及び金利　残存期間等に対応する第二百八十五条第二号イの表（デュレーション法を用いる場合は、第二百八十五条第二号ロの表）の期間帯が同一であり、かつ、通貨が同一であること。

(2)　株式等　取引所が同一であること。

(3)　外国為替　通貨の組合せが同一であること。

三　ベガ・リスクについては、各オプション取引等について、ベガを算出し、原資産が同一であるオプション取引等ごとに合計する。ベガ・リスクに係るマーケット・リスク相当額は、原資産価格のボラティリティが算出基準日の水準に対し上下に二十五パーセント変動した場合における当該合計額の想定変動額を合計して得た額とする。

（シナリオ法の承認）

第二百九十七条　銀行は、金融庁長官の承認を受けた場合に、シナリオ法を用いることができる。

２　前項の承認を受けた銀行は、第三百一条に基づき承認が取り消された場合を除き、シナリオ法を継続して用いなければならない。

（承認申請書の提出）

第二百九十八条　シナリオ法の使用について前条の承認を受けようとする銀行は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一　商号

二　自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

２　前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　理由書

二　前項第二号に規定する責任者の履歴書

三　シナリオ法の運用が承認の基準に適合していることを示す書類

四　その他参考となるべき事項を記載した書類

（シナリオ法の承認の基準）

第二百九十九条　金融庁長官は、シナリオ法の使用に関する承認をしようとするときは、銀行の業務内容に照らし必要な範囲で次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一　マーケット・リスクの管理の過程の設計及び運営に責任を負う部署が、マーケット・リスク相当額を算出する対象となる取引に関わる部署から独立して設置されていること。

二　マーケット・リスク管理部署は、シナリオ法の運用の適切性に関する検証を定期的に実施し、それらの実施手続を記載した書類を作成していること。

三　銀行の役員等がマーケット・リスクの管理手続に積極的に関与していること。

四　シナリオ法が通常のリスク管理手続に密接に組み込まれていること。

五　シナリオ法の運用に関する内部の方針、管理及び手続を記載した書類を作成し、それらが遵守されるための手段が講じられていること。

六　シナリオ法の運用について原則として一年に一回以上の頻度で内部監査を行うこと。

（変更に係る届出）

第三百条　シナリオ法の使用についての承認を受けた銀行は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一　承認申請書の記載事項に変更がある場合

二　承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合

三　前条に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合

２　前項第三号に基づく届出を行う場合には、銀行は、当該銀行が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出とあわせて、又はその後速やかに提出しなければならない。

（承認の取消し）

第三百一条　金融庁長官は、銀行が前条第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合において、当該銀行がシナリオ法を継続して使用することが不適当と判断したときは、当該銀行について第二百九十七条第一項の承認を取り消すことができる。

（シナリオ法の算出要領）

第三百二条　シナリオ法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額は、第一号から第四号までに定めるところにより算出された額とする。

一　原資産が同一であるオプション取引等ごとに、想定上の原資産価格及びその想定上のボラティリティを次のイ及びロに定めるところにより設定する。

イ　想定上の原資産価格は、算出基準日の水準から、次の(1)から(4)までに掲げる原資産の区分に応じそれぞれに定める範囲内で、七以上の数値を等間隔に設定する。この場合において、設定する数値は範囲の両端及び算出基準日の水準を含むものとする。

(1)　債券等及び金利　第二百八十五条第二号イの表に掲げる期間帯に応じた想定金利変動幅（金利の期間帯については、六以上の期間帯群（期間帯をまとめたものをいう。以下同じ。）にまとめることができるが、四以上の期間帯を一の期間帯群にまとめてはならない。この場合において、想定金利変動幅については、各期間帯群にまとめられた期間帯に応じ同表に定める想定金利変動幅のうち、最大のものを用いるものとする。）

(2)　株式等　算出基準日の水準から上下に八パーセント

(3)　外国為替及び金　算出基準日の水準から上下に八パーセント

(4)　コモディティ等　算出基準日の水準から上下に十五パーセント

ロ　想定上のボラティリティは、算出基準日の水準から上下に二十五パーセントの範囲内で三以上の数値を設定する。この場合において、設定する数値は範囲の両端及び算出基準日の水準を含むものとする。

二　前号で設定された想定上の原資産価格と想定上のボラティリティのすべての組合せについて、それぞれの場合における想定上のオプション取引等の市場価値を算出する。

三　算出基準日のオプション取引等の市場価値と前号で算出した想定上のオプション取引等の市場価値を比較し、後者が前者を下回る額が最大となる場合における当該下回る額を原資産が同一であるオプション取引等ごとのマーケット・リスク相当額とする。

四　シナリオ法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額は、前号で算出した各原資産が同一であるオプション取引等ごとのマーケット・リスク相当額の合計額とする。

第四節　証券化エクスポージャーに係る特例

（標準的手法採用行における証券化エクスポージャーの個別リスク）

第三百二条の二　前三節の規定にかかわらず、標準的手法採用行が証券化エクスポージャーの個別リスクの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを第二百八十二条又は第二百八十三条に定める要領に基づき証券化エクスポージャーの銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額に乗じて得た額を個別リスクの額とする。

一　長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）の場合（パーセント）	再証券化エクスポージャーの場合（パーセント）
６－１	一・六	三・二
６－２	四	八
６－３	八	十八
６－４	二十八	五十二
６－５	百	

二　短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）の場合（パーセント）	再証券化エクスポージャーの場合（パーセント）
７－１	一・六	三・二
７－２	四	八
７－３	八	十八
７－４	百	

（内部格付手法採用行における証券化エクスポージャーの個別リスク）

第三百二条の三　前三節の規定にかかわらず、内部格付手法採用行が証券化エクスポージャーの個別リスクの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを第二百八十二条又は第二百八十三条に定める要領に基づき証券化エクスポージャーの銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額に乗じて得た額を個別リスクの額とする。

一　長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）の場合			再証券化エクスポージャーの場合	
	Nが六以上であり、かつ、当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー（内部評価方式による場合を含む。）である場合（パーセント）	Nが六以上の場合（パーセント）	Nが六未満の場合（パーセント）	当該再証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー（内部評価方式による場合を含む。）である場合（パーセント）	当該再証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー（内部評価方式による場合を含む。）でない場合（パーセント）
８－１	○・五六	○・九六	一・六○	一・六○	二・四○
８－２	○・六四	一・二○	二・○○	二・○○	三・二○
８－３	○・八○	一・四四	二・八○	二・八○	四・○○
８－４	○・九六	一・六○		三・二○	五・二○
８－５	一・六○	二・八○		四・八○	八・○○
８－６	二・八○	四・○○		八・○○	十二・○○
８－７	四・八○	六・○○		十二・○○	十八・○○
８－８	八・○○			十六・○○	二十八・○○
８－９	二十・○○			二十四・○○	四十・○○
８－１０	三十四・○○			四十・○○	五十二・○○
８－１１	五十二・○○			六十・○○	六十八・○○
８－１２	百・○○				

二　短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）の場合			再証券化エクスポージャーの場合	
	Nが六以上であり、かつ、当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー（内部評価方式による場合を含む。）である場合（パーセント）	Nが六以上の場合（パーセント）	Nが六未満の場合（パーセント）	当該再証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー（内部評価方式による場合を含む。）である場合（パーセント）	当該再証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー（内部評価方式による場合を含む。）でない場合（パーセント）
7－1	〇・五六	〇・九六	一・六〇	一・六〇	二・四〇
7－2	〇・九六	一・六〇	二・八〇	三・二〇	五・二〇
7－3	四・八〇	六・〇〇		十二・〇〇	十八・〇〇
7－4	百・〇〇				

（無格付の証券化エクスポージャーの個別リスク等）

第三百二条の四　第二百四十九条第二項から第六項まで及び第二百八十一条第二項の規定は、証券化エクスポージャーの個別リスクの額の計算について準用する。この場合において、第二百四十九条第二項中「前項」とあるのは「第三百二条の二及び第三百二条の三」と、「千二百五十パーセント」とあるのは「百パーセント」と、同条第三項中「前項第一号」とあるのは「第三百二条の四第一項の規定により読み替えて準用する前項第一号」と、同条第四項中「第二項第二号」とあるのは「第三百二条の四第一項の規定により読み替えて準用する第二項第二号」と、同条第六項中「信用リスク・アセットの額」とあるのは「個別リスクの額」と読み替えるものとする。

2　前項の規定により読み替えて準用する第二百四十九条第二項の規定にかかわらず、銀行が証券化エクスポージャーに係る原資産の信用リスクの算出について内部格付手法の承認を受けている場合又は当該原資産の追加的リスクの算出について内部モデル方式の承認を受けている場合には、第二百八十二条又は第二百八十三条に定める要領に基づいて相殺した後の無格付（前項の規定により読み替えて準用する第二百四十九条第二項各号に該当する場合を含む。以下この条において同じ。）の証券化エクスポージャーについて、第二百五十七条第一項第二号に規定する所要自己資本の額を個別リスクの額とすることができる。

3　第一項の規定により読み替えて準用する第二百四十九条第二項及び前項の規定にかかわらず、銀行は、第二百八十二条又は第二百八十三条に定める要領に基づいて相殺した後の無格付の証券化エクスポージャーについて、当該無格付の証券化エクスポージャーの裏付資産を構成する個別のエクスポージャーに対して適用される信用リスクに係る標準的手法のリスク・ウェイトの加重平均値に八パーセント及び集中レシオ（当該無格付の証券化エクスポージャーに係る証券化取引に関する全

ての証券化エクスポージャーの額の合計額を、当該無格付の証券化エクスポージャーが含まれる階層及び当該階層より劣後する階層に含まれる全ての証券化エクスポージャーの額の合計額で除した値をいう。以下この項において同じ。）を乗じた値をマーケット・リスクに係るリスク・ウェイトとして適用することができる。ただし、当該集中レシオが十二・五以上である場合は、当該無格付の証券化エクスポージャーは、百パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

4　前二項の規定にかかわらず、無格付の証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトは、当該無格付の証券化エクスポージャーよりも優先され、かつ、格付を有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトを下回らないものとする。

（百パーセントのリスク・ウェイトの適用とされた証券化エクスポージャーの取扱い）

第三百二条の五　この節の規定により証券化エクスポージャーに百パーセントのリスク・ウェイトが適用される場合については、当該証券化エクスポージャーの一般市場リスクは算出することを要しない。

2　この節の規定により証券化エクスポージャーに百パーセントのリスク・ウェイトが適用される場合については、第二百四十七条（第一項第二号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条中「千二百五十パーセント」とあるのは、「百パーセント」と読み替えるものとする。

3　信用補完機能を持つI/0ストリップスについては、第二百四十七条（第一項第一号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条中「千二百五十パーセント」とあるのは、「百パーセント」と読み替えるものとする。

第五節　特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る特例

（特定順位参照型クレジット・デリバティブの個別リスク）

第三百二条の六　第一節から前節までの規定にかかわらず、ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係る個別リスクの額は、第二百八十二条又は第二百八十三条に定める要領に基づき銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額における次の各号に掲げる額のうち、いずれか小さい額とする。

一　当該ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係る参照資産等の個別リスクの額の合計額

二　当該ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係る契約において発生し得る最大の損失額

2　特定順位参照型クレジット・デリバティブ（ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係るものを除く。以下この項において同じ。）に係る個別リスクの額は、第二百八十二条又は第二百八十三条に定める要領に基づき銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額における次の各号に掲げる額のうち、いずれか小さい額とする。

一　次のイに掲げる額からロに掲げる額を控除した額

イ　当該特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る参照資産等の個別リスクの額の合計額

ロ　当該特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る参照資産等のうち、あらかじめ特定された順位に相当する数から一を減じた数に等しい個数の参照資産等の個別リスクの額を、小さいものから順に合計した額

二　当該特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る契約において発生し得る最大の損失額

3　第二百八十一条第二項の規定は、特定順位参照型クレジット・デリバティブの個別リスクの額の計算について準用する。

4　前三項の規定にかかわらず、プロテクションの提供に係る特定順位参照型クレジット・デリバティブが格付を有する場合にあっては、その個別リスクの額の算出については、第三百二条の二から前条までの規定を準用する。この場合において、「証券化エクスポージャー」とあるのは、「特定順位参照型クレジット・デリバティブ」と読み替えるものとする。

（特定順位参照型クレジット・デリバティブのポジションの相殺）

第三百二条の七　ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブを保有する銀行は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める方法により個別リスクの額を削減することができる。

一　当該ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係る参照資産等のうち一の資産を保有している場合　当該一の資産の個別リスクの額と当該ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブの個別リスクのうち当該一の資産に係る部分の額（当該額が当該ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブの個別リスクの額よりも小さい場合は、当該ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブの個別リスクの額とする。次号において同じ。）とを、これらの額のうちいずれか小さい額を限度として個別リスクを相殺する方法

二　当該ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブに係る参照資産等のうち複数の資産を保有している場合　当該複数の資産のうち一の資産の個別リスクの額と当該ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブの個別リスクのうち当該一の資産に係る部分に相当する額とを、これらの額のうちいずれか小さい額を限度として相殺したときに、相殺される額が最も小さい資産についてのみ個別リスクを相殺する方法

第六節　コリレーション・トレーディングに係る特例

（コリレーション・トレーディングに係る個別リスクの算出）

第三百二条の八　銀行は、コリレーション・トレーディングに係る個別リスクの算出に当たっては、次条に定める修正標準方式によって算出される個別リスクの額又は第三百二条の十から第三百二条

の十三までに定める内部モデル方式によって算出される包括的リスクの額を用いることができる。ただし、内部モデル方式を用いる場合には、第三百二条の十三の規定に基づき承認が取り消された場合を除き、これを継続して使用しなければならない。

（修正標準方式による個別リスクの額）

第三百二条の九　修正標準方式を用いて算出するコリレーション・トレーディングの個別リスクの額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか大きい額とする。

一　第二百八十二条又は第二百八十三条に定める要領に基づき相殺した後のロング・ポジションについて、第三節から前節までの規定により算出した個別リスクの額の合計額

二　第二百八十二条又は第二百八十三条に定める要領に基づき相殺した後のショート・ポジションについて、第三節から前節までの規定により算出した個別リスクの額の合計額

（内部モデル方式の承認）

第三百二条の十　銀行は、金融庁長官の承認を受けた場合には、前条の規定に基づいて算出されるコリレーション・トレーディングの個別リスクの額に代えて、内部モデル方式によって算出されるコリレーション・トレーディングの包括的リスクの額を用いることができる。

2　前項の承認を受けようとする銀行は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一　商号

二　自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

3　前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　理由書

二　前項第二号に規定する責任者の履歴書

三　包括的リスクに係るリスク計測モデル（次項において「包括的リスク計測モデル」という。）の構築及び利用その他の内部モデル方式の運用が承認の基準に適合していることを示す書類

四　その他参考となるべき事項を記載した書類

4　金融庁長官は、第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一　包括的リスク計測モデルが少なくとも次に掲げるものを含むリスクを計測するものであること。

イ　デフォルト・リスク

ロ　格付遷移リスク

ハ　複合的なデフォルトに係るリスク

ニ　クレジット・スプレッドに係るリスク

ホ　インプライド・コリレーションのボラティリティに係るリスク

ヘ　ベーシス・リスク

ト　回収率の変動に係るリスク

チ　ヘッジのリバランスに係るリスク

二　主要なリスクを把握するための十分な市場に関する情報を保有していること。

三　包括的リスク計測モデルがコリレーション・トレーディングのポートフォリオに関する過去の価格変動を説明できること。

四　内部モデル方式を用いているポジションと用いていないポジションが明確に区別されていること。

五　包括的リスク計測モデルに対し少なくとも毎週ストレス・テストを実施していること。

六　前号に規定するストレス・テストの結果の概要を四半期ごとに（当該ストレス・テストの結果が包括的リスクに係る所要自己資本の不足を示している場合には、速やかに）金融庁長官へ報告するために必要な体制が整備されていること。

（内部モデル方式による包括的リスクの額）

第三百二条の十一　内部モデル方式を用いて算出するコリレーション・トレーディングの包括的リスクの額は、次の各号に掲げる額のうち最も大きい額とする。ただし、包括的リスクの額は一週間に一回以上の頻度で計測するものとする。

一　算出基準日の包括的リスクの額

二　算出基準日を含む直近十二週間の包括的リスクの額の平均値

三　第三百二条の九の規定により算出された個別リスクの額に八パーセントを乗じて得た額

（変更に係る届出）

第三百二条の十二　内部モデル方式の使用について承認を受けた銀行は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一　承認申請書の記載事項に変更がある場合

二　承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合

三　第三百二条の十第四項に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合

２　前項第三号に基づく届出を行う場合には、銀行は、当該銀行が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出とあわせて、又はその後速やかに提出しなければならない。

（承認の取消し）

第三百二条の十三　金融庁長官は、銀行が前条第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合において、内部モデル方式を継続して用いさせることが不適当と判断したときは、第三百二条の十第一項の承認を取り消すことができる。

第七節　特定項目のうち調整項目に算入されない部分等に係る特例

（特定項目のうち調整項目に算入されない部分等に係る特例）

第三百二条の十四　第百七十八条の二の三から第百七十八条の四までの規定は、マーケット・リスク相当額を算出する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「内部格付手法採用行」とあるのは「銀行」と、「第百五十三条から前条までの規定にかかわらず」とあるのは「前六節の規定にかかわらず」と、「に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額」とあるのは「のマーケット・リスク相当額」と、「当該エクスポージャーの額（EADをいう。）」とあるのは「当該部分の額」と、「二百五十パーセント」とあるのは「二十パーセント」と読み替えるものとする。

第十章　オペレーショナル・リスク

（オペレーショナル・リスク相当額の算出）

第三百三条　銀行は、オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たっては、基礎的手法、粗利益配分手法又は先進的計測手法を用いるものとする。

（基礎的手法）

第三百四条　基礎的手法を用いて算出するオペレーショナル・リスク相当額は、一年間の粗利益（業務粗利益から国債等債券売却益及び国債等債券償還益を除き、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却及び役務取引等費用を加えたものをいう。以下この章において同じ。）に〇・一五を乗じて得た額の直近三年間の平均値とする。ただし、直近三年間のうち一年間の粗利益が正の値とならない年がある場合には、当該正の値とならない年以外の年の粗利益の合計額に〇・一五を乗じて得た額を当該正の値とならない年以外の年数で除して得た額とする。

２　銀行は、前項に定める粗利益の計算において、役務取引等費用のうちアウトソーシング（銀行の業務の一部が他の者に委託され、当該他の者の日常的な管理の下で行われることをいう。）の費用に当たらないものについては、役務取引等費用から除くことができる。

（粗利益配分手法）

第三百五条　粗利益配分手法を用いて算出するオペレーショナル・リスク相当額は、一年間の粗利益を業務区分（別表第一の中欄に掲げるものをいう。以下同じ。）に配分した上で、当該業務区分に応じ、同表の上欄に掲げる掛目を乗じて得た額（以下この条及び第三百十九条において「業務区分配分値」という。）をすべての業務区分について合計したもの及び同表の注４に規定するある業務の粗利益を特定の業務区分に配分することができない場合における当該粗利益に十八パーセントの掛目を乗じて得た額（次項において「配分不能値」という。）を合算したもの（以下この条及び第三百十九条において「年間合計値」という。）の直近三年間の平均値とする。ただし、年間合計値が負の値である場合には、零として平均値を計算するものとする。

２　前項において、一の業務区分に係る業務区分配分値又は配分不能値が負の値である場合には、当

該業務区分配分値又は配分不能値を他の業務区分に係る業務区分配分値又は配分不能値のうち正の値であるものと相殺することができる。

3　前条第二項の規定は、第一項に規定する粗利益について準用する。

（粗利益配分手法の承認）

第三百六条　銀行は、金融庁長官の承認を受けた場合に、粗利益配分手法を用いることができる。

2　前項の承認を受けた銀行は、第三百十条に基づき承認が取り消された場合又は先進的計測手法の使用につき第三百十二条第一項の承認を受けた場合を除き、粗利益配分手法を継続して用いなければならない。

（承認申請書の提出）

第三百七条　粗利益配分手法の使用について前条第一項の承認を受けようとする銀行は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一　商号

二　自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

2　前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　理由書

二　前項第二号に規定する責任者の履歴書

三　オペレーショナル・リスク管理指針（オペレーショナル・リスク（銀行の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失が発生しうる危険をいう。以下同じ。）の評価及び管理に関する方針並びに手続について記載した書類をいう。）

四　粗利益を業務区分に配分する基準及び手順について明確かつ詳細に記載した書類

五　その他参考となるべき事項を記載した書類

（承認の基準）

第三百八条　金融庁長官は、粗利益配分手法の使用について第三百六条第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一　オペレーショナル・リスクを管理するための体制（以下この章において「管理体制」という。）の整備について、取締役会等及び執行役員（オペレーショナル・リスクの管理について業務執行権限を授権されたものをいう。以下この条及び別表第一の注において同じ。）の責任が明確化されていること。

二　営業部門から独立したオペレーショナル・リスクの管理を行う部門（以下この条において「管理部門」という。）を設置していること。

三　管理部門、各業務部門及び内部監査を行う部門において、オペレーショナル・リスクの管理のために十分な人材が確保されていること。

四　管理部門により、オペレーショナル・リスクを特定し、評価し、把握し、管理し、かつ、削減するための方策が策定されていること。

五　オペレーショナル・リスクを評価するための体制が、管理体制と密接に関連していること。

六　オペレーショナル・リスク損失（別表第二に定めるオペレーショナル・リスクの損失事象の結果として生じる損失をいう。以下同じ。）のうち重大なものを含むオペレーショナル・リスクの情報について、管理部門から各業務部門の責任者、取締役会等及び執行役員に定期的に報告が行われ、当該報告に基づき適切な措置をとるための体制が整備されていること。

七　内部監査を行う部門により、管理部門及び各業務部門における活動状況を含めた管理体制に対して定期的な監査が行われていること。

（変更に係る届出）

第三百九条　粗利益配分手法を用いる銀行は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一　承認申請書の記載事項に変更がある場合

二　承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合

三　前条に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合

２　前項第三号に掲げる事由が生じた場合、銀行は、当該事由に関する改善計画を記載した書面又は当該事由が当該銀行のオペレーショナル・リスクの管理の観点から重要でない旨の説明を記載した書面を速やかに提出しなければならない。

（承認の取消し）

第三百十条　金融庁長官は、第三百六条第一項の承認を受けた銀行が第三百八条各号に掲げる基準に適合しないこととなった場合であって、粗利益配分手法を用いてオペレーショナル・リスク相当額を算出することが不適当と判断したときは、当該承認を取り消すことができる。

（先進的計測手法）

第三百十一条　先進的計測手法を用いて算出するオペレーショナル・リスク相当額は、銀行の内部管理において用いられるオペレーショナル・リスクの計測手法に基づき、片側九十九・九パーセントの信頼区間で、期間を一年間として予想される最大のオペレーショナル・リスク損失の額に相当する額とする。ただし、当該期間におけるオペレーショナル・リスク損失の額の期待値が適切に把握され、当該期待値に相当する額の引当が行われている場合には、当該最大のオペレーショナル・リスク損失の額から当該期待値を除いた額をオペレーショナル・リスク相当額とすることができる。

（先進的計測手法の承認）

第三百十二条　銀行は、金融庁長官の承認を受けた場合に、先進的計測手法を用いることができる。

２　前項の承認を受けた銀行は、第三百十七条に基づき承認が取り消された場合を除き、先進的計測

手法を継続して用いなければならない。

（承認申請書の提出）

第三百十三条　先進的計測手法の使用について前条第一項の承認を受けようとする銀行は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一　商号

二　自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

２　前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　理由書

二　前項第二号に規定する責任者の履歴書

三　オペレーショナル・リスク管理指針（オペレーショナル・リスクの計測（オペレーショナル・リスク相当額の算出方法を含む。）及び管理に関する方針並びに手続について記載した書類をいう。）

四　先進的計測手法実施計画

五　その他参考となるべき事項を記載した書類

３　前項第四号に掲げる先進的計測手法実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　先進的計測手法を用いる範囲及び使用を開始する日

二　先進的計測手法を用いない業務区分又は法人単位（オペレーショナル・リスク相当額を算出する範囲に含まれる銀行及び連結の範囲に含まれる法人等をいう。以下この章において同じ。）

（予備計算）

第三百十四条　先進的計測手法の使用について第三百十二条第一項の承認を受けようとする銀行は、先進的計測手法の使用を開始しようとする日の属する事業年度の前事業年度以降において、先進的計測手法に基づいて自己資本比率を予備的に計算し、当該前事業年度の中間予備計算報告書（事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日までの管理体制の運用状況及び当該事業年度の九月三十日の自己資本比率の状況に関する事項を記載した書類をいう。以下この条において同じ。）及び当該前事業年度の予備計算報告書（事業年度の管理体制の運用状況及び当該事業年度の末日の自己資本比率の状況に関する事項を記載した書類をいう。以下この条において同じ。）を作成しなければならない。ただし、先進的計測手法採用行が行う合併、会社分割その他の組織再編成により新たに設立される銀行又は当該組織再編成後に存続する銀行が先進的計測手法の使用について承認を受けようとする場合において、当該組織再編成が先進的計測手法に基づく自己資本比率の計算の継続性に重要な影響を及ぼすものでなく、かつ、当該承認を受けようとする銀行が当該組織再編成前の先進的計測手法採用行における数値等に基づく中間予備計算報告書及び予備計算報告書に準ずる書類を作成することができるときは、この限りでない。

2　前項に定める自己資本比率の予備的な計算を行おうとする銀行は、前条第一項及び第二項に掲げる書類に準ずる書類を添付して、金融庁長官に届出を行わなければならない。

3　銀行は、前条第一項に定める承認申請書の提出に先立って、第一項に掲げる中間予備計算報告書及び予備計算報告書に前条第一項及び第二項に掲げる書類に準ずる書類を添付して、それぞれ当該報告書の対象である期間の経過後三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

4　先進的計測手法の使用を開始しようとする日が十月一日以降である場合における前三項の規定の適用については、第一項中「当該前事業年度の中間予備計算報告書」とあるのは、「当該使用を開始しようとする日の属する事業年度の中間予備計算報告書」とする。

（承認の基準）

第三百十五条　金融庁長官は、第三百十二条第一項の承認をしようとするときは、定性的基準及び定量的基準（第三項第十号を除く。）に適合し、かつ、同号及び第五項に掲げる内容に適合する見込みがあるかどうかを審査しなければならない。

2　前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一　第三百八条各号に規定する基準（この場合において、同条第二号中「営業部門」とあるのは「他の部門」と、同条第四号中「評価し」とあるのは「計測し」と、同条第五号中「評価する」とあるのは「計測する」とする。）

二　各業務部門におけるオペレーショナル・リスクの管理の向上のために、オペレーショナル・リスク損失の額、オペレーショナル・リスク相当額その他のオペレーショナル・リスクに関する情報を適切に活用していること。

三　オペレーショナル・リスクの計測手法におけるオペレーショナル・リスクに関する情報の取扱い方法が明確化されており、金融庁長官が必要に応じて検証することができるように整備されていること。

四　先進的計測手法実施計画が合理的なものであること。

3　第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一　オペレーショナル・リスクの計測手法において、オペレーショナル・リスクの損失事象が適切に把握されていること。

二　リスクの特性、損失事象の種類（別表第二の上欄に掲げるものをいう。以下同じ。）、業務区分その他の区分に応じてオペレーショナル・リスク相当額を算出する場合は、当該区分に応じて算出されたオペレーショナル・リスク相当額を合計すること。ただし、当該区分に応じて算出された各オペレーショナル・リスク相当額の間の相関関係が適切に把握されているときは、当該相関関係に基づいてオペレーショナル・リスク相当額の調整を行うことができる。

三　オペレーショナル・リスク相当額の算出において、内部損失データ（銀行の内部で生じたオペ

レーショナル・リスク損失に関する情報をいう。以下同じ。）、外部損失データ（銀行の外部から収集したオペレーショナル・リスク損失に関する情報であって、銀行におけるオペレーショナル・リスクの管理に資するものをいう。以下同じ。）及びシナリオ分析（重大なオペレーショナル・リスク損失の額及び発生頻度について、専門的な知識及び経験並びにオペレーショナル・リスクに関する情報に基づいて推計する手法をいう。以下同じ。）が適切に用いられていること。また、業務環境及び内部統制要因（オペレーショナル・リスクに影響を与える要因であって、銀行の業務の環境及び内部統制の状況に関するものをいう。以下同じ。）が適切に反映されていること。

四　オペレーショナル・リスク相当額の算出において、三年以上の期間にわたり銀行が収集した内部損失データが用いられていること。

五　内部損失データの収集について、次に掲げる基準が満たされていること。

イ　内部で定める客観的な基準を用いて過去の内部損失データに含まれるオペレーショナル・リスク損失の額及び回収額を業務区分ごとに、損失事象の種類に応じて配分した結果について、金融庁長官の求めに応じて提出できるよう整備していること。

ロ　内部損失データには、銀行の全ての業務における一定の閾値以上のオペレーショナル・リスク損失のデータが全て含まれていること。

ハ　ロに定める閾値は、百万円以下で銀行が定めた値とすること。

ニ　内部損失データは、各損失事象が発生した日付（発生した日付が不明な場合は発覚した日付とすることができる。）、当該損失事象についてのオペレーショナル・リスク損失の額、回収額及び発生要因に関する情報を含むこと。損失事象の発生要因に関する情報は、オペレーショナル・リスク損失の額の大きさに応じて詳細なものとすること。

ホ　情報システム部門その他の複数の業務区分に関係する特定の業務を集中的に行う部門におけるオペレーショナル・リスク損失のデータ及び複数の業務区分にまたがる活動におけるオペレーショナル・リスク損失のデータを業務区分に分類する基準並びに異なる時点に発生した相互に関連する複数の損失事象から発生したオペレーショナル・リスク損失のデータを損失事象の種類に応じて分類する際の基準を作成していること。

ヘ　信用リスクに該当するとともにオペレーショナル・リスクにも該当する損失は、信用リスク・アセットの額の算出において反映されていること。また、当該損失のうち重要なものは、オペレーショナル・リスク・データベース（オペレーショナル・リスク損失に関する情報の集合物であって、特定のオペレーショナル・リスク損失に関する情報を検索できるように体系的に構成したものをいう。）において全て特定されていること。

ト　マーケット・リスクに該当するとともにオペレーショナル・リスクにも該当する損失は、オペレーショナル・リスク相当額の算出において反映されていること。

六　外部損失データには、オペレーショナル・リスク損失の額、損失事象が発生した業務の規模に関する情報、発生の要因及び状況に関する情報並びに当該損失データを参照することの妥当性を判断するために必要なその他の情報が含まれていること。また、外部損失データをオペレーショナル・リスク相当額の算出のために使用する条件及び方法並びにそれらを決定するための手続が体系的に規定されており、かつ、当該規定が定期的に検証されていること。

七　シナリオ分析においては、損失額が大きい損失事象の発生が合理的に想定されていること。また、その結果については、実際のオペレーショナル・リスク損失との比較による検証が適切に行われていること。

八　オペレーショナル・リスクの計測手法に、業務環境及び内部統制要因を反映するに当たって、以下の基準が満たされていること。

イ　各要因のオペレーショナル・リスク相当額への影響が可能な限り定量化されていること。

ロ　各要因のオペレーショナル・リスク相当額への影響を定量化する際には、各要因の変化に対するリスク感応度及び要因ごとの重要性が合理的に考慮されていること。また、業務活動の複雑化及び業務量の増加による潜在的なリスクの増大の可能性が適切に勘案されていること。

九　内部損失データ及び外部損失データの使用方法並びに業務環境及び内部統制要因の反映方法の適切性が検証されていること。

十　次のイ又はロに掲げる銀行の区分に応じ、当該イ又はロに定める要件を満たすこと。

イ　国際統一基準行　第二条第三号及び第十四条第三号の算式により得られる比率が八パーセント以上であること。

ロ　国内基準行　当該銀行を国際統一基準行であるとみなして第二条第一号及び第十四条第一号の算式により得られる比率が四・五パーセント以上であること。

4　先進的計測手法採用行は、先進的計測手法の使用を開始する日から一年を経過した日以後一年間は、四年以上の期間にわたり、先進的計測手法の使用を開始する日から二年を経過した日以後は、五年以上の期間にわたり、銀行が収集した内部損失データに基づいてオペレーショナル・リスク相当額を算出しなければならない。

5　先進的計測手法採用行は、金融庁長官が別に定める事項を開示しなければならない。

（変更に係る届出）

第三百十六条　先進的計測手法採用行は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一　承認申請書の記載事項に変更がある場合

二　承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合

三　前条第二項から第五項までに規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合

２　前項第三号に掲げる事由が生じた場合、先進的計測手法採用行は、当該事由に関する改善計画を記載した書面又は当該事由が当該先進的計測手法採用行のオペレーショナル・リスクの管理の観点から重要でない旨の説明を記載した書面を速やかに提出しなければならない。

（承認の取消し）

第三百十七条　金融庁長官は、前条第一項第三号に規定する場合であって、先進的計測手法を用いてオペレーショナル・リスク相当額を算出することが不適当と判断したときは、第三百十二条第一項の承認を取り消すことができる。

（先進的計測手法の適用範囲の原則）

第三百十八条　先進的計測手法採用行は、すべての業務区分及び法人単位について、先進的計測手法を用いなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、先進的計測手法採用行は、先進的計測手法の使用を開始した後の一定の期間について、業務区分ごと又は法人単位ごとに基礎的手法又は粗利益配分手法を用いる旨を先進的計測手法実施計画において定めている場合は、その定めに従って先進的計測手法を用いることができる。ただし、先進的計測手法採用行は、先進的計測手法の使用を開始する時点において、オペレーショナル・リスク相当額の相当部分を先進的計測手法で算出していなければならない。

（部分適用の特例）

第三百十九条　前条第一項の規定にかかわらず、先進的計測手法採用行は、先進的計測手法実施計画に記載がある場合には、次に掲げる基準に適合するときに限り、業務区分又は法人単位の一部について先進的計測手法を用い、その他の業務区分又は法人単位については基礎的手法又は粗利益配分手法（業務区分の一部について先進的計測手法を用いない場合には、粗利益配分手法に限る。）を用いることができる。

一　すべての業務区分及び法人単位について、先進的計測手法、基礎的手法又は粗利益配分手法のいずれかの手法によりオペレーショナル・リスク相当額が算出されていること。

二　先進的計測手法の対象となるすべての業務区分又は法人単位について、先進的計測手法を使用するための定性的基準を満たしており、粗利益配分手法を用いてオペレーショナル・リスク相当額を算出する業務区分又は法人単位が、第三百八条に掲げる基準を満たしていること。

三　先進的計測手法採用行が法人単位ごとに異なる手法を用いるときは、すべての重要な法人単位（異なる手法を適用することにより、算出されるオペレーショナル・リスク相当額が当該法人単位のオペレーショナル・リスクを適切に反映しなくなるおそれがあると考えられる法人単位及び当該法人単位の粗利益が先進的計測手法採用行の連結財務諸表（当該先進的計測手法採用行に先進的計測手法採用行である親銀行等（当該先進的計測手法採用行を子法人等とする銀行又は銀行持株会社をいう。ただし、当該銀行又は銀行持株会社が他の親銀行等の子法人等であるものを除

く。以下同じ。）がある場合には当該親銀行等の連結財務諸表をいう。以下この項において同じ。）に基づく粗利益の二パーセント以上を占める法人単位をいう。）について先進的計測手法を用いること。

四　先進的計測手法採用行が業務区分ごとに異なる手法を用いる場合には、重要な業務区分（年間合計値に占める業務区分配分値の割合が、三年連続して当該先進的計測手法採用行の連結財務諸表に基づく粗利益の二パーセント以上を占める業務区分又は過去三年以内に重大なオペレーショナル・リスク損失が発生した業務区分をいう。）については先進的計測手法を使用し、かつ、業務区分ごとに適切な管理体制を構築していること。

五　先進的計測手法を使用しない業務区分又は法人単位の粗利益の合計が当該先進的計測手法採用行の連結財務諸表に基づく粗利益の十パーセントを超えないこと。

2　前項第四号において、「過去三年」とあるのは、先進的計測手法の使用を開始する日から一年を経過した日以後一年間は、「過去四年」と、先進的計測手法の使用を開始する日から二年を経過した日以後は、「過去五年」とする。

3　第一項の場合において、先進的計測手法採用行が、前条第二項の規定により先進的計測手法を用いてオペレーショナル・リスク相当額を算出する業務区分又は法人単位を段階的に拡大しようとするときは、段階的な拡大の期間の終了の時点において、すべての重要な業務区分又は法人単位について先進的計測手法を用いていることを要するものとする。

4　銀行が外国の銀行を子法人等としている場合において、当該子法人等たる銀行の設立国において先進的計測手法の使用のみが認められているときは、当該子法人等たる銀行についてのみ先進的計測手法を用いるための先進的手法実施計画を提出することができる。この場合において、第一項第三号及び第五号の規定を満たすことは要しない。ただし、業務区分ごとに異なる手法を用いる場合には、この限りでない。

（リスク削減）

第三百二十条　先進的計測手法採用行は、次に掲げる要件を満たす場合には、オペレーショナル・リスク相当額の二十パーセントを限度として、オペレーショナル・リスクに対する保険契約に基づく保険金支払限度額の範囲において、オペレーショナル・リスク相当額の削減を行うことができる。

一　先進的計測手法採用行が契約する保険会社又は外国保険業者が、適格格付機関から４―２以上の信用リスク区分に対応する格付を付与されていること。

二　契約当初の保険契約期間が一年未満でないこと。契約の残存期間が一年未満の契約については、当該残存期間の減少に応じてオペレーショナル・リスク相当額の削減効果が小さくなるように適切な調整を行うこと。ただし、当該残存期間が九十日以内の場合には、保険によるオペレーショナル・リスク相当額の削減は認められない。

三　保険会社又は外国保険業者からの通知により保険契約の解約が可能な場合には、九十日以上の事前通知期間が設けられていること。

四　保険契約において、先進的計測手法採用行が行政処分を受けた場合又は破綻した場合について保険の対象から除外される規定又は保険が制限される規定が設けられていないこと。

五　オペレーショナル・リスク相当額の削減額の算出に当たっては、保険契約に定める補償の範囲とオペレーショナル・リスク損失の額及び発生頻度との関係が明確であること。

六　保険が、先進的計測手法採用行の子法人等及び関連法人等以外の者その他の実質的な第三者（子法人等、関連法人等その他の先進的計測手法採用行が支配を行い、又は影響を与えうる者以外の者をいう。）である保険会社又は外国保険業者より提供されていること。ただし、実質的な第三者ではない者により保険が提供されている場合であって、第一号の要件を満たす実質的な第三者である保険会社又は外国保険業者にオペレーショナル・リスクがさらに移転されているときは、この限りでない。

七　当該保険によるオペレーショナル・リスク相当額の削減に関する合理的な方法及び手続を記載した書類が作成され、それらが遵守されるための手段が講じられていること。

八　オペレーショナル・リスク相当額の削減額の算出に当たっては、保険契約の解約及び非更新の条件、契約の残存期間、保険金支払の不確実性並びに保険契約の補償範囲とオペレーショナル・リスクの損失事象との関係が適切に考慮されていること。

九　第七号に規定する書類が開示されていること。

第十一章　雑則

（財務局長等への権限の委任）

第三百二十一条　金融庁長官は、第六条第四項第五号イ、第七条第四項第五号イ、第十八条第四項第五号イ、第十九条第四項第五号イ、第二十八条第四項第五号イ及び第四十条第四項第五号イの確認の権限のうち、銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件（平成十四年金融庁告示第三十五号）第一条の表の一の項の銀行の欄に掲げる銀行以外の銀行に対するものを、当該銀行の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長。次項及び次条において同じ。）に委任する。

2　金融庁長官は、第六十七条第二項の規定による届出の受理の権限を、当該届出をする銀行の本店の所在地を管轄する財務局長に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

（経由官庁）

第三百二十二条　銀行（銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁

長官の権限等を定める件第一条の表の一の項の銀行の欄に掲げる銀行を除く。以下この条において同じ。）は、第六条第四項第五号イ、第七条第四項第五号イ、第十八条第四項第五号イ、第十九条第四項第五号イ、第二十八条第四項第五号イ又は第四十条第四項第五号イの確認の申請を行う場合において、当該銀行の本店の所在地を管轄する財務事務所、小樽出張所又は北見出張所があるときは、財務事務所長、小樽出張所長又は北見出張所長を経由してしなければならない。

2　銀行は、第三百七条第一項の規定により金融庁長官に承認申請書を提出するときは、当該銀行の本店の所在地を管轄する財務局長を経由して提出しなければならない。

3　銀行は、第三百九条第一項の規定により金融庁長官に届出をするときは、当該銀行の本店の所在地を管轄する財務局長を経由して届け出なければならない。

4　銀行は、第三百九条第二項の規定により金融庁長官に書面を提出するときは、当該銀行の本店の所在地を管轄する財務局長を経由して提出しなければならない。

附　則

（適用時期）

第一条　この告示は、平成十九年三月三十一日から適用する。ただし、先進的内部格付手法採用行及び先進的計測手法採用行に関する規定は、平成二十年三月三十一日から適用する。

2　第五条、第十条、第十七条、第二十一条、第二十八条、第三十三条、第四十条及び第四十四条中「二十パーセント」とあるのは、平成十九年三月三十一日から平成二十年三月三十日までの間は、「三十パーセント」とする。

（自行推計ボラティリティ調整率の適用日前の承認）

第二条　銀行は、平成十九年三月三十一日前においても、この告示による改正後の銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「新告示」という。）第九十六条の規定により、自行推計ボラティリティ調整率の使用に関する承認の申請をすることができる。

2　金融庁長官は、平成十九年三月三十一日前においても、銀行が前項に定めるところにより承認の申請を行った場合には、新告示第九十七条の規定により承認を行うことができる。この場合において、平成十九年三月三十一日以前に与えられた承認の効力は、平成十九年三月三十一日から生ずるものとする。

（エクスポージャー変動額推計モデルの適用日前の承認）

第三条　前条の規定は、エクスポージャー変動額推計モデルの使用に関する承認について準用する。この場合において、前条中「第九十六条」とあるのは「第百六条」と、「第九十七条」とあるのは「第百七条」と、「自行推計ボラティリティ調整率」とあるのは「エクスポージャー変動額推計モデル」と読み替えるものとする。

（内部格付手法の適用日前の予備計算及び承認）

第四条　基礎的内部格付手法採用行になろうとする銀行は、平成十九年三月三十一日前においても、新告示第百四十二条の規定により、自己資本比率の予備的な計算の届出をし、自己資本比率を予備的に計算し、中間予備計算報告書（新告示第百四十二条に規定する中間予備計算報告書をいう。）及び予備計算報告書（新告示第百四十二条に規定する予備計算報告書をいう。）の作成及び金融庁長官への提出を行い、新告示第百四十一条の規定により当該内部格付手法を採用することの承認の申請をすることができる。

２　金融庁長官は、平成十九年三月三十一日前においても、基礎的内部格付手法採用行になろうとする銀行が前項に定めるところにより承認の申請を行った場合には、新告示第百四十三条の規定により承認を行うことができる。この場合において、平成十九年三月三十一日以前に与えられた承認の効力は平成十九年三月三十一日から生ずるものとする。

３　前二項の規定は、先進的内部格付手法採用行になろうとする銀行について準用する。この場合において、前二項中「基礎的内部格付手法採用行」とあるのは「先進的内部格付手法採用行」と、「平成十九年三月三十一日」とあるのは「平成二十年三月三十一日」と読み替えるものとする。

４　平成二十一年三月三十一日前に先進的内部格付手法採用行になろうとする銀行に対する第一項及び前項の規定に基づく新告示第百四十二条の規定の適用については、同条第一項中「事業年度の前事業年度」とあるのは「事業年度の二年前の事業年度」と、「当該前事業年度」とあるのは「当該使用を開始しようとする日の属する事業年度の前事業年度及び二年前の事業年度」と、同条第四項中「当該使用を開始しようとする日の属する事業年度の中間予備計算報告書」とあるのは「当該使用を開始しようとする日の属する事業年度及びその前事業年度の中間予備計算報告書」とする。

５　第三項に掲げる銀行であって、第一項及び前二項の規定に基づく新告示第百四十二条の規定の適用により自己資本比率の予備的な計算の届出をし、平成十八年三月三十一日から自己資本比率を予備的に計算し、中間予備計算報告書及び予備計算報告書の作成及び金融庁長官への提出を行っているものは、平成十九年三月三十一日以後一年間は、なお従前の例によることができる。

（内部モデル方式の適用日前の承認）

第五条　附則第二条の規定は、マーケット・リスク相当額の算出に当たって内部モデル方式の採用についての承認を受けようとしている銀行について準用する。この場合において、同条中「第九十六条」とあるのは「第二百七十三条」と、「第九十七条」とあるのは「第二百七十四条及び第二百七十七条」と、「自行推計ボラティリティ調整率」とあるのは「内部モデル方式」と読み替えるものとする。

２　附則第二条の規定は、マーケット・リスク相当額の算出に当たってシナリオ法の採用についての承認を受けようとしている銀行について準用する。この場合において、同条中「第九十六条」とあ

るのは「第二百九十八条」と、「第九十七条」とあるのは「第二百九十九条」と、「自行推計ボラティリティ調整率」とあるのは「シナリオ法」と読み替えるものとする。

（適用日前から内部モデル方式を採用している銀行のみなし承認規定）

第六条　平成十九年三月三十一日前（附則第四条第五項の規定に従い平成十九年三月三十一日以後の一年間について改正前の銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「旧告示」という。）に基づき自己資本比率を計算する銀行にあっては、平成二十年三月三十一日前とする。以下この条において同じ。）に旧告示別表第３の規定によりマーケット・リスク相当額の算出に当たって内部モデル方式を採用している銀行は、平成十九年三月三十一日前に新告示第二百七十三条第一項各号に掲げる事項を記載した書類に同条第二項各号に掲げる書類を添付して金融庁長官に届け出ることができる。

２　前項の規定による届出をした銀行は、平成十九年三月三十一日において新告示第二百七十二条の承認を受けたものとみなす。

３　前二項の規定は、平成十九年三月三十一日前に旧告示別表第３の規定によりオプション取引等のマーケット・リスク相当額の算出に当たってシナリオ法を採用している銀行について準用する。この場合において、第一項中「内部モデル方式」とあるのは「シナリオ法」と、「第二百七十三条」とあるのは「第二百九十八条」と、第二項中「第二百七十二条」とあるのは「第二百九十七条」と読み替えるものとする。

（粗利益配分手法の適用日前の承認）

第七条　附則第二条の規定は、粗利益配分手法の採用についての承認を受けようとしている銀行について準用する。この場合において、同条中「第九十六条」とあるのは「第三百七条」と、「第九十七条」とあるのは「第三百八条」と、「自行推計ボラティリティ調整率」とあるのは「粗利益配分手法」と読み替えるものとする。

（先進的計測手法の適用日前の予備計算及び承認）

第八条　附則第四条第一項及び第二項の規定は、先進的計測手法採用行になろうとする銀行について準用する。この場合において、同条中「基礎的内部格付手法採用行」とあるのは「先進的計測手法採用行」と、「平成十九年三月三十一日」とあるのは「平成二十年三月三十一日」と、「第百四十二条」とあるのは「第三百十四条」と、「第百四十一条」とあるのは「第三百十三条」と、「内部格付手法」とあるのは「先進的計測手法」と、「第百四十三条」とあるのは「第三百十五条」と読み替えるものとする。

２　平成二十一年三月三十一日前に先進的計測手法採用行になろうとする銀行に対する新告示第三百十四条の規定の適用については、同条第一項中「事業年度の前事業年度」とあるのは「事業年度の

二年前の事業年度」と、「当該前事業年度」とあるのは「当該使用を開始しようとする日の属する事業年度の前事業年度及び二年前の事業年度」と、同条第四項中「当該使用を開始しようとする日の属する事業年度の中間予備計算報告書」とあるのは「当該使用を開始しようとする日の属する事業年度及びその前事業年度の中間予備計算報告書」とする。

3　先進的計測手法採用行になろうとする銀行であって平成十九年三月三十一日に標準的手法採用行又は基礎的内部格付手法採用行になる銀行は、平成十九年三月三十一日以後先進的計測手法の使用を開始する日の前までの期間においては、オペレーショナル・リスク相当額を基礎的手法又は粗利益配分手法を用いて算出しなければならない。

4　前項において、銀行は、前条の規定に基づく承認を受けたときに限り、粗利益配分手法を採用することができる。

（移行期間中における内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限の特則）

第九条　平成二十年三月三十一日前に基礎的内部格付手法採用行になる銀行並びに平成二十年三月三十一日に先進的内部格付手法採用行になる銀行であって先進的内部格付手法の使用の開始の直前まで旧告示により自己資本比率を計算している銀行及び平成二十年三月三十一日に先進的計測手法採用行になる銀行は、新告示第十三条、第二十四条、第三十六条及び第四十七条に代えて、次の表の上欄に掲げる期間について、旧所要自己資本の額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額を八パーセントで除して得た額を自己資本比率の算式の分母に加えなければならない。ただし、当該基礎的内部格付手法採用行になる銀行又は先進的内部格付手法採用行になる銀行のうち、平成二十年三月三十一日の後に先進的内部格付手法採用行又は先進的計測手法採用行になる銀行に関し、先進的内部格付手法又は先進的計測手法の使用の開始の日以降については、これに代えて、第十三条、第二十四条、第三十六条及び第四十七条の規定の適用を受けるものとする。

期　間	率
平成十九年三月三十一日以後一年間	九十五パーセント
平成二十年三月三十一日以後一年間	九十パーセント
平成二十一年三月三十一日以後一年間	八十パーセント

2　前項本文に規定する銀行以外の銀行及び同項ただし書に規定する銀行は、新告示第十三条、第二十四条、第三十六条及び第四十七条に代えて、次の表の上欄に掲げる期間について、旧所要自己資本の額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額を八パーセントで除して得た額を自己資本比率の算式の分母に加えることができる。

期　間	率
内部格付手法又は先進的計測手法の承認を最後に得た日以後一年間	九十パーセント
内部格付手法又は先進的計測手法の承認を最後に得た日から一年を経過した日以後一年間	八十パーセント

3　前二項において、「旧所要自己資本の額」とは、次の表の上欄に掲げる自己資本比率について、それぞれ同表の下欄に定める所要自己資本の額をいい、「新所要自己資本の額」とは、新告示第十三条第六項、第二十四条第六項、第三十六条第六項及び第四十七条第六項に規定する新所要自己資本の額をいう。

自己資本比率	所要自己資本の額
国際統一基準の連結自己資本比率	旧告示第一条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額、旧告示第四条第一項に掲げるのれんに相当する額（正の値である場合に限る。）、営業権に相当する額及び企業結合又は子会社株式の追加取得により計上される無形固定資産に相当する額並びに旧告示第四条第七項及び第七条に定めるところにより控除されることとなる額の合計額から旧告示第五条第一項第三号に掲げる額を控除した額
国際統一基準の単体自己資本比率	旧告示第十一条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額、旧告示第十四条第一項に掲げるのれんに相当する額（正の値である場合に限る。）、営業権に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産に相当する額並びに旧告示第十四条第八項及び第十七条に定めるところにより控除されることとなる額の合計額から旧告示第十五条第一項第三号に掲げる額を控除した額
国内基準の連結自己資本比率	旧告示第二十一条の算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、旧告示第二十三条第一項に掲げるのれんに相当する額（正の値である場合に限る。）、営業権に相当する額及び企業結合又は子会社株式の追加取得により計上される無形固定資産に相当する額並びに旧告示第二十三条第三項及び第二十五条に定めるところにより控除されることとなる額の合計額から旧告示第二十四条第一項第二号に掲げる額を控除した額
国内基準の単体自己資本比率	旧告示第二十八条の算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、旧告示第三十条第一項に掲げるのれんに相当する額（正の値である場合に限る。）、営業権に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産に相当する額並びに旧告示第三十条第三項及び第三十二条に定めるところにより控除されることとなる額の合計額から旧告示第三十一条第一項第二号に掲げる額を控除した額

4　新告示第十三条第一項第二号及び第二項第二号、第二十四条第一項第二号及び第二項第二号、第三十六条第一項第二号及び第二項第二号並びに第四十七条第一項第二号及び第二項第二号並びに第一項の表の平成二十一年三月三十一日以後一年間の項及び第二項の表の内部格付手法又は先進的計測手法の承認を最後に得た日から一年を経過した日以後一年間の項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「以後一年間」とあるのは、「以後」とする。

（元本補てん信託契約に関する経過措置）

第十条　銀行は、平成二十二年三月三十一日前において当該銀行の締結する元本補てん信託契約に係る信用リスク・アセットの額を算出するに当たっては、なお従前の例によることができる。

2　銀行は、当該銀行の締結する元本補てん信託契約に係る信用リスク・アセットの額の算出のために前項の規定を用いる場合、新告示の規定による算出を開始した後に同項の規定を用いること、当該銀行の締結する元本補てん信託契約のうちの一部についてのみ同項の規定を用いることその他の恣意的な運用を行ってはならない。

3　内部格付手法採用行が第一項の規定により旧告示に基づいて当該内部格付手法採用行の元本補てん信託契約に係る信用リスク・アセットの額を算出する場合の当該信用リスク・アセットの額については、新告示第百四十六条第一項ただし書の規定を準用する。この場合において、同項ただし書中「の一定の期間」とあるのは「平成二十二年三月三十一日前までの一定の期間」と、「事業単位ごと又は資産区分ごとに」とあるのは「平成二十二年三月三十一日前において当該銀行の締結する元本補てん信託契約に係るエクスポージャーに」と、「標準的手法」とあるのは「旧告示の信用リスク・アセットの額の算出方法」と読み替えるものとする。

（移行期間中における段階的適用部分の取扱い）

第十一条　平成十九年三月三十一日に基礎的内部格付手法採用行になる銀行及び平成二十年三月三十一日に先進的内部格付手法採用行になる銀行であって先進的内部格付手法の採用直前までに旧告示により自己資本比率を計算している銀行については、新告示第百四十六条第一項中「標準的手法」とあるのは「標準的手法又は旧告示の信用リスク・アセットの額の算出方法」とする。

（移行期間中におけるその他の経過措置）

第十二条　居住用不動産向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合における新告示第二百十六条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「長期平均デフォルト時損失率」とあるのは、「長期平均デフォルト時損失率又は十パーセントのいずれか高い値」とする。

2　基礎的内部格付手法について、新告示第二百十三条第四項中「五年以上の観測期間」とあるのは、平成十九年三月三十一日以後一年間は「二年以上の観測期間」と、平成二十年三月三十一日以後一年間は「三年以上の観測期間」と、平成二十一年三月三十一日以後一年間は、「四年以上の観測期間」とする。

3　新告示第二百十四条第二項、第二百十八条及び第二百二十七条中「五年以上の観測期間」とあるのは、平成十九年三月三十一日以後一年間は「二年以上の観測期間」と、平成二十年三月三十一日以後一年間は「三年以上の観測期間」と、平成二十一年三月三十一日以後一年間は「四年以上の観測期間」とする。

4　平成十九年三月三十一日以後三年間において内部格付手法を採用しようとする銀行に関する新告示第百四十三条の規定の適用については、次の各号に定めるところによるものとする。

一　銀行が平成十九年三月三十一日前に内部格付手法の採用について承認を申請する場合において、新告示第百四十三条第一号及び第二号中「当該承認に先立って三年以上にわたり」とあるのは「承

認の申請をする日に」とする。

二　銀行が平成十九年三月三十一日以後に内部格付手法の採用について承認を申請する銀行の場合において、新告示第百四十三条第一号及び第二号中「当該承認に先立って三年以上にわたり」とあるのは「平成十九年三月三十一日以後」とする。

（株式等エクスポージャーに関する経過措置）

第十三条　内部格付手法採用行は、新告示第百六十六条及び第百六十七条の規定にかかわらず、当該銀行が平成十六年六月二十八日以後九月三十日までの期間から当該内部格付手法採用行が選択する日（以下「基準日」という。）において保有するエクスポージャー（基準日に取得する約定を行ったエクスポージャーを含む。）のうち、基準日において次の各号のいずれかに該当するものについては、当該エクスポージャーの保有を継続している場合に限り、平成二十六年六月三十日まで、当該エクスポージャーの額に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすることができる。

一　新告示第一条第九号イに掲げる性質を満たすエクスポージャーである場合（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準及び銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（平成二十四年金融庁告示第二十八号）第一条の規定による改正前の新告示第八条第一項、第二十条第一項、第三十一条第一項又は第四十三条第一項に該当する場合を除く。）

二　信託受益権又は投資のために設立された法人その他これに類するものに対する持分であって、当該信託に属する全ての財産又は当該法人の保有する全ての資産が前号の条件を満たすものであり、かつ、当該銀行が当該資産のうち継続して保有されるものの銘柄及び額を特定することができる場合。ただし、当該保有資産が定款上又は契約上であらかじめ定められた主要な株価指数（市場において一般的に用いられている上場株式の株価に関する指数をいう。）に沿って運用される場合には、特定することができるものとして扱うことができる。

2　前項の場合において、内部格付手法採用行は、当該エクスポージャーの発行主体による合併その他の組織変更又は株式の分割に起因する保有株式の数の増加が生じる場合であって、当該保有株式の数の増加が当該内部格付手法採用行による投資額の増加によるものでないときは、当該エクスポージャーを継続して保有しているものとして扱うことができる。

3　第一項の場合において、内部格付手法採用行は、基準日の翌日以降に当該エクスポージャーと銘柄が同一のエクスポージャーを取得した後に当該銘柄のエクスポージャーを売却するときは、基準日の翌日以降に取得したエクスポージャーを先に売却するものとして扱うことができる。

4　内部格付手法採用行は、第一項各号のいずれかに該当し、かつ、第一項の規定又は標準的手法により百パーセントのリスク・ウェイトが適用されていたエクスポージャーについて、当該内部格付手法採用行とその子法人等との間又はその子法人等の間で保有主体が変更された場合には、当該エクスポージャーの額に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすることができる。ただし、当該行為は自己資本比率の操作を目的にしたものであってはならない。

5　内部格付手法採用行は、当該内部格付手法採用行に親銀行等がある場合であって、当該内部格付手法採用行又はその子法人等が当該親銀行等の子法人等（当該内部格付手法採用行及びその子法人等を除く。）から、第一項各号のいずれかに該当し、かつ、同項の規定又は標準的手法により百パーセントのリスク・ウェイトが適用されていたエクスポージャーを取得するときは、当該エクスポージャーの額に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすることができる。ただし、当該行為は自己資本比率の操作を目的にしたものであってはならない。

（未決済取引等に関する経過措置）

第十四条　平成二十年三月三十日まで、新告示第七十九条第一項（新告示第百五十七条及び第百六十五条により準用される場合を含む。）中「五営業日以内」とあるのは「十四日以内」と読み替えるものとする。

2　新告示第七十九条第二項、第七十九条の五及び第百七十七条の二の規定は、平成二十年三月三十一日から適用する。

3　銀行は、平成二十年三月三十日まで、新告示第十条、第二十一条、第三十三条及び第四十四条の規定にかかわらず、有価証券等及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金について信用リスク・アセットの額を計上しなければならない。

（証券化エクスポージャーに関する経過措置）

第十五条　標準的手法採用行は、新告示第二百四十九条の規定にかかわらず、平成十八年三月三十一日において保有する証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額について、当該証券化エクスポージャーの保有を継続している場合に限り、平成二十六年六月三十日までの間、当該証券化エクスポージャーの原資産に対して新告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額と旧告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額のうち、いずれか大きい額を上限とすることができる。

（標準的手法における法人等向けエクスポージャーの特例に係る適用日前の届出）

第十六条　標準的手法採用行になろうとする銀行は、平成十九年三月三十一日前においても、新告示第六十七条第二項の規定により、同条第一項の規定を利用する旨の届出をすることができる。

（抵当権付住宅ローンに関する経過措置）

第十七条　標準的手法採用行が平成十九年三月三十一日において保有する既存の住宅ローンについて

新告示第六十九条の規定を適用する場合にあっては、同条第二号中「抵当権により完全に保全されていること」とあるのは、「住宅ローンの実行時において抵当権により完全に保全されていること」とすることができる。

（特定承継会社に係る特例）

第十八条　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社が同法附則第二十七条第二号に規定する特定業務を営む場合における第一条第七号の規定の適用については、同号中「掲げる者」とあるのは、「掲げる者及び農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社」とする。

前　文（平成十九年金融庁告示第十一号）（抄）

次のように改正する。

附　則（平成十九年金融庁告示第八十二号）

この告示は、平成十九年九月三十日から施行する。ただし、第一条第三十七号ロを削る改正規定、同号中ハをロとし、ニをハとし、ホをニとし、ヘをホとし、トをヘとする改正規定、第六十三条の改正規定及び第百一条第二項第二号中「、日本郵政公社」を削る改正規定は、平成十九年十月一日から施行する。

前　文（平成十九年金融庁告示第百二十三号）（抄）

公布の日から施行する。

前　文（平成二十年金融庁告示第六十九号）（抄）

公布の日から適用する。

前　文（平成二十年金融庁告示第七十六号）（抄）

平成二十年十二月十二日から適用する。

附　則（平成二十年金融庁告示第八十二号）

（適用時期）

第一条　この告示は、平成二十年十二月二十六日から適用する。

（海外特別目的会社の発行する優先出資証券に関する経過措置）

第二条　この告示による改正前の銀行告示（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準をいう。以下同じ。）第十七条第三項又は第四十条第三項の規定により計算された基本的項目に算入される額（平成二十年十二月二十六日前に海外特別目的会社の発行した優先出資証券に係るものに限る。）がこの告示による改正後の銀行告示第十七条第三項又は第四十条第三項の規定により計算された基本

的項目に算入される額を上回るときは、当該上回る額を平成二十年十二月二十六日以後の銀行の基本的項目に算入することができる。

前　文（平成二十一年金融庁告示第十号）（抄）

公布の日から適用する。

前　文（平成二十一年金融庁告示第三十一号）（抄）

平成二十一年六月一日から適用する。

前　文（平成二十一年金融庁告示第四十六号）（抄）

株式会社企業再生支援機構法の施行の日（平成二十一年九月二十八日）から適用する。

前　文（平成二十二年金融庁告示第三十四号）（抄）

公布の日から適用する。

前　文（平成二十二年金融庁告示第七十三号）（抄）

公布の日から適用する。

前　文（平成二十二年金融庁告示第百七号）（抄）

公布の日から適用する。

附　則（平成二十三年金融庁告示第六十三号）

（適用時期）

第一条　この告示は、平成二十三年十二月三十一日から適用する。ただし、第一条による改正後の銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第一条第三十六号ト及び第六十条第二項、第二条による改正後の銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第一条第三十六号ト及び第三十八条第二項、第三条による改正後の信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第一条第三十五号ト及び第五十四条第二項並びに第四条による改正後の協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第一条第三十五号ト及び第三十一条第二項の規定は、公布の日から適用する。

（証券化エクスポージャーに関する経過措置）

第二条　平成二十五年十二月三十一日までの間、銀行は、証券化エクスポージャー（コリレーション・トレーディングに係るものを除く。）の個別リスクの額を第一条の規定による改正後の銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当である

かどうかを判断するための基準第三百二条の九の規定を準用して算出した額とすることができる。

２・３　（略）

前　文（平成二十四年金融庁告示第八号）（抄）

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の施行の日（平成二十四年二月二十三日）から適用する。

附　則（平成二十四年金融庁告示第二十八号）

（適用時期）

第一条　この告示は、平成二十五年三月三十一日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

一・二　（略）

第二条　削除

（資本調達手段に係る経過措置）

第三条　第一条の規定による改正前の銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「旧銀行告示」という。）第五条第三項若しくは第十七条第三項の優先出資証券又は非累積的永久優先株であってであって第一条の規定による改正後の銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（次項において「新銀行告示」という。）第六条第四項又は第十八条第四項に規定するその他Ｔｉｅｒ１資本調達手段に該当しないもの（平成二十二年九月十二日前に発行されたものに限り、ステップ・アップ金利等（旧銀行告示第五条第二項に規定するステップ・アップ金利等をいう。以下この項から第三項までにおいて同じ。）を上乗せする特約が付されたものであってこの告示の適用の日（以下「適用日」という。）以前に当該特約によりステップ・アップ金利等が上乗せされたものを除く。以下この項及び第三項において「適格旧Ｔｉｅｒ１資本調達手段」という。）の額については、適用日から起算して九年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧Ｔｉｅｒ１資本調達手段に係る基準額（適用日における適格旧Ｔｉｅｒ１資本調達手段の額をいう。）に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「銀行告示」という。）第二条第二号又は第十四条第二号の算式におけるその他Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

適用日から起算して一年を経過する日までの期間	九十パーセント
平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	八十パーセント
平成二十七年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	七十パーセント
平成二十八年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	六十パーセント

平成二十九年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	五十パーセント
平成三十年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	四十パーセント
平成三十一年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	三十パーセント
平成三十二年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	二十パーセント
平成三十三年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	十パーセント

２　旧銀行告示第六条第一項第四号から第六号まで若しくは第十八条第一項第四号から第六号までに掲げるものであって新銀行告示第七条第四項若しくは第十九条第四項に規定するＴｉｅｒ２資本調達手段に該当しない資本調達手段（平成二十二年九月十二日前に発行されたものに限り、ステップ・アップ金利等を上乗せする特約が付されたものであって適用日以前に当該特約によりステップ・アップ金利等が上乗せされたものを除く。）又は新銀行告示第七条第四項各号（第十号を除く。）に掲げる要件若しくは新銀行告示第十九条第四項各号（第十号を除く。）に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段であって新銀行告示第七条第四項若しくは第十九条第四項に規定するＴｉｅｒ２資本調達手段に該当しないもの（平成二十二年九月十二日から適用日の前日までの間に発行されたものに限る。）（以下この項及び次項において「適格旧Ｔｉｅｒ２資本調達手段」と総称する。）の額（適格旧Ｔｉｅｒ２資本調達手段のうち償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になったものについては、連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額に、算出基準日（銀行告示第四条第一号イに規定する算出基準日をいう。次条第二項において同じ。）から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。以下この項及び次項において同じ。）については、適用日から起算して九年を経過する日までの間は、前項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧Ｔｉｅｒ２資本調達手段に係る基準額（適用日における適格旧Ｔｉｅｒ２資本調達手段の額をいう。）に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、銀行告示第二条第三号又は第十四条第三号の算式におけるＴｉｅｒ２資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

３　前二項の規定にかかわらず、適格旧Ｔｉｅｒ１資本調達手段又は適格旧Ｔｉｅｒ２資本調達手段にステップ・アップ金利等を上乗せする特約が付されている場合において、当該特約によりステップ・アップ金利等が上乗せされたときは、その上乗せされた日以後、当該適格旧Ｔｉｅｒ１資本調達手段の額及び当該適格旧Ｔｉｅｒ２資本調達手段の額は、銀行告示第二条第二号若しくは第十四条第二号の算式におけるその他Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額又は銀行告示第二条第三号若しくは第十四条第三号の算式におけるＴｉｅｒ２資本に係る基礎項目の額に算入してはならない。

４～６　（略）

（公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置）

第四条　公的機関による資本の増強に関する措置を通じて適用日前に発行された資本調達手段であって旧銀行告示第二条又は第十四条の算式における基本的項目に該当するものの額については、平成

三十年三月三十一日までの間は、銀行告示第二条第一号又は第十四条第一号の算式における普通株式等Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

２　公的機関による資本の増強に関する措置を通じて適用日前に発行された資本調達手段であって旧銀行告示第二条又は第十四条の算式における補完的項目に該当するものの額（償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になったものについては、連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額に、算出基準日から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。）については、平成三十年三月三十一日までの間は、銀行告示第二条第三号又は第十四条第三号の算式におけるＴｉｅｒ２資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

３・４　（略）

（その他の包括利益累計額及び評価・換算差額等に係る経過措置）

第五条　銀行告示第五条第一項第二号のその他の包括利益累計額及び銀行告示第十七条第一項第二号の評価・換算差額等に該当するものの額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、銀行告示第二条第一号又は第十四条第一号の算式における普通株式等Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額に算入するものとする。

適用日から起算して一年を経過する日までの期間	零パーセント
平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	二十パーセント
平成二十七年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	四十パーセント
平成二十八年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	六十パーセント
平成二十九年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	八十パーセント

２　銀行告示第五条第一項第二号のその他の包括利益累計額及び銀行告示第十七条第一項第二号の評価・換算差額等に該当するものの額のうち、前項の規定により銀行告示第二条第一号又は第十四条第一号の算式における普通株式等Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額に算入された額に対応する部分以外の部分の額については、当該額のうち、旧銀行告示第二条又は第十四条の算式における基本的項目に該当する部分の額については、銀行告示第二条第二号又は第十四条第二号の算式におけるその他Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額に算入するものとし、旧銀行告示第二条又は第十四条の算式における補完的項目に該当する部分の額については、銀行告示第二条第三号又は第十四条第三号の算式におけるＴｉｅｒ２資本に係る基礎項目の額に算入するものとし、旧銀行告示第二条又は第十四条の算式における基本的項目及び補完的項目に該当しない部分の額については、なお従前の例による。

３・４　（略）

（非支配株主持分等に係る経過措置）

第六条　連結子法人等の非支配株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額（銀行告示第八条第一

項第三号に規定する連結子法人等の非支配株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額をいう。）のうち、銀行告示第八条第一項から第三項までの規定により銀行告示第五条第一項第四号に掲げる普通株式等Ｔｉｅｒ１資本に係る調整後非支配株主持分の額、銀行告示第六条第一項第五号に掲げるその他Ｔｉｅｒ１資本に係る調整後非支配株主持分等の額及び銀行告示第七条第一項第五号に掲げるＴｉｅｒ２資本に係る調整後非支配株主持分等の額に算入されなかった額に対応する部分の額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額のうち、連結子法人等（銀行告示第一条第五十八号に規定する連結子法人等をいう。以下この項において同じ。）の普通株式（銀行告示第五条第三項に規定する普通株式をいう。）に対応する部分の額については、銀行告示第二条第一号の算式における普通株式等Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額に算入することができ、連結子法人等のその他Ｔｉｅｒ１資本調達手段（銀行告示第六条第四項に規定するその他Ｔｉｅｒ１資本調達手段をいう。）に対応する部分の額については、銀行告示第二条第二号の算式におけるその他Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額に算入することができ、連結子法人等のＴｉｅｒ２資本調達手段（銀行告示第七条第四項に規定するＴｉｅｒ２資本調達手段をいう。）に対応する部分の額については、銀行告示第二条第三号の算式におけるＴｉｅｒ２資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

適用日から起算して一年を経過する日までの期間	百パーセント
平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	八十パーセント
平成二十七年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	六十パーセント
平成二十八年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	四十パーセント
平成二十九年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	二十パーセント

２　（略）

（調整項目に係る経過措置）

第七条　銀行告示第五条第二項第一号から第六号まで、第六条第二項第一号から第四号まで及び第七条第二項各号に掲げる額並びに銀行告示第十七条第二項第一号から第六号まで、第十八条第二項第一号から第四号まで及び第十九条第二項各号に掲げる額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、附則第五条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、これらの額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、銀行告示第二条第一号若しくは第十四条第一号の算式における普通株式等Ｔｉｅｒ１資本に係る調整項目の額、銀行告示第二条第二号若しくは第十四条第二号の算式におけるその他Ｔｉｅｒ１資本に係る調整項目の額又は銀行告示第二条第三号若しくは第十四条第三号の算式におけるＴｉｅｒ２資本に係る調整項目の額にそれぞれ算入することができる。

２　銀行告示第五条第二項第一号から第六号まで、第六条第二項第一号から第四号まで及び第七条第二項各号に掲げる額並びに銀行告示第十七条第二項第一号から第六号まで、第十八条第二項第一号

から第四号まで及び第十九条第二項各号に掲げる額のうち、前項の規定により銀行告示第二条第一号若しくは第十四条第一号の算式における普通株式等Ｔｉｅｒ１資本に係る調整項目の額、銀行告示第二条第二号若しくは第十四条第二号の算式におけるその他Ｔｉｅｒ１資本に係る調整項目の額又は銀行告示第二条第三号若しくは第十四条第三号の算式におけるＴｉｅｒ２資本に係る調整項目の額に算入された額に対応する部分以外の部分の額については、当該額のうち、旧銀行告示第二条又は第十四条の算式における基本的項目に該当する部分の額については、銀行告示第二条第二号又は第十四条第二号の算式におけるその他Ｔｉｅｒ１資本に係る調整項目の額に算入するものとし、旧銀行告示第二条又は第十四条の算式における補完的項目又は控除項目に該当する部分の額については、銀行告示第二条第三号又は第十四条第三号の算式におけるＴｉｅｒ２資本に係る調整項目の額に算入するものとし、旧銀行告示第二条又は第十四条の算式における基本的項目、補完的項目及び控除項目に該当しない部分の額については、なお従前の例による。

３・４　（略）

（特定項目に係る十五パーセント基準超過額に係る経過措置）

第八条　適用日から起算して五年を経過する日までの間における銀行告示第八条第十項第一号及び第二十条第七項第一号の規定の適用については、これらの規定中「同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額」とあるのは、「同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じて得た額」とする。

２　（略）

第九条　削除

（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第五条第七項等の規定に基づき金融庁長官が別に定める銀行の一部改正）

第十条　（略）

（銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第五条第七項等の規定に基づき金融庁長官が別に定める銀行持株会社の一部改正）

第十一条　（略）

第十一条の二　削除

（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の特例の一部改正）

第十二条　銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実

の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の特例（平成二十四年金融庁告示第五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「「その他有価証券評価差損」の下に「（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計（時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部に繰り延べる方法をいう。第四十条第一項において同じ。）を適用する場合にあっては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、時価評価されているその他有価証券（連結財務諸表規則第二条第十八号に規定するその他有価証券をいう。第三十三条第二項第一号において同じ。）をヘッジ対象とするヘッジ手段に係る損益に限る。）の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。）」を加え、「、その他有価証券評価差損」の下に「（財務諸表等規則第六十七条第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合にあっては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益（財務諸表等規則第六十七条第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、時価評価されているその他有価証券（財務諸表等規則第八条第二十二項に規定するその他有価証券をいう。第四十四条第二項第一号において同じ。）をヘッジ対象とするヘッジ手段に係る損益に限る。）の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。）」を加える。

（略）

附　則（平成二十四年金融庁告示第八十一号）

（適用時期）

第一条　この告示は、平成二十五年三月三十一日から適用する。

（国内基準行に係る経過措置）

第二条　国内基準行（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第一条第十号の三又は銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第一条第十号の三に規定する国内基準行をいう。）である銀行又は銀行持株会社については、平成二十六年三月三十日までの間は、この告示による改正後の銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「新銀行告示」という。）又は銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断す

るための基準（以下「新持株告示」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（直接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に当たって簡便的手法を用いる場合に係る経過措置）

第三条　この告示の適用の日から平成二十五年六月二十九日までの間、新銀行告示第二百七十条の八第二項第四号又は新持株告示第二百四十八条の八第二項第四号の規定にかかわらず、ネットのアドオンの算出に当たっては、次の算式を用いることができる。

ネットのアドオン = 0.15×グロスのアドオン＋0.85×0.30×グロスのアドオン

（適格中央清算機関に係る経過措置）

第四条　この告示の適用の日から平成二十六年三月三十日までの間における新銀行告示第一条第七号の三の規定の適用については、同号中「提供している者」とあるのは、「提供している者又は提供しようとする者」と読み替えるものとする。

２　（略）

附　則（平成二十五年金融庁告示第六号）（抄）

（適用時期）

第一条　この告示は、平成二十六年三月三十一日から適用する。ただし、第一条中銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第四十八条第一項第二号、第百五十二条第一号、第二百七十条の三第一項及び第二百七十条の四第一項の改正規定、第二条中銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第二十六条第一項第二号、第百三十条第一号、第二百四十八条の三第一項及び第二百四十八条の四第一項の改正規定並びに第五条中銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準及び銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件附則第十条の次に一条を加える改正規定は、平成二十五年三月三十一日から適用する。

第二条　削除

（資本調達手段に係る経過措置）

第三条　第一条の規定による改正前の銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「旧銀行告示」という。）第二十八条又は第四十条に定める非累積的永久優先株（銀行が発行したものに限る。）であって第一条の規定による改正後の銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産

等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（次項において「新銀行告示」という。）第二十八条第四項又は第四十条第四項の強制転換条項付優先株式に該当しないもの（この告示の適用の日（以下「適用日」という。）前に発行されたものに限り、次条第一項に定めるものを除く。以下この項、第三項並びに附則第七条第二項及び第十二条第二項において「適格旧非累積的永久優先株」という。）の額については、適用日から起算して十五年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧非累積的永久優先株に係る基準額（適用日における適格旧非累積的永久優先株の額をいう。）に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「銀行告示」という。）第二十五条又は第三十七条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

適用日から起算して六年を経過する日までの期間	百パーセント
平成三十二年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	九十パーセント
平成三十三年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	八十パーセント
平成三十四年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	七十パーセント
平成三十五年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	六十パーセント
平成三十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	五十パーセント
平成三十七年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	四十パーセント
平成三十八年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	三十パーセント
平成三十九年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	二十パーセント
平成四十年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	十パーセント

2　旧銀行告示第二十五条又は第三十七条の算式における基本的項目の額又は補完的項目の額に含まれる資本調達手段であって新銀行告示第二十八条第三項又は第四十条第三項の普通株式及び新銀行告示第二十八条第四項又は第四十条第四項の強制転換条項付優先株式のいずれにも該当しないもの（適用日前に発行されたものに限り、前項又は次条第一項に定めるものを除く。以下この項、次項並びに附則第七条第二項及び第十二条第二項において「適格旧資本調達手段」という。）の額（償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になったものについては、連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額に、算出基準日（銀行告示第四条第一号イに規定する算出基準日をいう。次条第一項において同じ。）から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。）については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧資本調達手段に係る基準額（適用日における適格旧資本調達手段の額（適格旧資本調達手段のうち旧銀行告示第二十九条第一項第四号若しくは第四十一条第一項第四号に掲げる期限

付劣後債務又は旧銀行告示第二十九条第一項第五号若しくは第四十一条第一項第五号に掲げる期限付優先株に該当するものの額が適用日における銀行告示第二十八条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項各号に掲げる額の合計額を控除した額又は銀行告示第四十条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項各号に掲げる額の合計額を控除した額（以下この項において「コア資本の額」という。）の二分の一に相当する額を上回る場合には、当該期限付劣後債務又は期限付優先株に該当するものの額から当該コア資本の額の二分の一に相当する額を控除した額（以下この項において「控除額」という。）を控除し、かつ、適格旧資本調達手段のうち旧銀行告示第二十九条第一項第三号から第五号まで又は第四十一条第一項第三号から第五号までに掲げるものに該当するものの額（控除額がある場合には控除額を控除して得た額とする。）が適用日におけるコア資本の額を上回る場合には、当該旧銀行告示第二十九条第一項第三号から第五号まで又は第四十一条第一項第三号から第五号までに掲げるものに該当するものの額から当該コア資本の額を控除した額を控除して得た額とする。）をいう。）に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、新銀行告示第二十五条又は第三十七条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

適用日から起算して一年を経過する日までの期間	百パーセント
平成二十七年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	九十パーセント
平成二十八年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	八十パーセント
平成二十九年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	七十パーセント
平成三十年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	六十パーセント
平成三十一年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	五十パーセント
平成三十二年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	四十パーセント
平成三十三年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	三十パーセント
平成三十四年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	二十パーセント
平成三十五年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	十パーセント

３　前二項の規定にかかわらず、適格旧非累積的永久優先株又は適格旧資本調達手段にステップ・アップ金利等（旧銀行告示第六条第四項第四号に規定するステップ・アップ金利等をいう。以下この項において同じ。）を上乗せする特約が付されている場合において、当該特約により適用日後にステップ・アップ金利等が上乗せされたときは、その上乗せされた日以後、当該適格旧非累積的永久優先株又は適格旧資本調達手段の額は、銀行告示第二十五条又は第三十七条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入してはならない。

４～１３　（略）

（公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置）

第四条　旧銀行告示第二十五条又は第三十七条の算式における基本的項目又は補完的項目に該当する

ものであって銀行告示第二十八条第三項又は第四十条第三項の普通株式及び銀行告示第二十八条第四項又は第四十条第四項の強制転換条項付優先株式のいずれにも該当しないもののうち、公的機関による資本の増強に関する措置を通じて適用日前に発行された資本調達手段の額（償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になったものについては、連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額に、算出基準日から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。）については、その全額を銀行告示第二十五条又は第三十七条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

２～６　（略）

（土地再評価差額金に係る経過措置）

第五条　旧銀行告示第二十九条第一項第一号又は第四十一条第一項第一号に掲げる土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、附則第三条第二項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、銀行告示第二十五条又は第三十七条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

２　前項の場合において、適用日から起算して十年を経過する日までの間における銀行告示第二十九条第十一項、第四十一条第十項、第四十八条第一項第一号及び第百七十八条の五の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第二十九条第十一項	、繰延ヘッジ損益及び土地再評価差額金	及び繰延ヘッジ損益
第四十一条第十項	評価・換算差額等に計上される項目	評価・換算差額等に計上される項目（財務諸表等規則第六十七条第一項第三号に規定する土地再評価差額金を除く。）
第四十八条第一項第一号及び第百七十八条の五	時価による評価替え又は再評価	時価による評価替え

３～８　（略）

（その他の包括利益累計額及び評価・換算差額等に係る経過措置）

第六条　銀行告示第二十八条第一項第二号のその他の包括利益累計額のうち退職給付に係るものの額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、銀行告示第二十五条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入するものとする。

適用日から起算して一年を経過する日までの期間	零パーセント

平成二十七年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	二十パーセント
平成二十八年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	四十パーセント
平成二十九年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	六十パーセント
平成三十年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	八十パーセント

２～６　（略）

（非支配株主持分等に係る経過措置）

第七条　銀行告示第二十九条第一項に規定する特定連結子法人等の非支配株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額のうち、同項の規定により銀行告示第二十八条第一項第四号に掲げるコア資本に係る調整後非支配株主持分の額に算入されなかった額に対応する部分の額については、適用日から起算して十五年を経過する日までの間は、附則第三条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、銀行告示第二十五条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

２　銀行告示第一条第五十八号に規定する連結子法人等のうち銀行告示第二十九条第一項に規定する特定連結子法人等以外のものの非支配株主持分（当該連結子法人等が株主資本に計上している旧銀行告示第二十九条第一項第三号又は第五号に掲げるもの、旧銀行告示第二十八条第三項に定める海外特別目的会社の発行する優先出資証券及び適格旧非累積的永久優先株又は適格旧資本調達手段に係るものを除く。）については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、附則第三条第二項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、銀行告示第二十五条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

３～９　（略）

（調整項目に係る経過措置）

第八条　銀行告示第二十八条第二項各号及び第四十条第二項各号に掲げる額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、附則第六条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、これらの額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、銀行告示第二十五条又は第三十七条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入することができる。

２　銀行告示第二十八条第二項各号及び第四十条第二項各号に掲げる額のうち、前項の規定により銀行告示第二十五条又は第三十七条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入された額に対応する部分以外の部分の額については、当該額のうち、旧銀行告示第二十五条又は第三十七条の算式における基本的項目又は控除項目に該当する部分の額については、銀行告示第二十五条又は第三十七条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入するものとし、旧銀行告示第二十五条又は第三十七条の算式における基本的項目及び控除項目に該当しない部分の額については、なお従前の例による。

３～１０　（略）

（自己保有普通株式等又は自己保有普通出資等に係る経過措置）

第九条　適用日から起算して十年を経過する日までの間における銀行告示第二十九条第二項及び第四十一条第一項の規定の適用については、銀行告示第二十九条第二項中「普通株式又は強制転換条項付優先株式（同条第四項に規定する強制転換条項付優先株式をいう。第四項及び第五項において同じ。）」とあるのは「普通株式、強制転換条項付優先株式（同条第四項に規定する強制転換条項付優先株式をいう。第四項及び第五項において同じ。）、適格旧非累積的永久優先株（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成二十五年金融庁告示第六号）（以下この項において「改正告示」という。）附則第三条第一項に規定する適格旧非累積的永久優先株をいう。第四項並びに第四十一条第一項及び第三項において同じ。）又は適格旧資本調達手段（改正告示附則第三条第二項に規定する適格旧資本調達手段をいう。第四項並びに第四十一条第一項及び第三項において同じ。）」と、銀行告示第四十一条第一項中「普通株式又は強制転換条項付優先株式（前条第四項に規定する強制転換条項付優先株式をいう。第三項及び第四項において同じ。）」とあるのは「普通株式、強制転換条項付優先株式（前条第四項に規定する強制転換条項付優先株式をいう。第三項及び第四項において同じ。）、適格旧非累積的永久優先株又は適格旧資本調達手段」とし、平成三十六年三月三十一日から起算して五年を経過する日までの間における銀行告示第二十九条第二項及び第四十一条第一項の規定の適用については、銀行告示第二十九条第二項中「普通株式又は強制転換条項付優先株式（同条第四項に規定する強制転換条項付優先株式をいう。第四項及び第五項において同じ。）」とあるのは「普通株式、強制転換条項付優先株式（同条第四項に規定する強制転換条項付優先株式をいう。第四項及び第五項において同じ。）又は適格旧非累積的永久優先株（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成二十五年金融庁告示第六号）附則第三条第一項に規定する適格旧非累積的永久優先株をいう。第四項並びに第四十一条第一項及び第三項において同じ。）」と、銀行告示第四十一条第一項中「普通株式又は強制転換条項付優先株式（前条第四項に規定する強制転換条項付優先株式をいう。第三項及び第四項において同じ。）」とあるのは「普通株式、強制転換条項付優先株式（前条第四項に規定する強制転換条項付優先株式をいう。第三項及び第四項において同じ。）又は適格旧非累積的永久優先株」とする。

２～４　（略）

（意図的に保有している他の金融機関等の資本調達手段の額に係る経過措置）

第十条　適用日から起算して十年を経過する日までの間における銀行告示第二十九条第四項及び第四十一条第三項の規定の適用については、これらの規定中「普通株式又は強制転換条項付優先株式」

とあるのは、「普通株式、強制転換条項付優先株式、適格旧非累積的永久優先株又は適格旧資本調達手段」とし、平成三十六年三月三十一日から起算して五年を経過する日までの期間における銀行告示第二十九条第四項及び第四十一条第三項の規定の適用については、これらの規定中「普通株式又は強制転換条項付優先株式」とあるのは、「普通株式、強制転換条項付優先株式又は適格旧非累積的永久優先株」とする。

２～４　（略）

（特定項目に係る十五パーセント基準超過額に係る経過措置）

第十一条　適用日から起算して五年を経過する日までの間における銀行告示第二十九条第七項第一号及び第四十一条第六項第一号の規定の適用については、これらの規定中「同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額」とあるのは、「同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じて得た額」とする。

２～５　（略）

（他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置）

第十二条　適用日から起算して五年を経過する日までの間における銀行告示第七十六条の二の三又は第百七十八条の二の三に定めるエクスポージャーのうち銀行が適用日において保有するものについての銀行告示第七十六条の二の三又は第百七十八条の二の三の規定の適用については、銀行がその保有を継続している場合に限り、これらの規定中「二百五十」とあるのは、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の下欄に掲げる字句とする。

適用日から起算して一年を経過する日までの期間	百
平成二十七年三月三十一日から起算して二年を経過する日までの期間	百五十
平成二十九年三月三十一日から起算して二年を経過する日までの期間	二百

２　前項の規定にかかわらず、適用日から起算して十五年を経過する日までの間における銀行告示第一条第七号に規定する金融機関、同条第三十七号ホに規定する銀行持株会社又は金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社（以下この条において「最終指定親会社」という。）が発行した適格旧非累積的永久優先株又は適格旧資本調達手段に相当するものについての銀行告示第七十六条の二の三及び第百七十八条の二の三の規定の適用については、これらの規定中「二百五十」とあるのは、「百」とする。

３～８　（略）

第十三条　削除

第十四条　削除

（単体自己資本比率の算出の方法等に係る経過措置）

第十五条　適用日から起算して十年を経過する日までの間における銀行告示第三十八条の規定の適用については、同条中「こととする」とあるのは、「こととする。ただし、専ら当該銀行の資本調達を目的として海外に設立された連結子法人等を有する銀行においては、当該会社を含む連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表規則に基づき作成することとし、連結に伴う自己資本比率算出上の扱いは第四章に準ずることとする」とする。

第十六条　削除

（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第二十八条第六項等の規定に基づき金融庁長官が別に定める銀行の廃止）

第十七条　（略）

（銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第十七条第六項及び第二十二条第二項第一号の規定に基づき金融庁長官が別に定める銀行持株会社の廃止）

第十八条　（略）

附　則（平成二十五年金融庁告示第十号）

この告示は、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年三月十八日）から適用する。

前　文（平成二十五年金融庁告示第十八号）（抄）

平成二十五年三月三十一日から適用する。

附　則（平成二十六年金融庁告示第二十七号）

（適用時期）

第一条　この告示は、平成二十六年三月三十一日から適用する。ただし、次に掲げる規定は同年四月一日から適用する。

一　第一条及び第三条の規定

二　（略）

（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する告示の一部改正）

第二条　銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する告示（平成二十五年金融庁告示第六号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項及び第二項中「第十二条第一項」を「第十二条第二項」に改め、同条第四項及び第五項中「第十二条第二項」を「第十二条第四項」に改め、同条第七項中「第十二条第三項」を「第十二条第六項」に改め、同条第十二項中「第十二条第四項」を「第十二条第八項」に改める。

前　文（平成二十六年金融庁告示第二十八号）（抄）

同法の施行の日（平成二十六年四月一日）から適用する。

附　則（平成二十七年金融庁告示第二十四号）（抄）

（適用時期）

第一条　この告示は、平成二十七年四月一日から適用する。ただし、第一条中銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第七十九条の二第三項第一号ロの表（注２）②及び第二百八十四条の表（注２）の改正規定、第二条中銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第五十七条の二第三項第一号ロの表（注２）②及び第二百六十二条の表（注２）の改正規定、第三条中信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第七十四条第三項第一号ロの表（注２）②及び第二百八十四条の表（注２）の改正規定、第四条中協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第五十一条第三項第一号ロの表（注２）②の改正規定並びに第七条中最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第四十七条第一項第二号ロの表（注２）②及び第二百六十二条の表（注２）の改正規定は、同年三月三十一日から適用する。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正に伴う経過措置）

第二条　（略）

（金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件の一部改正に伴う経過措置）

第三条　（略）

（銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正に伴う経過措置）

第四条　（略）

（信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正に伴う経過措置）

第五条　（略）

前　文（平成二十八年金融庁告示第十一号）

平成二十八年四月一日から適用する。

前　文（平成二十九年金融庁告示第二百二十一号）（抄）

公布の日から適用する。

（別表第一）

掛目	業務区分	備　考
１２％	リテール・バンキング	リテール（中小企業等及び個人）向け預貸関連業務等
１５％	コマーシャル・バンキング	リテール向け以外の預貸関連業務等
１８％	決済業務	決済に係る業務
１２％	リテール・ブローカレッジ	主として小口の顧客を対象とする証券関連業務
１８％	トレーディング及びセールス	特定取引に係る業務及び主として大口の顧客を対象とする証券、為替、金利関連業務等
１８％	コーポレート・ファイナンス	企業の合併・買収の仲介、有価証券の引受・売出・募集の取扱い等、その他顧客の資金調達関連業務等（リテール・バンキング及びコマーシャル・バンキングに該当するものを除く。）
１５％	代理業務	顧客の代理として行う業務
１２％	資産運用	顧客のために資産の運用を行う業務

（注）粗利益配分手法においては、以下の要領に従うものとする。

1. 銀行のすべての業務から発生する粗利益のすべてが、相互に重複することなくこの表に掲げる業務区分に配分されなければならない（4. に規定する場合を除く。）。
2. この表に掲げる業務区分を適用する場合において、信用リスク・アセットの額及びマーケット・リスク相当額を算出する際に用いる基準に類似の区分があるときは、原則として、両者の区分は整合的でなくてはならない。この原則に従わない場合には、文書により明確な理由が示されていなければならない。
3. この表に掲げる業務区分に含まれている業務に付随する業務（以下「付随業務」という。）の粗利益については、当該業務区分に配分されなければならない。付随業務が複数の業務区分に含まれる業務に付随している場合は、銀行が自ら定める客観的な基準を用いて粗利益が配分されなければならない。
4. ある業務の粗利益を特定の業務区分に配分することができない場合には、十八パーセントの掛目を乗じるものとする。
5. 複数の業務区分に粗利益を配分するに当たって、銀行は財務会計又は管理会計に基づく適切な基準を用いなければならない。ただし、配分した粗利益の額の合計が、基礎的手法を使用する場合に用いられる粗利益の額と等しくなければならない。
6. 粗利益の配分の手順は、取締役会等の承認に基づき執行役員が責任を持つものでなければならない。
7. 粗利益の配分の手順は、内部監査を行う部門による検証を受けなければならない。

（別表第二）

損失事象の種類	オペレーショナル・リスク損失
内部の不正	詐欺若しくは財産の横領又は規制、法令若しくは内規の回避を意図したような行為による損失であって、銀行又はその子会社等の役職員が最低一人は関与するもの（差別行為を除く）
外部からの不正	第三者による、詐欺、財産の横領又は脱法を意図したような行為による損失
労務慣行及び職場の安全	雇用、健康若しくは安全に関する法令若しくは協定に違反した行為、個人傷害に対する支払、労働災害又は差別行為による損失
顧客、商品及び取引慣行	特定の顧客に対する過失による職務上の義務違反（受託者責任、適合性等）又は商品の性質若しくは設計から生じる損失
有形資産に対する損傷	自然災害その他の事象による有形資産の損傷による損失
事業活動の中断及びシステム障害	事業活動の中断又はシステム障害による損失
注文等の執行、送達及びプロセスの管理	取引相手や仕入先との関係から生じる損失又は取引処理若しくはプロセス管理の失敗による損失